

European Studies

ヨーロッパ研究 Vol.23

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター

目 次

I 論文

ドイツにおける高齢化社会とアクティベーション —政治的言説による高年齢者の生活環境の変化—	5
	松本 尚子
ドイツ社会民主党の対スペイン関与の変容（1966-1975）—スペイン共産主義との関係に関する一考察—	19
	狐塚 祐矢
The European Identity Among Ethnic Minorities: Co-Existence of Europeanness and Russianness Among Russian-Speaking Estonians in the EU's Border Region	31
	Yusaku FUKUHARA
J. ハーバーマスにおける世界社会の立憲化構想 —人権・デモクラシー・連帯—	43
	速水 淑子

II 研究ノート

日本初のドイツ語雑誌 <i>Von West nach Ost</i> (『東漸新誌』) 序文: Was wir wollen? (「我らが欲するもの」) について	61
	鶴田奈月、中村美里、石原あえか

III 書評

Kreutzmann, Marko: Die höheren Beamten des Deutschen Zollvereins. Eine bürokratische Funktionselite zwischen einzelstaatlichen Interessen und zwischenstaatlicher Integration (1834-1871)(= Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften; Bd. 86), Göttingen 2012.	71
	峯 沙智也

IV 『移民のヨーロッパ史 ドイツ・オーストリア・スイス』書評会

開会挨拶: 川喜田敦子	79
第一部 コメント	79
第二部 リプライ&ディスカッション	86
閉会挨拶: 石田勇治	94
執筆者紹介	97
『ヨーロッパ研究』論文・研究ノート募集	98

Table of Contents / Inhaltsverzeichnis / table des matières

I ARTICLES

Ageing Society and Activation in Germany: Change in Life Components of Older People through the Political Discourse.....	5
	Naoko MATSUMOTO
Der Kurswechsel der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD) hinsichtlich der Spanienfrage (1966-1975): Ein Beitrag zum Verhältnis der SPD zum spanischen Kommunismus	19
	Yuya KOZUKA
The European Identity Among Ethnic Minorities: Co-Existence of Europeanness and Russianness Among Russian-Speaking Estonians in the EU's Border Region	31
	Yusaku FUKUHARA
J. Habermas' Konzept der Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft: Menschenrechte, Demokratie und Solidarität.....	43
	Yoshiko HAYAMI

II RESEARCH NOTE

Über das Vorwort „Was wir wollen?“ Die japanische Übersetzung und die Geschichte der Entstehung der ersten deutschsprachigen Zeitschrift in Japan: <i>Von West nach Ost</i>	61
	Natsuki TSURUTA, Misa NAKAMURA, Aeka ISHIHARA

III BOOK REVIEW

Kreutzmann, Marko: Die höheren Beamten des Deutschen Zollvereins. Eine bürokratische Funktionselite zwischen einzelstaatlichen Interessen und zwischenstaatlicher Integration (1834-1871) (= Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften; Bd. 86), Göttingen 2012.	71
	Sachiya MINE

IV Symposium und Buchpräsentation „Enzyklopädie Migration in Europa: Vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart“	79
---	----

Contributors	97
--------------------	----

I 論文

Articles

論文

ドイツにおける高齢化社会とアクティベーション

——政治的言説による高年齢者の生活環境の変化——

松本 尚子

はじめに

先進諸国は、程度の差こそあれ、高齢化という課題に直面しており、G7は高年齢労働者のキャリア延長を支援することを明確に推進している¹。フランスでは2023年初頭に年金支給開始年齢引き上げを伴う年金改革案が提示されて以来、激しい抗議活動が展開されるようになった。歴史を遡ると、(西)ドイツとフランスは、主に1970～1980年代前半には似通った早期退職政策の経路を歩んできた。これらの措置は一般的に、高年齢者の労働供給を減らすことで経済停滞による若年失業者の働き口を生み出すことを目的として導入された。しかし、1980年代後半から、両国政府は異なる道を歩み始めた。ドイツは早期退職制度を廃止し、年金受給年齢を段階的に引き上げ、2029年には67歳まで引き上げるという政治的決定を下した。一方、フランスでは、2010年に保守政権が年金支給年齢を62歳に引き上げるまで、年金支給年齢は60歳のままだった。

本稿では、ドイツの政策展開に焦点を当て、高年齢者に対するアクティベーションパラダイム形成・推進における政治的言説の役割を分析する。政治的言説の役割に注目することにより、ドイツの政治がアクティブエイジングとアクティベーションに向かう言説を通じて高年齢者²の就労継続に影響を及ぼし、高年齢者の生活環境に変化をもたらしてきた過程を浮かび上がらせることを本稿の目的とする。

1. アイデアと言説

本稿では、構成主義的観点からアイデアと言説の共有に着目し、それによりドイツにおける高年齢者向けの政策がなぜ、どのように変化していったのかを分析する。ここではまず、アイデアと言説とは何を意味し、どのような機能を持つのかを概観する。

「アイデア」に注目する研究は1980年代半ば頃から始まっており、多岐にわたる。その中でも、ゴールドスタイ

ンとコヘイン (1993) により、アイデアは「世界観 (world views)」、「道義的信念 (principled beliefs)」、「因果的信念 (causal beliefs)」に分類された⁴。加藤 (2012) は、これまでの新制度論の到達点に加えてアイデアが2つの役割を果たすことで、制度変化プロセスの政治的ダイナミズムの把握が可能となり、福祉国家再編の多様性の理解につながるものとした⁵。ここでいうアイデアの2つの役割とは、①アイデアがアクターの利益・選好を形成する構成的役割、②目標達成のためにアクターがアイデアを主体的に利用する因果的役割のことである。また、アイデアの効果を、ブライス (2002) は①不確実性の低減、②集団的行動と連合形成の資源、③既存の制度に対抗する武器、④新しい制度の青写真、⑤新しい制度の安定化にあるとした⁶。

しかし、アイデアに注目するだけでは、分析が静的になり、因果性への志向を欠く恐れがあるため、あるアクターの戦略的行為による利益や構造との関係に注意しながら、「政治的ダイナミクス」をもつプロセスを経たアイデアの共有と新たな制度の形成への変遷を理論化する必要があるという指摘もある⁷。

そういった観点から、本論文では言説をアイデアと合わせて検討するが、これはアイデア単独での分析が抱えるこれらの課題を克服する試みとなる。というのも、ここでいう「言説」とは、「政治的プログラムを形成・正統化するための努力において政治的アクター間および政治的アクターと一般市民との間での言及されるものから構成され⁸」、「アイデアの実質的内容だけでなく、アイデアが伝えられる相互作用プロセスも含む⁹」。すなわち、とりわけ統治リーダーが改革のアイデアを統治エリートや社会に対して示し、政治過程で共有されていく言説に注目することにより、それまで変化が困難だと思われた頑強な既存制度を突き崩す「経路破壊」にあたるような枠組み設定の政治における因果性と動態が明らかとなる。本稿では、経路形成までの過程は変化の部分に目を向けてその因果関係を探るために言説に注目するが、言説はいったん共有されると

新たに構造化された制度を支える役割を果たすため、主要アクターにその含意を含めて共有されている間は制度を不変にする性格を示す¹⁰。

言説には、観念的レベルでは、「認識論的機能」と「規範的機能」がある¹¹。「認識論的機能」とは、「何であるか、何をするか」という観点から政策プログラムの必要性のロジックを詳述することでその正当化に資する機能である。また、「規範的機能」とは、「何をすべきか」という観点から、国にある価値観をアピールして政策プログラムの適正性のロジックを説明することで、その正統化に役立つ。政策言説は、前者の観点では政策決定者を納得させる認識論的主張を提供する必要がある、後者の観点では政策決定者のみならず市民も満足できる規範的主張を展開する必要がある。

本稿では、まず、「イシューのフレーミング (framing issues)」により「経路形成 (path shaping)」が起こることで改革が成功するというコックス (2001) が述べた観点から¹²、政策の出発点としての「イシューが政治化される過程」に注目し、正当化に資する政策プログラムの必要性のロジックをその背景にある既存の制度の問題点から分析する。その段階で何をするかというアイデアの構成により言説が認識論的機能を果たし、その言説は政策の形成において共有される過程を経て支配的になるが、本稿の取り上げるアイデアとその言説の中核にあるのはアクティベーションである。政策プログラムの適正性を支える規範は、その時代の価値規範となる高年齢期における就労継続である。

2. アクティブエイジングとアクティベーション

2.1 アクティブエイジング

アクティブエイジングとは、生活の質 (QOL) を低下させることなく、健康と社会参加の機会を維持しながら歳を重ねるプロセスを指す。しかし、この言葉自体に、広く受け入れられた定義があったわけではなく、政策実践の中で使用されることで、結果的に「より長い期間働くこと」を強調する経済的な政策パラダイムが支配的となっている¹³。

1960年代からアメリカの老年社会学では、理想的な歳を重ね方やそれを支える社会像に関して論じるサクセスフルエイジングが議論されてきた。1980年代には生産性を維持した上でのライフコースの設計の要請からプロダクティブエイジングが広まった¹⁴。1990年代に、WHOの唱導によりアクティブエイジング概念へと進化し、活動と健康の連関が強調されるようになる。WHOの定義に従えば、アクティブエイジングは「人々が歳を重ねていくなかでQOLを高めるために、健康や参加、保障への機会を最適化すること」であると定義される¹⁵。WHOがアクティブエイジングという用語を採用した際の3つの軸は、①健康、②生涯

を通じた教育・学習機会の提供、公式／非公式の仕事やボランティア活動への積極参加、地域社会や家庭生活での世代をまたぐ形での全面的な関与、③社会的・財政的・物理的保障を促すこととされた¹⁶。さまざまな活動を通じてライフコースにわたる健康を維持することに重点が置かれている。

EUでは高年齢者のアクティベーションを図る動きが奨励された。1999年の欧州委員会の政策文書である「全世代のための1つのヨーロッパに向けて (Towards a Europe for All Ages)」で指摘されたのは次の4つの課題と4つの解決策であった¹⁷。労働人口の相対的減少と労働力の高齢化、年金制度と公的財政へのプレッシャー、ケアのニーズの増加、高年齢者を取り巻く資源やニーズ・リスクの多様化が指摘された課題である。それらへの対策として結論付けられたのは、①生涯学習や柔軟な就労枠組み、就労や職業訓練へ向けたインセンティブの向上による就労率の上昇、②早期退職に代わる緩やかなリタイアの模索と持続可能で柔軟な年金スキームへの改革、③健康政策や老人ケアに関連する研究のサポート、④職場での差別や社会的排除への対応策であった。ここで見られるように、EUおよびEU諸国が1990年代後半から掲げるようになったアクティブエイジングは、それまでWHOで掲げられてきたそれとは質的な違いが存在する¹⁸。WHOが定義した「活動」が包括的かつ多岐にわたる一方で、EUはその重点を就労に置いている。

2.2 アクティベーション¹⁹

より広く言えば、アクティブ・エイジングは、高年齢者・高齢者および高齢化社会のアクティベーションの一種であるが、アクティブ・エイジングの考え方は、アクティベーションとは対照的に、政策手段については曖昧である。近年、先進国ではアクティベーション政策が社会政策の基調となっており、従来福祉の対象となっていた人たちにも就労を促し、福祉と就労を融合させようとしている。国家が単なる受動的な給付の提供者から、能動的なアプローチの提供者へと変化しており、社会的保護を前提とした労働力削減 (labour shedding) の政策からのパラダイムシフトを示唆する者もいる²⁰。

アクティベーション政策で、政府は、求職者／失業者の労働市場への(再)参加だけでなく、潜在的には就労能力を有しながらも労働市場から退出せざるを得なくなっている人も対象にしている。すぐに働くことができる人に対しては、就労を不可欠にするために給付条件を厳格にしたり制裁を課したりする、ワークフェア (workfare) を通じて、求職活動を活発にさせる。その一方で、すぐには働けない人には、就労を可能とする環境の整備、いわゆる能力志向のアプローチ (capability-oriented approach) として、積

極的な職業訓練枠組みの整備、柔軟な就労形態やケアサービスの充実化を図る。

EUのドローール白書（1993年）においては、加盟各国に対して、長期失業に対処するのではなくそもそも長期失業を防ぐ積極的労働市場政策の重要性が強調された²¹。その後、1997年のアムステルダム欧州理事会で定まった欧州雇用戦略（EES）では、スウェーデンモデルとイギリスのニューディールを組み合わせる形で供給サイドの取り組みの強化を唱えた²²。リスボン雇用サミットでは就労率の目標を設定し、2010年まで全EU加盟国が高年齢者の就労率を50%以上に到達させることを求めた。EUによるこのような唱導は、加盟国におけるアクティベーションへのパラダイムシフトを加速させた。

本稿では、アクティベーションが「就労要求（Demanding）」と「就労支援（Enabling）」の二側面をもつという、アイヒホーストラ（2008）の指摘を援用する²³。就労要求の側面をもつ政策では、失業給付や社会扶助の給付の引き下げや給付期間の短縮、受給者が受容すべき仕事の条件を厳格化し遵守されない場合の制裁（給付削減や停止）を規定すること、統合契約や求職活動のモニタリング、労働市場政策スキームへの参加義務などの活動要件が含まれる。他方、就労支援の側面をもつ政策は、求職支援や職業訓練、起業助成金、補助金による雇用促進、低賃金に就いた場合の賃金補助、ケースマネジメント、心理的ケア、育児ケアなどを含んでいる。

一口にアクティベーション政策と言ってもそこで包含されるものによって効果の生じ方が異なる点を理解する必要もある。その一例としては、カードらが2010年と2015年に発表した就労プログラム評価のメタ分析の論文で明らかにした²⁴。つまり、就労可能性の開発よりも即座の就労開始

に重点を置くワークファーストモデルは短期的なインパクトはあるものの、（短期的なインパクト自体は乏しい）職業訓練などの人的資本投資の方が中長期的には効果が大きくなるという特徴がある。また、積極的労働市場政策が女性や長期失業者には効果的である一方で、高年齢者や若年者には効果が小さいとされている。

3. イシューが生まれるまでのプロセス：早期退職の定着

そもそもドイツでは、ベビーブーム世代の労働力余剰と、高度経済成長後（特に石油危機後）の経済停滞による大量失業が、早期退職勧奨の時代をもたらした。こうしたインセンティブは当初、民間企業の慣行により与えられた。しかし、1970年代から次第に政府が高年齢労働者の労働市場からの撤退を支援するようになっていった。

早期退職が国からの保障のある制度として整備されたのは、1972年年金改革においてであった。1972年年金改革では、柔軟な老齢年金（flexibles Altersruhegeld）として、年金受給開始年齢選択性が導入された。当時、本来の老齢年金支給開始年齢が男性は65歳（女性は60歳²⁵）であった。それを、失業者で35年以上の長期加入の被保険者は男性63歳（女性は60歳）で老齢年金を受給できることにし、また、長期失業者向けの老齢年金（Arbeitslosenruhegeld：失業年金）も60歳からの受給可能とするなどした。それらをまとめると、表1²⁶のようになる。とりわけ失業手当と失業年金を用いて、主に労働力を削減する動きとして、企業が高年齢労働者に早期退職を促すことが多く見られるようになる。つまり、59歳の間は失業給付を受け取り、途中で失業年金に切り替え、65歳からは標準的な老齢年金を受給するという形で、実質的に59歳までに引退を果たすという

表1. 老齢年金への諸経路とその開始年齢（1972年年金改革以降）、経路ごとの65歳未満の受給者数（1989年7月1日時点）

	支給開始年齢	保険最低加入期間	65歳未満の受給者数 (1989年7月1日時点)
標準的な老齢年金 (Regelaltersrente)	65歳	15年 <1984年以降: 5年>	
柔軟な老齢年金（35年以上の長期加入） (flexibles Altersruhegeld)	63歳	35年	男性: 75,054人 女性: 4,681人
重度障がい (Altersrente für Schwerbehinderte)	62歳 <1978年以降: 60歳>	35年	男性: 184,557人 女性: 21,365人
52週以上の長期失業 (Arbeitslosenruhegeld)	60歳	15年 (直近10年のうち8年)	男性: 131,522人 女性: 15,678人
女性 (Frauenaltersrente)	60歳	15年 (直近20年のうち10年間)	女性: 439,897人
*稼働能力減少年金 (Erwerbsminderungsrente)	年齢に関係なく	5年 (直近5年のうち3年)	男性: 726,637人 女性: 514,003人

出典: Börsch-Supan and Jürges (2011: 4-6); Jacobs, Kohli and Rein (1991: 183-185)を修正して作成

慣行（「59歳規定（‘59er Regelung’）」；あるいは1987年以降には失業手当支給期間の最大32ヶ月までの延長を受けて「57歳規定（‘57er Regelung’）」とも）を生むこととなった²⁷。失業手当および失業年金を通じた引退を図るこの経路は、労働者にとってはほぼ経済的罰則のないため好まれ、1970年代には企業は経済的プレッシャーのなか59歳規定を多用し始めるようになった。

さらに、若年大量失業の深刻化のあと、早期退職制度は1984年の「早期退職法（Vorruhestandsgesetz）」²⁸によってさらに強化された。この法律の導入が議論された際には、野党のSPD（ドイツ社会民主党）が、強力な労働組合の要望を背景に「週35時間労働」の導入を固持したが、与党はCDU（キリスト教民主同盟）を中心にこれを退けた。過渡期の政策として1988年末までの時限付きの措置で、高年齢者は58歳で引退してもなお標準的な年金の支給開始まで従前の給与の最低でも65%の額が使用者から支払われるが²⁹、その際、高年齢労働者の代わりに新たに人材を採用した場合には国から35%の補助金が出されることが取り決められた³⁰。ここでの政策意図は、失業者が250万人に達するような深刻化する状況のなか、高年齢労働者の代わりに若年者や失業者が採用されることを期したものであり、社会保険で従前の生活を維持する形で高年齢労働者に早期退職を奨励したのである。しかし、実態としては、早期退職法の枠組みで新規雇用されたのは7万人程度しかいなかったとされ、労働供給量の調整が試みられていたことがわかる。

1989年7月時点で、全年金受給者に占める65歳未満の年金受給者の割合は、男性で約27%、女性で約18%であった³¹。各経路を通じた早期引退者数は表1に示した通りであり、様々な経路を通じて早期退職が定着していたことがわかるが、同時にそれは老齢年金財政の不安定化をもたらした。

4. 早期退職という 이슈のフレーミングを通じた経路形成へ

コックス（2001）は、「改革の必要性の社会的構築」、つまり、政治的リーダーが「改革イニシアティブへの広範な支持を生み出すような方法でイシューをフレーミングする『経路形成』のプロセスによって、公的な議論を動員」することが、改革の成否を決定する重要な要素であると指摘している³²。本稿の関係で言えば、早期退職というイシューのフレーミングは、アクティブエイジングとアクティベーションの言説に向けた改革の新たな経路形成の基礎となるが、早期退職のイシュー化がまず重要な政治的アクターの間で起こった。

それを裏付けるように、エビングハウスとホーフエー

カーは、1990年代からはそれまで世界的な基調となっていた早期退職を転換させる必要性について、国際機関（OECDやEU）と各国の政策専門家の間でコンセンサスが取れていた点を指摘している³³。ドイツ国内で早期退職のルートから離れる方向へ向かう言説はいつ頃始まり、さらにその要因とは何であったのだろうか。

国際的なコンセンサスよりも早く、ドイツは早期退職制度から脱却する方向に転換した。まず、早期退職から離れていく言説が始まった時期について、その端緒は早期退職法が5年間の時限を迎えるにあたっての議論から確認することができる。1988年12月31日で終了となる早期退職法に関する議論が始まったのが確認できるのは1988年2月の邦議会での討論である³⁴。そこでは、連邦労働社会大臣のブリューム（Nobert Blüm）は自身直属の委員会を設置し、3月半ばをめどに早期退職に代わるあらゆる策をタブーなく提案することを求めた³⁵。早期退職の行く末を議論することになる委員会の設置については、各政党内でも主張のブレはあるものの、おおよその傾向として、野党であったSPDや緑の党が設置そのものに否定的で早期退職法の延長を求めた。その一方で、与党のCDU/CSU（キリスト教社会同盟）とFDP（自由民主党）が、早期退職法は時限を迎えるタイミングで廃止し早期退職に代わる措置を模索するための場として委員会を設置することを求めた。

また、早期退職が問題化した要因について触れよう。第一に、少子高齢化やグローバル化、高学歴化により年金財政をめぐる環境が変化し³⁶、早期退職によるコストが問題視されるようになった。第二に、エイジング、高年齢者像に対する信念が「保護される対象としての高年齢者」から「アクティブエイジングを実現する高年齢者」へと変化していった点もある。さらに言えば、早期退職法が成立したのちに早期退職した高年齢労働者は13万人に及ぶ一方で、就職することができた失業者はわずか7万人に過ぎないとされ、この点を加味すると労働市場・雇用政策上の効果が高い政策とは言えなかった点も無視することはできない。

1988年の2月の連邦議会では、SPDのハイエン（Günther Heyenn）やR・シュミット（Renate Schmidt）は、早期退職法を「定年の人間化（Humanisierung der Altersgrenze）」という表現を使ってこの規則の延長を主張し、この法律の代替策を議論するための委員会の設置には反対の立場をとった。また、これほどまでに強硬でないにせよ、緑の党のホス（Willi Hoss）も、早期退職は有効な措置ができるまで延長すべきで、性急に委員会を設置するのではなく超過勤務をなくすことで新規雇用を増やす道を目指すべきだとした。一方、CDUのドス（Hansjürgen Doss）は、早期退職規則を終了させる背景には、賃金付随コストが上昇してしまっていることや、人口動態の先行きから言って労働者を

減らすことにつながる生涯労働期間の短縮は望ましくなく、また専門職の人手不足も起きかねないことなどを説明した。また、CDUのミュラー（Alfons Müller）は、ブリュームのもとで委員会を設置すべきであること、DGB（ドイツ労働総同盟）のデューリング（Diether Döring）やDAG（ドイツ職員労働組合）のイッセン（Roland Issen）による部分早期退職の提案とそれによる労働市場の負担軽減の可能性に期待することも主張した。FDPのハウスマン（Helmut Hausmann）も同様、高齢者のノウハウや経験を重要視する視点で、代替策を探るための委員会を設置すべきだとした。また、この問題を担当する連邦労働社会大臣のブリュームはこの一連の討論の中で、早期退職法が非常時の過渡的措置だったと述べ、これ以降は「雇用の効果だけでなく人間化（Humanisierung）の要素も配慮して」方策を模索していきたいとして、委員会の設置を正当化した。

ここでブリュームが語った「人間らしさ」ないし彼が社会派とされる点は、同じCDUの立場からも、連邦首相のコール（Helmut Kohl）との間で距離を感じさせる。6月の時点では、FDPとブリュームの間では、早期退職に代わる策として、部分退職（Teilvorruhestand）への合意が取れていた。他方、コール自身は人口動態の観点から、あるいは産業立地の観点から有無を言わず、労働者には早期に退職せず、より長く働いてもらいたいと考えていたとされ、CDU/CSUとFDPの内部でブリュームに反対する勢力で新しい連立政権を成立させたいとも考えるまでになった³⁷。党内部でも、「老齢での貧困（Altersarmut）」に配慮すべきか、あるいはドイツの産業立地をより大事にすべきかで割れていたとされる。例えば、1988年3月時点ではあるが、同じくキリスト教民主主義者である連邦雇用庁長官のフランケ（Heinrich Franke）も、早期退職の延長も場合によっては必要であると考えていた³⁸。その「場合」というのは、早期退職と類似した効果をもつ代替の措置が準備されない場合であった。

1988年9月時点で早期退職法の全面廃止には反対の立場をとるようになっていたブリュームは、高齢パートタイム労働（Altersteilzeitarbeit）のモデルを打ち立てた³⁹。社会委員会に所属する議員も好意的に評価したこのアイデアでは、「58歳以上の従業員が労働時間を半分にし、しかし、かつての手取りの給与は75%を得られるものとし、のちに受給する年金の減少を避けるために連邦雇用庁が25%の給与減少分の年金保険料を支払い、使用者は足りなくなる人手を失業者の雇用で埋める」としていた。しかし、選挙前に予定している改革を成し遂げたいコールらは、コストがかかるブリューム案から、見込みの給与を70%、年金保険料を15%にする案にすり替えた。その結果、当初は高齢者パートタイム労働に否定的であったコールや与党

内の反対勢力も賛成に回った。

1989年1月に後継規則となる「高齢パートタイム労働法（Altersteilzeitgesetz）」では、「58歳以上の労働者に週の労働時間を半分まで（最低18時間）減少させ、フルタイムでの年金保険料の90%とパートタイムでの年金保険料の差額の年金保険料に加えて、パートタイムの手取り給与の20%を追加で支払う使用者は、そのパートタイムによって生じる欠員を失業者から新規雇用する場合に、連邦雇用庁から追加コストを得ることができる」と規定された⁴⁰。

さて、ブリュームは早期退職の全面廃止には反対でありながらも、その当時のままの形での運用にも賛成ではなく部分退職という代替案を模索したいと考えていた。それゆえ、彼自身が早期退職廃止というアイデアを口にしたことは、他の政策アクターや政治アクターと共有可能な部分退職のアイデアをより詳細に熟議する相互作用を生む行為として機能した。この部分退職のアイデアとはほぼ同義となるものとして、「部分年金」というアイデアがあり、連邦職員保険事務所が1987年に提案し、柔軟な働き方の例として60歳で週20時間の継続就労を可能にする案だった。これに対しては、労働組合の中には「不確かな労働」であるとして反対する向きもあったものの、政府だけでなく野党も賛同する旗色であったことから⁴¹、ブリュームも部分退職であれば早期退職法廃止の言説を共有し、パートタイムの形で就労継続を促すことができると考えたのだろう。

早期退職法で推進された高齢者の早期退職から離れて、就労継続に向けた足掛かりとして成立した高齢パートタイム労働法は、当初はあまり関心を得ず、政策としては必ずしも成功とは言えない。しかし、この制度は早期退職勧奨をやめ、高齢者を就労アクティベーションに向かわせる言説の共有の端緒とも見ることができる。この時点では、まだ年金受給開始年齢を引き上げるところまで至っていない。とはいうものの、年金受給開始年齢を引き下げ効果を事実上持っていた早期退職法を後押しする体制から、脱却することとなった。つまり、パートタイム労働という中間形態の可能性を提示することで、1989年から始まる1992年年金改革法⁴²の議論への架け橋を作った点で、非常に意義深い。この流れは、大規模な改革をもたらすことになる1992年年金改革法が1989年11月に連邦議会で可決される際、圧倒的多数の賛成を得ることにつながったと考えられ、高齢者への就労継続を促進する政策の経路が形成された。

5. アクティベーション言説の役割

5.1 アクティベーション言説の役割①：就労要求型

ハンプリン（2013）によれば、「[2004年まで40%を下回っていた高齢者就労率が2010年には57.7%と大幅に上

昇したこと]は、政策が2000年代初頭からアクティブエイジングのアジェンダに政策が移行し始めたことを意味するが、実際のところ動きは、2001年になって初めて発効する1992年年金改革法をもって1990年代初めに始まっていた⁴³。しかし、上記のように、アクティベーションのパラダイムは高齢者パートタイム労働法の言説の中でもすでに始まっていた。高齢者パートタイム労働法が政治的に早期退職の促進を止めたただけであったのに対し、1992年の年金改革とそれに続く改革は、最終的には高齢者パートタイム労働法を廃止するとともに、年金開始年齢引き上げの道を進んだ(表2⁴⁴)。それにより、高齢者(あるいは将来の高齢者世代となる若い世代の労働者)に対して就労要求の側面が強化されることとなった。

1989年11月に、1992年年金改革法が少子高齢化に対応するための大規模な改革をもたらす形で⁴⁵、連邦議会で緑の党を除くCDU/CSU、FDPとSPDが共同して法案を提出し、圧倒的多数で可決された。連邦参議院も1989年12月に満場一致でこれに同意した。本稿の文脈での法改正は以下のようなものである⁴⁶。年金の(早期)支給開始年齢を2001年から段階的に引き上げるために、それぞれ35年以上の長期加入者は男性の場合それまでの63歳から2006年までに65歳に、女性および失業者はそれまでの60歳から2012年までに65歳に引き上げることとした。また、最大3年の年金受給の繰り上げを1年あたり3.6%の減額により認める制度や、同様に年金受給を繰り下げの場合に1年あたり6%増額される制度も導入された。また、パートタイムで働き、年金の一部だけを受給することが可能となる「部分年金(Teilrente)」の制度も導入された。

ここで浮かび上がる問いが二点ある。一つは、なぜこの時期にこの法律が提起されたのか。もう一点は、連邦議会では、バイエルン州選出のSPD議員19名と緑の党が同法に反対した他は、CDU/CSUとFDPの与党、そしてSPDの多数派がコンセンサスを形成して法案成立に持ち込んだのだが、1988年の早期退職法廃止の時に反対の姿勢を示したSPDの多数派が180度転回して今回の改革では賛同し、連邦議員大多数によるコンセンサスのとれた改革が可能になるに至ったのかである。

この時期に構造改革が現実となったのには、急速な人口構造の変化を背景として年金改革について議論が高まっていたことが重要な役割を果たしている。「人口構造の変化のため構造改革は不可避であり早期退職は是正すべきである」とする言説が広範に共有される状況になっており、この言説は認識論的機能と規範的機能を併せ持っていた。もちろん、雇用との関連で、1970年代の二度の石油危機後の経済成長の限界という問題も一方にはある。しかし、仮に経済成長が見込めたとしても人口動態については回避できない。年金改革の必要性は、与党、野党、社会的パート

ナー及び諸団体が異論なく認める状態にあった。1980年代はいわば「年金改革論のルネッサンス」であったとされる⁴⁷。

連邦労働社会省内の社会審議会は、1986年4月の「意見書」の中で、様々なテーマと並んで年金支給年齢の引き上げや生涯労働時間の延長について言及している⁴⁸。連邦労働社会省の官僚はこの意見書をもとに年金改革の作業に着手した⁴⁹。また、保険学形成協会は、1972年年金改革を見直し年金支給開始年齢を徐々に引き上げること、年金生活への円滑な移行のために減額年金・増額年金により退職年齢を流動化することなどを提案した⁵⁰。さらに、連邦職員保険事務所も、柔軟な働き方の例として60歳で週20時間の継続就労を可能にする「部分年金」案を出し、これに対して政府だけでなく野党も賛同する一方で、労働組合の中には反対する向きもあった点は上述した通りである。こうしたアイデアも、連邦労働社会省の年金改革草案の参考にされた。法律の草案に対しては、ドイツ年金保険者連合会事務長であったコルブ(Rudolf Kolb)は、「人生設計において可能な範囲で退職年齢を上げなければならないということが明示されており、賛同する」とした⁵¹。

それでは、なぜSPDの多数派は、連邦議会にこの法律案をCDU/CSUやFDPの与党とともに提出するコンセンサスを形成したのか。与党、とりわけ連邦労働大臣であったブリュームがコンセンサス形成を模索したが、それには、年金保険の問題に対しては超党派的な合意による政治的安定が必要とされたことが大きく関係している。そのため、緑の党を除く党の間で協議が持たれることとなった。

高止まりの失業率のもとでの生涯労働期間延長に躊躇を示していたSPDの多数派が賛成に回るまでには、1988年11月の草案を受けてCDU/CSUやFDPとの間で協議することを通じて1989年2月に妥結に至る過程がある。しかし、生涯労働期間の延長はコンセンサス形成が最も困難な点であった⁵²。協議はブリュームのほかCDU/CSU、FDP、SPD各党の社会政策に長けた政治家と政務次官や連邦労働省社会保障部局長で構成される小集団により担われた。この小集団を通じて、改革方針が適正で必要なものであるという認識が共有されていったことが大きな役割を果たし、妥協点を見出すことが可能になった⁵³。SPDが高齢者をより長く労働市場にとどまらせることに当初反対した理由の根本には、すでに述べた当時の大量失業問題と、移行開始時期があった。その点に配慮して、当初案から変更して最終的に合意された案では、年金支給開始年齢引き上げ時期を1995年ではなく2001年からに先延ばしすること、その上で、1997年以降に毎年出される年金適合報告書(Renten Anpassungsbericht)を通じて、2001年からの引き上げが妥当かをその時の労働市場の情勢と結びつける形で検討することが定められた。

この点に関しては、SPDの多数の立場が生涯労働期間延長そのものへの反対というよりは、大量失業がある段階での実施に対する反対であったと言え、与党とSPDの間の協議により、人口動態や財政を鑑みて生涯労働期間を延長する言説が共有されたことを意味する。これを通じて、早期退職を許し、時には勧めていた時代から断絶し、高年齢者に対する就労要求は強化されることとなった。

このようにいったん経路形成されたアクティベーションの就労要求の側面は、その後、加速され、強化されていく(表2)。1996年9月の法改正で、各属性の年金支給開始年齢を65歳に引き上げ、その時期も早められ、早期引退の可能性がより制限されることになった。2007年4月には「67歳からの年金(Rente mit 67)」が決定され、老齢年金の支

給開始年齢が段階的に65歳から67歳へ引き上げられることとなった。これに伴い、早期支給開始年齢も原則として2年分引き上げられることになる。55歳から64歳の高年齢者が約45%しか就労参加していない状況へ対策をする必要があったことがこの法律の趣旨であった⁵⁴。高年齢者の就労継続の効果として、専門的な経験や知識が重要な資源として維持できることも挙げられた。

以上を総括すると、1992年年金改革法に始まる一連の年金支給開始年齢の引き上げは、第一に年金財政の健全化の必要性から生じた政策ではあるが、同時に高年齢者の就労(継続)を要求する効果を持っていた。加えて、ハルツ改革によって、2006年から高年齢者の第一失業手当の受給権は最大18ヵ月(その後、最大24ヵ月にまで拡大される)に

表2. 年金支給開始年齢引き上げ政策の変遷

改革(成立年)	内容														
「1992 年年金改革法」 (1989 年 12 月)	35 年以上の長期加入者はそれまでの 63 歳から 2006 年までに 65 歳に、女性および長期失業者はそれまでの 60 歳から 2012 年までに 65 歳に引き上げる (2001 年からの開始)														
「年金生活への円滑な移行の促進のための法律」 (1996 年 7 月)	長期失業者への年金支給開始年齢引き上げの開始時期についての一部前倒し (1992 年年金改革の決定を変更し、1997 年 1 月からの実施にして毎月 1 ヶ月ずつ引き上げ、1999 年末までに 63 歳まで引き上げ、その後 9 年間据え置き、さらにその後 2009 年から 4 年かけて 2012 年末までに 65 歳まで引き上げる)														
「経済成長および雇用促進法」(1996 年 9 月)	①長期失業者への年金支給開始年齢引き上げの開始時期についての 1996 年 7 月の決定を変更 (9 年間の据え置きをせず、それまでと同じ毎月 1 ヶ月ずつの引き上げを続け、2001 年末までに 65 歳に引き上げる) ②女性に対する年金支給年齢引き上げの時期についても前倒し (1 年前倒しで 2000 年から毎月 1 ヶ月ずつの引き上げていき、2004 年末までに 65 歳まで一気に引き上げる) ③35 年以上の長期加入者に対する弾力的支給開始年齢の引き上げ (2000 年から毎月 1 ヶ月ずつの引き上げていき、2001 年末までに 65 歳に引き上げる)														
「1999 年年金改革法」 (1997 年 12 月)	早期受給の特例廃止 (長期失業者に対する失業年金と、女性の老齢年金の早期支給開始の特例について、1951 年生まれまでの者のみ適用可能とし、それ以降に生まれた者に対する適用については廃止とする)														
「障がい年金改革法」 (2000 年 12 月)	重度障がい者に対する老齢年金の早期支給開始年齢の引き上げ (早期支給開始年齢を 2001 年から毎月 1 ヶ月のペースで引き上げて 2003 年末までに 60 歳から 63 歳にする)														
「公的年金持続可能性法」 (2004 年 7 月)	長期失業者に対する早期支給開始年齢の引き上げ (減額があれば可能であった早期支給の年齢を、2006 年から毎月 1 ヶ月ずつ引き上げ 2008 年中に 63 歳まで引き上げる)														
「老齢年金支給開始年齢引き上げ法」 (2007 年)	①老齢年金の支給開始年齢を 65 歳から 67 歳への引き上げ (2012 年から 1947 年以降に生まれた者を対象に、2029 年末までに段階的に 67 歳に引き上げる) ②45 年以上の長期加入の被保険者に向けて 65 歳から支給の老齢年金の創設 ③早期支給開始年齢の引き上げ (原則として 2 年の引き上げ) <改革前後の属性ごとの老齢年金の支給開始年齢一覧> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>改定前→改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準</td> <td>65→67</td> </tr> <tr> <td>45 年加入の特別に長期の被保険者年金</td> <td>減額なし=65 (新制度)</td> </tr> <tr> <td>35 年加入の長期の被保険者</td> <td>減額あり: 63 (減額率: 7.2→14.4%) 減額なし: 65→67</td> </tr> <tr> <td>35 年加入の重度障がい者</td> <td>減額あり: 60→62 (減額率: 10.8%) 減額なし: 63→65</td> </tr> <tr> <td>女性 (1951 年生まれまで)</td> <td>減額あり: 60 (変更なし、減額率: 18%) 減額なし: 65 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>失業者または高年齢パートタイム労働者 (1951 年生まれまで)</td> <td>減額あり: 63 (変更なし、減額率: 7.2%) 減額なし: 65 (変更なし)</td> </tr> </tbody> </table>	属性	改定前→改定後	標準	65→67	45 年加入の特別に長期の被保険者年金	減額なし=65 (新制度)	35 年加入の長期の被保険者	減額あり: 63 (減額率: 7.2→14.4%) 減額なし: 65→67	35 年加入の重度障がい者	減額あり: 60→62 (減額率: 10.8%) 減額なし: 63→65	女性 (1951 年生まれまで)	減額あり: 60 (変更なし、減額率: 18%) 減額なし: 65 (変更なし)	失業者または高年齢パートタイム労働者 (1951 年生まれまで)	減額あり: 63 (変更なし、減額率: 7.2%) 減額なし: 65 (変更なし)
属性	改定前→改定後														
標準	65→67														
45 年加入の特別に長期の被保険者年金	減額なし=65 (新制度)														
35 年加入の長期の被保険者	減額あり: 63 (減額率: 7.2→14.4%) 減額なし: 65→67														
35 年加入の重度障がい者	減額あり: 60→62 (減額率: 10.8%) 減額なし: 63→65														
女性 (1951 年生まれまで)	減額あり: 60 (変更なし、減額率: 18%) 減額なし: 65 (変更なし)														
失業者または高年齢パートタイム労働者 (1951 年生まれまで)	減額あり: 63 (変更なし、減額率: 7.2%) 減額なし: 65 (変更なし)														

出典: 田中耕太郎 (2014) 「統一ドイツにおける年金改革の軌跡とパラダイム転換」より作成

なり、最低限の生活費レベルの第二失業手当の受給権がミーンズテストに基づく形で発生するにとどまったことも就労要求を高めた。すでに技能や知識などの専門性を有して就労を継続したい高齢者にとっては、使用者側へ継続雇用を要請しやすい法規定が定まったと言える。しかし、技能や知識などの専門性を有していない高齢者、とりわけより高齢の者は就労要求のみでは就労継続・再開が困難だ。すなわち、こういった高齢者は就労支援を要する。以下では次第に実施されていった高齢者向け就労継続支援と高齢長期失業者向け就労再開支援を検討していく。

5.2 アクティベーション言説の役割②：

就労支援型（就労継続支援）

既に述べたように、就労要求のみでは就労（継続）につながらないレジリエンスが低い高齢者もいるため、失業状態になると長期失業に陥りがちであることから、就労支援がまずは就労継続支援、その後、就労再開支援が次第になされていった。

2001年施行のジョブアクティブ法⁵⁵では、時限措置で、従業員100人以下の中小企業における50歳以上の高齢従業員の職業継続教育に対して、労働局が最大100%の補助金を与え当該従業員への賃金の支払い継続を可能にし、高齢者の職業能力の向上と失業防止を図った。そのほか、高齢失業者の就職に際しては雇入れ補助金を支給することとした。2003年施行のハルツ第1法⁵⁶では、高齢者の再就職促進のために、時限措置の形で、50歳以上の短期失業者が再就職する際に失業手当受給権が180日以上残っている場合には、新たな仕事での手取給与への補助金として失業手当との差額の50%を所得保障として失業手当受給権を有していた期間の間受け取れるものとした。また、同じく時限的に、55歳以上の失業者を雇入れた使用者は当該労働者に対する保険料負担を負わず、当該労働者は保険料の半分を負担すれば良いとした。

その後、2007年施行の高齢者就労機会改善法⁵⁷では、ハルツ第1法の規定をさらに進めた。50歳以上の短期失業者が再就職する際に、失業手当受給権が120日以上残っている場合に、新たな仕事での手取給与への補助金として失業手当との差額の50%（1年目）あるいは30%（2年目）を所得保障として受け取れることとした。また、50歳以上の一定の労働市場政策の対象者を最低1年以上の契約で雇入れた使用者は、給与の30~50%相当の雇入れ補助金を12~36ヵ月受けられることとした。加えて、高齢失業を防ぐ予防的措置として、従業員250人未満の企業における45歳以上の従業員が職業継続教育を受け、継続的に給与が支払われる場合に、職業教育の費用が支援されることとした。この時期に高齢者就労機会改善法が制定・施行

された背景には、「67歳からの年金」を決める法律が同時期に審議・制定されたことが関係する。高齢者向けに就労要求を高める前提として、高齢者が働いていける環境を整備する必要があった。

これと前後して2006年には、専門職の確保と就労の促進を目的として、低技能労働者と45歳以上の労働者向けに連邦雇用エージェンシーで WeGebAU 特別プログラム⁵⁸が始められた。このプログラムは、企業に勤める低技能労働者および高齢労働者向けの職業継続教育を促すために、就労を継続したまま職業教育が受けられるよう補助金を与えるものである。

これらの政策では、主要な政治的アクター間で就労支援の言説が共有されており、スムーズに政策が実現された。

他方で、これら以上に高齢者向けに就労支援政策の中で予算規模として大きかったのは、高齢パートタイム労働法に基づく給付への支出で、年間約13億ユーロ規模であったが⁵⁹、この枠組みでの高齢パートタイム労働の新規認定が2009年末に時限を迎えるのを前に、2008年5月頃から大連立の与党内で延長するか否かの意見が分かれた。SPD は、「67歳からの年金」が実施に移される際に弾力的な年金生活への移行を保障し、「老齢での貧困」を防げるように2015年末まで延長すべきであるとの見解を表明した。それに対し、CDU/CSU は、高齢者パートタイム労働法による高齢パートタイムが実質的には以前の早期退職制度と同じように国からの補助を受けた早期引退を促しているため延長すべきでない論じた⁶⁰。

そもそも2005年の連立合意で、高齢者就労支援は、国が連邦雇用エージェンシーを通じて高齢者パートタイム労働を支援する枠組みではなく、労働協約や企業のレベルが主体となって高齢者の労働時間調整や年金生活への円滑な移行に向けて予防的に対応をさせていくべきだという方向性が示されていた⁶¹。このような連立合意があったにもかかわらず SPD が方針を転換した背景には、労働組合が連邦雇用エージェンシーの支援を受ける形での高齢者パートタイム労働の延長を望んでいたことから、SPD が労働組合の支持を再び得たいと目論んだためである。この点については、2009年9月の連邦議会選挙までに与党内でも決着を見ず、選挙で CDU/CSU が連立パートナーを SPD から FDP に変えたことで、ますます高齢者パートタイム労働法の延長は困難になった。2009年11月には、SPD は単独で高齢者パートタイム労働法の改正法案を提出したが、同法はそのまま時限を迎えてこの枠組みでの新規認定は終わった。この点からも、高齢者パートタイム労働法の政策意図が当初、早期退職の是正に向けられたが、もはやその役割を果たさず、むしろ早期退職を促進させる方に働くという見方が強まったことが明らかになる。これに関しては、超党派的に新たな明確な言説が生まれず、すでに

経路形成されていたアクティベーション言説を通じて改革が進んだ。

以上を総括すると、失業に至っていない高齢者向けアクティベーション政策では、就労要求に比べてかなり就労継続支援が弱いことがわかる。

5.3 アクティベーション言説の役割③：

就労支援型（就労再開支援）

早期退職者とは対照的に、高齢長期失業者は、労働市場からの早期引退を選ばず（選べず）、求職活動を続けている者である。ここでは、高齢長期失業者向け就労再開支援のアクティベーション政策の最終形態とも考える連邦プログラム「パースペクティブ50プラス（Perspektive 50plus）」について分析する。

「パースペクティブ50プラス」は、CDU/CSU と SPD の間での連立合意に基づき、2005年に連邦労働社会省により始められたプログラムである。つまり、主要な政治アクター・政策アクターの間では、高齢長期失業者に対する就労支援型のアクティベーション言説の共有ができていた。50歳以上の長期失業者を労働市場に統合するとともに、これらの人々の職業機会を改善するものであり、連邦の予算を元手にして地方レベルで2015年まで実施された。2005年から2007年までをプログラム開始段階、2008年から2010年までをプログラム強化段階、2011年から2015年までをさらなる拡充と全国的な実施の段階とした。

地方事業者が「パースペクティブ50プラス」の協定を結ぶ上では、強みと才能を生かす形で高齢長期失業者に支援・要求することや、ネットワークの形成・活用、他の地方との経験の情報交換を通じたアプローチの改善などを活動の原則に置いた⁶²。実際の就労支援の詳細は、プログラム実施のイニシアティブをとる地方事業者の裁量に委ねられていた。例えば、ベルリンの労働市場プログラム実施事業者の gsub（企業向け社会的コンサルティングサービス協会 Gesellschaft für soziale Unternehmensberatung mbH）の実施した内容は以下のようなものだ⁶³。まず、モデルとしてあるのは、プロファイリング、個別・集団コーチング、移動訓練、保健支援の提供、起業の準備、特定の継続教育とインターンシップであった。また、企業の人事担当者に高齢者雇用へ前向きになってもらうように働きかけることも含まれた。その際には、例えば、採用面接の支援、採用された人の入職後の支援、適切な職業訓練、金銭的なインセンティブを与えることなどがあった。

第一期には、2007年6月末までに約72,000人が「活性化（aktiviert）」（就労に向けた訓練プログラムなどに参加）し、約16,000人が労働市場での就労を果たした。その内訳は、約13,200人が社会保険加入義務のある就労、約1,900人が僅少労働、約1,000人が自営業に就いたとされる⁶⁴。例えば、

この時期に予定された58歳以上の長期失業者向けの「追加の仕事」による雇用機会創出が30,000人規模（3年間）だったことと比較すると⁶⁵、「活性化」や就労参加した者の規模が大きいことがわかる。また、第二期の実績は、プログラム対象となる50歳以上の第二失業手当の受給者の実数はあまり変化が見られないが、50歳以上の第二失業手当／求職者基礎保障受給者に占めるプログラム参加率が2008年の17%から2010年の53%に至るまで上昇していき、それに伴い、「活性化」ないし労働市場での就労が可能となる参加者も増加していった⁶⁶。

全体を通じて、2007年に約59万4000人いた50歳以上65歳未満の長期失業者が、2014年には約45万1000人（2015年11月時点では約42万8000人）に減少した⁶⁷。プログラムに限定されない50歳から64歳の間の失業率の低下傾向にあり、第二失業手当／求職者基礎保障の受給者の実数は漸増しているものの、当該人口全体に占める受給者の割合はむしろ低下傾向である⁶⁸。その一方で、当該年齢の第二失業手当／求職者基礎保障受給者のうち就労している者の割合も増えており、就労しても手当を必要とする高齢者は増えている。

以上を総括すると、10年という長いスパンで実施されたプログラムであったこともあり、この就労再開支援は一定の成果を挙げたといえる。その際には、他の年齢層の就労支援にも採用されたプロファイリングから始まるアプローチにおいて、高齢長期失業者の経験や能力が生かせるように配慮されていた。

高齢長期失業者への就労再開支援の限界として言えることは、支援を受ける高齢者の少ない人たちが「活性化」あるいは労働市場での就労を果たしたのちも、第二失業手当／求職者基礎保障の受給を必要とする就業もしくは職業訓練にしか就けていない実態があるという点である。労働市場への参加をもって、雇用統計上は失業者ではなく就労率にも算入されるが、実のところ生活するのに十分な収入はかろうじて得られているかどうかというライン、すなわち「老齢での貧困」を経験していることになる。

6. 高齢化社会とアクティベーション：

政治的言説による高齢者の生活環境の変化

全体の潮流として、特に高齢者への就労要求は強まっていることは本稿で検討してきたように確かであり、その背景に、主要な政治アクター間でのアクティベーション言説の共有があった。また、本稿では、東西ドイツ統一がその後の政策展開に与えた影響については触れられなかったが、むしろ本稿の意義は東西ドイツ統一の社会経済面での影響を受ける以前から既に改革の土壌が形成されていたことを、政治的言説の分析から明らかにした点にある。

その政治的言説である高年齢者の就労継続を促すような生涯労働期間延長は、第一義的には少子高齢化や年金財政問題から生じたものであったが、エイジングや高年齢者像に対する信念が「保護される対象としての高年齢者」から「能動的に活動を続ける高年齢者」へと変化していったことも関係している。その背景には、アクティブエイジングやアクティベーションのアイデアの共有がある。その端緒としては早期退職という 이슈がフレーミングされ、高年齢者（あるいは将来の高年齢者世代となる若い世代の労働者）に対して就労要求が強化され、高年齢者の脱商品化（早期退職による労働市場からの退出促進）ではなく、再商品化（高年齢者の積極的な労働市場での就労継続あるいは就労再開）を図る認識論的機能を持つ言説により改革が正当化された。その後、その枠組みは、年金支給年齢の引き上げや就労継続促進のための政策につながっていく。それを達成させる価値観として就労能力を有する高年齢者のアクティベーション、就労を通じたアクティブエイジングを可能にすべきだという規範的機能を有する言説で正統化されていたこともわかる。

改革を通じて、高年齢者は以前に比べて、年金受給開始時期を遅らせ、労働市場に長く残る傾向が出ている。1992年時点で36.2%であった高年齢者（ここでは55～64歳）の就労率は、2019年には72.7%まで上昇している⁶⁹。また、同じデータによれば、65～69歳の就労率も2019年には17.9%となっている。さらに、2000年に62.3歳であった平均年金受給開始年齢は、2022年には64.4歳まで上がっている⁷⁰。このように、高年齢者の生活環境は就労を継続する方向へ転換していることが明らかとなる。他方で残る課題としては、就労能力を有しながらも就労につけない求職者／失業者の問題、また、「高齢での貧困」の問題があると言えるだろう。

¹ ドイツでは、2022年時点で67歳以上の人口が全体の人口の5分の1を占めており、67歳以上の人口が2040年頃には全人口の4分の1になると予測されている。 <https://service.destatis.de/bevoelkerungspyramide/index.html#!>（本稿での最終アクセス日は2023/07/18である）。

² Ministry of Health, Labour and Welfare (2023) “Investing in Human Capital: G7 Kurashiki Ministerial Declaration” https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/g8/g7labour2023/common/documents/G7labour_en.pdf

³ 本稿では、「高年齢者」を「高齢者」と区別して「（主に法定年金支給開始年齢までの間）労働市場参加が可能な高年齢にある者」として用いており、就労可能性および年金早期受給可能年齢の観点から、広く50歳から64/66歳、ないし55歳から64歳としている。ここで、64/66歳としているのは、本稿の中でも検討するように、2012年から2029年末までに漸増的に法定年金開始年齢が67歳まで引き上げられる途上であるためである。また、EUでは、とりわけ欧州雇用戦略（EES）において、55歳から64歳を「高年

齢者」と定義している。

⁴ Goldstein, J. and R. O. Keohane (1993) *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change*, Cornell University Press

⁵ 加藤雅俊（2012）『福祉国家再編の政治学的分析——オーストラリアを事例として——』御茶の水書房、32-34頁

⁶ Blyth, M. (2002) *Great Transformations: Economic Ideas and Institutional Change in the Twentieth Century*, Cambridge University Press p.35.

⁷ 近藤康史（2006）「比較政治学における「アイデアの政治」—政治変化と構成主義—」『年報政治学』（2）38-40頁。

⁸ Schmidt, V. A. (2002) *The Futures of European Capitalism*, Oxford University Press, p.210.

⁹ ヴィヴィアン・シュミット（2009）「アイデアおよび言説を真摯に受け止める」小野耕治（編著）『構成主義的政治理論と比較政治』、ミネルヴァ書房、77頁。

¹⁰ 例えば、森井裕一（2014）「ドイツにおける国内拘束の強まりと欧州統合」『ヨーロッパ研究』Vol.13、8-9頁。

¹¹ Schmidt (2002) pp.217-222.

¹² なお、この2001年の論文では、デンマークとオランダが「経路形成」に成功し改革が実施された一方、ドイツは「経路形成」ができず「経路依存」にとどまったとしている。Cox, R. H. (2001) ‘The Social Construction of an Imperative: Why Welfare Reform Happened in Denmark and the Netherlands but Not in Germany,’ in: *World Politics*, Vol.53, pp.463-498.

¹³ Walker, A. and T. Maltby (2012) ‘Active ageing: A strategic policy solution to demographic ageing in the European Union,’ in: *International Journal of Social Welfare*, (21), pp.117-130; Boudiny, K. (2013) ‘Active ageing’: from empty rhetoric to effective policy tool,’ in: *Ageing and Society*, 33(6), pp.1077-1098.

¹⁴ Walker, A. and T. Maltby (2012) ‘Active ageing: A strategic policy solution to demographic ageing in the European Union,’ in: *International Journal of Social Welfare*, (21), pp.117-130.

¹⁵ WHO (2002) “Active Ageing: A policy Framework,” p.12.

¹⁶ WHO (2002) pp.45-53.

¹⁷ European Commission (1999) “Towards a Europe for All Ages”.

¹⁸ Foster and Walker (2015) ‘Active and Successful Ageing: A European Policy Perspective,’ in: *The Gerontologist*, 55(1), p. 83-90

¹⁹ 本稿では断りなく記述する場合は、アクティベーションとは政策での採用度を鑑みて「就労アクティベーション」を意味する。ただし、厳密には、即座に雇用に結びつけることを目的としない「社会的アクティベーション」と表現されるアクティベーションもある。社会的アクティベーションは当初、政策として採用されることは少なかったが、アクティベーションが対処すべき社会的排除の問題を考える上では重要である。

²⁰ Eichhorst, W., O. Kaufmann, R. Konle-Seidl and H.-J. Reinhard (2008), *Bringing the Jobless into Work? An Introduction to Activation Policies* in Eichhorst, W., O. Kaufmann and R. Konle-Seidl (ed) *Bringing the Jobless into Work? Experiences with Activation Schemes in Europe and the US*; Palier, B. (ed.) (2010) *A Long Goodbye to Bismarck: The Politics of Welfare Reform in Continental Europe*, Amsterdam University Press; Weishaupt, J. T. (2011) *From Manpower Revolution to the Activation Paradigm*, Amsterdam University Press.

²¹ Weishaupt (2011) pp.156-157.

²² Weishaupt (2011) pp.158-165, pp.186-187.

²³ Eichhorst et al. (2008)

²⁴ Card, D., Kluge, J., Weber, A (2010) ‘Active Labour Market Policy Evaluations: A Meta-analysis,’ in: *Economic Journal*, 120 (548), F452-F477; Card, D., Kluge, J., Weber, A (2015) ‘What Works? A Meta

Analysis of Recent Active Labor Market Program Evaluations,' in: *IZA Discussion Paper No.9236*.

²⁵ 制度上、女性が60歳で引退することは可能であったが、保険最低加入期間が表1に示した通り、15年必要で、なおかつ直近20年のうち10年必要であることから、就労歴が短いか全くないなどの理由により60歳で年金を受給し始めることができない女性も多くいた。Jacobs et al (1991) pp.189-190.

²⁶ Börsch-Supan, A.-H. and H. Jürges (2011) 'Disability, Pension Reform and Early Retirement in Germany,' in: NBER Working Paper, No.17079, pp.4-6; Jacobs et al. (1991) pp.183-185.

²⁷ Hamblin, K. (2013) *Active Ageing in the European Union: Policy Convergence and Divergence*, Palgrave Macmillan; Jacobs, Kohli and Rein (1991); Manow P. and E. Seils (2000) 'The employment crisis of the German welfare state' in: *West European Politics*, Vol 23, p.137-160.

²⁸ 正式名称は、「早期退職給付促進法 (Gesetz zur Förderung von Vorruhestandsleistungen)」である。

²⁹ Fröhler, N. (2014) *Neue Wege in den Ruhestand? Zur tariflichen und betrieblichen Regulierung des vorzeitigen Erwerbsausstiegs*, Hans-Böckler-Stiftung, S.12.

³⁰ 法案提出時には制度適用開始年齢が59歳、補助金が40%となっていたが、最終的にはそれぞれ58歳、35%で妥結した。とりわけ適用開始年齢については早期退職をより魅力的にして政策効果を上げることが目的だったとされる。Deutscher Bundestag (1984) „Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Arbeit und Sozialordnung“ (Drucksache 10/1175)

³¹ Jacobs et al (1991) p.183.

³² Cox (2001) p.464.

³³ Ebbinghaus, B. und D. Hofäcker (2013) ‚Trendwende bei der Frühverrentung in modernen Wohlfahrtsstaaten– Paradigmenwechsel zur Überwindung von Push- und Pull-Faktoren,‘ in: *Comparative Population Studies – Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft* Jg. 38, 4 (2013): 841-880.

³⁴ Deutscher Bundestag (1988) Plenarprotokoll 11/59.

³⁵ Michaels, H. (1988) ‚Auf Raten in Rente?‘ *Zeit* Nr.07/1988 <https://www.zeit.de/1988/07/auf-raten-in-rente/komplettansicht>

³⁶ Hinrichs, K. (2005) ‚New century — new paradigm: Pension reform in Germany,‘ in: Bonoli, G. and T. Sinkawa (ed) *Ageing and Pension Reform Around the World: Evidence from Eleven Countries*, Edward Elgar Publishing, p.47-73.

³⁷ Der SPIEGEL (1988a) ‚Große Welle,‘ 24/1988 <https://www.spiegel.de/spiegel/print/d-13528098.html> (最終アクセス日: 2020/12/5)

³⁸ Martens H. und J. Schlamp (1988) ‚Solidarität zum Nulltarif gibt es nicht‘ 11/1988, *Der SPIEGEL* <https://www.spiegel.de/spiegel/print/d-13527420.html>

³⁹ Der SPIEGEL (1988b) ‚Falsche Richtung,‘ 39/1988 <https://www.spiegel.de/spiegel/print/d-13531151.html>

⁴⁰ 高齢者パートタイム労働法の正式名称は「雇用促進法改正と高齢被用者の引退生活への円滑な移行の促進のための法律 (Gesetz zur Änderung des Arbeitsförderungsgesetzes und zur Förderung eines gleitenden Übergangs älterer Arbeitnehmer in den Ruhestand)」である。

⁴¹ Der SPIEGEL (1987) ‚Kostet Geld,‘ Nr.41/1987, S.61-62.

⁴² 正式名称は「法定年金保険改革法 (Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung)」である。

⁴³ Hamblin (2013) p.92.

⁴⁴ 田中耕太郎 (2014) 「統一ドイツにおける年金改革の軌跡とパラダイム転換」『早稲田商学』第439号、769-798頁。

⁴⁵ 少子高齢化の年金保険財政への影響を緩和するための負担を分

担するべく、被保険者は保険料率の引き上げ、年金受給対象者は年金の賃金スライド率を現役労働者の平均のグロス賃金の伸び率からネット賃金の伸び率に変更することでの抑制と、支給開始年齢の引き上げ、連邦政府は年金財政への連邦補助の増額という形で各関係者が負担することとした。

⁴⁶ なお、本稿の年金改革をめぐる一連の議論では、多様な側面をもつ年金制度のうち、高齢者の就労アクティベーションに関連する部分を集中的に取り上げているものであることを断っておく。

⁴⁷ 下和田 功 (1995) 『ドイツ年金制度の構造と発展』 (<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/16902/0200801701.pdf>) 154頁。

⁴⁸ Deutscher Bundestag (1986) „Gutachten des Sozialbeirats über eine Strukturreform zur längerfristigen finanziellen Konsolidierung und systematische Fortentwicklung der gesetzlichen Rentenversicherung im Rahmen der gesamten Alterssicherung“ (Drucksachen 10/ 5332).

⁴⁹ 下和田 (1995) 158頁。

⁵⁰ 下和田 (1995) 159頁。

⁵¹ Kolb, R. (1989) ‚Die geplante Neuregelung des Bundesanteils an der gesetzlichen Rentenversicherung,‘ in: *Wirtschaftsdienst*, Vol. 69, Issue 2, S.75.

⁵² Torp, C. (2015) *Gerechtigkeit im Wohlfahrtsstaat, Alter und Alterssicherung in Deutschland und Großbritannien von 1945 bis heute*, Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co, S.293.

⁵³ Nullmeier, F. und F. W. Rüb (1993) *Die Transformation der Sozialpolitik: Vom Sozialstaat zum Sicherungsstaat*, Campus Verlag.

⁵⁴ Deutscher Bundestag (2007a) „Entwurf eines Gesetzes zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz)“ (Drucksache 16/4372)

⁵⁵ 正式名称は「労働市場政策手段の改革に関する法律 (Das Gesetz zur Reform der arbeitsmarktpolitischen Instrumente)」である。

⁵⁶ 正式名称は「労働市場における現代的なサービスのための第1法 (Erstes Gesetz für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt)」である。

⁵⁷ „Gesetz zur Verbesserung der Beschäftigungschancen älterer Menschen.“

⁵⁸ WeGebAU 特別プログラムは「企業における低技能者および高齢被用者の継続教育／職業訓練機会法 (Weiterbildung Geringqualifizierter und beschäftigter älterer Arbeitnehmer in Unternehmen/Qualifizierungschancengesetz)」により規定された。

⁵⁹ Bundesagentur für Arbeit (2009) „Chancen des Marktes Professionell Nutzen: Geschäftsbericht 2008“; Faigle P. (2010) ‚Ein Schritt vor, zwei zurück‘ <https://www.zeit.de/online/2008/25/altersteilzeit-spd>

⁶⁰ FAZ (2008) ‚Bundeskanzlerin Merkel im F.A.Z.-Gespräch „Soziale Marktwirtschaft ermöglicht den Aufstieg“‘ <https://www.faz.net/aktuell/wirtschaft/wirtschaftspolitik/bundeskanzlerin-merkel-im-f-a-z-gespraech-soziale-marktwirtschaft-ermoeslicht-den-aufstieg-1545992-p5.html>

⁶¹ Bundesregierung (2005) „Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit: Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD“

⁶² Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2008) „Kodex für Perspektive 50plus“

⁶³ <https://www.gsub.de/projekte/foerdermittelmanagement/archiv/perspektive-50plus-verwendungsnachweise/>

⁶⁴ Deutscher Bundestag (2007b) „Schriftliche Fragen mit den in der Zeit vom 2. Bis 13. Juli 2007 eingegangenen Antworten der Bundesregierung“ (Drucksache 16/6079).

⁶⁵ Bundesregierung (2005)

⁶⁶ Deutscher Bundestag (2013) „Antwort der Bundesregierung“

(Drucksache 17/13298).

⁶⁷ Deutscher Bundestag (2015) „Antwort der Bundesregierung“

(Drucksache 18/7031).

⁶⁸ Statistik der Bundesagentur <https://statistik.arbeitagentur.de/>

⁶⁹ <https://www.bpb.de/kurz-knapp/zahlen-und-fakten/soziale-situation-in-deutschland/61688/erwerbstaetigenquoten-nach-geschlecht-und-alter/#:~:text=Die%20Erwerbst%C3%A4tigenquote%20der%2055%2D%20bis,J%C3%A4hrigen%20bei%2017%2C9%20Prozent>

⁷⁰ Der SPIEGEL (2023) „Durchschnittliches Renteneintrittsalter steigt auf 64,4 Jahre“ <https://www.spiegel.de/wirtschaft/soziales/deutschland-durchschnittliches-renteneintrittsalter-steigt-auf-64-4-jahre-a-b5e89e93-f33a-4f63-81e1-af8b9f27b178>

Ageing Society and Activation in Germany

— Change in Life Components of Older People through the Political Discourse —

Naoko MATSUMOTO

Developed countries face the challenge of ageing in varying degrees. This paper focuses on policy developments in Germany and analyses the role of political discourse in the formation and promotion of an activation paradigm for older workers. The purpose of this paper is to highlight how German politics has influenced the continuation of employment for older workers and thereby brought about changes in the lives of older workers, through its discourse toward active ageing and activation. It addresses the sharing of ideas and discourses from a constructivist perspective and explains why and how this has led to changes in policies for older people in Germany.

At the starting point, this paper focuses on the ‘process by which an issue is politicised’ that contributes to legitimisation, as described by Cox (2001) that it is an important determinant for success, whether ‘path’ is shaped through ‘framing issues.’

In this context, the pathway to retirement promotion policies since the 1970s was an issue-producing process. Early retirement gradually entered an era in which the government supported early retirement through the 1972 Pension Reform and then through Early Retirement Law in 1984. The policy intention here was to encourage younger workers and the unemployed to take the place of older workers in a situation of mass unemployment, and to encourage older workers to retire early with the financial framework through social insurance.

But from the mid- to the late-1980s onward, the government’s attitude toward early retirement changed in the context of demographic changes, as the financial problems of old-age pension and the possibility of future shortages in the supply of labour force were reconsidered. Early retirement is framed here as an issue for the following reform direction. The Old-Age Part-Time Work Act became the successor regulation after January 1989. It paved the way for policies that strengthened the demand for and support of employment for older workers.

After path-shaping for demanding activation for the older, the

1992 Pension Reform Act was passed in the Bundestag in November 1989 by an overwhelming majority of the CDU/CSU, FDP and SPD, and also unanimously in the Bundesrat in December 1989. The law entailed a gradual increase in the (early) retirement age to 65. The activation discourse was widely observed, and it had both a cognitive and a normative function. This path-shaped activation with demanding aspect was accelerated through repetitive reforms thereafter, as the transition date would be brought forward and the retirement age would be raised more.

However, older persons who do not possess expertise in terms of skills and knowledge cannot continue or restart work simply by demanding aspect of activation and require an enabling aspect of activation.

As an enabling aspect of activation, some policies provided measures to subsidise the further vocational training of older employees and to guarantee income security for the period during which older re-entered workforce would be still entitled to the unemployment benefit. Discourse behind these policies was widely shared among initial political actors enough to be made smoothly.

On the other hand, while a more significant budgetary component of employment support policies for older people was expenditure on benefits under the Old-Age Part-time Work Act, opinions on whether to extend it were divided within the grand coalition before the new accreditation of old-age part-time work in this framework was due to expire at the end of 2009. Despite the 2005 coalition agreement, the SPD changed policy preference, since the SPD planned to regain the support of the trade unions, as they wanted to extend part-time work for older workers with the support of the Federal Employment Agency. This division was not settled between CDU/CSU and SPD before the 2009 Bundestag elections, and the extension of the Old-Age Part-time Work Act became increasingly difficult when the CDU/CSU

changed its coalition partner from the SPD to the FDP in the election.

On the other hand, the 'Perspective 50 Plus,' activation policy for older long-term unemployed persons to help them return to work was implemented, based on a coalition agreement between the CDU/CSU and the SPD. The programme participation rate as a percentage of the unemployment benefit II for those aged 50 and over increased to 53% in 2010, with a corresponding increase in the number of participants who became 'activated' or available for work in the labour market.

The overall trend is certainly that especially the demand for work for older people is increasing, as has been examined in this paper, and this has been underpinned by a shared activation discourse among the main political actors. Older workers are now more likely to delay the start of pension benefits and remain in the labour market longer than before.

論文

ドイツ社会民主党の対スペイン関与の変容 (1966-1975)

—— スペイン共産主義との関係に関する一考察 ——

狐塚 祐矢

はじめに

本稿は、1970年代の西欧の共産主義との関係をめぐるドイツ社会民主党 (SPD) の政治的選好について、ヨーロッパ統合の「拡大」に重点を置く同党のヨーロッパ政策 (Europapolitik) 方針と西欧における共産主義の変化という二つの要素が SPD の意思決定および行動選択にいかん作用していたのかをスペイン共産主義への対応を事例として検討する。西ドイツで建国以来超党派的に形成されてきた「反共主義のコンセンサス」は「反ソ連」を最大公約数とするものであったとされる²。ただ、高名な SPD 史家のファオレンバッハがいみじくも指摘するように、「反共主義」は何らかの体系的なイデオロギーとしてとらえられるのではなく、その内実は時期や状況に応じて変化する³。しかし、ファオレンバッハのこのような問題提起に応える実証研究は現状ほとんど存在しない。そこで本稿は、共産主義およびその政治的実体としての共産主義政党に対する批判的対応一般をきっかけの「反共」として広くとらえつつ、1970年代に西欧政治の表舞台に登場した非ソ連型の共産主義に SPD がいかんに対応したのかを検討することで、共産主義との多様なかわり方の一端を明らかにすることを試みる。SPD の西欧の共産主義への対応は現状では研究が手薄な問題領域であるが、冷戦下の1970年代における東西関係の変化や国際共産主義運動内部の新たな展開に鑑みて、この問題はドイツ社会民主主義と西ドイツの「反共」の実態を明らかにしていくうえで重要なテーマのひとつであると考えられる。

SPD 党首ヴィリ・ブランド (Willy Brandt) を首班とする社民リベラル政権 (SPD = 自由民主党 (FDP)、1969-1974) が (新) 東方政策 ((Neue) Ostpolitik) を打ち出し東側諸国との関係改善に着手するにあたり、SPD は共産主義との関係という歴史的問題に改めて直面することになった。「社会民主主義と共産主義の関係について」と題する1971年2月の党評議会 (Parteirat) 決議 (以下、1971年党評議

会決議) は、その前文で「東欧の諸国および諸民族、また DDR [東ドイツ——筆者 (以下同様に [] 内は筆者による)] との関係正常化は社会民主主義と共産主義の諸原則をめぐる議論を新たに始動させた」との認識を示している。かかる認識のもと SPD 指導部は、一方にある共産主義諸国との「平和的共存 (Friedliche Koexistenz)」と他方にある社共関係を区別し、後者における「精神的対決 (Geistige Auseinandersetzung)」がデタントのなかにあっても継続されることを強調した⁴。

このような背景から研究史上、この時期の共産主義との関係をめぐる SPD の立場は、東側の共産主義勢力・体制 (およびそれとつながりをもつ西ドイツ国内の共産主義勢力) への対応に焦点をあてて検討されてきた。たとえば労働運動史研究の泰斗であるグレーピングは、党内で青年党員を中心に共産主義との協調に向けた動きがみられた当時の政治状況に触れつつ、共産主義との明示的な「離間」が東方政策の必要条件であったと述べ⁵、また、先述のファオレンバッハによれば、当時 SPD 指導部内では、党の信頼確保という1971年党評議会決議公表の政治的意義について左右の対立を越えた一致があった⁶。これらの研究は、SPD の意志決定および行動選択において共産主義への対応が外交政策方針と密接にかかわる局面を示している。

東側の共産主義との関係をめぐる SPD の政治的選好がこのように東方政策との関連で、いわば「外交の優位」のもとで形成されたとすれば、西欧の共産主義への対応もまた外交政策方針によって規定された側面があるのではないか。かかる問題意識のもと本稿は、西欧の共産主義への SPD の対応を検討するにあたり、第一に、同党の外交政策方針との関連に着目する。その際、東側諸国との関係は考慮に入れつつも、むしろ西欧諸国との関係をめぐる SPD のヨーロッパ政策方針に注目する。ブランド政権では、ヨーロッパ統合は東方政策と並ぶ「ヨーロッパ平和秩序」の「構成要素」であるとの論理が展開され、SPD 外交における主要課題に位置づけられていた⁷。とりわけブランド

が重視していたのが統合の「拡大」である。この文脈でしばしば注目されるのはイギリスの欧州経済共同体（EEC）＝欧州共同体（EC）加盟をめぐる西ドイツ外交の展開⁸であるが、ブランドはまたスペイン、ポルトガル、ギリシャの将来的な加盟も見据えていた。1970年代中葉まで独裁体制下にあったこれら南欧諸国に対する関与政策は、その意味で「ヨーロッパの課題」であった⁹。

このうち本稿が注目するのは、SPDと西ドイツ連邦政府による対スペイン関与である。というのも、上記の南欧3か国の共産党のうちスペイン共産党（PCE）は、共産主義との関係をめぐるSPDの政治的選好を検討するうえで本稿が第二の変数として着目するもの、すなわち1970年代の共産主義の変化を象徴する性質を有していたためである。国際共産主義運動の内部では遅くとも1956年の「スターリン批判」以降ソ連共産党主導の一枚岩の結束に綻びが生じていたが、1968年のチェコスロヴァキア事件はこうした分極化の流れを加速させ、1970年代のヨーロッパには多様な「共産主義」の形態が存在した¹⁰。この点について、1971年党評議会決議（案）をめぐるSPD党評議会会合の記録からは、SPDが西欧における「共産主義」の変化や多様性を東側の共産主義への対応とは別の問題として認識していたことがわかる¹¹。当時SPDがとくに注目していたのが、ソ連共産党の路線を明確に批判し西欧型デモクラシーに適応する姿勢を示した一般に「ユーロコミュニズム」と呼ばれる一群であり、PCEはその中心に位置する政党のひとつであった。

なお、SPDの対スペイン関与についてはスペイン民主化の力学を研究する文脈でいくらか検討がなされており、一定の研究蓄積がある。しかし、そこではSPDの「反共」が自明視される傾向があり、いずれの研究も共産主義との関係をめぐるSPDの政治的選好について詳細な議論を構築するにはいたっていない。

以上のことから本稿は、SPDの政党系財団であるフリードリヒ・エーベルト財団が管理する社会民主主義文書館（AdsD）の政党文書、および外務省政治史料館（PAAA）の関連文書を主要史料として、SPDの対スペイン関与の変容を党の対外活動と連邦政府の対スペイン政策（Spanienpolitik）の両面に着目して検討する。本稿は第1節において、1970年代の国際共産主義運動の変化をPCEの動向とユーロコミュニズムに対するSPDの認識を中心に確認する。第2節はスペイン問題をめぐる政治展開を概観しつつ、大連立政権（キリスト教民主同盟（CDU）／キリスト教社会同盟（CSU）＝SPD、1966-1969）期にまとめられ、それ以降西ドイツの対スペイン政策の基本方針となった「貿易による変化（Wandel durch Handel）」の戦略を述べる。そのうえで、第3節は「貿易による変化」戦略のもとスペイン反体制派との交流を自制するSPDの対

外活動方針が南欧における共産主義の台頭を受けて1975年3月に変化していく過程を検討し、外交政策方針と共産主義の「質」という二つの変数がPCEとの関係をめぐるSPDの政治的選好にいかに関与していたのかを明らかにしたい。

1. 国際共産主義運動の変化とSPDの認識

「ユーロコミュニズム」の語は、ユーゴスラヴィアのジャーナリストであるフラネ・バルビエリ（Frane Barbicri）が1975年6月にミラノの日刊紙『ジオルナーレ・ヌオーヴォ』において、改良志向でソ連に対し批判的な西欧の共産党を表現する語として用いたのが最初の用例であるとされる¹²。この語が西欧内外で人口に膾炙し、ユーロコミュニズム的と称された一群の共産党が国際的な政治的プレゼンスを獲得する契機となったのが、1976年6月に東ベルリンで開催されたヨーロッパ共産党・労働者党会議（以下、東ベルリン会議）¹³である。

1956年のソ連共産党第20回大会において第一書記ニキータ・フルシチョフ（Nikita Khrushchev）により「スターリンの犯罪」が清算され、この文脈で共産主義へといたる複数の道が確認された。これに対しフルシチョフの後を襲ったレオニード・ブレジネフ（Leonid Brezhnev）は、スターリン批判以来揺らぎつつあった国際共産主義運動の再結束をはかるべく、東ベルリン会議以前にも1969年にヨーロッパの共産党の国際会議を招集していた。東ドイツの社会主義統一党（SED）は当初、同国と外交関係をもつ国家とは国交を結ばないとする西ドイツのハルシュタイン原則に対抗して西側諸国からの国際的承認の獲得を目指すうえで西欧の共産党との緊密な関係を必要とした。しかし、1971年に東西ドイツ基本条約交渉がはじまって以降、エーリヒ・ホーネッカー（Erich Honecker）は逆に西側諸国と良好な関係を維持する観点から改良志向の西欧の共産党に対し寛容な姿勢を示すようになった¹⁴。

このように東側の指導者たちはヨーロッパ共産党のあいだの結束、少なくとも調和を目指す観点から東ベルリン会議を開催したが、その意図に反して同会議はむしろ国際共産主義運動の分極化を象徴する場となった。というのは、東ベルリン会議においてイタリア共産党（PCI）、フランス共産党（PCF）、そしてスペインのPCEの3党が、人権や法の支配といった西側世界の価値秩序の尊重を掲げる改革路線を明示するとともに、1917年のロシア10月革命以来国際共産主義運動の原理となっていたソ連共産党の指導的立場、そして同党によるマルクス・レーニン主義の解釈の独占に公然と疑問を投げかけたためである。PCI、PCF、PCEの3党は会議の翌年3月にマドリードで共同声明を発売¹⁵し、ユーロコミュニズムの旗手として、1970年代の各

国国内政治のみならず西欧政治全体の力学を考えるうえでも重要なファクターとなる。

ただし、強調すべきことに、1970年代後半以降ユーロコミュニズムの語が一般的に用いられるようになる以前から、ヨーロッパの一部の共産党においてはソ連からの自律志向と党の組織・綱領の改良に向けた動きがみられていた。たとえば、ユーゴスラヴィアではパルチザンの歴史的遺産から政治的求心力を引き出したヨシップ・ブロズ・チトー (Josip Broz Tito) の指導のもと、「自主管理型社会主義」と呼ばれる独自路線の追求がすでに1948年から続いていた。また、チェコスロヴァキアでも1968年1月に共産党書記長に就任したアレクサンドル・ドブチェク (Alexander Dubček) の指導下で同年4月以降「人間の顔をした社会主義」が打ち出され、情報の自由化など具体的な国内改革に結実していた。

ワルシャワ条約機構軍が武力によって「プラハの春」に終止符を打ったことは、共産圏の引き締めというソ連の意図に反してむしろ国際共産主義運動の分極化に拍車をかけることになった。1960年以来PCEを率いていたサンティアゴ・カリーリョ (Santiago Carrillo) もまたソ連の対応に憤慨したひとりであった。それまでのカリーリョはソ連共産党に対する立場をめぐりある種のジレンマを抱えていたとされる。というのは、カリーリョは、基本的にはソ連の政策路線に忠実でありつつも、他方で党内の批判者たちが主張したような改良主義的な組織改革が党にとって不可欠であることも認識していたためである¹⁶。チェコスロヴァキア事件を経てカリーリョは、いまや「モスクワがローマであった幼年期」¹⁷を完全に脱し、共産主義者によるソ連批判の急先鋒となった。カリーリョはスペイン内戦 (1936-1939) において祖国防衛を掲げ共和国派についたが、チェコスロヴァキア事件を契機として彼のパトリオティズムはスペイン独自のナショナルな共産主義の追求と結びつくことになる¹⁸。東ベルリン会議においてカリーリョは、「今日、われわれ共産主義者には、なんらの指導センターも、われわれを拘束するなんらの国際的規律もなく [中略] われわれは、かつての時代に特有の国際主義の機構や概念へのいかなる回帰も受け入れない」¹⁹と述べ、プロレタリア国際主義との決別を明示した。というのは、それはソ連による共産主義諸国への内政干渉を正当化する道具に他ならなかったためである。イタリアのPCIやフランスのPCFも同様の立場をとり²⁰、結局「ヨーロッパにおける平和、安全、協力、社会進歩のために」と題する東ベルリン会議の最終文書には、共産党のあいだの関係については単に「国際主義」とだけ表記された²¹。

こうした国際共産主義運動における変化をSPDは概して肯定的にとらえた。1976年1月の『デア・シュピーゲル』誌のインタビューでブランドは次のように語ってい

る。

「共産主義の世界には興味深い展開が見られます。われわれは目隠しをして世界を歩き回り、そこには何も無いとは言いません。きわめて興味深いことが現に起きているのです。かつての共産主義ブロックに見られた一枚岩の性質に緩みが生じているなか、われわれの行動がその動きを再び止めてしまうようなことがあれば、それはやはり誤りなのです」²²。

これは東ベルリン会議の後の発言だが、ブランドのユーロコミュニズムに対する評価の背景には、西欧の共産主義との関係をめぐるそれまでのSPDの対外活動の蓄積がある。西ドイツ連邦議会でユーロコミュニズムへの対応が議論されるようになるのは1976年以降であるが、SPDはすでに1960年代後半からイタリアのPCIとの間で継続的な政党外交を展開し、ブランドとPCI書記長エンリコ・ベルリングエル (Enrico Berlinguer) の間には友好的な関係が築かれていた。SPDとPCIの関係はその後1991年にPCIが左翼民主党 (PDS) に改組して社会主義インターナショナルに加盟するまで続くこととなる²³。共産主義との「精神的対決」が改めて強調された1971年党評議会決議においても、のちにユーロコミュニズムと称されることになる改良志向の共産主義 (Reformkommunismus) の可能性がPCIに言及しつつ明確に認められていることには注意が払われるべきである²⁴。

2. 対スペイン政策の基本方針

2.1. 西ドイツと第二次世界大戦後のスペイン問題

第3節でスペイン共産主義へのSPDの対応を具体的に論じるまえに、その前提としてSPDの対スペイン政策方針を確認しておく必要がある。そこで本節では、スペイン問題をめぐる西ドイツ政治の展開を建国初期まで遡って振り返りつつ、1960年代後半までに「貿易による変化」の基本方針がまとめられていく過程を論じる。

フランシスコ・フランコ (Francisco Franco) の独裁体制が温存された第二次世界大戦後のスペインは、地中海の軍事戦略上の重要性和フランコ体制の反共政策に注目したアメリカと接近を図ることで西側陣営に組み込まれ、1950年代を通じて国際社会への復帰を果たした²⁵。この時期西ドイツ連邦議会ではスペイン問題をめぐると野党対立が繰り広げられたが、そこにはヒトラー＝フランコ枢軸の過去が影を落としていた。与党CDU / CSUは、第二次世界大戦期の東部戦線におけるドイツ国防軍とスペインの青師団の共闘の歴史を理想化し、スペインを反共主義闘争における (西) ドイツの「歴史的戦友」として位置づけた。これに

対し最大野党の SPD は、フランコ体制をナチの負の遺産と断じ、ヨーロッパに残存する「ファシズム独裁」に西ドイツが接近することの政治的リスクについて政府に対し警告を発した²⁶。コンラート・アデナウアー (Konrad Adenauer) やハンス＝ヨアヒム・フォン・メルカッツ (Hans-Joachim von Merkatz)²⁷ のような連邦政府の要人たちにとって、スペインはカトリックの紐帯に基づくキリスト教的ヨーロッパを築くうえでの重要なパートナーであった²⁸。このように保守派がフランコ体制に親和的な態度を示したのに対し、SPD は、フランコ体制を国際的に孤立させることがスペイン民主化への唯一の道であるとして政府の対応を批判した²⁹。

西ドイツ連邦議会におけるこうした対立は、1950年代末に駐スペイン連邦軍基地建設計画が頓挫したことを受け西ドイツの保守政権が対スペイン政策の再定義を行って以降、収束に向かった。当時連邦政府は、アメリカに倣いスペインに連邦軍の軍事施設を建設することを計画し、スペイン側と折衝を続けていたが、結局この計画は北大西洋条約機構 (NATO) 理事会および加盟国から批判を浴びて無期限延期となった³⁰。このとき周辺国が西ドイツとスペインの軍事的接近を警戒したのは、まさにヒトラー＝フランコ枢軸の過去ゆえであった。基地建設計画が頓挫したことで連邦政府の側がこのような政治的リスクを過小評価していたことが露呈する格好となり、当時計画を統括していた CSU のリヒャルト・イエーガー (Richard Jaeger) は「歴史的戦友」テーゼを撤回した。代わりにイエーガーは、スペインの政治経済のヨーロッパへの接近が同国の自己改革に資するとしてフランコ体制に親和的な対スペイン政策の意義を再定義することで、政府の対応を正当化した³¹。

その一方で、1960年代前半以降、SPD の側でも対スペイン政策方針の刷新が進む。その結果、西ドイツとスペインの政府間関係をめぐる連邦議会主要会派の方針は、両国の関係を緊密なものに保ちつつ、スペインの EEC 加盟をめぐる議論を主導しフランコ体制のヨーロッパ志向を保つことを西ドイツの役割とするものへと収斂していくことになる。

2.2. 「貿易による変化」

1951年設立の欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) に始まる第二次世界大戦後のヨーロッパ統合について、当初フランコはそれを幻想と嘲り、伝統的国家の自律性を損なわせるものとして批判的な態度を取っていた。しかし、1950年代後半にアウトアルキー (自給自足) 政策が隘路に陥ると、フランコ体制の態度に変化が生じる。経済自由化に転じたスペインは、国際通貨基金 (IMF、1958年加盟)、世界銀行 (1958年加盟)、欧州経済協力機構 (OECEC、1959年加盟) と矢継ぎ早に国際機関への参加を果たし、この文脈で西欧

の経済統合プロセスへの参加の必要性もフランコ体制内で認識され始めた。1962年2月、スペインは EEC との連合 (Association) 協定締結に向けて最初の申請を行う。しかしながら、この申請は EEC 側からはねつけられ、それ以来スペインはヨーロッパ統合プロセスから締め出されたままであった³²。

それでも、1970年にはスペイン＝EEC 間で特惠協定 (Preferential Trade Agreement) が締結されるにいたる。その背景には、加盟国間の意見調整に腐心した西ドイツによる周到な外交があった。1962年2月のスペインによる連合協定申請の後、EEC 加盟6か国は、1964年12月と翌年2月の二度にわたり協議を行ったが、1965年7月にフランスがもたらした危機によって共同体諸機関が機能不全に陥るとスペインへの対応どころではなくなった。欧州議会の権限強化や閣僚理事会における特定多数決の適用範囲拡大を盛り込んだ「ハルシュタイン・プラン」に対するシャルル・ド・ゴール (Charles de Gaulle) の「ノン」は、一時ブリュッセルからフランス代表が引き揚げる事態にまで発展した。この「空席危機」が翌年1月にいわゆる「ルクセンブルクの妥協」で一応の収束をみた後でようやくスペイン問題が再び議題にあがることとなる。この間西ドイツは、スペインとの交渉に当初難色を示していたベネルクス3国を説得し、フランスとともにスペインの将来的な加盟に可能性を残していた (イタリアは共通市場内でスペインと農産物をめぐる競争になることを懸念し、スペインとの交渉に消極的であり続けた)。1966年11月の委員会の提案に基づき、同年12月、理事会において連合協定に向けた二段階モデルがまとめられ、翌年から対スペイン交渉が開始された。理事会の当初案では、連合協定に先行する第一段階としての特恵協定は工業製品のみを対象とされていたが、西ドイツの働きかけによって、スペイン側が求めていた農産物に対する関税の軽減も (農産物全体の7パーセントと限られたものではあったが) 盛り込んだ特惠協定が1970年6月に締結された³³。

この間、西ドイツは保守派主導の大連立政権から SPD 主導の社民リベラル政権に移ったが、ブランド政権は成立後まもなくスペイン側に対し政権交代が対スペイン政策の基本方針を変更するものではないことを説明している。1960年代前半以降、SPD 内では、西欧諸国との経済的接近を模索するフランコ体制のヨーロッパ志向、旅行の拡大などにみられる西欧とスペインの社会的な結びつきの緊密化、そしてフランコ体制内における世代交代と改革の兆しを踏まえ、対スペイン政策の再検討が進められた³⁴。東方政策が社共間のイデオロギー対立とは区別される形で展開されたものであったことは本稿の冒頭で述べたとおりであるが、そのような SPD における外交政策の脱イデオロギー化は対スペイン政策にも及んでいたのである。

ブランド政権で外務省政務次官を務めることになるハンス・アーペル (Hans Apel) は、大連立政権期の1967年1月、SPD 党青年部の機関紙『JS』に「スペインと EEC [原文 (ドイツ語) では EWG]」と題する論考を発表した。EEC 設立条約 (1957年3月調印)³⁵の前文が加盟国に求めている「平和と自由」への貢献は加盟要件としては不十分である。そのような玉虫色に解釈されうる条約規定は、スペインの共同体加盟を阻むものではなく、むしろ同国の将来的な加盟の可能性を示唆するものである。このように EEC 条約の多義的性質を引き合いに対スペイン交渉の正当性を唱えたいとアーペルは、スペインと EEC の関係について、一方では経済的問題と政治的問題の分離を強調した。つまり、現在スペインが EEC に求めているのはあくまで経済的「連合 (Assozierung)」、すなわち「より少ない権利と義務」が伴うような関係性であり、それは事実上「貿易協定 (Handelsabkommen)」以上のものではない。アーペルはこのように経済的問題を政治的問題に結びつけることは自制されるべきであると主張した。しかし他方で、アーペルの論考で見逃せないのはむしろ、彼がスペイン＝EEC 間の連合が結果的にスペインの政治状況にもたらしうるポジティブな影響について語っている点である。アーペルは、対スペイン交渉が同国の民主化という目的に照らしても合理的であることを以下のように論じている。

「今日のスペインが西側的な民主国家でないことは明らかである。スペインの人々には、選挙権や団結権、報道の自由といった本質的な自由権が与えられていない。そうであるとはいえ、今日フランコ・スペインが20年前とは異なる様相を呈していることもまた疑いの余地のないことである。最近ではさらなる改革が予告され、激しい議論がなされている。[中略] こうした改革はどの程度根本的なものになるのか、それが真の民主化を導くものなのか。それについて過大評価はできない。ひとつ確かなのは、スペインに対しても「貿易による変化」の原則は有効であるということである。緊密な経済関係、スペインへの観光客の流れ、西ヨーロッパへのガストアルバイターの流れは、政治情勢をも変えつつある。そのプロセスは EEC との関係緊密化によって確実にダイナミズムを獲得するはずである」³⁶。

このようにアーペルは、対スペイン交渉の継続を民主化との関連で合理化した。フランコ体制の独裁的傾向を指摘しつつ、スペインのヨーロッパへの経済的接近が政治的接近、すなわち同国の民主化に資するとの論理は、1960年代以降の SPD における外交政策の脱イデオロギー化を象徴している。「われわれの目的は、ヨーロッパの民主主義

サークルにスペインを回帰させることである。われわれが知恵を絞り追求しているのは、[内戦で] 敗れた共和国派の抵抗者たちに対し今日の目的を保障することなのである」³⁷。アーペルはこのようにあくまでフランコ体制の民主化を目指す立場を明示しているが、そこにいたるプロセスとして彼が構想したのは、SPD が1950年代に固執していたような外圧によるフランコ体制の崩壊ではなく、政経分離に基づくスペイン＝EEC 関係の維持・強化がスペインを自発的に民主化へと向かわせるプロセスであった。この「貿易による変化」の構想は、1977年にスペインで1936年以來の民主的総選挙が開催されるにいたるまでの間、SPD と連邦政府の対スペイン関与の根底を成すこととなる。なお、SPD の戦略は、連立パートナーの FDP にも基本的に共有されていたとみてよい³⁸。

以上にみたように、スペイン問題がイデオロギー的色彩を帯びた1950年代、SPD において対スペイン政策の脱イデオロギー化が図られた1960年代前半を経て、大連立政権期以降、SPD と連邦政府は、EEC の経済的資源へのアクセスをインセンティブとしてフランコ体制に自発的な改革を促す戦略を展開していくこととなる。しかしながら、その一方で SPD は、スペイン反体制派との関係をめぐっては1975年中葉に方針転換を迫られることになる。次節ではその過程を扱い、これまでの議論を踏まえつつスペイン共産主義との関係をめぐる SPD の政治的選好を分析する。

3. 南欧における共産主義の台頭と反体制派との関係をめぐる SPD の転換

3.1. カーネーション革命と脅威認識の変化

1974年4月にポルトガルで「カーネーション革命」が起こり、翌年3月にポルトガル共産党 (PCP) が軍部と結託し革命評議会を成立させたことは、連邦政府と SPD に衝撃を与えた。というのは、軍事クーデターが発生するまで西ドイツは、アントニオ・サラザール (António Salazar) の独裁体制に対し対スペイン政策と同様に「貿易による変化」に基づく外交政策を展開していたためである³⁹。当時スペインのカルロス・アリアス (Carlos Arias) 政権は1973年の発足以降国内改革において一定の成果をおさめていたものの、フランコ周辺の体制内守旧派からの圧力にさらされていた。そのため西ドイツとスペインの当局者たちのあいだでは、スペインの反体制派がカーネーション革命に感化されて急進化するのではないかと、またそれを恐れる体制内守旧派が国内の引き締めを求めて政権に対する圧力を一層強化するのではないかとという二重の不安が広がった。アリアスは西欧諸国との結びつきから統治の正当性を引き出していた側面があったため、かりにこのような状況下でスペインと EEC の関係が絶たれるようなことがあれば政権

の弱体化は不可避であり、それはポルトガルのシナリオがスペインで再演されるリスクを増大させる恐れがあった。そのため、「貿易による変化」の原則は維持されたばかりか、むしろ西ドイツの当局者たちのあいだではスペインをヨーロッパ統合プロセスへと組み込むことが以前より喫緊の課題として認識されるようになった⁴⁰。

西ドイツ外務省では、フランコ体制への関与政策の継続が確認される一方で、スペイン国内外の反体制派、とりわけそのなかで主導的な地位を占めていたカーリーヨ率いるPCEに対する警戒が高まっていた。カーリーヨは1975年2月にユーゴスラヴィア共産党の招待でベオグラードを訪れた際にフランコ体制への対応をめぐるPCEの立場を説明し、その一部が西ドイツ外務省の文書に記録されている。ベオグラードでカーリーヨは、PCEが必ずしもフランコ体制の「劇的」な崩壊を求めていることを強調した。「われわれは革命的变化が平和裏に起こることを望む」。このような平和的变化は可能であり、PCEが求める「革命」はロシア革命のように「冬宮殿の占拠からはじまるものではない」。「われわれは、われわれが独自の革命を展開し、社会主義へといたる独自の道を歩まねばならないことを心得ている」。しかし、西ドイツ外務省は、平和裏の体制転換を唱えるPCEの立場が留保つきのものであったことを見逃してはいなかった。カーリーヨは、かりに「極右」や「ネオ・ファシスト」が権力を掌握するようなことがあればフランコ体制の崩壊は「劇的」なものになるとして、暴力による革命が完全には否定されないことを示唆している⁴¹。1974年7月末にフランコが病状悪化のため入院すると、PCEは他の反体制派グループとともに「民主評議会(Junta Democrática)」を組織し反フランコ闘争を本格化させる。その第一の目的は暫定政府の設置に置かれており、いわば民主評議会が求めていたのはフランコ体制の断絶であった⁴²。

フランコ体制に対するカーリーヨの強硬姿勢はPCEと東側諸国との関係からもうかがい知ることができる。東側諸国はヨーロッパ・デタントの文脈でスペインとの関係構築に向かい、1970年代前半を通じてソ連やポーランドはスペインとのあいだで通商代表部を交換した。こうした東側の大国の動きにPCEは激昂し、1972年8月のPCEブカレスト党大会では、東西デタントは階級闘争をクリアするものではなく、あくまで反フランコ闘争が優先されることが確認された⁴³。しかし、1973年6月に東西ドイツ基本条約が発効すると東側諸国とスペインの関係構築は加速度的に進展し、東ドイツも1973年中にスペインと外交関係を樹立する。カーリーヨにとってそれは単なる日和見主義に過ぎなかった。フランコ体制への圧力強化というPCE側の訴えを完全に無視したSEDに対しカーリーヨは憤りを隠さなかった⁴⁴。

ただし、こうしたフランコ体制への対応をめぐる対立、そして本稿第1節でみたようなカーリーヨのナショナルな共産主義の目標設定は、たしかにPCEと東側諸国の間に緊張をもたらしたが、そのことをもって両者のつながりが絶たれたわけではなかった。当時PCEはパリに拠点を置いていたが、東ドイツやポーランドはスペイン国内で地下運動を展開するPCE党員をフランコ体制による迫害から守るためのシェルターとなっていたし、こうした諸国ではPCEの反フランコ闘争を政治的にバックアップするためのプロパガンダが展開されていた⁴⁵。また1974年12月にはカーリーヨとホーネッカーの会談が行われ、その後SEDからPCEへ約80万ドイツ・マルクが送金されたことが関連研究の調査で明らかになっている⁴⁶。

西ドイツの当局者たちが以上に述べたようなPCEと東側諸国の関係をどの程度認識していたのかは現状実証が困難であるが、少なくともPCEの立場が「貿易による変化」に基づく西ドイツの対スペイン政策とは相いれないものであったこと、そしてそのことを西ドイツ外務省が認識していたことは明らかである。このようなPCEの急進主義的態度は、カーネーション革命による脅威認識の高まりと絡み合う形で、スペインの反体制派との関係をめぐるSPDの対外活動方針に180度の転換をもたらすこととなる。

3.2. PSOE との「反共」パートナーシップの確立

「貿易による変化」が西ドイツの対スペイン政策の基本原則に据えられて以降、SPDは、スペイン国内外の反体制派とのいかなる交流も自制していた。このような党指導部の方針に対して党内外から批判の声がなかったわけではない。社会主義インターナショナル加盟政党であるスペイン社会労働党(PSOE)のバリ亡命指導部を率いていたロドルフォ・リヨピス(Rodolfo Llopis)は、東方政策の論理をスペインに適用するのは誤りであり、中途半端な対応は独裁の片棒を担ぐことと同義であると断じた。また、SPD党内においても、西ドイツ最大労組IGメタルの役員としてスペイン出身のガストアルバイターとSPDの仲介役を務めていた党幹部会(Parteivorstand)員ハンス・マテファー(Hans Matthöfer)を筆頭に、フランコ体制に融和的な党指導部の対応を批判する声が一定程度存在していた。こうした党内外からの批判にもかかわらず、SPD指導部は、西ドイツとスペインの間の緊密な政府間関係への配慮のもと党内外からの批判をすべて黙殺していた⁴⁷。

しかしながら1975年3月21日、SPD党幹部会国際関係委員会は、今後PCEがポルトガルのPCPよりも強力な存在になるとの認識のもと、「スペイン国内の友人を支援するためにあらゆる可能性を追求すること」を決定する⁴⁸。その「友人」とは、1974年10月にスペイン社会主義の新たな指導者となったフェリペ・ゴンサレス(Felipe González)

率いる PSOE であった。1972年に PSOE 内部でリヨピスとゴンサレスの決裂が決定的となって以来、SPD は、すでに戦術上の不一致が明らかとなっていたリヨピス・グループではなく、スペイン国内を中心に党内地盤を固めつつあり国内情勢に精通するゴンサレス・グループに関心を抱くようになっていた⁴⁹。ゴンサレスは、すべての反フランコ勢力の結集を訴える一方で、PCE が反体制派の主導権を握ることは激しく抵抗していた⁵⁰。以下本節では、1970年代中葉のスペイン問題をめぐりヨーロッパの政治アクターのあいだで PCE への期待が高まっていたことを確認したのち、それにもかかわらず SPD が PSOE との間で PCE を共通敵とするパートナーシップを築いていく過程を論じる。そのうえで SPD の意思決定過程を分析し、「貿易による変化」の原則に基づく対スペイン政策と PCE への対応との連関を明らかにする。

1975年の3月11日から翌日にかけて、民主評議会の代表者は欧州議会の招待を受けてストラズブルに滞在し、欧州議会、欧州評議会、欧州委員会に対しフランコ体制との接触を絶つよう訴えた。この会談について西ドイツ外務省に報告した駐スペイン西ドイツ大使館の説明によれば、民主評議会には一部の自由主義者や保守派のほか、エンリケ・ティエルノ (Enrique Tierno) のようなヨーロッパで名の知れた社会主義者も参加していた⁵¹。ティエルノは、欧州議会議員でしばしば西欧統合の父のひとりに数えられるアルティエロ・スピネリ (Altiero Spinelli) とかねてから懇意にあり、民主評議会はこうした人脈をおおいに活用することができた⁵²。社会主義インターナショナルの内部においても、フランス社会党のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) を中心に PCE に期待する声が一定程度存在した。ミッテランは、SPD とは対極的に東西ゲタントを社共間の関係改善の好機ととらえており、1973年のチリ・クーデターに際してはソ連共産党を含む「チリ連帯会議」を主導していた⁵³。南欧情勢をめぐっても「人民戦線」に期待をかけたミッテランは、民主評議会にくわわるようゴンサレスに勧めた。これはフランス社会党の総意というわけではなかったが、ミッテランの態度はゴンサレスの反発を招き、PSOE を SPD に接近させた⁵⁴。

このように西欧の主要な政治アクターのあいだで PCE への期待が高まるなか、SPD は、1975年4月18日から翌日にかけてボンで PSOE およびスペイン労働総同盟 (UGT) の代表と会談し、PSOE に対する経済的・政治的支援を決定するにいたる。会談に先立つ4月17日、SPD の対外活動を統括する党国際関係局の局長ハンス＝エーバーハルト・ディングルス (Hans-Eberhard Dingels) は、スペイン情勢、とりわけ PCE の動きについてブラントに対し次のように報告している。PCE が決定的な党勢拡大を達成した現在

のスペインの状況は、革命前夜のポルトガルを彷彿とさせる。アリアスはこうした状況を認識しているものの、反動勢力と極右の圧力をまえに反対勢力との対話に踏み切れずにおり、政権の煮え切らない態度は共産主義者のさらなる勢力拡大につながりかねない。このような分析からディングルスは、スペイン政府と共産主義者主導の反体制派の関係改善が見込めない以上、PCE への対抗手段として PSOE を支援することが現在の党にとっての喫緊の課題であると考えられるとブラントに進言した⁵⁵。

SPD がユーロコミュニズムを肯定的に評価し、1960年代後半以降イタリアの PCI と友好関係を築いたことは本稿第1節でみたとおりである。これを踏まえ強調すべきことに、SPD 党国際関係局でディングルスの補佐を務めるヴェロニカ・イーゼンベルク (Veronika Isenberg) が1975年3月21日に西ドイツ外務省に送付した覚書では、PCE の政治的立場について「イタリアのような」路線との説明がなされている⁵⁶。これは、当時 SPD が PCE にユーロコミュニズム的性質を認めていたことの証左に他ならない。

それにもかかわらずディングルスがスペインにおける共産主義の台頭をカーネーション革命とのアナロジーで論じ、そして SPD 指導部がその後実際に PCE への対抗馬として PSOE を支援することを決定したことは、SPD の「反共」的選好に同党の外交政策上の利害関心がかかわっていたことを示唆している。本稿第2節第2項で確認したように、西ドイツの対スペイン政策の根底にあった「貿易による変化」はフランコ体制の自発的な改革を促すものであった。こうした目標設定に照らして、1970年代中葉の南欧における共産主義の台頭は、「貿易による変化」の構想が共産主義者による「劇的」な変化の試みによって水泡に帰すことへの懸念を SPD の指導者たちに抱かせた。ユーロコミュニズムへの期待とは裏腹に、SPD は PCE の急進主義的態度をスペイン民主化という外交政策上の目標にとっての脅威とみなし、これを取り除くべく「反共」を実践に移す決定を下したのである。

こうして開催にいたった1975年4月18日・19日の会談において、スペイン側は、「フランコ死後の移行期において、政治を決するたかいは社会主義者と共産主義者の間で争われるものになる」と西ドイツ側に訴えかけた⁵⁷。これに対しブラントは、「ドイツ社会民主主義とスペイン社会主義の連帯は自明かつ不変のものである」と応え、PSOE に対する経済的・政治的支援を約束した⁵⁸。会談以降、SPD はフリードリヒ・エーベルト財団を通じた PSOE 支援を展開し、1982年のゴンサレス首相誕生に決定的な役割を果たすこととなる⁵⁹。

ただし、その過程は単なる支援ではなく SPD による PSOE の「教育」の過程でもあった。ゴンサレスは1975年11月の SPD マンハイム党大会での演説において「ここ数十年の

経験は、権威主義的体制が自ら民主化するという期待のもとでそうした体制を黙認することがまったく事実とそぐわない対応であったことを証明している」と断言しており⁶⁰、ブランドはこのときスペイン政府に対しフランコ体制とその反対派がともに漸進的改革に取り組むことは可能であると弁明しなければならなかった。その後1976年5月にベネズエラでゴンサレスと面会した際、ブランドは自身の経験を踏まえつつ急進的な行動が何をもたらすかについてPSOEの若き指導者に教え悟したという⁶¹。ゴンサレスは後年ブランドとの関係を回顧するなかで、「私が覚えている限り、ブランドが自身の考えに基づいてスペインの移行期において何をすべきかをわれわれに命じるようなことは、ただの一度もありませんでした」と述べている⁶²が、それは美化された記憶であるか、あるいは恩人への配慮であるといわざるをえない。SPDとPSOEの関係は単に社会主義の連帯に基づくものではなく、SPDの指導者たちの頭には常に「貿易による変化」のグランド・モチーフがあった。

結論

1976年の東ベルリン会議を契機としてユーロコミュニズムが注目を集めるようになる以前から、PCEを含むヨーロッパの一部の共産党はソ連からの自律と改良主義的な党改革を追求していた。こうした国際共産主義運動の変化をSPDは肯定的にとらえ、1960年代後半以降イタリアのPCIとの間で友好関係を築いていた。

フランコ体制に対するSPDの立場は、1960年代後半にそれまでのナチ時代の「過去」に規定された方針から変化を遂げ、大連立政権期以降、西欧の経済統合プロセスにスペインを組み込むことでフランコ体制に自発的な改革を促すという「貿易による変化」の戦略がSPDと連邦政府の対スペイン関与の基本原則となった。この原則に基づきSPDは、党内外からの批判にもかかわらずスペイン反体制派との接触を自制していた。

しかしながら、カーネーション革命にはじまる1970年代中葉の南欧情勢の急転は、SPDと連邦政府の脅威認識を一変させた。そこにはPCEと東側諸国の関係が作用していた可能性も考えられる⁶³が、西ドイツ外務省とSPD国際関係局の記録文書からは、西ドイツの当局者たちがポルトガル情勢とのアナロジーからスペイン共産主義の台頭を警戒していたことがわかる。

このような脅威認識の変化からSPDは、対スペイン関与をめぐる従来の方針を転換した。ただし、新たに決定された反体制派政党PSOEへの支援は、「貿易による変化」戦略自体の変更を意味するものではなかった。むしろ、党の指導者たちがPCEのユーロコミュニズム的性質を認め

ていたにもかかわらずPSOEという対抗勢力の擁立に向かったことから、SPDの意思決定および行動選択において「貿易による変化」のグランド・モチーフが決定的な役割を果たしていたことがわかる。そのことは、SPDがPSOEに対し「貿易による変化」の戦略への同意を求めたことにも表れている。

このように整理される本稿の議論からは、スペインのユーロコミュニズムに向けられたSPDの「反共」について次の結論が導き出される。イタリアのPCIとの継続的な意見交換を通じてSPD内で広がっていたユーロコミュニズムへの期待が1970年代中葉のスペイン問題に際してPCEへの期待と結びつくことはなかった。というのは、たとえPCEのユーロコミュニズム的な目標設定が真実であったとしても、そこに行き着くための手段はSPDの構想と真っ向から対立する可能性があったためである。カリーリョがスペインにおける「劇的」な変化に言及し、PCE主導の民主評議会が旧体制の断絶を掲げるなか、SPDはスペイン共産主義が「貿易による変化」に基づく西ドイツの対スペイン政策にとって障害になりうると判断し、PCEの対抗馬としてPSOEを擁立することを決定した。ここにおいてSPDの「反共」的選好は、「貿易による変化」のグランド・モチーフを防衛するという外交政策上の利害関心によって規定されたのである。

本稿は、SPDの対スペイン関与の変容過程の検討を通じて、西欧の共産主義との関係をめぐるSPDの政治的選好において、「反共」が外交政策方針との関連でプラグマティックに形成される局面を示した。このように「反共」という視点からドイツ社会民主主義の特徴を再検討していくことは、ドイツ社会主義の歴史において社会民主主義と共産主義の関係が19世紀以来の歴史的なものであるだけに、SPD史研究および社会主義研究にとってひとつの重要課題であると考えられる。また、ドイツ・ヨーロッパにおいて1970年代は「根本的自由化」への期待と急進主義への不安がせめぎ合う時代であったといわれる⁶⁴が、時局に応じて異なる実態をもつ「反共」の内実を詳らかにしていくことは、このような1970年代の「時代性」を把握していくうえでも重要な意義をもつはずである。

【付記】

本研究に際しては東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター(DESKE)より奨学助成(IGK)を受けた。関係各所に對し記して御礼申し上げます。

¹ 西ドイツにおいて「ヨーロッパ政策」は、基本的に西欧諸国を対象とした「西側統合政策」を意味した。森井裕一「ドイツ連邦共和国とEU」森井裕一(編)『国際関係の中の拡大EU』信山社、2005年、155-181頁(ここではとくに160-162頁)。

² Cf. Faulenbach, Bernd, „Antikommunismus“ als Problem der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland. Skizze über einen ungeklärten Begriff der Nachkriegsepoche, in: *Jahrbuch für Historische Kommunismusforschung*, 2008, S. 231-238; Creuzberger, Stefan/Hoffmann, Dierk, Antikommunismus und politische Kultur in der Bundesrepublik Deutschland. Einleitende Vorbemerkungen, in: ders. (Hrsg.), „Geistige Gefahr“ und „Immunisierung der Gesellschaft“. *Antikommunismus und politische Kultur in der frühen Bundesrepublik*, München 2014, S. 1-16.

³ Cf. Faulenbach, op. cit.

⁴ Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (Hrsg.), *Jahrbuch der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands 1970-1972*, Bonn, o. J., S. 557ff.

⁵ Cf. Grebing, Helga, *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Von der Revolution 1948 bis ins 21. Jahrhundert*, Berlin 2007, S. 176-179. 1970年11月、SPDの党幹部会、党評議会および管理委員会 (Kontrollkommission) は連名で、東ドイツの社会主義統一党 (SED) から支援と指示を受ける西ドイツ国内の共産主義勢力との間で SPD 党員が共同行動や組織的の協調をはかることを禁じたいわゆる「離間決議 (Abgrenzungsbeschluss)」を公表している。Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (Hrsg.), op. cit., S. 555. なお、党青年部ユーゾー (Jungsozialisten, Jusos) による共産主義との協調の試みについては以下も参照。川崎聡史「ドイツ社会民主党青年部ユーゾーによるローカルな政治運動——68年運動後のモスクワ系共産主義組織との協力に関する一考察」『ドイツ研究』第55号、2021年、50-57頁。

⁶ Cf. Faulenbach, Bernd, *Das sozialdemokratische Jahrzehnt. Von der Reform euphorie zur neuen Unübersichtlichkeit. Die SPD 1969-1982*, Bonn 2011, S. 346-365.

⁷ 妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺——東方政策と分断克服の戦略、1963-1975年』見洋書房、2011年、149頁。

⁸ イギリス加盟問題をめぐる西ドイツとフランスの協調／対立の展開については、同上書、137-153頁を参照。

⁹ Rother, Bernd, Willy Brandt und die Demokratie in Europa. Das Beispiel Spaniens, in: Wirkens, Andreas (Hrsg.), *Wir sind auf dem richtigen Weg. Willy Brandt und die europäische Einigung*, Bonn 2010, S. 401-412, hier S. 402.

¹⁰ 当時ヨーロッパには少なくとも次の4つのタイプの「共産主義」が存在したという。(1) ソ連共産党の政策路線に忠実なモスクワ系共産主義 (例としてポルトガル共産党やドイツ共産党 (DKP))、(2) ソ連共産党に忠実でありながら戦術的観点から改革路線を打ち出した共産主義 (例としてフランス共産党)、(3) ソ連共産党を批判し、西欧型デモクラシーに適応するべく綱領・組織の改革に着手したとりわけユーロコミュニズムのような共産主義 (例としてイタリア共産党やスペイン共産党)、(4) 党組織維持のため親ソ連派と反ソ連派のあいだで制度的分権を確立した共産主義 (例としてフィンランド共産党)。Dörr, Nikolas, *Die Beziehungen zwischen der SED und den kommunistischen Parteien West- und Südeuropas. Handlungsfelder, Akteure und Probleme*, in: Bauerkämper, Arnd/Di Palma, Francesco (Hrsg.), *Bruderparteien jenseits des Eisernen Vorhangs. Die Beziehungen der SED zu den kommunistischen Parteien West- und Südeuropas (1968-1989)*, Berlin 2011, S. 48-65, hier S. 51.

¹¹ Sozialdemokratie und Kommunismus, Archiv der sozialen Demokratie (AdsD), Sitzung des Parteirates am 14. 11. 1970 in München, Band 1.

¹² Dörr, Nikolas, *Die Auseinandersetzungen um den Eurokommunismus in der bundesdeutschen Politik 1967-1979*, in: *Jahrbuch für Historische Kommunismusforschung*, 2012, S. 217-232, hier S. 218. なお、1970年

代当時ユーロコミュニズムの概念について明確かつ一義的な定義づけがなされていたとは必ずしもいえないが、同時代の観察者は概ねソ連共産党からの自律志向と西側の価値秩序の尊重を種々の「ユーロコミュニズム」政党の共通項としてみている。以下を参照。クリエジェル, A. (野地孝一訳)『ユーロコミュニズム——もう一つの共産主義か』岩波書店、1978年；芝生瑞和『ユーロコミュニズムの実験』三一書房、1978年；安原和雄『ユーロコミュニズム』教育社、1978年；Richter, Helmut/Trautman, Günter (Hrsg.), *Eurokommunismus. Ein dritter Weg für Europa?*, Hamburg 1979.

¹³ 東ベルリン会議には、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、西ドイツおよび西ベルリン、東ドイツ、フィンランド、フランス、ギリシャ、イギリス、アイルランド、イタリア、ユーゴスラヴィア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スウェーデン、スイス、ソ連、スペイン、チェコスロヴァキア、トルコ、ハンガリー、キプロスの29の国・地域から75の政党が参加した。安原、前掲書、13-17頁；Krampitz, Karsten, *Für Freiheit und Demokratie. Der kurze Frühling des Eurokommunismus*, in: *Blätter für deutsche und internationale Politik*, 61 (2016) 7, S. 110-120, hier S. 112.

¹⁴ Dörr, *Die Beziehungen zwischen der SED...*, S. 53f.

¹⁵ 世界政治編集委員会『世界政治資料』日本共産党中央委員会、第498号 (1977年4月上旬号)、2-13頁。

¹⁶ M. Fraldo, José, *Entangled Eurocommunism. Santiago Carrillo, the Spanish Communist Party and the Eastern Bloc during the Spanish Transition to Democracy, 1968-1982*, in: *Contemporary European History*, 26 (2017) 4, pp. 647-668, here p. 655.

¹⁷ ヨーロッパ共産党・労働者党会議事務局発行文書に掲載されたカリリオの発言。ここで彼は「幼年期」を回顧しつつ、10月革命の伝統との離別を明瞭に語った。世界政治編集委員会『世界政治資料』日本共産党中央委員会、第482号 (1976年8月上旬号)、37頁。

¹⁸ M. Fraldo, op. cit., p. 649.

¹⁹ 『世界政治資料』、第498号、37頁。

²⁰ 東ベルリン会議で PCI 書記長エンリコ・ベルリングエル (Enrico Berlinguer) は「各党間の連帯は、各党がそれぞれの国内的、国際的政治路線を自主的に作成し、完全に独立して決定することの承認を基礎」とすると発言し、PCF 書記長ジョルジュ・マルシェ (Georges Marchais) もまた「われわれに固有なものが、われわれの社会主義への前進とその建設を導くのであり、それは、すでに社会主義的変革を実現した諸国民が歩んだ道とは別の道である」と述べている。同上書、35頁；29頁。

²¹ 同上書、66-74頁。

²² „Da gibt es wirklich sehr Interessantes“, in: *Der Spiegel*, 25.01.1976.

²³ Dörr, *Die Auseinandersetzungen um den Eurokommunismus...*, S. 221ff.

²⁴ Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (Hrsg.), op. cit., S. 557.

²⁵ 細野晴子「欧州冷戦終焉とスペインの外交政策の変遷」『国際政治』第157号、2009年、115-128頁。

²⁶ Lehmann, Walter, *Die Bundesrepublik und Franco-Spanien in den 50er Jahren. NS-Vergangenheit als Bürde?*, Oldenburg 2006, S. 219ff.

²⁷ フォン・メルカッツは当時CDU / CSU などとともに連邦政府を構成していた国民保守派政党・ドイツ党 (DP) 所属の連邦議会議員。1960年8月に CDU に入党。連邦法相 (1956-1957)、連邦非追放民相 (1960-1961) を歴任した。Konrad-Adenauer-Stiftung, *Geschichte der CDU* (<https://www.kas.de/de/web/geschichte-der-cdu/personen/biogramm-detail/-/content/hans-joachim-von-merkatz-v1>) [最終閲覧日：2023年9月23日]

- ²⁸ Aschmann, Birgit, *The Reliable Ally. Germany Supports Spain's European Integration Efforts, 1957-1967*, in: *Journal of European Integration History*, 7 (2001) 1, pp. 37-51, here p. 40. アデナウアーら西欧のキリスト教民主主義の政治指導者が推進した「アーベントラント運動」の本拠地であるヨーロッパ文書・情報センター (CEDI) がマドリードに置かれたことからカトリックの紐帯におけるスペインの重要性がうかがえる。なお、「アーベントラント運動」については以下を参照。板橋拓己『黒いヨーロッパ——ドイツにおけるキリスト教保守派の「西洋 (アーベントラント)」主義、1925-1965年』吉田書店、2016年。
- ²⁹ Muñoz Sánchez, Antonio, *Von der Franco-Diktatur zur Demokratie. Die Tätigkeit der Friedrich-Ebert-Stiftung in Spanien*, Aus dem Spanischen von Friedrich Welsch, Bonn 2013, S. 15f.
- ³⁰ Lehmann, *op. cit.*, S. 149-170.
- ³¹ *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 3. Wahlperiode, Stenographische Berichte, S. 5890-5915.
- ³² Moradiellos, Enrique, *Franco's Spain and the European Integration Process (1945-1975)*, in: *Bulletin for Spanish and Portuguese Historical Studies*, 41 (2016) 1, pp. 67-78.
- ³³ Aschmann, *op. cit.*, pp. 40-46.
- ³⁴ Muñoz Sánchez, Antonio, *Wandel durch Annäherung in Spanien. Willy Brandt und das Franco-Regime (1964-1975)*, in: Ettrich, Frank/Herz, Dietmar (Hrsg.), *Willy Brandt. Politische Handeln und Demokratisierung*, Opladen 2015, S. 181-216, hier 183-191.
- ³⁵ 欧州経済共同体設立条約 (ドイツ語版) (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/DE/TXT/PDF/?uri=CELEX:11957E/TXT>) [最終閲覧日: 2023年7月15日]
- ³⁶ Apel, Hans, *Spanien und die EWG*, in: *SPD-Pressemitteilungen und Informationen*, Nr. 15/67, 16.01.1967 (<http://library.fes.de/cgi-bin/populo/spde.pl>) [最終閲覧日: 2023年7月15日]
- ³⁷ *Ibid.*
- ³⁸ たとえば、ブランド政権で副首相兼外相を務めた FDP 党首ヴァルター・シェール (Walter Scheel) は、1972年にマドリードを訪問した際、経済的および政治的条件が整えられればスペインの EEC 加盟を歓迎すると発言している。Ruyter an Apel, 23.2.1975, *Politisches Archiv des Auswärtiges Amtes (PAAA)*, B 26-ZA105669.
- ³⁹ Mónica Fonseca, Ana, *Die Nelken brauchen jetzt Wasser! The SPD and the Portuguese transition to democracy*, in: Ettrich/Herz, (Hrsg.), *op. cit.*, S. 157-179.
- ⁴⁰ Botschaft in Madrid an das Auswärtige Amt, 7.1.1975, PAAA, B 26-ZA110257.
- ⁴¹ Botschaft in Madrid an das Auswärtige Amt, 3.3.1975, PAAA, B 26-ZA110257.
- ⁴² 永田智成『フランコ体制からの民主化——スアレスの政治手法』木鐸社、2016年、152頁。
- ⁴³ M. Frald, *op. cit.*, p. 657.
- ⁴⁴ Krampitz, *op. cit.*, S. 118.
- ⁴⁵ M. Frald, *op. cit.*, pp. 652f.
- ⁴⁶ Muñoz Sánchez, *Von der Franco-Diktatur zur Demokratie...*, S. 78f.
- ⁴⁷ Muñoz Sánchez, Antonio, *A European Answer to the Spanish Question. The SPD and the End of the Franco Dictatorship*, in: *Journal of European Integration History*, 15 (2009) 1, pp. 77-94, here pp. 83-88.
- ⁴⁸ Protokoll über die Sitzung des Ausschusses für Internationale Beziehungen am 21.3.1975 im Fraktionsvorstandszimmer der SPD Bundestagsfraktion, Bundeshaus, AdsD, SPD-Parteivorstand 11933.
- ⁴⁹ PSOE の党内権力闘争、およびそれをめぐる社会主義インターナショナル事務局ならびに SPD を含む各加盟政党の対応については以下を参照。Ortuño Anaya, Pilar, *European Socialists and Spain. The Transition to Democracy, 1959-77*, London 2002, pp. 22-36.
- ⁵⁰ Veronika Isenberg an das Auswärtige Amt, 21.3.1975, AdsD, SPD-Parteivorstand 11933.
- ⁵¹ ティエルノが率いた社会主義インテリオール党 (PSI) は、フランコ体制から政党活動を認められていた穏健な社会主義政党であり、SPD のフリードリヒ・エーベルト財団と協力関係にあったが、ティエルノが民主評議会に合流して以降両者の関係は冷え切っていた。なお、PSI は民主評議会への合流に際し社会主義人民党 (PSP) に党名を変更している。Muñoz Sánchez, *Von der Franco-Diktatur zur Demokratie...*, S. 75f.
- ⁵² Botschaft in Madrid an das Auswärtige Amt, 18.3.1975, PAAA, B 26-ZA110257.
- ⁵³ Aufzeichnung von Veronika Isenberg, 17.8.1974, AdsD, SPD-Parteivorstand 11932. SPD はチリ連帯会議の「人民戦線」的傾向を警戒し参加しなかった。Hans-Eberhard Dingels an Hans-Jürgen Wischnewski, 14. 8. 1974, AdsD, SPD-Parteivorstand 11932. チリ連帯以降ミッテランは度々ソ連共産党との友好関係をアピールし、SPD を憤慨させた。Vermerk von Hans-Eberhard Dingels für Willy Brandt, 9.5.1975, AdsD, Bonn, SPD-Parteivorstand 11933.
- ⁵⁴ Ortuño Anaya, *op. cit.*, pp. 131-137.
- ⁵⁵ Vermerk von Hans-Eberhard Dingels für Willy Brandt, 17.4.1975, AdsD, SPD-Parteivorstand 11933.
- ⁵⁶ Veronika Isenberg an das Auswärtige Amt, 21.3.1975, AdsD, SPD-Parteivorstand 11933.
- ⁵⁷ Aufzeichnung von Hans-Eberhard Dingels, 23.4.1975, AdsD, SPD-Parteivorstand 11491.
- ⁵⁸ Aktenvermerk von Elke Esters, 22.4.1975, AdsD, SPD-Parteivorstand 11843.
- ⁵⁹ フリードリヒ・エーベルト財団を通じた SPD による PSOE 支援については、Muñoz Sánchez, *Von der Franco-Diktatur zur Demokratie...*
- ⁶⁰ Vorstand der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (Hrsg.), *Parteitag der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. Vom 11. bis 15. November 1975, Rosengarten Mannheim. Protokoll der Verhandlungen*, o. O., 1976, S. 875ff.
- ⁶¹ Rother, *op. cit.*, S. 406. スペイン内戦において共和国派は左派の急進化により分裂し、そのことがフランコによるその後40年に及ぶ独裁を許したといわれる。ブランドは、内戦期の1937年に社会主義労働者党 (SAP) の特派員としてカタルーニャに赴任した際にこうした共和国派の分裂を目の当たりにしていた。Brandt, Willy, *Draußen. Schriften während der Emigration*, Hrsg. von Günter Struve, Berlin 1966, S. 189f.
- ⁶² González, Felipe, Willy Brandt. Ein guter Mensch und ein wahrer Freund, in: *Willy Brandt. Fotografiert von Konrad R. Müller. Mit einem Essay von Felipe González*, Bergisch Gladbach 1993, S. 9-38, hier S. 14.
- ⁶³ この点について、ファオレンバッハは SPD による PSOE 支援を東西ドイツ間の体制競争の文脈で論じている。しかし、SPD の認識については史料の根拠に乏しいうえに、SED と PCE の対立などにも触れておらず、あくまで SPD = SED の対立構図から状況的に論じたものであるといわざるをえない。スペイン問題と両独関係の連関については今後当事者の認識を踏まえ実証的に研究していく必要がある。Cf. Faulenbach, *Das sozialdemokratische Jahrzehnt...*, S. 454ff.
- ⁶⁴ Eckert, Rainer/François, Etienne/Gilcher-Holtey, Ingrid/Klessmann, Christoph/Rucheniewicz, Krystof, *Die 1970er-Jahre in Geschichte und Gegenwart*, in: *Zeithistorische Forschungen*, 3 (2006), S. 422-438.

Der Kurswechsel der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD) hinsichtlich der Spanienfrage (1966-1975): Ein Beitrag zum Verhältnis der SPD zum spanischen Kommunismus

Yuya KOZUKA

Der in der Bundesrepublik Deutschland seit ihrer Gründung bestehende „antikommunistischer Grundkonsens“ wird oft als „Antisowjetismus“ zusammengefasst. In den 1970er Jahren gab es jedoch im Westeuropa verschiedene Formen des „Kommunismus“, in denen die sich von der sowjetischen KP unabhängig orientierten Kommunisten enthalten waren. Trotzdem ist in der bisherigen Forschung im Zusammenhang mit der sozialdemokratisch geführten „(Neue) Ostpolitik“ fast ausschließlich das Verhältnis der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SPD) zu dem von Moskau geprägten Kommunismus untersucht worden. Im vorliegenden Artikel beschäftige ich mich hingegen mit dem Verhältnis der SPD zu den Kommunisten im Westeuropa in den 1970er Jahren am Beispiel Spanien.

Einige Forschungen, die sich mit der Ostpolitik befassen, zeigen einen Moment in der Geschichte, die Haltung der SPD gegenüber den Kommunisten von den außenpolitischen Richtlinien abzuhängen. Bei der Analyse der politischen Präferenzbildung der SPD im Umgang mit den Kommunisten im Westeuropa richte ich deswegen mein Augenmerk insbesondere auf zwei Faktoren. Der erste Faktor sind die Zielsetzungen der sozialdemokratischen Europapolitik, die auf eine „Erweiterung“ der europäischen Integration gerichtet ist, und von der Parteiführung als eine der wichtigsten Aufgaben der sozialdemokratischen Außenpolitik betrachtet wurde. Als den zweiten Faktor betrachte ich die sowjetkritische und westliche Orientierung einer Reihe der westeuropäischen Kommunisten, die die SPD spätestens seit Ende der 1960er Jahre wahrnahm. Die SPD wartete auf einen zukünftigen Eintritt Spaniens in die Europäische Wirtschaftsgemeinschaft (EWG). Unter den europäischen Reformkommunisten war die spanische KP (PCE) ein wichtigster Vertreter einer Orientierung, die als „Eurokommunismus“ genannt wurde. In diesem Kontext gehe ich folgender Frage nach: Wie wirkte sich

die Richtlinie der bundesdeutsche Spanienpolitik einerseits und die als eurokommunistisch betrachtete Orientierung der PCE andererseits auf die politische Präferenzbildung der deutschen Sozialdemokratie im Umgang mit den spanischen Kommunismus aus?

Der vorliegende Artikel gliedert sich in die folgenden drei Abschnitte.

Der erste Abschnitt stellt die Veränderung innerhalb der internationalen kommunistischen Bewegung in den 1970er Jahren sowie die Einschätzung dieser Veränderung seitens der SPD dar. Bevor sich das Wort „Eurokommunismus“ anlässlich der Konferenz der kommunistischen und Arbeiterparteien Europas 1976 in Ost-Berlin verbreitete, hatten einige kommunistischen Parteien Europas einen eigenen Weg zum Sozialismus gesucht. Der „Prager Frühling“ und seine Niederschlagung 1968 verschärften jedoch die Polarisierung des kommunistischen Lagers; eine Polarisierung, wie sie bereits seit der Kritik an Stalin 1956 unverkennbar war. Santiago Carrillo, der Generalsekretär der PCE, gehörte zu Denjenigen, die sich über die imperialistische Willkür der Sowjetunion beschwerten. Vor der Ost-Berliner Konferenz stritt die PCE zusammen mit der italienischen KP (PCI) und französischen KP (PCF) um die Autonomie von der sowjetischen Richtlinie und eine der westlichen Werteordnung entsprechende Form des Kommunismus. Willy Brandt, der Vorsitzende der SPD, sah diese Entwicklung innerhalb der kommunistischen Bewegung „sehr interessant“. Die Hintergründe: Ende der 1960er Jahre nahm die SPD interparteiliche Beziehungen mit der italienischen PCI unter Führung Enrico Berlinguers auf und inzwischen war eine Freundschaft zwischen Brandt und Berlinguer entstanden.

Im zweiten Abschnitt geht es um das Prinzip der bundesdeutschen Spanienpolitik. War die Bundestagsdebatte um die Spanienfrage bis in die 1950er Jahre hinein noch stark durch den Schatten der Hitler-Franco-Achse geprägt, versuchte die SPD-

Führung seit Anfang der 1960er Jahre an einer entideologisierten Spanienpolitik. Die sozialdemokratische Spanienpolitik seit Ende der 1960er Jahre wurde daraufhin mit der Vorstellung einer Demokratisierung entwickelt, der zufolge das Franco-Regime sich von selbst liberalisieren sollte, indem Spanien in den Prozess der wirtschaftlichen Integration Westeuropas integriert wird. Trotz der Kritiken von innerhalb und außerhalb der Partei legte die SPD-Führung sich auf das außenpolitische Grundmotiv des „Wandels durch Handel“ bzw. die „Europäisierung“ der Spanienfrage fest. Die Parteiführung lehnte insofern jeden Kontakt mit den spanischen illegalen Organisationen ab.

Mitte der 1970er Jahre entschied die SPD sich allerdings die Unterstützung für die damals noch illegalisierte Sozialistische Arbeiterpartei Spaniens (PSOE). Der dritte Abschnitt analysiert den Prozess dieses Kurswechsel. Die politische Entwicklung im Südeuropa nach der „Nelken Revolution“ 1974 veränderte die Risikobeurteilung der SPD. Inzwischen verschaffte die PCE sich die politische Einfluss bei vielen Akteuren Westeuropas, teilweise auch im sozialdemokratischen Kreis. Die SPD kam doch zu einem Schluss, dass „nach allen Möglichkeiten gesucht werden“ sollten, die PSOE als Alternative zum Kommunismus zu unterstützen, obwohl die SPD gleichzeitig den spanischen Kommunismus als eurokommunistisch betrachtete. Ausschlaggebend hierfür waren dabei nicht die eurokommunistischen Zielsetzungen der PCE, sondern dass die SPD sich in der Forderung der PCE nach einer vollständigen Säuberung des alten Regimes an den gewaltsamen Regimewechsel in Portugal erinnert fühlte. Das Grundprinzip des „Wandels durch Handel“ hierbei unterhalten wurde, da ein Abbruch der Beziehungen zwischen Spanien und der EWG zu einer entscheidenden Radikalisierung der spanischen Dissidenten führen sollte.

Auf Basis dieser Analysen lässt sich die folgende These aufstellen: Aufgrund der Idee, dass durch die Erweiterung eines wirtschaftlich starken Europas allmählich ein Übergang zur Demokratie erreicht werden könne, lehnte die SPD jeden radikalen Systemwechsel ab. Die antikommunistische Haltung, die die SPD an den spanischen Eurokommunismus richtete, wurde insofern von der Richtlinie der sozialdemokratischen Spanienpolitik unter dem Grundmotiv des „Wandels durch Handel“ bestimmt.

論文

The European Identity Among Ethnic Minorities: Co-Existence of Europeanness and Russianness Among Russian-Speaking Estonians in the EU's Border Region

Yusaku FUKUHARA

1. Introduction

Cheskin (2015) noted that one of the most pressing questions for scholars of Russian speakers¹ in the Baltic States relates to the question of their identity. It remains an important issue amid the war in Ukraine. After the collapse of the Soviet Union, the appropriateness of treating Russian speakers in the regions as a single group has been questioned (Melvin 1995). Numerous factors have been presented to explain the weakness of a collective identity among Russophone communities in the Baltic states, ranging from different roots of origins and nationalities (Smith 1996) to the legacy of the Soviet national policies (Agarin 2010). Scholars have also pointed out the related consolidation of the Russian-speaking identity, which is distinct from the Russian identity and consolidated around the self-identification as Baltic Russians (Cheskin 2013; Laitin 1998; Melvin 1995; Vihalemm and Masso 2003).

Scholars have examined the identity of Russian speakers in the Baltic states from the perspective of integration dynamics², which has been most visible in Estonia and Latvia, where citizenship was withheld from most Russian speakers (Cheskin 2015). They had struggled to fully integrate with the titular majority (Estonians in the context of this article), while maintaining close linguistic, cultural, and historical ties with Russia than Estonia (Kallas 2016). It appears to be two parallel societies living alongside each other but divided along ethnic lines (Lindoman and Saar 2011; Mägi 2018). In this context, the naturalisation of Russian speakers has been a goal of Estonia's state integration programmes to promote social cohesion and identification with Estonia (Muiznieks, Rozenvalds and Birka 2013). Even though Estonia's integration programmes emphasise both Estonian language fluency and an Estonian identity centred on Estonian culture (Nimmerfeldt 2011; Taru, Schulze and Nimmerfeldt 2011), Russian speakers in Estonia tend to express positive attitudes towards their lives in Estonia (Eesti ühiskonna

integratsiooni monitoring [EIM] 2020).

Border regions between the EU and Russia can provide insights into the diversity of identity formation of ethnic minorities; the unique geographic and social conditions allow scholars to explore the complexity of the European identity, as there is a 'battlefield' of 'identity-building processes' (Pfoser 2014). In other words, the periphery region between the EU member state and non-EU member states is the best place to observe and understand modes of people's identity formations and changes beyond the framework of the nation states. In this context, Narva - an Estonian town that shares a border with Russia across a river and with approximately 96% of its inhabitants constituting Russian speakers - is a good example to observe the fluctuation, pluralisation, and reconstruction of the European identity of ethnic minorities in Europe.

Following the collapse of the Soviet Union and Estonia's accession to the EU, Narva became the border between Estonia and Russia in 1991, and then between the EU and Russia in 2004. This shows a rich case of the perception and construction of narratives relating to 'Russia' and 'Europe', or 'East' and 'West'. This new status resulted in multiple and competing border narratives, where 'Europe' functions as an unstable referent in relation to which one's position is marked out rather than as a unifier that consolidates one's position on multiple and sometimes competing narratives in the border region (Pfoser 2017). Narva has been considered a town on the margins of Estonian society (Pfoser 2014), and has also been internally 'othered' (Martines 2020). Yet, Pfoser (2017) highlighted local discourses among residents in Narva and its Russian neighbour Ivangorod, suggesting that economic and social benefits in Estonia are understood positively by Narva's residents as being from 'Europe', which differentiates them from Russia.

Turning now to the European identity, the question of how it emerges has become central in political and academic discourses

(Waechter 2020, 21). Studies on European identity have mainly focused on ethnic majorities in European countries and have not paid enough attention to ethnic minorities. Therefore, research must be undertaken on the different orientations towards Europe and ethnic and cultural minority groups' potential self-recognition as European citizens (Wallace and Strømsnes 2008). It is important to focus on the potential European identity of ethnic minorities living in EU member states, as fostering a European identity among EU citizens has been considered a condition for the political legitimacy of the European integration project (Bruter 2003).

However, other research on Russian-speaking Latvians in Latvia shows the importance of considering the differences in their self-identification, especially that of the younger generation (Kapráns and Mierīņa 2019). Kallas (2021) also pointed out that the younger generation of Russian-speaking Estonians in Estonia self-identifies differently than older generations. Regarding the self-identification of ethnic minorities living in the border region between the EU and Russia, Pfoser (2017) suggests that Russian-speaking Estonians living in Narva tend to interpret Europe positively as they feel a sense of superiority living in the European space; here, some important questions emerge: Why do they tend to emphasise their European identity over their resident state's (Estonian) identity, and how is their European identity constructed?

This study focuses on the Russian-speaking Estonians in Narva, where the values of the EU and Russia meet and integrate, based on six months of fieldwork conducted in 2022. Considering there is not enough statistical data on the European identity of Russian-speaking Estonians in Estonia, this research relies on interview-based qualitative data gathered during the fieldwork. It examines the factors that foster the young Russian-speaking Estonians' European identity formation through the lens of the othering theory, while paying attention to the plurality and richness of their identities. By doing so, this research aims to contribute to discussions on the development of the European identity among ethnic minorities in Europe.

2. Theory of the European Identity

(1) *Who has a European identity?*

Waechter (2020, 22–25) divided the study of European identity into three categories based on the approach: the (1) 'instrumental', (2) 'cultural', and (3) 'civic' approaches. The instrumental approach assumes that European identification is based on the conscious and rational considerations of individuals on the benefits they perceive and expect from being European (Jiménez et al. 2004; McLaren 2006; Verhaegen and Hooghe 2015).

Scholars noted that the right of freedom of movement and residence within the EU and perceived economic benefits for one's country and household influence people's European identity development positively (Jiménez et al. 2004; Verhaegen and Hooghe 2015; Verhaegen, Hooghe and Quintelier 2014). The cultural approach assumes that cultural considerations, such as perceptions of common civilisation, history, or ancestry, can be crucial in developing European identity (Jiménez et al. 2004). Jiménez et al. (2004) confirmed that factors such as culture, customs, and traditions; a common language and ancestry; and a shared history play a role in constructing the European identity, and that the cultural effect is more significant than the instrumental one in Central and Eastern European Countries (CEECs). The civic approach assumes that civic factors - commitment to rights and obligations derived from European citizenship, and common political and legal systems within its institutions - constitute the driving factor behind the creation of a European identity. Bruter (2004) argued that the European identity's civic and cultural components are highly correlated and exist as distinct and measurable factors.

Empirical research based on Eurobarometer data shows that over half of the European population considers themselves European. This trend is more robust among men than women, the youth than the older generation, the economically prosperous than the poor, and those with higher education (Fligstein 2008; Risse 2010). Another study showed that the population feels European to some extent; 54% of the respondents reported seeing themselves as belonging to their country and to Europe or to Europe alone, compared with 42% reporting having only a national identity (European Commission 2013). The Eurobarometer (2021, 2022) shows that 71% of the respondents from the 27 EU member states felt that they were citizens of the EU³. Relevant literature shows that individuals who reported having a nationality other than that of their resident countries were more likely to identify with a 'Europe only' identity than with that of the ethnic majority population (Schilde 2014). Schilde (2014, 658) noted that European identification could be more likely for ethnic minority populations because being 'European is the alternative to the nationality in question'.

(2) *European identity of the Russian-speaking minority in Europe*

The Baltic states have a large population of Russian-speaking minorities. Estonia, Latvia, and Lithuania have 24.7%, 24.9%, and 4.5% Russian speakers, respectively (Coolikan 2021). The Russian speakers in the Baltics states differed from other ethnic minorities during the Soviet era, as they enjoyed a *de facto* majority linguo-social status.

Area studies have described people's European identity and their ethnic and/or national identity interactions (Cheskin 2016; Ekmanis 2019; Kaprāns and Mieriņa 2019; Jašina-Schäfer 2021; Pfoser 2014, 2017). Cheskin (2016) highlighted the complex identity formation of Russian speakers in Latvia by focusing on their discursive strategies. He highlighted the Russian speakers' trilateral relationships with the 'nationalising' Latvian state and their potential 'kin-state' Russia. Kaprāns and Mieriņa (2019) analysed the dynamics and in-group differences among Russian speakers in the Latgale region of Latvia, where the percentage of the Russian-speaking population is the highest within Latvia. They suggested three categories of identities of Russian speakers: compatriots, critical moderators, and European Russians. Those who had a European identity tended to live in regions dominated by ethnic Latvians, were Latvian citizens of a younger generation, and were affluent and well-educated (Kaprāns and Mieriņa 2019, 42–43). Another study of Russian speakers living in Daugavpils, a Russian language-dominant region in Latvia, analysed the young Russian speakers' ethnic and linguistic Russianness and its co-existence with ethnic Latvian cultural aspects (Ekmanis 2019). The study found that neither language nor ethnicity preference prevented youth from integrating with the state.

Pfoser noted that Russian speakers in Narva framed Narva as a Soviet and Estonian town by focusing on its special form and their memories. She argued that their memories of the socialist past function as a resource to express dissent and reclaim belonging in Estonia in the present (Pfoser 2014). Pfoser (2017) also presented that Russian speakers in Narva constructed themselves as more European than did people in Ivangorod, thus reclaiming belonging to a superior space. According to her, claiming 'Europeanness' implies differentiating oneself from the Russians and claiming to belong within Estonia and the EU. Jašina-Schäfer (2021) compared two 'Russian worlds' by focusing on Russian speakers in Narva and Petropavlovsk (in Kazakhstan), describing how Russian speakers negotiated their belonging through everyday practices with the socio-political situations around them. These studies, among others, revealed the diversity of Russian speakers in the Baltic states and the complexity of their identity formation. However, no study has focused on the development of the European identity among this segment.

(3) Europeanisation and the concept of 'othering'

In general, the term 'Europeanisation' means a 'process by which states adopt EU rules' (Schimmelfennig and Sedelmeier 2005, 7) in European studies, particularly in the context of the enlargement of the EU. Studies have focused on the influence of the EU's

conditionality on the democratisation of post-communist countries, especially focusing on the legal and political systems of these newly joined EU member states (Grabbe 2006; Kelley 2004; Schimmelfennig and Sedelmeier 2005). Although these discussions on Europeanisation deal with the political, judicial, and policy-related aspects of the state, this research examines the possible influence of Europeanisation on the identities of the people.

Risse's (2010, 25) 'marble cake' model shows that identities intertwine and influence each other, which means that people's European and national identities are related to each other. National identity can become 'Europeanised', meaning that it includes the acceptance of being European (Risse 2010). Following Risse's discussion, this study focuses on one ethnic minority group living in the border region between the EU and Russia. Although Europeanisation is usually understood as a 'process by which states adopt EU's rules' (Schimmelfennig and Sedelmeier 2005, 7), this research focuses on the self-identification of individuals but not on states or governmental institutions. Therefore, in this article, the term 'Europeanisation' of identity is used to describe the process of self-identifying oneself as a European. The Europeanisation of identity does not necessarily happen only as a result of the accession of a state to the EU, rather it also includes indirect ways: influence of the features of the region or people living there, which includes factors related to the European identity that do not automatically 'Europeanise' people's identity or social norms and develop people's European identity (e.g. comparison with 'non-Europeans').

To analyse the process of the Europeanisation of identity of the Russian-speaking population in Narva, this study focuses on the concept of 'otherness' and 'othering'. The former refers to the dichotomy between the self and other or between 'us' and 'them' (Bauman and May 2004, 30–35). Identity and a sense of self are acquired and claimed by defining the other (Okolie 2003). Therefore, 'othering' is defined as 'a common phenomenon in intercultural encounters' that involves 'the use of stereotypes and representations about the other when meeting her/him and talking about him/her' (Dervin 2016, 43). Dichotomies of otherness are set up as being natural and are often taken for granted and presumed to be natural in everyday life.

It would be effective to focus on the potential influence of 'othering' on the identity formations of Russian speakers in Narva because they are considered to be strongly influenced by frequent encounters and comparisons with 'foreigners' (i.e. Russian citizens from Russia) due to Narva's geographical character as a border region where two civilisations interact. In addition, Russian speakers in Narva are *de facto* ethnic minorities living

within Estonia. This means that they are also possibly experiencing ‘othering’ consciously or unconsciously in relation to ethnic Estonians because of their social position as a minority.

3. Research Method

(1) Interview: Qualitative Analysis

According to Eurobarometer (Special Eurobarometer 508 with data from 2020), 46% of Estonians strongly felt or tended to feel European, 21% did not really feel or totally did not feel European, and 33% did not identify with either of the above⁴. The study also showed that 63% of Estonians felt or tended to feel strongly about their nationality, 13% did not really feel or totally did not feel strongly about their nationality, and 24% did not identify with either of the above⁵ (Eurobarometer 2021). However, these categories do not reflect the complexity of the identities of Estonia’s Russian speakers. In terms of citizenship, the population includes Estonian citizens, those who have foreign passports or Russian citizenship, those of mixed Estonian and Russian parentage, and those with more complicated cultural backgrounds (Kallas 2016; Jašina-Schäfer 2021). Nevertheless, there is no precise categorised census in Eurobarometer that considers these factors. The current study fills this gap and sheds light on the dynamics and sensitiveness of the identities of Russian speakers, especially by focusing on their attitudes towards the concept of ‘Europe’, which has not been tackled so far.

This study used a qualitative research approach based on interviews⁶ with 16 individuals conducted by the author in the Estonian town of Narva between February and July 2022. All interviewees were originally from Narva and lived in Estonia as officially registered residents. However, their citizenship statuses were different: they were Estonians, Russians, and holders of the so-called grey passport or ‘non-citizens’. Interviewees included university students; teachers; and office, factory, construction, and public sector workers. Interviewees were selected through the snowballing method, and those contacted first were from the local university. Therefore, there is a likelihood of the uneven distribution of social orientations among informants. Interviews complied with the participants’ rights to privacy and anonymity. Participants’ names have been replaced with pseudonyms to protect their identities. As this is a sensitive topic, care was taken to build trust and rapport with interviewees without causing emotional distress (King and Horrocks 2010, 115).

The original interview included questions regarding interviewees’ personal profiles (e.g. origin, family composition, affiliation, and ethnicity), their life in Narva, and their self-identification. Notably, the questions were simply about their lives in Narva; no other conditions (e.g. compared with other

places/countries) were inquired about to avoid asking leading questions. They were only asked for details if they answered with particular examples.

This study describes the complicated reality and delicate changes in people’s identities by focusing on a universe comprising a small number of Russian-speaking Estonians rather than presenting the general reactions of Russian-speaking communities in Estonia. It presents a notable phenomenon that may hold true in broader contexts.

(2) The Estonian border town of Narva

As explained in the Introduction, Narva is a unique region where its inhabitants’ European identity and competing identity narratives can be vividly observed, as it is situated at the crossroads where the EU meets Russia, and is occasionally considered as being at the periphery in Estonia. By focusing on Narva, this study aims to unfold how these multi-layered regional terms as ‘Estonia’s periphery’ and ‘border between the EU and Russia’ could influence the development of the ethnic minority’s self-identifications, including the European identity.

Estonia’s nation-building is premised on the independence of ethnic Estonians and their culture, in relation to the history of its occupation by the Soviet Union (Smith 1996). This history and demographic situation led the Estonian government to adopt linguistic and citizenship registrations that were considered restrictive for Russian speakers. Whereas the human rights situation has improved since its accession to the EU, the interaction gaps remain.

Narva is the third-largest city in Estonia, and the largest city in the Ida-Viru county (Ida-Virumaa), which is in Estonia’s north-eastern region. The Ida-Viru county comprises 74% Russian speakers.⁷ In Narva, approximately 96% of the population are Russian speakers. Many of the inhabitants of Narva were originally workers who had immigrated from different parts of the Soviet Union during the Soviet era. The city shares its river border with its twin Russian town, Ivangorod, and daily interactions are frequent and common between the two regions (before Russia’s invasion of Ukraine in 2022). Although Narva experienced an economic downturn in the 1990s after the Estonian re-independence, as industries struggled with the privatisation of the market economy (Nikiforova 2004) and there has been an outflow of young people from Narva seeking higher education and working opportunities. Several attempts have been made since then to redevelop the city’s economic and cultural domains.

4. Analysing the Main factors for the Development of the European Identity

(1) *'In-between' sentiment: between Estonia and Russia*

This section focuses on the cultural values and civilisational aspect of Europeanisation on Russian-speaking Estonians' identities. It aims to explore how they identify themselves and see the Estonian and Russian societies, as well as how their perceptions could link to their European identity (if such linkage exists). First, we consider the discourse of Anna (pseudonymised⁸).

I was born in Estonia. Estonia is my home country, and I like it very much. It is obviously a European country and I have a European mind, meaning we have democracy and the rule of law. And you cannot find that in Russia. So, I am a citizen of the European Union. For me, my European identity is connected with European culture and values. [...] But I am different from Estonians because I am ethnically Russian, not an Estonian. You cannot change that. Therefore, it is complicated and difficult to say who I am, but when I say I am Estonian, it means I belong to a larger European space beyond Estonia. (Anna, 20s, female, university student)

Similar to many young Russian-speaking Estonians in Narva, Anna takes it for granted that Estonia is part of Europe and the EU. This basic understanding helps accelerate the development of her Estonian identity, which is linked to Europeanness. She perceives Estonia as culturally, geographically, and politically a European state, and this perception fosters her European identity. As Jiménez et al. (2004) pointed out, cultural considerations, such as perceptions of a common civilisation, history, or ancestry, can be crucial to developing a European identity. They distinguish Estonia from their parents' or grandparents' narratives, which could be strongly influenced by the Russian or Soviet narratives on culture, history, and politics.

David shares how international experiences re-shaped his European identity.

I think of myself as European. Afterwards, I feel Russian or Estonian. I was born in Estonia, and I have Estonian citizenship, so I am Estonian in that sense. [...] In the Estonian language or Russian language, nationality is closely connected to ethnicity and language, so I do not say I am Estonian. I am ethnically Russian, and my mother tongue is Russian, so in that sense, I am Russian. But my strongest feeling is that I am European because I am different from Estonians and Russians from the perspective of my values. Europe is more diverse, no matter what your ethnicity

is. [...] I have been to many European countries and I have seen how Europeans are multi-cultural but also share common values. I am one of them. (David, 30s, male, public sector worker)

David considers himself a European first, as his international experiences affected his European identity development. Young people are more 'exposed' to Europe through foreign travel experiences and through speaking foreign languages. Therefore, they are more likely to identify with Europe (Fligstein 2009; Fligstein, Polyakova and Sandholtz 2012).

As Anna and David mentioned, their European identities are partly linked with their consciousness of being citizens of Estonia. Regardless of their mother tongue and ethnic background, they believe they are also part of European society. They perceive Estonia as a part of Europe but not in relation to the EU as a political entity. Instead, their Europeanness is constructed on geographical and cultural meaning (Jiménez et al. 2004; Waechter 2020). This shows their feeling of sharing common European values in which their plural identity and multi-cultural background fit, in a larger sense, makes them view Russia as an 'other' based on values and culture. Parallely, they differentiate themselves from Estonians based on their ethnicity, language, and values. In this sense, young Russian-speaking Estonians in Narva not only reveal their 'othering' from Russia but also their differentiation from Estonians.

How, then, does the younger Russian-speaking generation balance the European, Estonian, and Russian identities within themselves? It is essential to focus on the nuanced stances they adopt on Europe and Russia to understand their complex identities and their 'in-between' stance, meaning the tendencies of some to strike a balance between the Estonian, Russian, and Western perspectives. A deep gap is observed between Estonia and Russia in terms of the historical narratives on World War II and following the Soviet occupation (Kasekamp 2018, 179). A common occurrence is the struggle in the conflict of political views between the young generation and their parents and grandparents. This section examines Olga's case.

My parents believe the Kremlin propaganda and support Putin, like many residents here. It is so hard for them to deny the recognition on which they have built up their life and believes over decades. I personally understand Estonians' view on history as I learned it at school. Actually, I tried to tell it to my parents but this topic always brought quarrels among us, so I decided not to talk about political topics with my family. (Olga, 20s, female, university student)

Similar to Olga, young Russian-speaking Estonians tend to trust the Estonian and European narratives concerning history and political incidents in Estonia, Europe, and Russia. This can contradict the perspectives of their parents and grandparents, who firmly believe in the Soviet and current Russian regime's political and historical views. As Olga's case shows, this gap tends to emerge during discussions over politics. Both sides realise that it is almost impossible to reach a mutual understanding and instead avoid talking about politics or history. Interestingly, some young people take a more 'politically neutral position' over World War II and Soviet-era incidents, as seen in the case of Natalia.

I studied history from an Estonian perspective at school. At the same time, my parents and relatives have narrated to me the history from a Russian and Soviet perspective. I trust Estonian and European narratives more than the Russian narrative, but, honestly, I do not know. The truth might be somewhere in between. Both have their own opinions. [...] Our family celebrates the Russian Defence Day (23rd February). The next day is Estonian Independence Day (24th February), but our family does not celebrate it. It does not mean that we deny their history. And I support the European viewpoint more than the Russian viewpoint, so I have always had quarrels with my parents on this topic. After a while, I stopped talking about this topic with my family. [...] As I said, I am an Estonian citizen, who speaks the Russian language, and I know the story of both sides. (Natalia, 20s, female, university student)

Natalia's narrative shows how she understands both historical interpretations and hesitates to criticise either side. She trusts the Estonian and European narratives on history, but simultaneously, she does not totally deny the Russian historical narrative. By accepting the reality that there are parallel worlds of the past and present among people living in Estonia, and not forcing one's history on the other, people such as Natalia are not taking sides regarding their European, Estonian, and Russian identities; rather, they stand 'in-between'.

Then, how does the European identity tend to emerge among Russian-speaking Estonians? Sonja's case sheds light on the process of the Europeanisation of identity.

I worked in a Scandinavian country before. The salary is much higher than in Estonia, and we can work in EU countries without working permits because we are EU citizens, so it is very convenient. [...] The experience of

working in other EU state changed my values, and I started considering myself as European much stronger than before. I still think of myself as a Russian from Estonia, but at the same time, I am European. [...] I do not think of myself as Estonian. Estonians criticise us that we do not try to integrate, but whenever they come to Narva, they call us 'Russians' but not even 'Russian-speaking Estonians'. If you are always called 'Russians', then how can you feel that you are Estonian? I can feel freer when I recognise myself as 'European'. (Sonja, 20s, female, office worker)

First, Sonja's story can be analysed from the instrumental approach of the European identity, as the EU's system of free movement and access to the EU's labour market seem to have strengthened her European identity. Second, her story implies that the self-recognition of the European identity, but not the Estonian identity, compensates for her feeling of not being fully included in Estonian society by intertwining herself with the broader European context, which has a supra-national character. By doing so, she can be free from restrictions that are embedded in the national society.

Interestingly, those who expressed European identities were exclusively from the younger generation (in their 20s and 30s). One possible explanation for this tendency is the generation gap. The younger generation of Russian-speaking Estonians was born and educated in Estonia; thus, they may have been influenced more by the European culture and values compared to the older generation. Recent nation-wide data show that the trust of the younger generation of Russian-speaking Estonians in the Estonian government is higher than that of the older generation (EIM 2020).

(2) 'Othering' from Russia

During the Soviet era, residents of Narva and Ivangorod commuted between the two cities to visit relatives or go shopping. Daily contact continued even after Estonia's restoration of independence, due to the Estonian government's special regulations for residents in this region (Assmuth 2004). However, Narva and Ivangorod have experienced different socio-political and economic situations in the past 30 years. Although Narva suffered from industrial decline and an exodus of its young population, the situation in Ivangorod was worse. Estonia turned into a liberal market economy in the 1990s, and the single European currency Euro was introduced in 2011. Although the level of development depends on the region, many people in Estonia, including residents in Narva, have seen positive socio-economic changes.

This section examines cases of the geographical influences of ‘othering’. The first example of Nastya presents the incompatibility of ‘othering’ from Russia and the European identity.

I am Russian but different from Russians in Russia. [...] I do not have Estonian citizenship, so I am not Estonian either. Even if I had Estonian citizenship, it would be strange to say ‘I am Estonian’ in Russian. [...] I also do not think that I am European. Estonia is a European country, and I also lived in southern Europe, but it has nothing to do with my identity. Simply, I am Russian and I am from Narva. (Nastya, 40s, female, shop worker)

Nastya’s case suggests that she may have a relatively strong self-identification as Russian, which is different from Russia. She expressed no European identities, but a local identity as ‘Narvan’. Although this research cannot confirm the possible relation between the European and local identities, Nastya’s case shows that the ‘othering’ from Russia does not necessarily develop the European identity in individuals. This means that ‘othering’ from Russia can also be confirmed as an independent phenomenon from the Europeanisation of Russian-speaking Estonians’ identity.

The next interviewees are Sonja and Natalia. Their stories tell us how the contrast of images of Narva and Ivangorod has affected their image of Russia, and their own identities.

I was born and brought up in Narva, so Ivangorod has always been there. I’ve been there many times, especially when I was a small girl to buy daily products. But Estonia is my homeland and Russia is not. And I always feel this because Ivangorod is separated by the Narva River, and I see this

separation almost every day. It’s a gate to a more disorderly world. I enjoy it somehow because there is a different atmosphere and that’s fun, but I think I feel like this because I am from the European side of the world. (Sonja, 20s, female, office worker)

I have always seen this contrast between Narva and Ivangorod (pointing to how Narva and Ivangorod are separated by the Narva river) (see picture 1). I have been to Ivangorod several times and I know the level of their lives. It is just 100 m between here and there, but I can clearly see that this river is a border between a civilised European world and a poor and wild world. (Natalia)

Here, Narva is viewed specifically as a border town. Russia has always existed in the consciousness of Russian speakers in Narva through the physical reality of Ivangorod. This partially unconscious everyday interaction and comparison with Russia has consolidated the border between Europe and Russia in Sonja’s and Natalia’s minds. This differentiation from Russia partially made them realise their Europeaness.

The physical crossing of borders also plays an important role in ‘othering’ or differentiating Russians in Russia from Russian-speaking Estonians in Estonia. The story of Anna highlights the way she decouples Russians in Russia from herself.

When I was a child, I often went to Ivangorod to buy my favourite snacks. I can buy them only in Russia. Once you cross the bridge, you are already in Russia. At a glance, the scene, people, or language seem alike, but there is a border. That world (Russia) shares my mother tongue but has a different value system and society. For example, car drivers



Picture 1: Narva (right) and Ivangorod, (author).

never stop while we are standing at the roadside to cross the road. We wait 10 min, but no car lets us cross the street. This has never happened in Estonia. There is no order there. Once I return to the Estonian side, I always feel relieved. (Anna)

Anna differentiates herself from Russians in Russia through everyday interactions with Ivangorod's people and society. People in Narva recognise that they are different from Russians in Russia through the European style buildings and infrastructure (Jašina-Schäfer 2021, 78). Anna believes that there are visible differences in the social norms between Estonia and Russia, making her feel as though Russia is the 'other'. Thus, the 'othering' strengthens her European identity. In this sense, Ivangorod plays a symbolic role in drawing a psychological border among young Russian-speaking Estonians in Estonia.

This next part focuses on a different type of encountering with 'others': an encounter with Russians from Russia. Research on identity shows that identity construction occurs through differentiation from others. It has been considered problematic for European identity development that European citizens do not have a commonly shared relevant 'other' (Kaina and Kuhn 2016).

In the case of Russian-speaking Estonians, their Russian identity is not an exclusive concept but co-exists with their Estonian or European identities. Generally, people in Narva are surrounded by more Russian lingo-social situations than Russian speakers in Estonia's other regions. They are aware of this characteristic of Narva, and some residents think they have a more solid Russian identity than an Estonian or European identity.

However, encounters with Russians in Russia and knowing the reality of the life they lead in Russian society have re-shaped their identity borders. When they visit Russia and encounter Russians and their daily customs, they notice the differences between Russians from Estonia and those from Russia. This study examines the case of Andrey and David.

I have been to St. Petersburg and Moscow. Russian is a very unified language, so they speak the same Russian as we do. But their mentality is different from ours in terms of political and historical views and even behaviours in daily lives. We are calmer, and we respect social rules, but they are louder and more expressive, and do not care about social rules. We speak the same language, but we are different people. [...] The thing is that they (Russians in Russia) also think of us as foreigners because of the way we think and behave. (Andrey, 20s, male, service sector worker)

Narva is a border town and therefore, you see many Russians

coming from Russia. Truck drivers, businesspeople, construction workers, students, and travellers. Recently, more Russians have been relocating to Estonia, even to Narva. [...] They speak Russian but the way of thinking is very different from ours. We are more kind, calm, and cultivated, while they are not. If they are from Moscow or St. Petersburg, they might be educated, but they are snobbish and look down on us. You can clearly tell differences between us when you interact with them. (David)

As Andrey and David explain, their encounters with Russians in Russia allowed them to re-think the differences between Russian-speaking Estonians and Russians in Russia and clarify the differences between the two groups. Russian-speaking Estonians recognise Russians in Russia as the 'other', based on their way of thinking and their social systems.

It is also possible to have this type of encounter without visiting Russia, as evinced in Olga's case.

I have never been to Russia, but I know Russians. For example, I have gotten to know some Russian students studying at the university. Generally speaking, they have liberal political thoughts. That's why they came here. But I feel we are freer than them in terms of activities. I can go to Spain or Norway next week if I have money. But they (Russians) cannot, because they have to apply for the visa first. They are from a country with a different system and society than ours. [...] My mother tongue is Russian, so I've read many works from Russian literature and I have huge respect for them. I am an Estonian who speaks Russian. But again, we are different people. (Olga)

As Olga states, Russian-speaking Estonians have met Russians from Russia on several occasions. According to data from the Migration Census of Statistics Estonia, there has been an increase in the in-flow of Russian immigrants to Estonia from 2014 to 2020 compared with that from 2009 to 2014 (on average, 1,401 Russian immigrants per year during the 2014–2020 period, and 533 Russian immigrants during the 2009–2014 period).⁹ Olga recognises that in the Schengen area, citizens can freely travel to other European countries in the EU. Those from Russia cannot do the same. The special status assured for citizens living in the EU differentiates Russian-speaking Estonians from Russia as 'others'.

5. Conclusion

This study examines how Russian-speaking Estonians in Narva recognise and develop their European identity. The analysis of

their narratives implies that ‘othering’ by interaction with Russians from Russia based on culture and social values plays an essential role. These differentiations from Russia and the internalisation of European values make Russian-speaking Estonians in Narva realise and partially strengthen their European identities. However, they do not totally deny elements of Russianness in terms of ethnic, cultural, and historical aspects. Narva’s unique geographical and cultural characteristics allow the co-existence of Europeanness and Russianness among young Russian-speaking Estonians.

Young Russian-speaking Estonians’ self-identification as Europeans and ‘othering’ include instrumental, cultural, and civic elements of identity construction. ‘Othering’ draws the borders within young Russian-speaking Estonians’ identities and distinguishes them from Russians in Russia and even Estonians in some cases. However, on the one hand, they realise and partly strengthen their sense of Europeanness through ‘othering’, while on the other hand, their plural identities also include this otherness partly within themselves; these range from linguistic aspects to cultural values depending on the individual. Importantly, ‘othering’ from Russia is an independent phenomenon from ‘Europeanisation’, as it does not necessarily contribute to the Europeanisation of identity. It is assumed that Narva’s unique socio-geographical characteristics comprising Estonian, European, and Russian aspects affect the complex identity formation of Russian-speaking Estonians. In addition to Pfoser’s (2017) research, other research among Latvia’s Russian-speaking migrants in London showed that Russian speakers can conceptualise their ‘Europeanised’ status as a factor that differentiates them from Russians in London (Lulle and Jurkane-Hobein 2017).

Why was the Europeanisation observed only among people from the young generation? The possible explanation of the relationship between the young generation and the European identity is Estonia’s membership in the EU since 2004. Globalisation has potentially eroded the Westphalian concept of citizenship, as the EU offers a form of transnational governance and citizenship (Balibar 2004). The openness of Europe’s internal borders helps to mitigate a sense of alienation from the Estonian state for some young Russian-speaking Estonians who can take advantage of the EU’s free movement of people and broader access to EU-wide education and EU’s labour markets.

Furthermore, this study confirmed at least two stances to Russia or Russianness. The first is an ‘in-between’ stance that shows an understanding of both the Estonian and Russian way of thinking in sensitive spheres such as politics and history. The second is positive support of the European view on politics and

history. The difference between them emerges from how much they have been ‘entitled’ by European values and culture, and how much they are perceived as Europeans by others. Interestingly, ethnicity and Estonian language fluency do not necessarily play an important role in this context; rather, this study implies that the European civilisational aspect plays an important role in the construction of their stance towards Europe and Russia. Here, the European civilisational aspect refers to a feeling of belonging to Europe, or a place where ‘European values’, which are associated with democracy, rule of law, and human rights, prevail rather than a set of consolidated criteria.

A novel finding is that the manifestation of the European identity among some young Russian-speaking Estonians might be a reflection of their claims that they are not fully accepted in Estonian society as ‘Estonian citizens’. However, it should be noted that not all interviewees think in this way. Regarding the integration issue, this research does not examine how the European identity among young Russian-speaking Estonians would affect their perception towards Estonian society as well as their potential desire to pursue their careers or lives in other European countries in the future. These points should be explored in further research as they are also essential issues for Russian-speaking Estonians’ social integration, particularly from the perspective of Russian-speaking Estonians.

The situations of the Russian-speaking population in the CEECs have drastically changed since Russia’s invasion of Ukraine in 2022. While this study does not touch on the potential influences of the war in Ukraine, the long-term influences of this war on the identities of Russian-speaking communities outside of Russia must be considered in future studies.

Acknowledgements

I want to express my gratitude to scholars and staff members of Johan Skytte Institute of Political Studies, University of Tartu, and The European Centre for Minority Issues (ECMI), where I stayed as a visiting Ph.D. researcher in 2022. My research stay at the ECMI was supported by the Grant ‘Zentrumsstipendium für Promotionsarbeiten (ZSP)’ for the year of 2022 from the Center for German and European Studies (DESK), the University of Tokyo, Komaba. My special appreciation to all the interviewees and informants from Narva, Estonia.

Data Availability Statement

Owing to the nature of the research, the participants’ data - other than the data already presented in the manuscript - are not publicly available due to privacy restrictions.

Declaration of Interest Statement

There are no competing interests to declare.

¹ In this article, the category of ‘Russian speakers’ means a group of people who speak Russian as their mother tongue. ‘Russian-speaking Estonian’ means a ‘Russian speaker’ living in Estonia.

² For further details, see Cheskin (2015).

³ For details, see Eurobarometer (2022, 23–28).

⁴ The data are indexed based on the answers to the following question: In general, how much do you identify yourself with each of the following? Please answer using a scale from 0 to 10, where 0 indicates ‘not at all’ and 10 indicates ‘a lot’; being European. See Eurobarometer (2021, 74–76).

⁵ The data are indexed based on the answers to the following question: In general, how much do you identify yourself with each of the following? Please answer using a scale from 0 to 10, where 0 indicates ‘not at all’ and 10 indicates ‘a lot’; your nationality. See Eurobarometer (2021, 71–73).

⁶ The interviewees provided oral informed consent prior to participating in the study. They were informed that participation is voluntary and that their identity would be kept confidential. The interview method and research plan were approved by the Ethical Review Committee for Experimental Research Involving Human Subjects, the Graduate School/ College of Arts and Sciences, The University of Tokyo. Title of the approved plan is ‘A Study on the Social Integration of Russian Speakers in Narva City, Estonia’ (the original title of the application is in Japanese: 「エストニア・ナルヴァ市のロシア語系住民の社会統合に関する研究」), No. 881.

⁷ Data from 2021, retrieved from Statistics Estonia (https://andmed.stat.ee/en/stat/rahvastik__rahvastikunaitjad-ja-koosseis__rahvaarv-ja-rahvastiku-koosseis/RV0222U/table/tableViewLayout2). (Accessed 12 November 2023).

⁸ The names of all the interviewees have been pseudonymised in this article to protect their privacy.

⁹ The data were collected from the Migration Census of Statistics, Estonia (retrieved from https://andmed.stat.ee/en/stat/rahvastik__rahvastikusundmused__ranne/RVR08/table/tableViewLayout2). (Accessed 12 November 2023).

References

- Agarin, T., 2010. *A Cat's Lick: Democratisation and Minority Communities in the Post-Soviet Baltic*, (On the Boundary of Two Worlds: Identity, Freedom, and Moral Imagination in the Baltics, Vol. 22). Amsterdam and New York: Rodopi.
- Assmuth, L. 2004. “Ethnicity and Citizenship in the Borderlands between Estonia, Latvia, and Russia.” In *Beyond Post-Soviet Transition*, edited by R. Aapuro, I. Liikanen, and M. Lonkila. Helsinki: Kikumora Publications.
- Balibar, E. 2004. *We the People of Europe: Reflections on Transnational Citizenship*. Princeton: Princeton University Press.
- Bauman, Z., and T. May. 2004. *Thinking Sociologically*. 2nd ed. Hoboken: Blackwell Publishing.
- Bruter, M. 2003. “Winning Hearts and Minds for Europe: The Impact of News and Symbols on Civic and Cultural European Identity.” *Comparative Political Studies* 36 (10): 1148–1179. doi: 10.1177/0010414003257609.
- Cheskin, A. 2013. “Exploring Russian-Speaking Identity from Below: The Case of Latvia.” *Journal of Baltic Studies* 44 (3): 287–312. doi: 10.1080/01629778.2012.712335.
- Cheskin, A. 2015. “Identity and Integration of Russian Speakers in the Baltic States: A Framework for Analysis.” *Ethnopolitics* 14 (1): 72–93. doi:10.1080/17449057.2014.933051.
- Cheskin, A. 2016. *Russian Speakers in Post-Soviet Latvia: Discursive Identity Strategies*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Coolikan, S. 2021. “The Russian Diaspora in the Baltic States: The Trojan House That Never Was.” *LSE IDEAS Strategic Update*.
- Dervin, F. 2016. *Interculturality in Education: A Theoretical and Methodological Toolbox*. London: Palgrave MacMillan.
- Eesti ühiskonna integratsiooni monitoroing EIM. 2020. Accessed May 20, 2023. https://www.praxis.ee/wp-content/uploads/2020/08/IntegratsiooniMonitoroing2020_loplik.pdf. (Accessed 12 November 2023).
- Ekmanis, I., 2019. “Diversity in Daugavpils: Unpacking Identity and Cultural Engagement among Minority School Youth in Eastern Latvia.” *Europe-Asia Studies* 71 (1): 71–96. doi: 10.1080/09668136.2018.1550574
- Eurobarometer. 2021. “Values and Identities of EU Citizens.” Accessed May 20, 2023. <https://europa.eu/eurobarometer/api/deliverable/download/file?deliverableId=78557> (Accessed 12 November 2023).
- Eurobarometer. 2022. “Public Opinion in the European Union.” Accessed May 20, 2023. <https://europa.eu/eurobarometer/api/deliverable/download/file?deliverableId=81059>. (Accessed 12 November 2023).
- European Commission. 2013. “Effects of the Economic and Financial Crisis on European Public Opinion.” Accessed May 20, 2023. <https://europa.eu/eurobarometer/angular/assets/about/EB-40years.pdf>. (Accessed 12 November 2023).
- Fligstein, N. 2008. *Euro-Clash: The EU, European Identity, and the Future of Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Fligstein, N. 2009. “Who Are the Europeans and How Does This Matter for Politics?” In *European Identity*, edited by Jeffrey T. Checkel, and Peter J. Katzenstein, 132–166. Cambridge: Cambridge University Press.
- Fligstein, N., A. Polyakova, and W. Sandholtz. 2012. “European Integration, Nationalism and European Identity.” *JCMS: Journal of Common Market Studies* 50 (S 1): 106–122. doi:10.1111/j.1468-5965.2011.02230.x.
- Grabbe, H. 2006. *The EU's Transformative Power: Europeanization through Conditionality in Central and Eastern Europe*. London: Palgrave.
- Jašina-Schäfer, A. 2021. *Everyday Belonging in the Post-Soviet Borderlands: Russian Speakers in Estonia and Kazakhstan*. Lanham: Rowman & Littlefield Publishing Group.
- Jiménez, A. M. R., J. J. Górnjak, A. Kopic, K. Paszkal, and M. Kandulla. 2004. “European and National Identities in the EU's Old and New Member States: Ethnic, Civic, Instrumental and Symbolic Components.” *European Integration – Online Papers* 8 (11). <https://ssrn.com/abstract=570601>.
- Kaia, V., and S. Kuhn. 2016. “Building ‘Us’ and Constructing ‘Them’ – Mass European Identity Building and the Problem of inside-outside-Definitions.” In *European Identity Revisited. New Approaches and Recent Empirical Evidence*, edited by V. Kaina, I. P. Karolewski, and S. Kuhn, 218–245. London: Routledge.

- Kallas, C. 2016. *Revisiting the Triadic Nexus: An Analysis of the Ethnopolitical Interplay between Estonia, Russia and Estonian Russians*. Tartu: University of Tartu Press.
- Kallas, K., 2021. Russians in Estonia: We are not “them,” we are “us.” *New Eastern Europe* 3 (46): 28–32.
- Kaprāns, M., and I. Mierīņa. 2019. “Minority Reconsidered: Towards a Typology of Latvia’s Russophone Identity.” *Europe–Asia Studies* 71 (1): 24–47. doi:10.1080/09668136.2018.1556250.
- Kasekamp, A. 2018. *A History of the Baltic States*. 2nd ed. London: Palgrave, 218–245.
- King, N., and C. Horrocks. 2010. *Interviews in Qualitative Research*. Sage Publications.
- Kelley, J. 2004. *Ethnic Politics in Europe: The Power of Norms and Incentives*. Princeton: Princeton University Press.
- Laitin, D. 1998. *Identity in Formation: The Russian-Speaking Populations in the Near Abroad*. Ithaca: Cornell University Press.
- Lindemann, K., and E. Saar. 2011. “Ethnic Inequalities in Education.” In *The Russian Second Generation in Tallinn and Kohtla-Järve: The TIES Study in Estonia*, edited by R. Vetik and J. Helemäe, 59–94. Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Linklater, A. 1996. “Citizenship and Sovereignty in the Post-Westphalian State.” *European Journal of International Relations* 2(1): 77–103. doi:10.1177/1354066196002001003.
- Lulle, A., and I. Jurkane-Hobein. 2017. “Strangers within? Russian-speakers’ migration from Latvia to London: a study in power geometry and intersectionality.” *Journal of Ethnic and Migration Studies* 43 (4): 596–612. doi:10.1080/1369183X.2016.1249054.
- Mägi, K. 2018. *Ethnic Residential Segregation and Integration of the Russian-Speaking Population in Estonia*. Tartu: University of Tartu Press.
- McLaren, L. 2006. *Identity, Interests and Attitudes to European Integration*. London: Palgrave MacMillan.
- Melvin, N. 1995. *Russians beyond Russia: The Politics of National Identity*. London: The Royal Institute of International Affairs.
- Muiznieks, N., J. Rozenvalds, and I. Birka. 2013. “Ethnicity and social cohesion in the post-Soviet Baltic states.” *Patterns of Prejudice* 47 (3): 288–308. doi: 10.1080/0031322X.2013.812349.
- Nikiforova, E. 2004. “The Disruption of Social and Geographic Space in Narva.” In *Beyond Post-Soviet Transition*, edited by R. Aapuro, I. Liikanen, and M. Lonkila. Helsinki: Kikumora Publications.
- Nimmerfeldt, G., 2011. “Sense of belonging to Estonia.” In *The Russian Second Generation in Tallinn and Kohtla-Järve: The TIES Study in Estonia*, edited by R. Vetik and J. Helemäe, 203–326. Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Okolie, A. C. 2003. “Introduction to the Special Issue – Identity: Now You Don’t See It; Now You Do.” *Identity* 3 (1): 1–7. doi: 10.1207/S1532706XID0301_01.
- Pfoser, A. 2014. “Between Russia and Estonia: Narratives of Place in a New Borderland.” *Nationalities Papers* 42 (2): 269–285. doi:10.1080/00905992.2013.774341.
- Pfoser, A. 2017. “Nested Peripheralisation: Remaking the East–West Border in the Russian–Estonian Borderland.” *East European Politics and Societies: And Cultures* 31 (1): 26–43. doi: 10.1177/0888325416665157.
- Risse, T. 2010. *A Community of Europeans? Transnational Identities and Public Spheres*. Ithaca: Cornell University Press.
- Schilde, K. E. 2014. “Who Are the Europeans? European Identity Outside Of European Integration.” *JCMS: Journal of Common Market Studies* 52 (3): 650–667. doi: 10.1111/jcms.12090.
- Schimmelfennig, F., and U. Sedelmeier. 2005. “Introduction: Conceptualizing the Europeanization of Central and Eastern Europe.” In *The Europeanization of Central and Eastern Europe*, edited by F. Schimmelfennig, and U. Sedelmeier, 1–28. Ithaca: Cornell University Press.
- Smith, G. 1996. “The Ethnic Democracy Thesis and the Citizenship Question in Estonia and Latvia.” *Nationalities Papers* 24 (2): 199–216. doi:10.1080/00905999608408438.
- Taru, M., J. Schulze and G. Nimmerfeldt. 2011. “The Relationship between Integration Dimensions among Second Generation Russians in Estonia.” *Studies of Transition States and Societies* 1: 76–91.
- Verhaegen, S., and M. Hooghe. 2015. “Does More Knowledge about the European Union Lead to a Stronger European Identity? A Comparative Analysis among Adolescents in 21 European Member States.” *Innovation: the European Journal of Social Science Research* 28 (2): 127–146. doi:10.1080/13511610.2014.1000836.
- Verhaegen, S., M. Hooghe, and E. Quintelier. 2014. “European Identity and Support for European Integration: A Matter of Perceived Economic Benefits?” *Kyklos* 67 (2): 295–314. doi:10.1111/kykl.12055.
- Vihalemm, T., and Masso, A. 2003. “Identity dynamics of Russian-speakers of Estonia in the transition period.” *Journal of Baltic Studies* 34 (1): 92–116. doi: 10.1080/01629770200000271.
- Waechter, N. 2016. “Introduction to the Construction and the Interplay of European, National and Ethnic Identities in Central and Eastern Europe.” *Identities* 23 (6): 630–647. doi: 10.1080/1070289X.2015.1059343.
- Waechter, N. 2020. *The Construction of European Identity among Ethnic Minorities: “Euro-Minorities” in Generational Perspective*. London: Routledge.
- Wallace, C., and K. Strømsnes. 2008. “Introduction: European Identities.” *Perspectives on European Politics and Society* 9 (4): 378–380. doi:10.1080/15705850802416762.

The European Identity Among Ethnic Minorities: Co-Existence of Europeanness and Russianness Among Russian-Speaking Estonians in the EU's Border Region

(エスニック・マイノリティのヨーロッパ・アイデンティティ :

EU境界地域におけるロシア語系エストニア人のヨーロッパ性とロシア性)

Yusaku FUKUHARA

2014年のロシアによるクリミア併合とウクライナ東部の紛争、そして2022年2月24日に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、ロシア周辺国に居住するロシア語を母語とする「ロシア語系住民」と呼ばれてきた人々やこれらの人々が置かれている社会的状況を理解することの重要性に再度光を当てることとなった。本研究では、バルト三国の一国であり、国に居住する総人口の約4分の1をロシア語系住民が占めるエストニアの中でも、地域の総人口の約95パーセントがロシア語系住民から構成されているロシア国境の町ナルヴァ市に着目する。従来の研究では、「ロシア語系住民」は一括りにされがちな場合もあったが、特に本研究で焦点を当てる若者世代は「ロシア語系エストニア人」というカテゴリーで扱うべきであるという前提に立った上で、これら若年層のロシア語系エストニア人の一部の間で、ヨーロッパ市民としての自己認識の形成が確認された点について考察する。その理由として、自分たちは法の支配や民主主義といったEUの規範が及んでいるエストニア出身であり、文化・政治・経済的に「先進的」なヨーロッパ文明に属しているという自意識が、国境を接するロシアとの比較も相まって、彼ら/彼女ら間のヨーロッパ市民という自己認識を強めている可能性があることを示す。

まず、このヨーロッパ市民意識は必ずしも欧州連合(EU)といった汎欧州規模の政治機構の影響を意識したものではなく、ヨーロッパという一種の文明圏に属しているという漠然とした感覚に支えられていることが多いことが示唆された。加えて、そのヨーロッパ文明に属しているという自意識には、自身が民族的にはロシア系であり、エストニア社会の一員として完全に受け入れられない場合があるという認識、及び、自分はロシア出身のロシア人ではないというロシアとの差異化を欲する認識の裏返しとしての要素が含まれていることが示唆された。他方で、法の支配や民主主義の重要性といったいわゆるEUの規範も広く共有

していることが確認されている。つまり、ロシア語系エストニア人は内面でEUの規範を共有している一方で、それはロシアのロシア人との比較やエストニア社会において自分の社会的居場所が不安定であることへの異議申し立てといったEUの政治的営みとは直接関係のない要素が彼ら/彼女らのヨーロッパ人意識の形成に強く影響していると考えられる。

本研究では、ロシアとの他者化、及び、エストニア・ロシアの間に置かれた心理状況に着目する。一点目の他者化に関しては、EU側で生活を送っている彼ら/彼女らにとっては他者であるロシア的なものとの出会いが頻繁にあるナルヴァという国境地域を持つ社会・地理的特徴が、自身のアイデンティティの内にあるヨーロッパ的価値観を無意識のうちに強化しているという点を議論する。二点目のエストニア・ロシア間の狭間に置かれた心理状況に関しては、彼ら/彼女らはロシア話者であり、かつ、多くの場合、両親世代がロシアからの移民であることに起因して民族的なカテゴリーではロシア系であることから、自身のアイデンティティにおけるロシア的な価値観を完全に否定しているわけではない場合が多い。同時に、ナルヴァに住むロシア語系エストニア人のうち少なくとも数の人々がエストニア社会から完全には受け入れられていないと感じる傾向にあることも観察されている。その結果、若年層のロシア語系エストニア人の中には、自身をエストニアとロシアのどちらにも完全に属することのない「狭間」に置かれた存在として認識する者も存在する。この二点が一部若年層のロシア語系エストニア人のヨーロッパ人としての自己認識に影響していることを論じる。

論文

J. ハーバーマスにおける世界社会の立憲化構想

——人権・デモクラシー・連帯——¹

速水 淑子

1. 冷戦後の世界秩序構想の展開

ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas, 1929-) は1990年代より国際秩序の立憲化を目指す議論を展開し、グローバル化の進展によって国民国家の自律性がゆるがされるなかで、デモクラシーと人権を世界規模で実現するための構想を探ってきた。こうした構想はそのつどの時事的な状況への応答として展開し、強調点の異なる複数の論文として発表された。本稿の目的は諸論文にまたがって論じられる世界市民的立憲秩序構想を概観し、その特徴と課題、そして現実的ユートピア論としての側面を考察することである²。

国際秩序の立憲化 (Konstitutionalisierung) は、多様に解釈され得るが³、ハーバーマスの議論にそうならば、理念的には法による権力の制限がグローバルに実現することであり、実際的には平和と人権を中核とする客観的で統一的な規範——それは同時に多面的で動的であり得る——の明示化と、その実効性を支える体制、機関、手続きのグローバルな整備を指す。そこにはむろん複数の政治理論上および実際上の課題が存在する。第一に、国際秩序の立憲化は最も強い意味ではスプラナショナルな強行規範に諸国家が服すことを意味するがゆえに、主権国家の内政不干渉原則と対立する。第二に、スプラナショナルに編成された軍事力、警察力、懲罰システムが存在しないなかで、どのように法に実効性を持たせるのかという問題がある。第三の課題は正当性の調達である。国民国家の法は、自由で平等な個人の共同的自己立法という共和主義的思想とそれを実質化する制度によって、民主的に正当化される。それに対してスプラナショナルな法には、法を民主的に支えるデモスが存在しない。この点と関連して第四に、憲法体制を持つ世界社会において、距離的、文化的、社会的に大きな差異を抱える住民同士が、世界市民として感情的な絆を持つことは可能なのか、そもそもそうした感情的な絆が必要とされるのかについても問われることになる。

本稿ではこれらの課題に対するハーバーマスの対応を検討する。結論を先取りすれば、第一の内政不干渉原則の問題についてハーバーマスは、近代国民国家において一体のものとして捉えられてきた国家主権と人民主権の概念を切り離し、国家主権の制限は必ずしも人民主権の制限にならないと主張する (二章一節)。第二の制裁力の問題については、近代国家の成立過程における権力の文明化のプロセスを振り返り、この文明化の延長として憲法体制と暴力組織の切り離しという革新が可能になると論じる。その際、世界市民的立憲体制は国家と世界市民の両主体による体制とみなされ、諸国家が暴力装置を独占したままスプラナショナルな憲法に従い世界機関の法執行を担う構想が示される (二章二節)。第三の正当性の問題と第四の連帯の問題については、世界市民的立憲体制における二つの次元を区別した対応が提案される。すなわち、安全保障と人権政策のみを担うスプラナショナルな「世界機関」(Weltorganisation)の次元と (三章一節)、環境問題、経済問題、天然資源問題等をマルチラテラルな交渉枠組のなかで扱う「世界内政」(Weltinnenpolitik)の次元を分け (三章二節)、それぞれに異なる正当性と連帯形式を求めるのである。

ハーバーマスはこのような国際秩序の立憲化を、冷戦終結期にあたる1989-90年ごろに構想し始めたという [KRP, 406] [ST, 72]。それはまず、湾岸戦争後の世界の安全保障問題を扱う「カントの永遠平和の理念」(1995年初出)で展開される。ハーバーマスは国連憲章と人権規約を参照しつつ、主権国家の交戦権を制限すると同時に、グローバルな人権擁護のための武力干渉を含めた介入を可能にするようなスプラナショナルな立憲体制のあり方を探る [EA, 192-236=190-231頁]。この構想は引き続き、『ポストナショナルな布置』(1998年) および『過渡の時代』(2001年) 所収の諸論考で検討される。その間にハーバーマスは1999年のNATOユーゴ空爆に際して留保付きの賛意を表したが [ZÜ, 27-39]、2001年のアメリカ主導のアフガニスタン攻撃、2003年のイラク侵攻には反対の声を挙げ [GW, 11-

40=3-48頁, 85-110=119-157頁]、「国際法の試練」⁴に引き合う形で、グローバルな立憲体制の必要性を引き続き訴えることになる。『引き裂かれた西洋』（2004年）と『自然主義と宗教の間』（2005年）に収められた諸論考において、ハーバーマスの直接の目的は、人権擁護を目的とした主権国家への介入を認めつつも、世界倫理の名のもとに覇権国が善意で行う単独行動に反対し、「法」形式のもつ手続き的に保障された普遍性を重視することであった[GW, 113-193=161-265頁][NR, 324-365=349-392頁]。

戦争と平和をめぐるこれらの論考においてハーバーマスは、世界機関の行為能力強化と正当性不足に対する現実的な対処として、その機能を安全保障と人権の実現に限定するようになる[PN, 160f.][GW, 107=152頁, 134f.=188-189頁]。世界機関の役割限定と同時に、やはり国境を越えた対処が求められる他の分野、たとえば環境、経済、金融、保健等の課題については、国民国家と（改革後の国連安保理、国連人権理事会、国際刑事裁判所が中心となる）世界機関の「中間的レベル」での、（大国と地域レジームが主要アクターを務める）マルチラテラルな交渉に任されることになった。「世界政府なき世界内政」（Weltinnenpolitik ohne Weltregierung）と呼ばれるこの中間レベルの構想は、「ポストナショナルな配置とデモクラシーの未来」（1998）の後半においてすでにEU論の形で述べられ、その後も検討が続けられていたが、2004年のEU東方拡大と欧州憲法条約をめぐる議論を契機に、『ああ、ヨーロッパ』（2008年）、『ヨーロッパ憲法論』（2011年）、『テクノクラシーに飲み込まれながら』（2013年）掲載の諸論考においてさらに発展する。

「世界政府なき世界内政」構想では、EUが世界内政の主要アクターである地域レジームのモデルケースと位置づけられる。EU論におけるハーバーマスの批判は、一方で規制なき市場至上主義に、他方でEU懐疑派による国民国家への退却に向けられると同時に、EU推進派の「統治連邦主義」（Exekutivföderalismus）すなわち、政治エリートとテクノクラートによる非民主的な政策決定に対しても向けられていた。地域レジームにおける統治連邦主義に対抗するため、ハーバーマスは共同政策の民主的制御を訴えるわけだが、その際に必要とされるのは、世界機関が世界市民のあいだに求める連帯——普遍的道徳に基づく連帯——とは異なる種類の連帯——政治共同体における互酬性への期待に基づく連帯——である。民主的制御は地域レジーム内のみならず世界内政にも求められる。しかし三章二節でみるように、そこにはEU以上の困難が存在する。以下では、冒頭に挙げた世界市民的立憲体制の四つの課題に対するハーバーマスの立場を順に検討し（二章および三章）、その位置づけと限界について考察を加え（四章一節）、最後にその現実的ユートピアとしての特徴とユートピアに向

かう推進力の所在について論じる（四章二節）。

2. 国家主権と制裁力——法の文明化する力

2.1. 内政不干渉原則の再考——人民主権と国家主権の切り離し

国境を越えた安全保障と人権の貫徹のためのスプラナショナルな法と世界機関を構想する際、ハーバーマスはカントの平和論を出発点にする。カントは平和を法に則った自由の実現ととらえ、国際関係の立憲化を目指して世界共和国の理念にたどり着く。しかしカントは、強大な権力を有する共和国が世界規模の専制の危険を有すること、さらに文化の均一化をもたらすことを危惧し、主権国家間の緩やかな連盟という代替案を提示することになった。世界共和国か主権国家の連盟かというカントが示す二者択一に対して、ハーバーマスはカントの議論の背後にある二つの前提、主権国家と超国家機関のアナロジーと主権の分割不可能性という前提に反論を加え、新たな道を見出そうとする[EA, 193-199=191-197頁][GW, 125-128=177-180頁][NR, 326f.=352頁]。

その際にあらためて参照されるのが、1992年の『事実性と妥当性』でも検討された、政治権力と法の発展過程にみられる強制と規範的妥当要求のあいだの緊張関係である。主権国家の成立を歴史的にみれば、聖性と伝統と物理的な暴力手段を背景とした権威主義的権力が登場し、それが自らの支配を安定させるために法を道具として用いた——法によって権力を構築した——ことが始まりである。当初は権威主義的性格を帯びていた支配権力は、法の世俗化と実定化が進むにつれて合理的に、すなわち理性によって把握されるようになる。近代の社会契約説はさらに、支配権力と法の正当性の源泉を、聖性や伝統や単なる力による支配から、自由で平等な個人が自らの主観的権利を守るために理性に基いて行う同意へと転換する。民主的な体制設立を通じた市民の自由の実現というこの社会契約説の理念を、ついに市民革命が現実には制度化することになった[FG, 170-173=168-171頁][PN, 170-177][GW, 131=184-185頁][VE, 44f.=63-65頁]。自己立法による権力の設立を通じて人民の権利要求を実現するという共和主義的理念のもとでは、他国による内政への干渉は、人民の自己決定の棄損を意味する。人民の自己決定の範囲は、安全と身体的自由のみならず、国民が望む共同体のアイデンティティと生活形式を維持することにまで及ぶ[NR, 331f.=357-358頁]。

このような主権国家の歩みにみられるのは、事実としての支配と制裁力が先に存在し、それが法によって合理化され、最終的には、人民による制憲という立憲プロセスを経て、人民主権と国家主権が一体化するという経過である。それに対して国際法の歴史は逆の経過をたどってきた。

2004年の論考「国際法の立憲化のチャンスはまだあるだろうか」では立憲国家と国際法が以下のように対比される(同様の対比は以下でも述べられる [GW, 79f.=111頁] [VE, 45=66-65頁])。

国際法の立憲化といっても、それは、自然のままに気ままに行動する国家権力を憲法で馴致するのと同じ論理の延長線で考えることはできない。法制化によって国際関係に平和を樹立するための出発点は国際法であるが、その古典的形態は、国家と憲法の関係がちょうど鏡に映されるように逆の関係になっている。[...] 国際法によって構成された諸国家の共同体に、国際法の諸規則を貫徹させるのに必要な制裁の能力と行為能力を与える、超国家的な権力が無いのである。/[...] 厳密な意味での憲法となるには、こうした国際法の主体からなる共同体の場合には、相互的な法的義務という拘束力が欠けている。契約の当事者たちが政治的に「立憲化された」共同体のメンバーになるのは、自由意志にもとづいて自己の主権を制限したとき——ことに交戦権というその核心的な構成要素を放棄したとき——だけである。とはいえ、侵略戦争の非合法化を自由意志にもとづいて宣言することで国家連合(国際連盟)の加盟国はともかくも一種の義務を自らに課すことになる。そうした義務は、超国家的な強制力がなくとも、法的慣習や国家間の条約よりも当事者を強く縛るものとなる。[GW, 131f.=184頁]

国内の立憲化とは異なり国際秩序においては、スプラナショナルな制裁力が不在の状態、主権国家が自由意志に基づき、厳密に定義された自衛行為以外の交戦権を(侵略戦争を非合法化する宣言という形で、少なくとも形式的には)放棄する [NR, 332f.=358頁]。そしてその体制を補完するために、行為能力をもった国際機関があとから整備される。こうした国際機関の行為能力はいまだ十分ではなく、国際秩序の立憲化を内実化しようとするならば、これらの国際機関に今後、より強い組織法とより大きなスプラナショナルな権能を与える必要がある [GW, 132=184頁]。

主権国家と国際秩序の成立過程の対比を別の面から見れば、主権国家における立憲化が共和主義モデルに従って理解されてきたのに対して、国際法の立憲化は自由主義モデルに従って理解する必要があるといえる [GW, 136f.=190-192頁] [NR, 327-329=353-355頁]。近代国民国家は、人民が自らに法を与えることで権力を設立するというルソー的な共和主義モデルによって説明される。しかし近代的主権国家以前の法的伝統をみれば、たとえばイングランドにおける「法の支配」(rule of law) やドイツにおける「法治国家」(Rechtsstaat) の概念にみられるように、立憲化は支配諸

権力の相互規制による均衡や権力制限を目指して行われた。国際秩序の立憲化は、すでに存在している権力関係の制度的分割と手続き重視による規制という意味で、この自由主義モデルの立憲化にあてはまる。

ハーバーマスはここに、カントの二者択一を乗り越える手がかりを見出す。カントが国家主権を完全に維持したままの緩やかな国家間の連盟(そこでは国民国家のレベルで国家主権と人民主権が一致する)か、ひとつの世界共和国(そこでは世界国家のレベルで国家主権と人民主権が一致する)の二者択一に陥ったのは、国際秩序の立憲化についても共和主義モデルに沿って理解したためであったとハーバーマスは述べる。しかし国際秩序の立憲化を自由主義モデルで理解すれば、人民主権と国家主権の不分性を見直すことができる。憲法革命をへた国民国家設立において、人民は自らの自由と権利の実現を求めて法と国家を設立し、国家公民 (Staatsbürger) としての地位を獲得した。しかし世界社会の複雑化により、国家だけでは市民の自由と権利、自ら望むアイデンティティや生活形式の確保が困難な状況が生まれる [NR, 344=370頁]。そこで人民は、今度は世界市民 (Weltbürger) としての法的地位を獲得すべく、国家主権の制限を法制化することになるが、それは国家の廃棄や自然状態からの秩序の設立を意味しない。人びとは国家の枠内で国家公民として権利と自由をすでに一定程度保障されており、世界市民としての国際秩序の立憲化はその保障をより確実にするために行われる [NR, 331f.=357-358頁] [PBS, 179]。人民は、国家の憲法の制定主体でありつつ、同時に世界市民的共同体の憲法体制の設立にもかかわる。このように捉えれば、世界市民的憲法による国家主権の制限は、人民主権と矛盾しない。国内で人民の自由と権利が重大な危機にさらされている場合に、世界市民的共同体が国家内政に介入することは、人民の自由と権利の侵害ではなくむしろ実現だからである。

[国連] 憲章の文面を素直に読むかぎり、古典的国際法にもとづく介入禁止を迫認するに見える第二条第七項と、安全保障理事会に介入権を認める第七章との間には齟齬がある。実際、こうした不整合のために、しばしば安全保障理事会はきちんと仕事をする事ができなかったし、とりわけ犯罪的な政権や何もしないことで実質的に共犯者である政権のもとで人道にもとる悲惨な事態が生じて主権を盾に取られてしまえば手出しができなかった。しかし、大規模弾圧、民族浄化、迫害などが行われたり、餓死や病気の感染を放置する政策が取られたりするのをただ見ているだけで何の介入も行わないならば、国際共同体は、世界のすべての地域で人権擁護に努めるべしという義務に反することになる。[NR, 352=377-378頁]

2005年に書かれた上記の主張と同様の議論はすでに90年代にもみられる。そこでは、国連憲章における内政不干渉原則は世界市民的立憲秩序への移行における過渡的状況の反映であり、人権の保護という原則に従って乗り越えられるべきだと主張されていた[EA, 208f.=205-207頁]。内政不干渉原則の背後にあった、民主的に支えられた国家主権こそが人民の権利を保障するための唯一の最終的な砦であるという前提は、グローバル化の進展による国家の行為能力の衰退によって、すでに自明性を失っている。そこで国民国家の不足をスプラナショナルな共同体によって補い、個人の自由と権利を「世界市民」の権利として保障することが目指されるのである。

一方で、国内における人民主権が、公共圏、選挙、議会などの市民参加の制度と、共通の政治文化や生活形式を前提とするメンバー間の連帯意識によって、共和主義的な自己立法の内実を与えられているのに対し、自由主義的な権力関係の規制を通じて生まれてきた世界市民共同体の人民主権には、民主的なインプットとコントロールの内実が不足している[GW, 138f.=193-194頁]。正当性と連帯の問題に関わるこの点については、三章で検討したい。

2. 2. 制裁力——法の文明化する力と憲法制定権力の分有

前節で見たようにハーバーマスは国連憲章のなかに、主権平等原則に基づいて国家間で結ばれる古典的な国際法の思想と、安全保障理事会の介入権限にみられるような世界市民の権利擁護の観点とが並立していることに注目する。集合的主体である国家と個人としての世界市民がともに主体となるこの構想を念頭に、ハーバーマスは国連を「『諸国家と市民たち』の共同体」[GW, 133=187頁]と位置づける。世界市民的憲法体制の構想においても同様に、世界共和国の構想とは異なり、諸国家はなお多くの権限を自己のもとに留保する。そのなかには法の実効性を担保するための制裁力も含まれる。世界市民的共同体（世界機関、改革後の国連）は自ら軍を持たず、各国が軍事力を独占し続け、そのうえで世界市民的共同体が必要とする場合に、各国が自らの制裁力を用いて世界市民共同体の法執行を担う[ZÜ, 35][NR, 332f.=358-359頁]。ハーバーマスは具体的な形として、国連が加盟国の軍事力を使用する権限を強化し、議決方式を常任理事国間の全員一致から多数決へと移行するよう提案している[GW, 172=236頁]。したがって各国は、世界市民的共同体への参加後も暴力手段を独占し続けるとはいえず、交戦権を制限されるだけでなく、「犯罪的な国家や崩壊しつつある国家の暴力から人びとを守るという国際共同体の義務」[NR, 332=358頁]、すなわち国外における安全保障と人権上の問題の解決のために軍事力を提供する義務を負うことになる。

しかし、制裁力を独占する各加盟諸国が、自らは制裁力を持たない世界市民的共同体の法に服従し、自らの軍を提供するという構想は、現実的なものだろうか。ハーバーマスはさしあたり、とりわけコスケニエミに依拠しつつ、法がもたらす規範効果に期待を寄せる[NR, 333=359頁]。法制定に伴う討論と、参加者として制度を日常的に実践する際の理想化によって、条文の精神が法の受け手の内面に浸透していくと考えるのである[NR, 333=359頁, 347=373頁]。こうした構築主義の見通しには、実効性に関する批判が当然に寄せられよう。実際にハーバーマスは、国連の安全保障理事会は超大国が牽制しあう膠着状態に陥り、司法裁判所の判決は象徴的意味しか持っていないと、国連の規範的枠組の機能不全を認めている[EA, 208f.=205-207頁][KRP, 424-426]。

それでもなお、ハーバーマスは個人の自由と権利に基礎をおいた世界市民的立憲体制への歩みを歴史的傾向の延長上に置き、「世界そのもののうちに理念に対応する経験的事態がある」[NR, 345=371頁]と示すことで、その現実性を主張する。2005年と2008年の論説では、現実に行先して法と制度が整備されることによって、それを実際に機能させるフィクションや想定が真面目に受け取られるようになり、各アクターが自らの法に則った行為を理想化することで、規範と現実の懸隔が狭まっていくと述べられる[NR, 347=373頁][AE, 149-151=192-195頁]。2011年の『ヨーロッパ憲法論』では、こうした規範効果による「権力の文明化」(Zivilisierung der Gewalt)のプロセスが、国民国家の歴史とともに描かれる。

民主主義的な国家の市民が法にしたがうのは、事実問題として国家が制裁を科すからという理由だけではない。それ以上に、その法が民主的に制定されたものであるからこそ、基本的に「正しい」ものとして受け入れられるからだ。政治的支配をこのようにして民主主義的に法制化した結果として、暴力の文明化(Zivilisierung der Gewalt)が起きるのだ。それは国民によって選ばれた行政権力は、たとえそれが、警察や軍隊という常駐の暴力手段を使うとはいえ、憲法と法にしたがわねばならないからである。この「ねばならない」は、事実として強制権力に科された強制手段という意味ではなく、政治文化的なならわしとしての規範的な義務なのである。[VE, 57=87頁]

民主的な国家における法の実効性は、国家が持つ制裁力への恐怖ゆえではなく、共同体のメンバーが民主的に制定された法の規範性を受け入れる「政治文化的なならわし」ゆえに担保される。しかもそこでは、市民が法に服するだけでなく、暴力手段を有する行政権力そのものが、民主的に

制定された憲法とその憲法の枠内で立法された法律に自ら従うことになる。当初は国家主権の権威の源泉であった暴力手段は、民主的に制定された憲法体制のもとですでに法の僕となっている [VE, 57f.=87-88頁]。ハーバーマスによれば、国際法の立憲化過程は、民主的自己立法により国家主権が非暴力化されるという、ナショナルなレベルですでに現実化したプロセスの延長上にある。前節でみたように、市民は自らの主観的権利の実現をもとめ、革命を経て民主的な国民国家を設立する。そして同じ市民が、国民国家による保障の行き届かない部分について、今度は世界市民的共同体に権利の保障を求めることになる。国民国家において制裁力はすでに民主的に制定された憲法の僕となっているのであり、その歴史的な成功の延長として、諸国家の暴力装置が世界市民的共同体の憲法にさらに従うことは不可能ではないはずだという議論である。

むしろ、「超国家的な政治的共同体の憲法がその加盟各国の国家的に組織された暴力から切り離される」 [VE, 59=89-90頁] のであるから、これは権力の文明化過程における大きな革新ではある。世界市民的立憲体制は、世界市民的共同体と国民国家という二重の民主的体制を取る。世界市民的共同体は国家連合の概念を越えたスプラナショナルな権限を有するが、それは各国家が世界連邦の一州になることを意味はしない。憲法改正権力を連邦が有する連邦制とは異なり、世界機関には加盟国の意志に抗して自らの権限を拡張したり変更したりする権限（権能への権能）、すなわち単独で憲法を変える権限が与えられない [NR, 335=361頁] [VE, 59=90頁]。こうした憲法改正権力のありかたに基づいて、ハーバーマスは EU を例にスプラナショナルな機関が加盟国と「根本において分割された憲法制定権力 (eine[] *an der Wurzel geteilten* konstituierende[] Gewalt)」を共有していると論じる [PBS, 190]。

強制執行力を加盟諸国がもち、それをスプラナショナルな憲法体制が縛るという関係は、EU をモデルに説明されるが [NR, 333=359頁] [VE, 58-61=88-94頁]、連邦制とは異なり加盟諸国の同意なしにはスプラナショナルな共同体の憲法改正ができないという点でも、ハーバーマスの世界市民的共同体の構想は EU をモデルにしている。2007年に署名されたリスボン条約は、国家間の条約による連合という成立過程に由来する EU のあり方に対して、EU 市民が直接選出する欧州議会の権限を強めることで、EU 市民による共同体という性格を前面に引き出すものだった。条約草案作成の諮問会議に欧州議会が関与したのみならず、条約改正についても、改正手続きを定めた48条で、加盟各国議会、加盟各国政府、欧州委員会に並んで欧州議会が関与することが明記された。こうした EU のありかたをハーバーマスは、「ヨーロッパの市民」と「ヨーロッパの諸国家」というふたつの憲法制定主体による主権の「分割共有」と

表現する [VE, 66f.=102頁]。ただし民主主義的に立憲化された諸国家は各国の国民によって正当性を与えられているのであるから、憲法制定権力を EU 市民と共有するのは、より正確に言えば、諸国家を構成する国家公民ということになる。このように考えると、憲法制定権力の分割共有とは、実際には共同体の構成員の一人ひとりが、「国民国家の市民」と「EU の市民」というふたつのパースペクティブから体制設立にかかわることを意味する [VE, 67-69=103-107頁] [PBS, 173]⁶。

世界市民的立憲体制においても同様に、その構成員である人民一人ひとりが、「国民国家の市民」と「世界市民的共同体の市民」というふたつのパースペクティブを有し、それぞれの立場から世界市民的共同体の設立に参加することになる。このように二重に民主化された世界秩序においては、暴力手段を独占する主権国家が、人民の人権と自由の実現のために、上位の共同体に服従する。ハーバーマスはこうして生じる憲法体制と制裁力の切り離しを、権力の文明化という歩みの延長上にある革新とみなし、一時的には揺り戻しを伴うとしても長期的には目指すべき方向性として提示するのである。

3. 正当化と連帯

3.1. 世界機関（安全保障と人権）——普遍的道徳に基づく正当化と連帯

世界市民的立憲秩序の中核を担う「世界機関」を実現するため、ハーバーマスは国連改革の具体的な提案を行う。現在の国連と同様に世界機関においても、当初は世界市民法（改革後の国連憲章）に違反する国家も参加を認められる。こうした規範と事実性の乖離は、包摂性を確保する為に不可避の措置とされる [NR, 354f.=379-380頁]。このことはしかし、国家と世界市民による憲法制定という構想が、実態としては一部の国家の主導による改革にすぎないことを指す。それゆえこうした世界機関における法的手続きの規範的拘束力は、正当化の前貸し (Legitimationsvorschluss) [NR, 356=382頁] ないし先取り (Vorgriff) [ZÜ, 35] によって支えられざるをえない。この前貸しは、国民国家レベルで民主主義諸国がたどった模範的歴史によって可能になるとされる [NR, 357=382-383頁]。ヨーロッパと北米の憲法革命と民主的国民国家の成立、それに続くヨーロッパ地域統合の歩みは、個人の主観的権利を実現するために権力を文明化するプロセスであった。この歩みを模範とみなせば、権力の文明化のプロセスは世界社会のレベルにまで拡大するはずだ——そのような見通しが、世界機関に正当性を前貸しするという議論である。

しかし国民国家が、人民による自己立法という共和主義的思想と、それを実現するための実質的な政治参加のため

の制度、そして政治的意見形成と意志決定の前提となる共有された政治文化を具えているのに対して、スプラナショナルな立憲秩序にはそれが無い。世界市民的共同体が有する民主的正当性は、国民国家のそれよりも薄い。世界共同体におけるデモクラシーの不足について、たとえばマウスは、人民主権は世界市民共同体のような大きな規模には拡大し得ないとし、世界市民共同体の法が国民国家の内政に干渉するならば、人民主権を棄損することになると批判した⁷。世界市民の地位を、国民主権を侵害するのではなく補完するものと位置づけるハーバーマスの構想は、こうした批判への応答でもあった。しかし世界市民の地位に依拠する憲法に、民主的な正当性を実質的に担保するための体制が不足することは否定できない。

そこでハーバーマスは、スプラナショナルな世界機関の役割を、安全保障と明白な人権侵害の二分野に限定する。具体的には、攻撃戦争とジェノサイドへの介入、政府や犯罪組織による大規模な人権侵害に対する住民の保護、失敗国家における国内秩序の確保、大規模災害による犠牲の回避等が念頭に置かれている [PN, 160f.] [GW, 107=152頁, 134f.=188-189頁] [VE, 88=141頁]。当然ながら、当該国家の意向に反した介入もあり得、場合によっては武力行使も想定される。

安全と人権にかかわるこうした領域において、世界機関の決定に正当性を与えるのは、人権の法的性格と、それを支える道徳の普遍性である。ここで追求されるのは、「とりわけ『普遍的な』利害であって、それ自身『非政治的』であり、いっさいの政治文化の相違を超えて、世界中の人びとがシェアしているもので、それを侵害した場合には、もっぱら道徳的見地から判断される」 [VE, 90=146頁]。「道徳的」とは定言的であることを意味する。つまり傷ついている者が自分とどのような関係であろうと、あるいはどのような属性を持っていようとかわりなく、人間であれば誰であれ妥当するという意味で、完全に包摂的かつ普遍的であることを意味している。

この道徳的根拠が、人権という法的次元に正当性を与える。というのも「人権」とは、「人間の尊厳」という道徳的概念を、強制法という媒体で明示的に表現したものである [VE, 22=25頁]。人権は普遍道徳にその基礎を有するが、道徳とは異なり、法の形式をとるがゆえに、開かれた公正な手続きを必要とする。人権侵害は、制度化された手続きに従って、訴追され、立証され、明示された法に則して判決を下されることで初めて成立する。そのため世界機関の決定に際して、国連人権理事会と国際刑事裁判所が果たすべき役割は極めて大きい [GW, 160f.=221-222頁] [NR, 356=382頁]。

人権に基づく世界機関の決定は、普遍道徳を源泉とするがゆえに、世界市民の道徳的直観に基づく連帯を可能にする

[GW, 80=112頁][NR, 357f.=383頁]。それは、犯罪組織や政府による攻撃戦争や、大規模な人権侵害、ジェノサイドに対する共通の道徳的な憤り、社会の大混乱や大規模な自然災害によって犠牲になった者に対する共感といった「否定的な一致」としてあらわれる。「大規模犯罪行為が明らかにされた（また国際刑事裁判所によって訴追された）場合、それに対する否定的な感情的反応を通じて世界市民社会が穏やかに連帯するために機能面で必要とされるものについては、もはや克服しがたい障害はない」 [GW, 80=112頁] とハーバーマスは述べる（同様の主張は以下でもなされる [NR, 357f.=383頁]）。

諸国民の共同体としての国連が平和の樹立と人権の保護という機能に限定されるとすれば、国家内部における市民の連帯とは違って、世界市民的連帯は、共通の文化や生活形式という「強い」倫理的な価値評価や実践に依拠する必要はない。大規模な人権違反や軍事的な侵略禁止に対する明らかな違反に直面したときに道徳的な怒りの声が澎湃として発せられるだけで十分である。大量虐殺の行為が認められた際に、それに対する一致した感情的な拒否反応だけで、世界市民的な社会統合には十分である。普遍主義的な正義の道徳が有する明白な拒否の義務——侵略戦争や人間性に対する犯罪をしない義務——は、結局のところでは国際裁判での判決と国連での政治的意志決定に際しての基準にもなっている。 [GW, 141f.= 197-198頁]

こうした反応が世界規模で生じるために必要な世界規模の公共圏も、電子メディアの発達によって、不十分な形ではあるが形成されたと、ハーバーマスは述べる。それは、各国のメディアがスプラナショナルな次元でなされる重要な決定に、自発的に注目し、それが各国の公共圏で反響を呼び起こすという形をとる [GW, 142=198頁][NR, 357=383頁]。ただしこの反響は往々にして一時的で、しかも「紙のように薄い」連帯をもたらすにすぎない。しかし安全保障と人権の分野においては、それを補うだけの道徳的普遍性と、法的（手続き的）普遍性が存在しているとみなされる。

世界市民的立憲体制の正当性はこのように、民主的自己決定の内実よりも、むしろ人権という法的概念に依拠し、さらには人権の源泉である「人間の尊厳」という普遍道徳を通じて調達されることになる。ハーバーマスはこれが民主的正当化という点で不足することを自覚し、1990年代から繰り返し、世界議会の可能性についても検討している。加盟国の代表からなる国連総会を上院とし、世界市民の選挙によって選ばれた代表を下院として新たに創設するという構想である [ZÜ, 35] [EA, 218=214頁] [KRP, 450] [VE, 92=149頁]。選挙は加盟国単位で行うため、民主的手続きによ

る代表選出が困難な場合は、暫定的に、抑圧されている人びとの代表として、世界議会が何らかの非国家的組織を指名することも提案される [EA, 218=214頁]。一方でハーバーマスは、世界議会の実現には悲観的か、できても遠い先のこととみなしている [VE, 89=143頁]。その意味でハーバーマスは安全保障と人権の分野においては、理論においても実現の時間的順序という面においても、民主的正当性よりも人権と法の貫徹を優先させているといえよう。

3. 2. 世界内政（分配）——互酬性への期待に基づく正当化と連帯

グローバルな経済・金融市場の民主的制御

スプラナショナルな世界機関の活動分野が限定されることで、天然資源政策、環境政策、経済政策、保健政策、労働政策といった領域は、スプラナショナルな次元と国内次元の中間に任される。ハーバーマスはこの中間的レベルを「トランスナショナル」なレベルと呼ぶ。この次元のアクターは大国とEUのような地域レジームであり、トランスナショナルな領域を民間主体の公共圏と捉える通常の用法⁸とはずれがある。たしかにハーバーマス自身も、「トランスナショナル」の語を、国境を越えた経済活動や、NGOや社会運動によるネットワークを指すために用いる。ただしこうした用法に加えて、そうした国境を越えた経済活動や人の移動を制御するための——国際制度論で「インターガバメンタル」（政府間、国家間）、「トランスガバメンタル」（国境を越えた問題領域の所轄官僚間）と呼ばれるような⁹——政治的空間も、さらには（EUのように）スプラナショナルな機構を介した制御も「トランスナショナル」なものと広義に捉えられている [Vgl. PBN, 169 Fn.6]。

このレベルでの政治として、2004年の論考でイメージされているのは、「グローバルな行為能力をもった大規模なアクターたちが、世界内政の困難な諸問題、とりわけ世界経済とエコロジーの問題に、相互調整を超えて建設的に、常設の会議や交渉システムの枠で対応する」 [GW, 134=188-189頁] ことであり、具体的にはWTOのような国際機構や交渉システムを舞台とした、グローバル・プレイヤー間の妥協形成が念頭に置かれている。こうした行為能力（代表交渉権や実行力）を持つアクターは、2004年の時点ではアメリカ以外に存在しないと指摘され（2005年にはアメリカに並んでロシアと中国も加えられる [NR, 360=386頁]）、他地域が外交上の行為能力を獲得するために、EUのようなスプラナショナルに連合した地域レジームを大陸ごとに形成することが提案される [VE, 94=152頁]。

この提案は、グローバルな経済・金融市場の機能的強制のもとで、政治的に行為しうる範囲がますます狭まる状況にあって、あくまでも政治的意志決定が可能なアクターを模索しようとするものである。ここでハーバーマスは、世

界内政とは異なる三つのヴィジョンを論敵としている。一つ目は「世界規模の私法社会」を認める立場である（代表的論者としてアン・マリー・スローターが挙げられる）¹⁰。機能的な強制から民間レベルのトランスナショナルなネットワークが自発的に発達し、水平的関係のなかで諸基準の調和と調整、競争の活性化と規制、諸学習過程の調停と相互刺激がなされるという議論がそれにあたる。ハーバーマスは、機能的強制に伴う自生的な調整ネットワークに過剰な期待をよせれば、国家主権が機能ごとに自律的な部分的権力の総和にすぎなくなり、各国民国家内部での民主的議論との接点が失われ、さらに各国民の共通の利害が何であるかを決定する責任主体も存在しなくなると批判する [NR, 361=386-387頁]。二つ目の論敵は、専門官僚間でのトランスガバメンタルな取り決めを容認する立場である。ここでは、国際組織に官僚を派遣する各国政府が民主的に選ばれた政府でありさえすれば、国内の民主的討論が不在であっても正当性に問題はないとされ、多数派の意向に沿うことよりも、高度な専門性が重視される。しかしこうした決定様式も、国内の民主的討論を反映する制度を欠くという点で、ハーバーマスからは問題視される [NR, 362f.=388-389頁]¹¹。EU論の文脈では、同様の問題が「統治連邦主義」として批判される。ドイツをはじめとした大国が主導する欧州理事会の決定が、加盟国の財政・年金・社会保障等の分配に関わる政策に、当該加盟国の国民の意志に反して介入することで、民主的正当性が棄損されているとの批判である。三つ目の立場は、とりわけユーロ危機後に強まった「国民国家への退却」であり、シュトレークが論敵として挙げられる。シュトレークはユーロ危機への対応において、各国政府が金融投資機関の意のままになり、EU政策を通じて他国の国内財政に非民主的に介入することで、民主的統制が失われていると批判し、国民国家レベルでの民主的統制を取り戻すよう主張する。シュトレークは、「世界規模の私法社会」と「統治連邦主義」とともに民主的正当性の不足を理由に批判する点において、ハーバーマスと陣営を同じくする。ただしハーバーマスはナショナルなレベルへの退却はノスタルジーにすぎないと批判し、あくまでもグローバルな規模での民主的正当性の実質化を目指そうとするのである [ST, 138-157=3-36頁]¹²。

世界市民的立憲秩序の中間レベルでなされる世界内政は、これら三つの立場に対抗する形で示される。世界内政においてはまずアクターごとの意志形成が民主的であることが求められる。主要なアクターとなるべき地域レジームにも、国民国家内部におけるのと同等の、「強い」民主的な正当化が必要とされる。たとえばEUには、国民国家の枠組みでは対処できない様々な課題に、規制、指令、決定といった立法によって、共同で対処する制度がすでにあるが、そこでは人権と平和の分野で求められるよりもいっそ

う踏み込んだ、共同の政治的意志の形成と連帯が求められる。そしてその際の民主的正当性は、公共圏、選挙、議会に代表される市民参加の制度が存在して、はじめて獲得されるものである [GW, 138f.=194頁] [VE, 54=81頁]。地域レジームが国民国家と同様の民主的正当性を得るためには、立法過程にすべての市民が民主的に参加するための制度が絶対に必要であると、ハーバーマスは強調する。その際、民主的正当性を、責任、熟議的正当化、透明性、法治といった部分的な要素で代替するような見方は、正当性の切り下げとしてはっきりと退けられる [VE, 54=81頁]。

世界内政における国境を越えた連帯

地域レジームが共通の意見形成と意志決定を行うためには、メンバー内での一定程度の政治文化の共有が必要となる。ハーバーマスは80年代より、国民国家の多文化化に回答する形で、「憲法パトリオティズム」というネーションに拠らない連帯の形を示してきた [EA, 143=142頁]³。それは、人民主権や人権といった憲法上の原理に関する自国固有の歴史にもとづくそのつど異なる解釈を、共同体のメンバーが共有することから生まれる連帯である。この絆の内実は実際には、国民国家の社会保障システムによって与えられていた。互酬性の枠組である社会保障システムを通じ、基本権の実現というテーマの優先を市民自身が感じ取ることが、それを可能にする憲法体制への愛着につながってきたのである。こうした社会保障システムの拡充が、埋め込まれた自由主義のもとでの経済成長によって可能となったことも、ハーバーマスは指摘する。

諸権利の体系は、比較的長期間にわたる経済成長という好条件の下で、整備拡張された。誰もが国家市民としての地位を、政治的共同体の他の構成員と自らとを結ぶものとして、また他の構成員と相互依存し相互責任を負うものとして、認識し評価できた。また私的自律と公共的自律とが、選ばれた生活方法の再生産と改良という循環の中で相互に前提となるものであることを、誰もが知ることができた。国家市民としての権限を適切に使用することによってのみ私的自由裁量を互いに公平に制限し合えること、健全な私的領域の土台の上のみ政治参加がありうることも、いずれにせよだれもが直観的に認めていた。この体制が法律上の平等と事実上の平等との間の弁証法によって制度的枠組みとなること、さらにこの弁証法が同時に市民の私的自律と国家市民としての自律とを強化することも、実証されたのである。 [EA, 144f.=144頁]

しかしある程度安定した経済成長の下で可能になった社会保障と連帯感情の間の循環は、グローバル化した経済市場

のもとで行き詰まり、新自由主義的経済政策によって弱体化しつつある。

国民国家におけるこの連帯の危機を、ハーバーマスはむしろ、連帯範囲を国民国家を越えて拡大させる好機ととらえる。社会保障の枠組みのなかで培われてきた国民国家の連帯は、(ジェノサイドへの怒りのような) 道徳的直観に基づいて世界各地で突発的に表明される連帯——世界機関が必要とする連帯——とは、異なる性質のものである。2013年の論考「テクノクラシーに飲み込まれながら」では、連帯の概念が、普遍的に妥当する道徳的義務とも、制裁力と公正な手続きによって課される法的義務とも異なり、その二つが要求する以上の義務を課すものであると論じられる [ST, 102f.=79-80頁]。連帯の義務は倫理的義務と類似しており、それは特定の相手との間に互酬性の期待に基づいた義務を生じさせる。倫理的義務が、家族や親戚関係や職能団体といった自然発生的な共同体に関わるのに対して、連帯がもたらす義務は政治的共同体に関わる。別の言い方をすれば、連帯とは政治的共同体の社会的つながりの網の目のなかで、「兄弟姉妹的な親交関係」 [ST, 104=81頁] になることを意味する。政治的共同体のなかで実現されるつながりの網の目は、民族や言語といったネーションの要素によってあらかじめ定められた境界を持つわけではなく、そのつどの歴史状況に応じて、新たに捉えなおすことが可能である。

ハーバーマスはとりわけブルクホルストに依拠しつつ、近代的な「連帯」の概念史を次のように振り返る [ST, 108-111=86-88頁]⁴。それはまず18世紀末フランス革命時に、キリスト教的人類愛の伝統である「兄弟愛」の概念と、ローマの伝統である法的・政治的自由を目指す共和主義が結びつくことで生まれた。19世紀前半の初期社会主義、カトリック社会理論、社会民主主義運動は、自然発生的な共同体(職能団体)が無力化することで失われた人倫関係を、政治的共同体における連帯として救い出そうとするものであった。その具体的なあらわれの一つが、国民国家における手厚い社会保障制度である。このように振り返ったうえでハーバーマスは、グローバル化が進展する今日の世界に新しい連帯の可能性を見る。互酬性を可能にしていた国民国家の枠組みが空洞化するなかで、より大きな政治枠組みに連帯を求めようとする動きである。そのためにはまず、互酬性を制度化し、政治家、マスメディア、そして市民たちが短期的利害ではなく長期的利害を重視する必要があるとハーバーマスは述べる [ST, 110f.=89頁]。こうした動きを支えるため、ナショナルな公共圏を開き、コミュニケーションの網を広げ、国民国家にとらわれたアイデンティティを変化させていくことも重視される [VE, 76=120頁] [PBS, 177]。

上記のような互酬性の予期に基づく連帯と民主的正当化

の必要性は、世界内政における各アクターの内部の政治的意見形成と意志決定の条件として検討されたものだった。したがって、大国と地域レジームからなる各アクターが、交渉し妥協点をさぐるという世界内政における決定それ自体の民主的正当性を論じるものではなく、互酬的な連帯関係を地域レジームを超えて求める議論でもない。その意味で、世界内政の民主的正当性はあくまでも間接的なものに留まる。

一方でハーバーマスは、こうした交渉システムが、世界市民的立憲秩序に組み込まれ、人権という基準を与えられている点に、単なる権力政治を超える可能性を見出す[VE, 94f.=152-153頁]。この点において、ハーバーマスは世界議会の実現におも期待を寄せる。たとえば、スプラナショナルな法に定められた人権の保護水準について、世界議会が議論し、現状に合わせてたえず調整し、その調整した最低水準の枠内で、各国が交渉を行うことが提案される[VE, 95=153頁] [PBS, 179f.]。世界市民的立憲秩序の内部での世界内政は、分配をめぐる意見の対立はあるとしても、最終的には社会的経済的格差を縮小させる方向を目指している。その過程で少しずつ世界各地の生活水準が近づくことで、世界市民のパースペクティヴと国家公民（あるいは地域共同体の市民）のパースペクティヴが接近していくことも、ハーバーマスは期待している。もっとも、ハーバーマスが世界議会の実現性には懐疑的であることを考えると、この構想には留保が必要であろう。

4. ユートピアに向う推進力

——「人権」と「人間の尊厳」の懸隔

4.1. 多層的世界社会構想にみられる課題

上記のようなハーバーマスの構想は何よりも、コスモポリタニズムの一類型とみなすことができる。そこでは個人主義（個人としての人間が構想の中心にあること）、包括性（あらゆる人間が考慮されていること）、普遍性（あらゆる人間が平等に考慮されていること）が志向されており¹⁵、その点で集団を個人よりも重視する、あるいは所与の集団を個人に先立つ前提とするコミュニタリアニズムやナショナリズムからは区別される。

それでは、同じく世界市民的志向を持った近年のグローバル秩序構想において、ハーバーマスの構想はどのような位置を占めるだろうか。ツェルンは、世界市民的規範を志向するグローバル秩序構想を、それが依拠する基本規範と国家および国際機関の役割を基準に分類し、四つの機構モデルを示している¹⁶。第一はデモクラシー諸国が内政不干渉原則を維持したまま世界市民的規範を追求する「デモクラシー諸国の政府間協力モデル」である。国際機関はその際あくまでも国家の制御下におかれ、主権の移譲はなされ

ない。民主的國家の役割を同様に重視するものの共同体独自の価値を優先させる立場（例えばマッキンタイア）とは異なり、世界市民的規範を重視する点に特徴があり、代表的論者としてロールズ、マウス、ダールらが挙げられる¹⁷。第二は「世界市民的プルーラリズム」と呼ばれるモデルである。この構想は主権國家の行為能力の限界を認識し、デモクラシー、法の支配、人権の三要素からなる世界市民的規範の重要性を強調しつつも、はっきりとした憲法体制を提示することを避け、イシューごとに国家、国際機関等そのつどのステークホルダーが多次元に対応することを想定する。こうした立場を唱える論者は多岐にわたり、ツェルンはその例を法理論（Nico Krisch, Mattias Kummら）、社会学における「第二の近代」論（Ulrich Beck）、マルチレベルガバナンス論（Liesbet Hoogheら）、ステークホルダー・デモクラシー論（Eva Ermanら）、討議デモクラシー論（John Dryzek, Rainer Forstら）、複合的世界ガバナンス論（Andreas Føllesdalら）、ポスト帝国主義理論（James Tully）に見出している¹⁸。第三は「ミニマル世界政府」と呼ばれる、基本的人権にイシューを限定して主権國家の権限を移譲し、その他の——たとえば分配に関する——イシューについては民主的國家とトランスナショナルな次元に残し、国際機関の権限を限定する構想である。ハーバーマスは、ペイツ、ゴーディン、ヘッフェ、リッセルらとともにこの範疇に分類される¹⁹。第四は「コスモポリタン・デモクラシー」の立場で、ミニマル世界政府と同様に主権國家から上位次元への権限移譲を唱えるが、移譲対象となるイシューの範囲はより広く、基本的には国境を越える問題のすべてに及び、とりわけ分配の問題に重点が置かれる。ヘルド、アルチブキ、マルケッティ、ポッゲらが代表的論者にあたる²⁰。

二章および三章でみたように、ハーバーマスは國家主権と人民主権を切り離すことで「デモクラシー諸国の政府間協力モデル」を乗り越えようとし、「世界市民的プルーラリズム」にみられるデモスなき意志形成については民主的正当性の切り下げであると批判し、さらに、世界機関は民主的正当化を「前借り」しているという認識ゆえに世界機関の権限を安全保障と基本的人権に限定することで、「コスモポリタン・デモクラシー」からも距離を取っている。これらを鑑みれば、ツェルンによる機構モデル分類は概観として有効であろう。ただしハーバーマスが構想する世界機関においては統治権限の大部分が國民國家に残されるため、ツェルンの分類のように世界政府と呼ぶことには留意が必要である。とりわけハーバーマスが「世界政府なき世界社会」を主張し、それを権力の文明化という大きな歴史的展望のなかに位置付けていることを考えれば、「政府」の語の使用は躊躇われる。またハーバーマスはたしかに世界機関の管轄から分配の問題を除外するが、地域レジーム

レベルではスプラナショナルな分配政策の必要性を訴えており、ツェルンの分類ではその点が見えにくくなっている。

こうした留保をつけたうえで、まずハーバーマスの機構モデル——すなわちイシューごとに役割分担した世界機関、地域機構、国民国家による多次元統治という機構構想が抱える問題について、三点指摘したい。

第一に、世界機関の役割限定についてである。ハーバーマスはスプラナショナルな世界機関の役割を、安全保障と人権分野に限定し、その正当性を人権と普遍道徳から導き出した。しかし、安全保障と人権の範囲はそのように限定可能だろうか。ハーバーマス自身が肯定的に評価するように、安全保障の概念は紛争解決という狭義の概念から人権を中心としたより広い概念に変化しつつある。そこでは、攻撃戦争とジェノサイドへの介入、政府や犯罪組織による大規模な人権侵害に対する住民の保護、失敗国家における国内秩序の確保、大規模災害による犠牲の回避というハーバーマスのリスト [VE, 88=141頁] を越えて、危機の予防、個人の自由権と参加権の保障（市民的政治的権利）、非人間的な生活状況からの解放（経済的社会的文化的権利）を包括的に考慮することが、安全保障上の課題とみなされる [NR, 349f.=375頁]。このことは人権の範囲にもあてはまる。ハーバーマスは人間の尊厳という道徳的規範と実定法で定められる人権の内容の間にはつねに懸隔があることを指摘し、人権の内実はそのつどの社会が充実させて行くものだと論じる [VE, 13-38=10-52頁]。だとすればフレデッテが具体例を挙げて指摘するように、その過程で人権の解釈をめぐる対立が起きることは避けられない²¹。たとえばポツゲが主張するように貧困問題を人権侵害と捉えるならば²²、ハーバーマスが世界内政の課題と位置づけた分配の問題の多くは、世界機関のイシューに書き換えられるであろう。

また、仮に世界機関で対処する人権の範囲を国際人権規約のような形で明文化したとしても、人権が「大国の国益の実現の道具と、そのことを覆う隠れ蓑」 [VE, 35=46頁] になってしまう危険は常にある。そうした乱用を避けるためハーバーマスは、人権侵害の解釈を国際刑事裁判所と国連人権理事会の厳格な審査に委ねる。両機関は人権侵害の解釈を手続き的に、すなわち政治文化に中立的に行うための機関とみなされる。しかしこの司法判断が本当に政治文化に中立でありえるか、特定の政治的文化的価値観や利害の影響をどのように排除できるのかは、さらに検討する必要がある。このことは、スプラナショナルな世界機関の正当性が実定化され法手続きを具えた人権と普遍道徳に依拠し、直接には民主的に正当化されていないだけにいっそう深刻である。

たしかに、人民主権の目的は（自己立法によって）個人

の自由と人権を実現することであり、その意味で、世界市民の地位において人権の実現をめざす世界機関は、人民主権と矛盾しない。しかし世界規模で恒常的に活発な討論が行われる世界公共圏や、世界議会が存在しない限り、民主的正当性の欠如の問題は残り続ける。たとえばショイアーマンは、ハーバーマスが憲法体制と国家を分離した点を評価しつつ、世界市民的憲法体制の民主的正当性の追求があまりにも容易に断念されていると批判する²³。ショイアーマンのみるところ、ハーバーマスが非政治的な問題とみなす平和と人権の問題は実際には政治的対立が最も先鋭化する場であり、仮に世界機関の管轄領域が「消極的な義務」にすぎないという主張を認めるとしても、執行能力を持つ諸国家がその義務を遂行する方法と主体は高度に政治的な問題となる²⁴。国境を越えた討議倫理の適用可能性を探る牧野も、法原則の恣意的な解釈・運用への懸念を示し、グローバルな法規範の次元にかかわるシティズンシップに関して、より積極的な民主的正当化の構想を求めている²⁵。

多次元統治構想の課題として第二に指摘すべきは、世界内政の次元において非国家主体が果たすべき役割があまり見えてこないことである。ハーバーマスは世界内政の主なアクターは、大国と地域レジームであると繰り返し述べる。それは世界内政が扱う分配の問題が法的というよりは政治的決定に関わり、それゆえ（活発な公共圏と共通の政治文化を具えた）国家ないしは地域レジームレベルでしか獲得しえない、民主的正当性と接続する必要があるためである。こうした立場は、「世界規模の私法社会」への批判であると同時に、「統治連邦主義」にみられるような「民主的正当性の切り下げ」への警戒でもあった。インターガバメンタルなテクノクラートによる政策形成の正当性を、民主的な意志形成という従来のインプットによる正当性ではなく、「責任、熟議的正当化、透明性、法治」といったスループットの正当性で置き換えようとする立場に、ハーバーマスは異議を唱える [VE, 54=81頁]。むしろ、アウトプットやスループットに注目する研究の多くは、「世界市民的プルーラリズム」の立場から、すでに存在しているグローバルな政策形成ネットワークが民主的正当性においてしばしば不足することを問題視し、その民主的正当性を（民主的意志決定とは別の形で）より高めるためになされている。それでもなおハーバーマスは、経済政策や環境政策といった政治的に議論のある問題が、大国の政府とテクノクラートによって市民の頭越しに決定されてしまうことへの危機感——そしてその反動から国民国家への退却が生じてしまうというという危機感を強調する。こうした懸念には十分な説得力がある。しかし民主的な意志形成を死守しようとする努力が結果として、民主的正当性において不利な民間主体や社会運動が国際的な政策決定において果たす役割を低く見積もり、旧態依然としたパワーポリティクス

を容認することに繋がっているともいえるだろう。

第三に、やはり世界内政に関して、地域レジームを中心とした構想の妥当性も問われるところである。ハーバーマスの世界内政は、スプラナショナルに連合した地域レジームをアクターとすることで、主権国家間に存在する交渉力と実行力の不均衡が解決されることを前提としている。そうした地域レジームのモデルとして、ハーバーマスはEUに大きな期待を寄せるわけだが、同様の試みが他地域でどのように実現可能なのかは見えてこない。また、大国と対等に渡り合えるようなグローバルな交渉力と行為能力を持った主体が必要だという議論を仮に認めるとしても、そのまとまりを地理的に定義することが妥当なのかは、さらに検討すべきであろう。とりわけ世界内政の主要な課題となる分配の問題は、植民地支配という過去と密接につながっており、旧宗主国と旧植民地が特定の地域レジームに偏在する場合、地域内の連帯のみを頼りにしては、分配的正義という意味でのグローバル・ジャスティスの問題と向き合うことは難しくなる。

4. 2. 人権という具体的ユートピア

一方でハーバーマスの世界市民的立憲体制を機構モデルからのみ評価すれば、思想史的考察に根ざした「現実的ユートピア」としての側面を見逃すことになる。その点でEU構想を、「憲法制定権力」の所在から分類するパットベルクの議論は参考になる。そこではハーバーマスのEU論が、「デモイ・クラシー」（複数の民主的国家的国家市民による政治）とも、「地域コスモポリタニズム」（EU市民による政治）とも異なる、国家市民とEU市民という二重の主体を想定する「混合憲法制定権力（*pouvoir constituant mixte*）」論と位置づけられる²⁶。憲法制定権力に着目したパットベルクのEU解釈類型は、スプラナショナルな共同体の民主的主体がどこにあるかという問題を扱う点において、国際秩序にも応用可能である。ツェルンが「デモクラシー諸国間の政府間協力モデル」と呼んだ機構類型は、民主的主体の観点から見れば「デモイ・クラシー」に、「地域コスモポリタニズム」は「コスモポリタン・デモクラシー」に対応するといえよう。そして機構モデルとしては「ミニマル世界政府」に分類されたハーバーマスの構想は、民主的主体の観点からは「国家市民」と「世界市民」という二重の憲法制定主体を持つ体制として、異なる様相を示すことになる。

「憲法制定権力」は、シイエスの『第三身分とは何か』において使用された概念で、憲法体制を国民が新たに作り出すという構想を示すことで、政治権力の正当性の唯一の所在を人民に帰すものだった。その前提には、国家権力を制約する最高法規が存在するという近代的な根本法の思想があり、その根本法の中核的価値は人間の尊厳と個人の主

観的権利に求められる²⁷。ハーバーマスは2011年の『ヨーロッパ憲法論』で、EUの歴史を憲法制定権力の観点から「目的論的に読み直し、再構成してみる」[VE, 64=98頁]ことで、正当性の源泉をEU市民と国家市民という二重の政治主体に求め、自らの主観的権利の実現を求めて法秩序を作り上げる能動性を彼らに期待する。実際には「多かれ少なかれ歴史的な偶然」である体制を、あえて「このようにしようという意図」があったかのように再構成することで[VE, 64=98頁]、経済・金融システムの強制のもとで深化してきたグローバルな相互依存関係に、政治的意志形成の契機を持ち込み、民主的制御を可能にしようとするのである。

一見恣意的にもみえるこのような再構成は、ハーバーマスが以前から主張していた、「間主観的に共有された習慣的実践の解釈と、この習慣的実践に内在する認識上のポテンシャルの合理的再構成とを結び付け」、それによって「暗黙のうちになされている反事実的な前提を再構成」することで、人々が共有しているユートピア的規範を可視化する認識方法といえる[AE, 151=194頁]。その意味で「憲法制定権力」を中心としたハーバーマスの叙述は行為遂行的な希望のもとになされている。ただしその際に目指されるのは現行秩序の完全な転覆ではない。ハーバーマスにとって憲法とは、「世代をこえて進められる制憲として設立行為を恒常化するプロジェクト」[ZÜ, 136]である。世界社会の文脈ではそれは国民国家という既存の憲法体制を維持しつつ、国家公民たちが今度は世界市民の立場からも世界社会の立憲化を進めるといふ漸進的な改革——「保守的憲法革命（*konservative[] Verfassungsrevolution*）」[PBS, 184]——の展望として描かれる。こうした展望は一方ではその保守性が、他方ではその非現実性が批判の対象となるだろう。しかし、ハーバーマスの構想が妥協的であるのは、この構想が、人権というユートピア的コンセプトを中心とした歴史的展開のなかに位置づけられ、いわば過渡的なものとして捉えられているためである。

その歴史の推進力は、「人間の尊厳」と「人権」の避けがたい懸隔が生み出すダイナミズムに求められる。三章一節でみたように、ハーバーマスは——人権を道徳から切り離された政治的主張と位置づける「人権ミニマリズム」に反対し²⁸——「人権」という法的概念が、「人間の尊厳」という道徳的概念に源泉を持つことを強調する。人間の尊厳は、あらゆる人間に無条件に生得の価値を認める道徳的主張であるが、その保障には人権という実定的で可罰的な法の形式を必要とする。すなわち尊厳が意味する規範内容を民主的な立法過程をへて明確化するプロセスが求められる。別の言い方をすれば人権は、人間の尊厳のうち、政治的共同体の自由で平等な成員が互いに尊重し合うべきと認められた部分であるといえる[VE, 21f.=23-25頁]。人権が持つ

こうした「道徳と法のどちらにも同時に顔を向ける^{ヤヌス}双面神の相貌」[VE, 22=25頁]こそが、世界規模での人権の制度化にむけた推進力を生み出す。人権が法という媒介によって制度化できるのは人間の尊厳の一部分であるために、そこにはつねに、実現されないままの道徳的余剰が生じざるをえない。こうした余剰は、尊厳を傷つけられた者が表明する憤りを通じて公共圏に顕在化する。屈辱と共感による憤りは、そのつど人間の尊厳の見過ごされてきた側面を照らし出し、尊厳の承認を求める共同体内の闘争を呼び起こし、その結果、すでに確立した人権の内容がいつそう精緻化されるとともに、新たな人権規範が発見され制度化される。ハーバーマスはこうした発見の例を、自由権、参政権、社会権、文化権と人権のリストが詳細化してきた歴史に見出している[VE, 18-20=18-22頁]。

人権概念に付随する「未来に実現するべきものとしての時間的な次元に持ち込まれた〔規範と事実の状態の〕乖離」[VE, 31=41頁（挿入筆者）]は、国内における人権意識を足場として、国境を越える推進力を生み出す。人権があらゆる人間に平等な尊厳に由来する以上、それは本来、普遍的で包括的なものでなければならない。しかし人権が可罰的な実定法によって保護されるためには、民主的な政治共同体における平等な市民という法的地位が必要である。人民は主観的権利の実現を求めて憲法体制を定めるが、この政治的共同体が国民国家のように局地的なものである限り、人権のもつ普遍性要求との間には矛盾が残る。ここに、世界社会の立憲化によって世界市民という平等な法的地位を確立しようとする、民主的な実践に向けた推進力が生まれる。

人権と市民権の間の矛盾を世界市民的立憲体制への推進力とするハーバーマスの立場は、民主的な国民国家で暮らしながら十全な市民権を持たない外国人、侵入者、難民、庇護申請者といった人々の権利の問題を、人権の普遍性に依拠して論じるベンハビブやバリバルと共通する²⁹。困窮と差別によって尊厳を傷つけられ屈辱を感じる人々の憤りが、公共圏における（「弱い」あるいは「強い」）連帯を促し、民主的な（理性的討論をへた）立法と制度化を通じて、人権概念の精緻化と拡大をもたらす——こうしたプロセスをハーバーマスは、エルンスト・ブロッホを参照しつつ、法=権利に基づく「現実的ユートピア」の構想とみなす[VE, 33=44頁]。それは、実現不可能な黄金郷の夢を掲げるのではなく、屈辱を受けた人々の人間としての尊厳を、そのつど具体的な制度を通じて取り戻し、民主的な政治共同体の平等な成員としての法的地位を承認することで、ユートピアへの接近を目指す構想である³⁰。

世界機関、世界内政、国民国家からなる憲法体制の構想は、このプロジェクトの途上に位置付けられるだろう。ハーバーマスは実践的な理由から世界機関、世界内政、国

民国家の各次元で管轄を分け、世界機関においては最も狭義の人権のみを扱うと役割限定した。しかし「国内において普遍的人権と局地的市民権の間に存在し続ける緊張が、国際政治上のダイナミズムの規範的根拠である」[VE, 36f=50頁]とハーバーマス自身が述べるように、その推進力は同じ源泉に由来している。国民国家、世界内政、世界機関の各次元は、自らの主観的権利の保障を求めた人々が、市民（公民）としての平等な地位を互いに認め合う形で、すなわち民主的に定める点において一貫している。人間の尊厳と人権の間の懸隔が生み出す「ユートピア的な起爆力」[VE, 35=46頁]によって人権概念の精緻化と拡大が進み、各次元の立憲化が進展すれば、これらの次元の役割分担も変わっていくと考えられる。

*ハーバーマスの著作については以下の略号を用いて文中に頁数とともに記し、邦訳の頁数を「=頁」で示す。論集所収の論文のうち個別に引用したものについては以下に論文名と掲載頁数を記す。

[FG] *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1992). [『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究（上）』河上倫逸・耳野健二訳、未来社、2002年。*邦訳引用は上巻のみ]

[EA] *Die Einbeziehung des Anderen. Studien zur politischen Theorie*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1996). [『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』高野昌行訳、法政大学出版社、2012年。] —— Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, S. 192-236. [190-231頁。]

—— Inklusion – Einbeziehen oder Einschließen? Zum Verhältnis von Nation, Rechtsstaat und Demokratie, S. 154-184. [153-180頁。]

[PN] *Die postnationale Konstellation. Politische Essays*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1998).

—— Die postnationale Konstellation und die Zukunft der Demokratie, S. 91-169.

—— Zur Legitimation durch Menschenrechte, S. 170-192.

[ZÜ] *Zeit der Übergänge. Kleine Politische Schriften IX*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2001).

—— Von der Machtpolitik zur Weltbürgergesellschaft, S. 27-39.

—— Der demokratische Rechtsstaat eine paradoxe Verbindung widersprüchlicher Prinzipien?, S. 133-151.

[GW] *Der gesplittene Westen. Kleine politische Schriften X*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2004). [『引き裂かれた西洋』大貫敦子・木前利秋・鈴木直・三島憲一訳、法政大学出版社、2009年。]

—— Ist die Herausbildung einer europäischen Identität nötig, und ist sie möglich?, S. 68-82. [95-115頁。]

—— Ein Interview über Krieg und Frieden, S. 85-110. [119-157頁。]

—— Hat die Konstitutionalisierung des Völkerrechts noch eine Chance?, S. 113-193. [161-265頁。]

[NR] *Zwischen Naturalismus und Religion. Philosophische Aufsätze*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2005). [『自然主義と宗教の間——哲学論集』庄司信・日暮雅夫・池田成一・福山隆夫訳、法政大学出版社、2014年。]

—— Eine politische Verfassung für die pluralistische Weltgesellschaft?, S. 324-365. [349-392頁。]

[KRP] Kommunikative Rationalität und grenzüberschreitende Politik: eine Replik, in: Peter Niesen / Benjamin Herborth (Hrsg.), *Anarchie der kommunikativen Freiheit. Jürgen Habermas und die Theorie der internationalen Politik*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2007), S. 406-459.

[AE] *Ach, Europa. Kleine politische Schriften XI*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2008). [『ああ、ヨーロッパ』三島憲一・鈴木直・大貫敦子訳, 岩波書店, 2010年。]

—— Hat die Demokratie noch eine epistemische Dimension? Empirische Forschung und normative Theorie, S. 138-191. [179-241頁]

[VE] *Zur Verfassung Europas. Ein Essay*, (Berlin: Suhrkamp 2011). [『ヨーロッパ憲法論』三島憲一・速水淑子訳, 法政大学出版局, 2019年。]

[ST] *Im Sog der Technokratie. Kleine politische Schriften XII*, (Berlin: Suhrkamp 2013).

—— Stichworte zu einer Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates, S. 67-81.

—— Demokratie oder Kapitalismus? Von Elend der nationalstaatlichen Fragmentierung einer kapitalistisch integrierten Weltgesellschaft, S. 138-157. [『デモクラシーか資本主義か?』『デモクラシーか資本主義か——危機のなかのヨーロッパ』三島憲一編訳, 岩波書店, 2019年, 3-36頁。]

[PBS] Zur Prinzipienkonkurrenz von Bürgergleichheit und Staatenungleichheit, in: *Der Staat*, Vol. 53 (2014), Iss. 2, S. 167-192.

¹ 本稿は、日本平和学会2020年度秋季研究集会（2020年11月、オンライン）、部会3「地球規模課題解決におけるグローバル・ガバナンスの有効性とオルタナティブ」に提出した同タイトルの報告原稿に、加筆し修正を加えたものである。同報告原稿の原型となる口頭発表「ハーバーマスのトランスナショナル・デモクラシー論——立憲化、人権、連帯」は、「世界政府研究会」（2019年7月、名古屋市立大学）および「トランスナショナル公共圏研究会」（2019年11月、岩波書店）にて行った。コメントをいただいた諸先生に深く感謝する。

² ハーバーマスの国際秩序構想については、四章でみるショイアーマン、パットベルクの論説のほか、Niesen / Herborth (Hrsg.), *Anarchie der kommunikativen Freiheit*; Gaspare M. Genna / Thomas O. Haakenson / Ian W. Wilson (ed.), *Jürgen Habermas and the European Economic Crisis. Cosmopolitanism Reconsidered*, (New York / London: Routledge 2016); Tom Bailey (ed.), *Deprovincializing Habermas. Global Perspectives*, (New York / London: Routledge 2016) に所収の諸論考をはじめ、邦語論文としても、人道的介入論を手懸りに論じた鈴木、大竹、内藤の論考（鈴木直「国境を越える憲法秩序を求めて——ハーバーマスとカントの平和論」ユルゲン・ハーバーマス『引き裂かれた西洋』大貫敦子・木前利秋・鈴木直・三島憲一訳, 法政大学出版局, 2009年, 281-300頁; 大竹弘二「J・ハーバーマスと人道的介入の問題——国際秩序の観点から見た討議倫理の一掃結」山脇直司・丸山真人・柴田寿子編『グローバル化の行方』新世社, 2004年, 293-312頁; 内藤葉子「グローバル市民社会の展望——人権と正戦の関係をめぐって」『現代社会研究』12号, 2009年, 169-180頁）、EU論に重点を置く舟場の論考（舟場保之「道徳的権利ではなく、法理的権利としての人権について」御子柴善之・舟場・寺田俊郎編『グローバル化時代の人権のために』上智大学出版, 2017年, 93-120頁; 舟場「EUの正統性とそのポテンシャルティ——『ヨーロッパ憲法論』を中心に」永井彰・日暮雅夫・舟場編『批判的社会理論の今日的可能性』晃洋書房, 2022年, 52-67頁）、討議理論のグローバル社会への応用について検討する牧野

の論考（牧野正義「グローバル化と討議理論——越境する政治とシテイズンシップ」『政治思想研究』21号, 2021年, 260-289頁; 牧野「グローバル化と国民的自己理解——憲法パトリオティズム再考」『年報政治学』72巻2号, 2021年, 350-370頁）等、先行研究の蓄積がある。本稿はこれらの論考でも扱われる世界市民社会の立憲化構想をよりマクロに捉え、現実的ユートピアとしての人権の意義に着目するものである。

³ 篠田英朗「国境を超える立憲主義の可能性」阪口正二郎編『岩波講座憲法5——グローバル化と憲法』岩波書店, 2007年, 99-124頁。

⁴ 最上敏樹『国際立憲主義の時代』岩波書店, 2007年, 4頁。

⁵ Martti Koskenniemi, *The Gentle Civilizer of Nations. The Rise and Fall of International Law 1870-1960*, (Cambridge: Cambridge University Press 2001).

⁶ Armin von Bogdandy, Grundprinzipien, in: von Bogdandy / Jürgen Bast (Hrsg.), *Europäisches Verfassungsrecht. Theoretische und dogmatische Grundzüge*, (Heidelberg: Springer 2010), S. 13-71, hier 64.

⁷ Ingeborg Maus, Verfassung oder Vertrag. Zur Verrechtlichung globaler Politik, in: *Anarchie der kommunikativen Freiheit*, S. 350-382. 国際秩序における人権と人民主権をめぐるマウスとハーバーマスの論争については以下が詳しい。崎山英俊『《文献紹介》インゲボルク・マウス著「憲法か条約か——グローバルな政治の法制化のために」、ユルゲン・ハーバーマス著「コミュニケーション的合理性と国境を越えた政治—返答」』『メタフシカ』50号, 2019年12月, 131-137頁。

⁸ たとえば以下を参照。高橋良輔「規範媒介者としてのNGO——アドボカシ・ポリティクスの理論と実践」西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか——複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房, 2017年, 282-334頁, 289頁; 庄司克宏「序章 トランスナショナル・ガバナンスとは何か」庄司・ミゲール・P・マドゥーロ編『トランスナショナル・ガバナンス——地政学的思考を越えて』岩波書店, 2015年, 1-23頁, 5頁。

⁹ 西谷真規子「第8章 ガバナンス・モード——グローバル・ガバナンスの変容」西谷・山田高敬編著『新時代のグローバル・ガバナンス論——制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房, 2021年, 118-133頁, 118-120頁; Mathias Koenig-Archibugi, Introduction. Institutional Diversity in Global Governance, in: König-Archibugi / Michael Zürn (ed.), *New Modes of Governance in the Global System: Exploring Publicness, Delegation and Inclusiveness*, (New York: Palgrave MacMillan 2006), pp. 1-30.

¹⁰ Anne-Marie Slaughter, *A New World Order*, (Princeton: Princeton University Press 2004).

¹¹ 例としてカーラーの論考が挙げられる。Miles Kahler, Defining Accountability Up. The Global Economic Multilaterals, in: *Government and Opposition*, Vol. 39, Iss. 2, 2004, pp. 132-158.

¹² Wolfgang Streeck, *Gekaufte Zeit. Die vertagte Krise des demokratischen Kapitalismus. Frankfurter Adorno-Vorlesungen 2012*, (Berlin: Suhrkamp 2013). [『時間稼ぎの資本主義——いつまで危機を先送りできるか』鈴木直訳, みすず書房, 2016年。]

¹³ 憲法パトリオティズムと政治文化の関係については、以下に詳しい。田畑真一「普遍性に根ざした政治文化の生成——J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の展開」『社会思想史研究』38号, 2014年, 204-223頁。

¹⁴ Hauke Brunkhorst, *Solidarität. Von der Bürgerfreundschaft zur globalen Rechtsgenossenschaft*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 2002).

¹⁵ Thomas Pogge, Cosmopolitanism and Sovereignty, in: *Ethics*, Vol. 103, No. 1 (1992), pp. 48-75, here 48; David Held, Principles of the Cosmopolitan Order, in: Gillian Brock / Harry Brighouse (ed.), *The*

Political Philosophy of Cosmopolitanism, (Cambridge: Cambridge University Press 2005), pp. 10-27, here 12-13; Michael Zürn, *A Theory of Global Governance. Authority, Legitimacy and Contestation*, (Oxford: Oxford University Press 2018), p. 224.

¹⁶ Zürn, *A Theory of Global Governance*, pp. 225-231.

¹⁷ Alasdair C. MacIntyre, *Whose Justice? Which Rationality?*, (Indiana: University of Notre Dame Press 1988); Robert A. Dahl, Is International Democracy Possible?, in: Sergio Fabbrini (ed.), *Democracy and Federalism in the European Union and the United States. Exploring Post-national Governance*, (New York / London: Routledge 2005), pp. 194-204; Maus, *Verfassung oder Vertrag*.

¹⁸ Zürn, *A Theory of Global Governance*, p. 226.

¹⁹ Otfried Höffe, *Demokratie im Zeitalter der Globalisierung*, (München: C.H.Beck 1999); Charles R. Beitz, *The Idea of Human Rights* (Oxford: Oxford University Press 2009); Robert E. Goodin, Global Democracy: in the Beginning, in: *International Theory*, 2(2), (2010), pp. 175-209; Mathias Risse, *On Global Justice*, (Princeton: Princeton University Press 2012).

²⁰ Pogge, *Cosmopolitanism and Sovereignty*; David Held, *Democracy and the Global Order. From the Modern State to Cosmopolitical Governance*, (Cambridge: Polity Press 1995) [『デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学』佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作訳, NTT出版, 2002年]; Daniele Archibugi, *Cosmopolitan Democracy and its Critics. A Review*, in: *European Journal of International Relations*, 10(3), (2004), pp. 437-473; Raffaele Marchetti, *Models of Global Democracy. In Defence of Cosmo-Federalism*, in: D. Archibugi / M. Koenig-Archibugi / Marchetti (ed.), *Global Democracy. Normative and Empirical Perspectives*, (Cambridge: Cambridge University Press 2012), pp. 22-46.

²¹ Jennifer Fredette, *Human Dignity as the Origin of Human Rights*, in: *Jürgen Habermas and the European Economic Crisis*, pp. 37-53, here 45-49.

²² Thomas Pogge, *World Poverty and Human Rights. Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, 2nd ed, (Cambridge: Polity 2008) [『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』立岩真也監訳, 生活書院, 2010年]; 伊藤恭彦「グローバル・ジャスティス」川崎修編『政治哲学と現代』岩波書店, 2014年, 223-244頁。

²³ William E. Scheuerman, *Frankfurt School Perspectives on Globalization, Democracy, and the Law*, (New York / London: Routledge 2012), p. 156.

²⁴ *Ibid.*, p. 162.

²⁵ 牧野「グローバル化と討議理論」272-278頁。

²⁶ Markus Patberg, *Habermas und die Europäische Union. Beiträge zu einer Diskurstheorie supranationaler Demokratie*, in: Luca Corchia / Stefan Müller-Doohm / William Outhwaite (Hrsg.), *Habermas global*, (Berlin: Suhrkamp 2019), S. 288-301, hier 294; Patberg, *Constituent Power in the European Union*, (Oxford: Oxford University Press 2020), pp. 69-138.

²⁷ 芦部信喜『憲法制定権力』東京大学出版会, 1983年, 3-61頁。

²⁸ ハーバーマースは人権ミニマリストとしてベインズのみを挙げるが⁵ (Kenneth Baynes, *Discourse Ethics and the Political Conception of Human Rights*, in: *Ethics & Global Politics* 2/2009, S. 1-21.), 同様の批判はイグナチエフやロールズに対してもあてはまる。たとえば以下を参照。John Rawls, *The Law of Peoples*, in: Stephen Shute / Susan Hurley (ed.), *On Human Rights. The Oxford Amnesty Lectures 1993*, (New York: Basic Books 1993), pp. 41-82 [『万民の法』『人権について』中島吉弘・松田まゆみ訳, みすず書房, 1998年, 51-101頁]; Michael Ignatieff, *Human Rights as Politics and Idolatry*,

(Princeton: Princeton University Press 2001). [『人権の政治学』添谷育志・金田耕一訳, 風行社, 2006年。]

²⁹ Seyla Benhabib, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, (Cambridge: Cambridge University Press 2004) [『他者の権利——外国人・居留民・市民』向山恭一訳, 法政大学出版局, 2006年]; エティエンヌ・バリバル『市民権の哲学——民主主義における文化と政治』松葉祥一訳, 青土社, 2000年。

³⁰ Ernst Bloch, *Naturrecht und menschliche Würde*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp 1961).

J. Habermas' Konzept der Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft: Menschenrechte, Demokratie und Solidarität

Yoshiko HAYAMI

Jürgen Habermas plädiert seit den 1990er Jahren für eine Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft. Angesichts der fortschreitenden Globalisierung, die die Autonomie der Nationalstaaten schwächt, sucht er nach Möglichkeiten, Demokratie und Menschenrechte weltweit zu gewährleisten. Die Konstitutionalisierung der Weltgesellschaft bedeutet die globale Verwirklichung der Begrenzung von politischer Gewalt durch Recht. Konkret geht es um die globale Entwicklung des expliziten Rechts und der sie tragenden Institutionen und Verfahren. In diesem Beitrag gebe ich einen Überblick über Habermas' Konzept einer weltbürgerlichen Verfassung mit vier Schwerpunkten: die Grenzen staatlicher Souveränität, das Problem fehlender supranationaler Sanktionsgewalt, die Legitimationsquelle und Solidaritätsformen – und diskutiere dessen Schwierigkeiten sowie den Stellenwert der Menschenrechte als „konkreter Utopie“.

Im Hinblick auf die Staatssouveränität und das damit verbundene Prinzip der Nichteinmischung in innere Angelegenheiten, trennt Habermas die Begriffe der Staatssouveränität und der Volkssouveränität, die im modernen Nationalstaat als ein und dasselbe angesehen wurden, und argumentiert, dass Einschränkungen der Staatssouveränität nicht notwendigerweise Einschränkungen der Volkssouveränität sind (2. 1.).

Was die Frage der Sanktionsgewalt betrifft, blickt er auf den Prozess der Zivilisierung von Gewalt bei der Entstehung des modernen Staates zurück und plädiert dafür, dass dieser nun auch die Innovation der Trennung von Verfassung und Gewaltmonopol ermöglicht. Dabei wird die weltbürgerliche Verfassung als ein Regime mit zwei konstituierenden Subjekten, den Staaten und den Weltbürgern, betrachtet und eine institutionelle Konstellation vorgestellt, in der die Staaten gemäß der supranationalen Verfassung für die Rechtsdurchsetzung der Weltorganisation zuständig sind, wobei die Staaten das Monopol über den Gewaltapparat behalten (2. 2.).

Im Hinblick auf die Frage nach Legitimität und der Solidarität wird eine Antwort vorgeschlagen, die zwischen zwei Dimensionen des weltbürgerlichen Verfassungsregimes unterscheidet. Nämlich eine supranationale Dimension der Weltorganisation, die nur für die Sicherheits- und Menschenrechtspolitik zuständig ist, und eine Dimension der Weltinnenpolitik, die sich mit Umwelt-, Wirtschafts-, Rohstoff- und anderen Verteilungsfragen jeweils innerhalb multilateraler Verhandlungsrahmen beschäftigt. Zwei Dimensionen erfordern unterschiedliche Formen von Legitimität und Solidarität. Die Politik in der Dimension der Weltorganisation wird durch das gerechte Verfahren der Menschenrechte als Rechtsansprüche und die Universalität der Moral als deren Quelle gerechtfertigt und durch die eher schwächere Solidarität vorübergehender und negativer emotionaler Reaktionen gestützt, die weltweit in den einzelnen lokalen Öffentlichkeiten auftreten, wie Mitgefühl für die Opfer und Empörung über Verbrechen (3. 1.). Die Weltinnenpolitik bedarf der demokratischen Legitimation innerhalb der lokalen Regime, die ihre zentralen Akteure sind. Dies erfordert Institutionen demokratischer Willensbildung und die eher stärkere Solidarität in der Erwartung langfristiger Reziprozität (3. 2.).

Institutionell handelt es sich bei der oben skizzierten Weltbürgerverfassung um ein Mehr-Ebenen-Modell, in dem die Zuständigkeiten nach Aufgaben gegliedert sind und staatliche Souveränität in begrenztem Umfang auf die Weltorganisation und regionale Organisationen übertragen wird. Im ersten Abschnitt des letzten Kapitels werden die Schwierigkeiten dieser Kompetenzverteilung und die daraus resultierende mangelnde demokratische Legitimation der Weltorganisation aufgezeigt (4. 1.). Dabei untersuche ich auch die Stellung nichtstaatlicher Akteure und die Gültigkeit regional definierter Akteure der Weltinnenpolitik. Der letzte Abschnitt weist auf den Übergangscharakter der Habermas'schen Konzeption

hin, die als „konkrete Utopie“ in den historischen Prozess der demokratischen Konstitutionalisierung zur Gewährleistung der Menschenrechte eingeordnet wird (4. 2.).

II 研究ノート

Research Note

研究ノート

日本初のドイツ語雑誌 *Von West nach Ost* (『東漸新誌』) 序文： Was wir wollen? (「我らが欲するもの」) について

鶴田奈月、中村美里、石原あえか*

1. 書誌情報と時代背景

1889年1月、日本人による最初のドイツ語雑誌が発刊された。タイトルは *Von West nach Ost*、『東漸新誌』や『東漸雑誌』と訳される¹。副題の *Eine Zeitschrift zur Beförderung der Pflege der deutschen Sprache in Japan* は「日本におけるドイツ語振興のための雑誌」を意味する。刊行母体は独逸文雑誌会、築地活版印刷所で刷られ、広告を除けば全てドイツ語である。合冊製本のおおよそのサイズは縦25cm×横19cm、各号10数ページからなる月刊の小冊子で、少なくとも13号まで続いたことが判明している²。現在10号までしか現存を確認できないが、その内容は驚くほど多岐にわたる。森鷗外（ただしドイツ語本誌では本名の森林太郎を使用し、Rintaro Mori と表記、1862-1922）の衛生学論や演劇論もあれば、北尾次郎（本誌では *Diro Kitao* と表記、1853-1907）³のスペクトル分析についての論考や芸術論もあり、分野を横断して学術論文が掲載される傍ら、日本古典『吾妻鏡』に取材した創作恋愛小説やドイツ文学作品なども載せられ、読み物としての特性も備わる⁴。医学・文学・美術その他あらゆる方面に通じ、約19,000冊もの蔵書を遺した鷗外や、帝国大学農科大学教授として物理学や数学や気象学に従事しつつ、ドイツ語で未完の長編小説 *Waldnynphe* (『森の女神』) も執筆、これに自ら1,000点以上の挿絵を描いたばかりか、本誌の表紙挿絵も手がけた⁵。北尾が体現するような、いかにも明治らしい、混沌とした越境性を備えた総合誌といえよう。

さて、*Von West nach Ost* (以下、『東漸新誌』と表記) は『鷗外全集』に未収録のドイツ語演劇論や『於母影』のドイツ語文を掲載すると伝えられながらも、長らく存在が確認できず、鷗外研究者の間では「幻」の雑誌と呼ばれてきた。しかし1995年に井戸田総一郎が国立国会図書館に1～3号の現存を確認し、また2018年には東京大学駒場図書館が1～10号の合冊を所蔵することを村松洋が発見し⁶、鷗外研究で注目された。だが本誌には鷗外に限らず、明治の知

識人達による国境や言語を越えた営みが展開され、当時の知のあり方を伝える時代の証言としての価値を持つ。

本誌に関する情報を少し整理しておく。刊行母体の独逸文雑誌会は、1888年12月前後に設立された団体で、東京府麹町区上2番町7番地に事務所を構えた。同住所には長坂富治という人物が確認でき、「編輯兼発行人」⁷と記されている。雑誌制作の中心的人物と思われるものの、同誌の2号および3号記載の会員名簿にその名は見当たらない⁸。

会員には、お雇い外国人教師で医学者のエルヴィン・フォン・ベルツ (1849-1913) や経済学者のカール・ラートゲン (1855-1921) を筆頭に、在日ドイツ知識人たちが参加する一方、日本人では政治学者で初代東京大学総理の加藤弘之 (1836-1916) らが加わった。会は正会員・準会員・実行会員から構成されていた。実行会員は森と北尾に藤山治一 (陸軍大学教官を経て、早稲田大学初代ドイツ語教授、1861-1917) と寺田勇吉 (教育者、九段精華高等女学校創立者、1853-1921) を加えた計4名で、雑誌の編集や、懸賞課題の審査などを担当した。

会則から、本誌『東漸新誌』は、会員に配布された一種の機関誌だったことが推定される。略則の第1条に「本会ハ独逸学ノ隆盛ヲ謀リ学術上ノ智識ヲ交換スルヲ以テ目的トシ毎月一回独逸文雑誌ヲ刊行シ会員ニ頒ツモノトス」⁹とあるように、おそらくはドイツという対象の全貌把握を試みるという意味でのドイツ学振興を意図し、知識人層である会員同士の学術的交流のためにドイツ語雑誌を刊行したのである。実際、略則第5条に「会員ハ独逸文ヲ以テ随意ニ投書シ得ルモノトス」¹⁰とあり、会員の投書による編集方針が採られた。

雑誌投稿を機に、日本人会員はドイツ語を実践的に操る機会を得、また記事を介してドイツの文化を摂取し、新たな文明国として日本を発展させる糧にしようとした。こうした雑誌の役割を、井戸田は「受信と発信の統合を目指す実験の場」¹¹と称する。他方、ドイツ人会員も、雑誌を介して日本文化を知るとともに、寄稿によって日本における

ドイツ学に貢献した。このようにドイツ語を介して、日独双方から情報の発信と受信を行う場として、『東漸新誌』は明治の活発な日独交流の様相を呈する。

さて、本稿で扱う序文 *Was wir wollen?* (以下、「我らが欲するもの」と訳した邦題を主に用いる) は、1889年1月の創刊号に掲げられた巻頭記事である。署名が無いため執筆者は不明だが、上述した4名の編集委員、すなわち森・北尾・藤山・寺田が共同で執筆したと考えられる。日本人がドイツ的精神に接近する意義を文明論と絡めて説き、ドイツ学の振興を唱える本テキストは、雑誌創刊の主意を語る「宣言書」¹²と位置づけられる。

数多くの問題系を含む本序文の、より詳細な思想的分析は今後の研究に譲るとして、成立時の時代背景について、以下、簡単に解説を試みる。日本が欧米諸国と結んだ不平等条約の改正をめざし、井上馨外相時代に展開された、いわゆる「鹿鳴館外交」が代表するように、1880年代中期は欧化主義の時代と呼ばれる。日本の近代化を他国に認めさせるべく、国内の風習や制度等を西洋風に改めるさまざまな政策がとられた。「我らが欲するもの」もこの時代の影響下にある。他方、序文が書かれた1889年は、2月の『日本』新聞創刊が象徴するように、欧化主義への反動として国粹主義が台頭してきた時期でもあった。まさしく欧化志向と日本伝統への回帰の動向が衝突する時期に、本序文は発表されたのである。こうした状況下で、ドイツの文化を積極的に吸収しようと唱えていることは、この時点での編集者達の立場表明とも目せるだろう。

一方、本テキストが抱える対外思想は西洋に対してだけではない。とりわけ清国に対するアジア観も如実にあらわれる。本文中、西洋と東洋の二項対立ではなく、西洋対日本の構図を描いているあたりに、アジアにおける文明国・日本への強い自負心がうかがえる。同時に、日本をアジア諸国のなかで最上位に位置づけようとする傾向からは、太平洋戦争期の帝国主義に至る思想的危うさが既に垣間見える。

加えて同時代のドイツ学隆盛も考慮する必要がある。とくに1880年代から1890年頃にかけては、日本におけるドイツ学の振興期にあたる。1881年の政変を経て、イギリス流議院内閣制を主張する大隈重信が下野したことを機に、伊藤博文らが構想するプロシア流欽定憲法に方針が定まった。ドイツの重要性が高まったこの時期¹³、ドイツを意識した様々な取り組みが行われた。たとえば1881年9月に品川弥二郎や西周らによって独逸学協会が設立され、2年後に機関誌『独逸学協会雑誌』が創刊された。また鷗外が卒業した東京大学医学部(入学時は第一大学区医学校)では、早くからドイツ医学を主流としてドイツ語の講義が行われていたが、さらに1881年には理学部の共通必修科目が英語とドイツ語に変更され、1887年には独逸文学科が増設

された。このように政府が推進するドイツ学振興の潮流と一致する形で、独逸文雑誌会が設立され、『東漸新誌』は誕生したのである。

2. デジタル・アーカイブと翻刻

『東漸新誌』のドイツ語は「ひげ文字」と呼ばれる活字体フラクトゥアで表記されている(駒場図書館所蔵、請求記号: IV:C:397デジタル・コレクション「第一高等学校旧蔵資料」のうち、Von West nach Ost: <https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/ichiko/document/d99de8a4-5abf-92ef-8efb-6770cce89e22>)。今回の訳出には、この駒場図書館所蔵本を用い、翻字も行った。ドイツ語翻字は、間違いも含めてオリジナルに即した(URLは: <https://utda.github.io/ogai/text/vorwort>)。序文の公開画像は、IIIF (International Image Interoperability Framework: トリプルアイエフ) に準拠して公開されており、テキストデータは TEI (Text Encoding Initiative: ティー・イー・アイ) ガイドラインに沿った記述を行っている。IIIF とは、2011年頃から海外の研究図書館が連携して規格開発を行っている、国際的な画像の相互運用のための枠組みである。それまで個々の独自システムから公開されていた画像が IIIF という共通仕様により公開されることで、画像の相互利用性が飛躍的に高まっている。日本においても国立国会図書館をはじめ、多数の機関で IIIF 対応システムが採用されている。

他方、テキストデータについては、人文学分野では画像公開と同様、資料に書かれていることをデータ化する作業が随分以前から各分野やコミュニティで行われてきたが、当初はテキストデータ化のルールやフォーマットは各々独自に設定されていた。そのため作成側はルール作りをまず行う必要があり、利用する側もそれらを都度把握するところから始めなければならなかった。そこで1987年に、テキストデータをよりよく作成し共有していくため、ニューヨーク州ポキプシーに人文学者と情報学者が集まり、人文学の電子テキスト資料のための構造化ガイドラインの作成が開始された。これが TEI に他ならない。その後、欧米を中心にガイドラインの改訂が精力的に行われ、現在では人文学におけるテキストデータ研究活用のためのデファクトスタンダードとなっている。TEI の特徴として、XML (Extensible Markup Language) を用いて対象テキストをタグ付けしていく方法が挙げられ、すでに広範に浸透している XML を採用することで、TEI 導入の障壁を下げている。また、欧米資料を対象に始まった TEI だが、2016年には東アジア/日本語分科会 (SIG East Asian/ Japanese) が設立されたり、2019年には国際化ワーキンググループが設置されたりして、2023年現在では人文学全般における多種多様なテキストデータの相互利用性を高めるガイドラインと

なっている¹⁵。

今回の序文「我らが欲するもの」については、当初から IIF 準拠で画像公開されていたが、テキストデータについては正書法による綴りの違いや、誤記と思われる箇所の指摘と正しい綴りの提案などをデジタル・アーカイブ上で表示させるため、また上述の如く、相互利用性、活用の可能性を高めるために TEI 準拠の記述を行うこととした。

3. 原文テキストの問題点について

オリジナルの翻訳及び注釈付与については、さまざまな作業レベルで検討すべき問題が生じた。まず本誌が刊行された1889年当時は、2023年現在の新正書法とは相当違う部分があり、特にKの代わりにC(たとえば「文化」を意味する Kultur は Cultur と表記)、Tの代わりにTh(たとえば tätig を thätig と表記)が多用されている。この傾向は、たとえば同時期に刊行されたヴァイマル版『ゲーテ全集』にも認められるもので、時代の趣向・流行が表面化した部分で誤りではない。しかし新正書法に慣れた現代読者には馴染みがないはずで、個々に現代新正書法への修正は行わないが、ここで幾つか例を挙げ、注意を促しておく。

時代の趣向という点では、現代ではまず使わない用語も散見される。そうした語彙や厳めしさを狙った文体からは、テキストを大量に読み、おそらく留学先でも劇場等に足を運び、帝国主義時代のドイツ語に馴染もうとした著者たちの姿が浮かぶ。肩に力が入った文体は読み難いが、130年前のドイツ語文を現在の文法と比較して即間違いを指摘できるかといえば、これまた容易ではない。オリジナルに忠実に翻刻したテキストを提示すれば十分かもしれないが、正確さに欠けるコンマの打ち方(不要なところに打ち、必要なところには欠如)も含めて、通常の翻刻だけでは意味・内容が非常に取りづらいことを考慮し、読者の便宜のために注を付すことにした。他方で、著者の母国語がドイツ語でないことは考慮に入れざるを得ないとして、相互の見直しや編集作業に十分な時間的余裕もなかったのか、誤字脱字の他にもテキストには明らかな文法上の誤りや不自然な言い回しもあり、さらに聞き間違い・思い違いと思われる語法・表現も散見された。これらについても注で指摘し、修正案を提示するようにした。

次節は『東漸新誌』序文「我らが欲するもの」の全訳である。語彙や構文の癖から、数名がドイツ語草案を持ち寄って序文にまとめたのだろう、少なくとも冒頭と最後の草案者は違うと推測される。本序文の内容については、井戸田が解説で核心となる部分を翻訳しているが、全訳はまだない。なお、今回の翻訳作業では、執筆者の意を汲むことを優先し、文意の伝わりにくい部分は意識したり、必要に応じて長文は分割したりした。Web 上公開のドイツ語

原文注については上述した通りだが、翻訳については概ね段落に沿って11に区切り、翻訳者が気づいた内容注(紙幅の都合上、文法上の誤りの指摘は含まず)のみを適宜付した。

4. 序文「我らが欲するもの」全文和訳(訳注付)

(1) ペリー提督が、長く鎖国していた日本を国際的民族通商に向けて開かせて以来、つまり旧世界の東の末端の国・日本が現代西洋文明諸国と接触して以来、すでに30年の月日が流れた。こうして、これまでインドシナ文化圏ではほとんど知られていなかった、法外な量の世界をゆるがす理念や新思想が日本の民族精神に雪崩れ込んできた。これは今の成長した日本と、旧体制下にあったかつての日本の状況を比較できるような偏見のない人々にとっては自明のことである。日本は中世の文明国から抜け出し、思い切って現代文明国に改変しつつあり、同時に極東のインド=ゲルマン[西洋]文化を牽引する場になろうとしている。

【訳注】1853年のマシュー・ペリー提督率いる米軍艦隊いわゆる「黒船来航」により、翌1854年に日米和親条約が締結された。「民族通商 *Völkerverkehr*」や「東の縁 *Ostsaum*」といった表現は古めかしく、現在ではまず使われない。同様に「日本の民族精神に雪崩れ込む *in Japans Volksgeist eingedrungen ist*」も、現在ならば「日本社会に地歩を占める *in der japanischen Gesellschaft Fuss gefasst hat*」とでも書くだろう。また「インド=ゲルマン *indo-germanisch*」なる形容詞は、現在の「西洋の *westlich*」と同義と考えられる。

(2) 民族性豊かな東洋において、すべてを理解して、たゆまず現代文明要素を身につけようと奮闘する唯一の国であるという考えは、我々の自尊心をどんなにくすぐることか。だが、次の問いは避けられない。すなわち、西洋の文明思想が大量に日本に雪崩れ込んだことが、日本に幸をもたらしたのか、それとも災いをもたらしたのか、という問いである。もうひとつの問いは、今日なお多くの国がかつての誇り高い過去のために苦しんでいるように、日本もまたそう運命づけられているか否か、ということだ。ベネチアのガレオン船と現代の装甲艦のように、我々なりに高度に発展した日本文化と西洋の現代文化を対峙させれば、我々が約300年の遅れをとっていることを認めなければならないだろう。

【訳注】形容詞「誇り高い」の最上級は、*stolzensten* ではなく *stolzesten* である。*constrastiren* は原文で何度か登場

する、辞書に載っていない動詞。本当は *kontrastieren* と書きたかったのだろうが、間違っただけなのか。さらに言えば *so kontrastiert, wie* よりも *sich so verhält, wie* と表現したほうが現代読者にはわかりやすい。なおガレオン船はイタリア（ヴェネチア）よりも、スペインが連想される。この点、ヴェネチアのゴンドラと混同した可能性も捨てきれない。「装甲艦 *Panzerschiff*」は辞書に載っているものの、現在ならば *der gepanzerte Kriegsschiff* などと表現するだろう。

(3) 低次の文明は高次の文明に屈し、またその国が高度な文明の表層的な形式受容をもって充足できるほどの力を持った時、文明の没落が同時に国家の衰退を伴いがちであることは、残酷だが不変の歴史法則である。これらはファラオの王国でもインカ帝国でも起こった。それがどのように起こったのかを歴史は我々に教えてくれる。また起きなかったにせよ、何が起きかねなかったか、そして此度は生じずとも、常に生じた事柄を教えてくれるのである。

(4) ギリシアは尊いナイル河岸のはるかに文化的発展を遂げたエジプト人から、そしてナイル河中流域諸国から、ほとんど全ての文化要素を受け継いだ。にもかかわらずギリシアは何千年にもわたって、オリエントから西洋への侵略を阻止した。今日なおパルテノン神殿はメンフィスとエドフの柱廊が見事な神殿のはるか上で燦然と輝き、アカデメイアの森とキュノサルゲスの誉れは、今日なお、神秘に満ちたサイス神殿を凌駕している。ローマ帝国がゲルマン人の猛攻によって瓦解した時、このカエサルの後継者たちは粗野な蛮族ではあったが、何百年も続いた厳しい戦いの末、それでもかつて瓦解した世界が遺した種から、独特の近代文明を開花させることができた。

【訳注】メンフィスとエドフの神殿を修飾する *kolonal* なる語は辞書にはない筆者の造語で、おそらくどこかで知った「柱廊 *Kolonnade*」からの連想だろう。現代ドイツ語なら *säulengeschmückt* などを充てるだろう。「アカデメイアの森」はプラトンの学園を、「キュノサルゲス」はアテナイの城壁の外に隣接し、イリソス川の南の丘にあった公共の体育場（ギムナシオン）を指す。

(5) 日本人はギリシア人およびゲルマン人と肉体的にも精神的にも限りなく異なるが、高次に文明化した国々から受け取った文明要素を機械的に受容するだけではなく、同化もし、日本独自の特色と結びつけながら、ある独自の文化を発展させる素質において、せめてギリシア人やゲルマン人との類似点を示そうとする。日本文化において、その起源を中国文化に帰せない要素は皆無である。しかしな

がら、日本文化は中国文化と独特の対照をなし、日本人が中国から受け継いで枝分かれした文化のうち、多くを自家薬籠中の物にする方法を徹底的に心得ているので、中国文化から全く逸脱した文化形式を目の当たりにできると思われ、日本文化を中国文化の模造品〔コピー〕として両者を一括りに分類することなど、少なくとも誰も本気で考えていない。

【訳注】本段落は些細なことながら、誤字・脱字が目立つ（*unterscheiden, civilisi[e]rten* ほか）。最初の文は、副文の前にコンマが欠如、現代風に完全な文章にすれば... *und so, sie mit seiner Eigenart verbindend...* となるか。また最後の文は文構造がおかしく、意味から推測するに... *die japanische Cultur als Abklatsch der chinesischen anzusehen und beide in eine Klasse zusammenzuwerfen*。とても書きたかったのか。

(6) かつて日本は、高度な中国文明の圧倒的猛攻に対して、十分な抵抗力を示し、独自の文化を築き上げた。現在は西洋文明の大波が押し寄せ、日本文化は徐々に衰退し、別の場所に押し流されつつある。日本はかつて中国文明に抵抗した時と同様に、この西洋文明の猛攻勢にうまく対抗しきれたのか。また現在、日々ヨーロッパ文明諸国から受容している文化的要素に基づいて、独自の文化を発展させる十分な力を有しているか。これについては、日本人がゲルマン人や黄金期の古代ギリシア人のように、決して外国に服従せず、またそのような荷を決して負わないと決意した一つの国である、という覚悟を自らに求める限り、また、日本人が、アジアの他国ではほとんど知られていない「絶対のノルマを求めて努力する」ことを知っている限り、おそらく是と答えられるだろう。

【訳注】最初の文にある *Andrung* は誤植で、「*Andrang* 殺到・押し寄せ」が正しい。この段落に限らないが、コンマの打ち方が正確でないため、原文の文意を汲むのに苦労した。

(7) この奮闘努力の過程で、日本ではすでに多くの失敗や間違いが生じた。だが、これは同時に日本民族が努力を知っている証でもある。日本が弛まぬ努力を止めず、西欧教育の表面的受容に決して満足せず、西欧の計り知れぬ知識や経験、あらゆる文化的要素を吸収しつつ、芸術・学問・商業の平和的競争の中で、ヨーロッパの同胞らと切磋琢磨する運命を自負する者それぞれが努力すれば、また賢明な立法が国内外の平和を維持し、個人と日本民族〔国民〕の尊厳と福祉を保障するならば、またもし日本男子の胸に古来からの武士道精神が宿り続け、兵役義務に名誉を

見出すならば、日本は希望に満ちた未来を見据えられるし、ヨーロッパ文化を表面上真似ただけのアジアの一国家ではなく、自身の歴史的使命に相応しく、極東の果ての一近代国家として、民族性豊かなアジア世界に高等教育の種を蒔く西洋文化の発信地になることが期待される。

【訳注】長い段落のため、3つに区切って注を付す。かなり肩に力が入った冒頭の一文。条件付けの副文が複数続き、誤字脱字も多く、かなり読み難い。ドイツ語では不要なアポストロフィーが付されているのは英語の影響か。最後の「西洋文化の発信地」と訳した部分の「西洋」は、原文は「ヨーロッパ=ゲルマン」との形容詞が使われ、ゲルマン=ドイツが強調されている。なお、繰り返される「努力する *streben*」の語は、起草者に森林太郎がいると思うと、つい彼によるゲーテの悲劇『ファウスト』の訳「人は務めている間は、迷うに極まったものだから。／原文: *Es irrt der Mensch so lang er strebt.*」を連想してしまう。

(8) もちろん、上の条件が揃わなければ、そうならない。まだ我々は過渡期にあり、歴史を判断するには時期尚早である。これまで我々は上手く課題を解決してきたし、概観すると、一連の近代化作業を誇れる、と思う人も多かるう。だが、我々の課題を完璧に遂行したか、と自問すれば、「否」と言わざるを得ない。我々が着手した建造物は終わりがなく、完成までゆうに数百年を要する。これまでに組んだ数個の石はどんな貢献をしたのだろうか。この巨大な建造物にごく小さな石ひとつを提供するのが、本誌の目的である。

(9) 今日、周囲を見渡せば、英国、フランス、ドイツ、加えてイタリア、アメリカ合衆国が互いに競いつつ、文明の進歩を遂げている。しかし現在、学問的観点からこれら文明諸国の先頭にあるのはどの国かと問うならば、ドイツを挙げないわけにいかない。ここにこそ今日の学問の主流の源泉があるのだ。ドイツ系学問の優位性は、あらゆる面で一般に認められている事実だ。最も堅実で、学問的かつ文学的作品のうち大半はドイツ語で書かれている。このことから、中世の日本で漢語の習得に勤しんだような熱意を持って、ドイツ語をより一層我々の身近に定着させる試みを正当化するには十分だろう。しかしながら、我々が十分には注意を払いきれていない内面的理由もある。日本人は肉体的にも精神的にもドイツ人とは異なるが、感情面においては一致するものが多い。たとえば『ヴィルヘルム・テル』や『タウリス島のイフィゲーニエ』を読む時、我々は『ハムレット』や『パイドラ』を読むのとは異なる感動を感じる。幾人かのヨーロッパの大家が指摘したよう

に、日本人にとってドイツ的感情や思想の世界に身を置くのは、フランス人やルーマニア人よりも比較的簡単なのだ。それゆえドイツ語およびドイツ文学に一層親しむことで、我々が傾聴するホメロス、アイスキュロス、ソフォクレスの名が、カーリダーサ、杜甫、李白の名とは全く異なる響きを持つ境地に達することを期待してよからう。

【訳注】長い段落の後半部分で、誤字・脱字も多い。また *sich fühlen* は再帰動詞なので、*uns ganz anders ergriffen fühlen* が正しい。『ヴィルヘルム・テル』はシラーのスイス建国の父を扱った戯曲、『タウリス島のイフィゲーニエ』はゲーテのギリシア神話に取材した戯曲で、いずれもドイツ古典主義を代表する作品。『ハムレット』はむしろシェイクスピア、『パイドラ』はおそらくセネカの劇を指す。最後に登場する杜甫や李白は日本式発音を頼りに記したのだろうが、現代ドイツ語ではそれぞれ *Du Fu* および *Li Bai* と表記される。なお、カーリダーサの誤記は、カーリダーサに正して訳した。

(10) 日本でドイツ語を振興する外的理由も付け加えておこう。外国文学に携わり始めた頃の過去に遡ると、最初はオランダ語、それから英語、フランス語、そして最後にドイツ語が入ってきた。しかしドイツ語学習は、概して医学従事者を中心とするごく少数のグループに限られ、英語やフランス語ほど一般に広まらなかった。しかし数年前から、学術目的に限らず、ドイツ語への学習意欲が活発化している。これはドイツが年々東アジア貿易で重要性を増し、日独両国のつながりが年々緊密になってきているため、豊かな響きを持つルターの言葉が、次第に日本で一般的なコミュニケーションで重要な、一般教養の一構成要素となってきた。

【訳注】「学術目的に」で使われている *halber* の使い方がややおかしい。*der Wissenschaft halber* として *um* を削除するか、*um der Wissenschaft willen* とすべきだろう。なお、最後の文の「豊かな響きを持つルターの言葉」は、彼が聖書翻訳で用いた「[新高]ドイツ語」と同義である。

(11) ドイツとの精神的交流を保つのに欠かせないドイツ語を錬磨する内外的な理由は、これで十分だろう。日本がアジア、オーストラリア、北アメリカとの商業言語である英語を日常的に使わざるを得ないのは明らかだが、結果として、日本における外国語において、ドイツ語の独壇場を望む我々の意図から現実はかけ離れている。しかしここで再度、ヨーロッパの教養を基礎に、より高度な学問的教養に到達すべく邁進するならば、ドイツ語の知識とドイツ文学への関与を避けて通ることはできない、と強調した

い。ゆえに我々とはともに協会を創立し、ヨーロッパ文化に基づく日本文化の発展に深い関心を寄せる仲間たちと、ドイツ語で意見交換を始めるべく、本誌を創刊した次第である。ひとりでも多くの方が、我々の趣旨に賛同し、ご参加されますよう！

【訳注】創設された「協会」は文脈から「独逸文雑誌会」を指す。文化の「基礎」に原文は Grund が充てられているが、現在なら Grundlage を使うところだろう。すでに共通語としての英語の威力を認識しつつ、ドイツ語習得の有効性や必然性が説かれていることにも注目したい。

*執筆分担と謝辞

本稿は執筆者全員が目を通し、内容確認と校閲を行った。執筆は概ね、1節が鶴田（日本文学）、2節が中村（図書館情報学）、3・4節が石原（独文学）で分担した。ただし4節については、翻訳・翻刻・下訳までは鶴田との共同作業、その後、石原が全面的に訳の修正・補足を行い、訳注を施した。なお、本論の最終兼責任著者は石原である。

また訳注を付すにあたっては、Dr. Jutta ECKLE および Dr. Thomas EWERS のおふたりから特に有益なご助言をいただいた。ご協力に感謝する。また連動してのデジタル・アーカイブ公開にご尽力賜った本学史料編纂所および学術資産アーカイブ化推進室の中村覚先生にも心から御礼申し上げます。

⁶ 発見の経緯については井戸田総一郎、「『幻』の雑誌 *Von West nach Ost* について」、『ドイツ研究』21（1995）、pp. 107-112および村松洋、「『幻の雑誌』との出会いへの道のり」、明治大学文学部紀要『文芸研究』第138号（2019：特集 森鷗外 新資料発見）、pp. 77-81などを参照されたい。なお、同特集には鷗外の「演劇問題に就いて *Über die Theaterfrage*」と彼を含む新聲社同人たち S. S. S. による「OMOKAGE」（おもかげ）の全文訳（いずれも井戸田による）と解説も所収。ただし駒場所蔵巻には4ページほど落丁がある。石原あえかによる「解説 *Von West nach Ost*（『東漸新誌』第一高等学校旧蔵資料）https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/ichiko/page/vonwestnachost_about（最終閲覧2023年10月）。

⁷ 『官報』1679号、1889年2月6日。

⁸ 井戸田（1995）、注6。および井戸田（2020、注4）によると、1889年3月30日の第3号の名簿には89名分の氏名が記載されている。他方、駒場図書館所蔵合冊本には名簿は欠落。

⁹ 広告欄「独逸文雑誌会略則」、『日本文学』第5、1888年12月18日。引用に際して新漢字に改めた、以下同様。『学海之指針』第18号、同年12月25日にも同じ主旨の文言が確認できる。

¹⁰ 注9の広告欄「独逸文雑誌会略則」。

¹¹ 井戸田総一郎、『演劇場裏の詩人森鷗外 若き日の演劇・劇場論を読む』、慶應義塾大学出版会（2012）、p. 83参照。

¹² 井戸田（1995）、p. 111より引用。

¹³ 同上、「明治政府の文教の強いバックアップのもとに、ドイツ語教育はまずその最初期を迎えた」と言われる。

¹⁴ 本稿では、分析・解釈対象である『東漸新誌』序文の文章を〈テキスト〉、コンピュータ用語の文字データを〈テクスト〉と区別して用いる。

¹⁵ 人文情報学研究所監修、『人文学のためのテキストデータ構築入門：TEIガイドラインに準拠した取り組みにむけて』、文学通信（2022）を特に参考にした。

¹ たとえば森鷗外主宰の『文学評論 しからみ草紙』創刊号（1889年10月）の裏表紙には『独逸文雑誌 一名 東漸新誌』第9号の広告がある。ちなみに同広告には、掲載小説『吾妻』の著者として、「（北尾次郎）」と明記されている。他方、ドイツ語オリジナルでは、Anathol Schumrich なる筆名が使われており、井戸田は Karl Adolf Florenz (1865-1939) との仮説を立てたが (Itoda, Soichiro: *Von West nach Ost. Die erste deutschsprachige Zeitschrift in Japan*. In: *OAG Notizen*, 6 (2020), S. 8-21, 特に S. 14参照)、この日本語広告から、実際の著者はむしろ北尾である可能性が高いと考えられる。

² 『官報』2090号、1890年6月19日。

³ 廣田勇、「北尾次郎の肖像 気象学の偉大な先達」、日本気象学会『天気』第57巻12号（2010年12月）、pp. 909-916。また挿絵画家としての北尾については、西脇宏・猿田量・若林一弘、「知られざる北尾次郎 物理学者・小説家・画家」、島根大学山陰地域研究総合センター『山陰地域研究』5（1989）、pp. 57-74ほか参照。

⁴ 10号までの全目次は注1の Itoda, Soichiro: *Von West nach Ost* (2020) を参照。

⁵ 広瀬毅彦「ジャポニズム作家としての北尾次郎」、『北尾次郎とジャポニズム』北尾次郎ルネサンス報告書別冊（研究代表者・西脇宏、2019）、pp. 3-20、特に p. 13に『東漸新誌』表紙についての言及がある（北尾のモノグラムほか）。ちなみに p. 21以降には北尾がドイツ留学中に描いた挿絵作品集。

Über das Vorwort „Was wir wollen?“ Die japanische Übersetzung und die Geschichte der Entstehung der ersten deutschsprachigen Zeitschrift in Japan: *Von West nach Ost*

Natsuki TSURUTA, Misa NAKAMURA, Aeka ISHIHARA*

Im Jahre 2018 wurde im Komaba-Campus an der Universität Tokio die erste deutschsprachige Zeitschrift in Japan wiederentdeckt: *Von West nach Ost* (Inventar-Nummer IV:C:397). Es handelt sich um einen 170-seitigen Sammelband (Bd. 1-10), in dem jeweils die Vorder- und Hinterseiten der Umschläge sowie die Vorsatzblätter der einzelnen Bände fehlen. Mit Ausnahme der Anzeigen auf der hinteren Umschlagsseite ist alles auf Deutsch geschrieben und in Fraktur gesetzt. Die Herausgeber, zugleich Vorstandsmitglieder des „Vereins für eine deutschsprachige Zeitschrift“, sind vier japanische Gelehrte mit guten Deutschkenntnissen: Rintaro MORI (Künstlername Ogai MORI, 1862-1922), Diro KITAO (1853-1907), Harukazu FUJIYAMA (1861-1917) und Yukichi TERADA (1853-1921). Diese vier Männer verfassten gemeinsam das Vorwort bzw. die Zielstellung der neuen Publikation unter dem Titel „Was wir wollen?“ im ersten Band (Januar 1889).

Der Originaltext ist als Digitalisat bereits seit Februar 2023 auf der Webseite der Universitätsbibliothek in Komaba (S. 1-3) abrufbar: <https://iiif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/ichiko/document/d99de8a4-5abf-92ef-8efb-6770cce89e22>. Zur Veröffentlichung in diesem digitalen Archiv werden hier das IIIF International Image Interoperability Framework (Triple-IF) und das Markup der Text Encoding Initiative (TEI) verwendet. (URL: <https://utda.github.io/ogai/text/vorwort>). Der Originaltext ist hier transkribiert, wobei Passagen mit heute nicht mehr gebräuchlichen Wendungen entsprechend kommentiert werden.

Der Text selbst ist hochinteressant, weil der Leser darin den damaligen Gebrauch der deutschen Sprache und ihre Rezeption in Japan erkennen kann. Aber ihn zu lesen ist ziemlich schwer: Dazu tragen seinerzeit übliche, aber heute nicht mehr verwendete Ausdrücke sowie grammatische Fehler und falsche Interpunktion bei. Darüber hinaus bemühten sich die Herausgeber, stolz auf ihre deutschen Fremdsprachenkenntnisse, um einen gehobenen Stil, mit dem Ergebnis, dass viele Sätze sehr kompliziert und lang

geworden sind. „Was wir wollen?“ spiegelt den damaligen Zeitgeist in Japan – nicht nur im literarisch-wissenschaftlichen, sondern auch politisch-diplomatischen Sinne – wider. Am Ende dieses Berichts befindet sich die erste japanische Übersetzung des gesamten Textes. Um diese inhaltlich besser zu verstehen, wurden notwendige Kommentare hinzugefügt.

III 書 評

Book Review

書評

Kreutzmann, Marko: Die höheren Beamten des Deutschen Zollvereins. Eine bürokratische Funktionseelite zwischen einzelstaatlichen Interessen und zwischenstaatlicher Integration (1834-1871)
 (= Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften; Bd. 86), Göttingen 2012.

峯 沙智也

はじめに

1834年に成立したドイツ関税同盟は19世紀のドイツ地域の経済に多大な影響を与えただけでなく、ドイツの政治状況と結び付けられて当時から議論の対象となった経済的な機構であった。20世紀の後半には、関税同盟を通じた経済統合から政治統合への移行は、ヨーロッパの歴史において前例のない経済統合の例として評価されたこともあった。そして、しばしば20世紀のヨーロッパ統合とのアナロジーから、日本では19世紀ドイツ経済史の分野において1970年代から90年代頃にかけて研究が盛んに行われたが、近年は研究関心が薄れている¹。

本書評論文では、Kreutzmann, Marko: Die höheren Beamten des Deutschen Zollvereins. Eine bürokratische Funktionseelite zwischen einzelstaatlichen Interessen und zwischenstaatlicher Integration (1834-1871) (以下、「同書」と略記)を取り上げ、同書が持つドイツ関税同盟にとどまらない、ドイツ近現代史における政治や経済に対する重要な示唆を紹介したい²。同書は、Fritz Thyssen財団から支援を得てハンス＝ヴェルナー・ハーン³と共同で取り組んだプロジェクト「ドイツ関税同盟の上級官僚 (1834-1871) 個別邦とネーションの間の機能エリートの社会的プロフィール、キャリアモデル、政治的かつ文化的な自己認識 (Die höheren Beamten des Deutschen Zollvereins (1834-1871) Soziales Profil, Karrieremuster und politisch-kulturelles Selbstverständnis einer neuen Funktionseelite zwischen Einzelstaat und Nation)」の成果である。同書に加え、ハーンとクロイツマンによる編著も2012年に出版され⁴、2010年1月にはイェナ大学での研究大会が開催されている⁵。また、バイエルン学術アカデミーの機関誌には、クロイツマンによる同書の紹介文が掲載されている⁶。同書は2012年には自由主義に関する優れた研究

に与えられる学術賞Wolf-Erich-Kellner-Preisを受賞するなどドイツ国内で高い評価を得ているが、日本語ではその議論の内容は十分には紹介されていない。本書評では、まず1.同書の概要をまとめ、次に2.では研究史における位置付けを整理し、ドイツ関税同盟研究にとどまらない同書の提示する視点や新しい研究の可能性を指摘したい。

1. 概要紹介

同書は関税同盟の機能エリートとして活動した官僚たちのネットワークやアイデンティティ形成を実証的に明らかにした著作である。ドイツ関税同盟には中央執行機関や専属の官僚は存在せず、さらに、ドイツ関税同盟は独自の雇用制度や給与体系を持たなかった。関税同盟官僚とは、直接関税同盟に雇用されたのではなく、関税同盟の加盟邦 (以下、「加盟邦」と略記) の関連省庁に登用され、関税同盟のための任務を与えられた官僚である。同書は、こうした官僚の個々人に焦点をあて、彼らの職業上の活動と個人的な交流や価値観や認識に迫っている。

以下、同書の構成に従い、その内容を紹介する。第I章では、同書の問題設定と方法が示され、研究蓄積、史料状況が整理されている。同書は同官僚のネットワークを分析の対象とし、官僚の交友関係、コミュニケーションを通じた言説の共有、そして彼らのアイデンティティ形成やネーション理解を問うことが課題として設定している。分析方法としては、一つの方法論に依拠するわけではなく、新しい文化史 (政治文化史) など多様な視座を取り入れ、関税同盟官僚の認識や思考様式に迫ることが目指されている (23頁)。

同書の実証性の高さは、まず分析対象とした史料の網羅性と広範さからうかがえる。プロイセン枢密文書館など全

10館の文書館から19世紀ドイツ諸邦の内務省、財務省、通商省などの史料を収集している。さらに、当時のビラや冊子、覚書、そして新聞や雑誌、議事録などの膨大な量の史料を分析している(371-376頁)。同書の巻末には、ドイツ各地の文書館の史料を基に、244名の関税同盟官僚の詳細なプロフィールが整理されており(238-341頁)、実証的な同書の研究を支える詳細な史料群の存在がうかがえる。

実証的な分析は、第II章と第III章で展開されている。第II章では、19世紀初頭から1834年のドイツ関税同盟成立までの時期におけるドイツ諸邦政府の動向と、財務および通商関係の任務に当たった官僚に焦点が当てられる。II-2では、プロイセン、バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク、バーデン、ヘッセン＝ダルムシュタット、ヘッセン＝カッセル、ナッサウ、そしてテューリンゲン諸邦を対象に関税同盟官僚244名の出自や経歴、赴任地の変遷が分析される。ここでは、関税同盟官僚を、地位が高い順に(i) 総会全権代表、(ii) 関税同盟全権代表、(iii) 検査官という3カテゴリーに分け、それぞれの職務上の義務と活動の内容が描かれる。総会全権代表とは、関税同盟の総会に出身邦から派遣された全権代表のことである。総会とは概ね2年ごとに不定期で開催された関税同盟の重要事項が話し合われた会議であり、全会一致の原則で決議が採択された。総会での決定は加盟邦全体に対して効力を有したため、事実上関税同盟の立法機関とみなされていた。関税同盟全権代表とは出身邦から別の加盟邦の税関の本部に派遣された官僚である。彼らの下で、第三国の加盟邦から派遣されてきた検査官が部下として税関支所で業務にあたり、定期的に業務の連携を行った。例えばバイエルンの税関の総本部に派遣されてきたプロイセンの関税同盟全権代表の下でザクセンの検査官が職務に当たることになったのである。同書によると、関税同盟全権代表の多くは一旦他の加盟邦に派遣されると、長期間にわたり継続して出向する傾向があった(44頁)⁷。途中で配置換えがあった場合でも、再び元の出向先の加盟邦に派遣されることが多く、人的な繋がりが形成される条件が整っていたのである。さらに、キャリアの大半を関税同盟全権代表として職務にあたることで、専門知や実践知を蓄積することが可能になったのであった。

II-3では、関税同盟官僚の出自を分析することで、同官僚を社会階層やその動態の中に位置付けている。例えば、関税同盟官僚として比較的若い時期に着任することが多かった検査官に関しては、「[ドイツ関税同盟の] 共通の利益のために職務上の最善を尽くす」という規定に基づき、登用された邦の利害ではなく、ドイツ関税同盟全体の利益のために職務にあたることを求められた⁸。市民層出身の官僚が長年関税同盟に関わる経歴を積むことで専門知を備え、上位の職につくことができたのである。

同書の主色たる分析が、II-4で展開される関税同盟官僚の人的ネットワークに関するものである。同書は、プロイセンやバイエルン、ヘッセン諸邦やテューリンゲン諸邦の官僚の血縁関係や、勤務地や職務上の交流を、関税同盟が成立する以前の19世紀初頭からの官僚制の展開の中に位置付けつつ詳細に描いている。官僚のネットワークはプロイセンの官僚を中心に形成され、経済政策の方針が異なるバイエルンなどの他の加盟邦の官僚とも深いつながりが形成されたのであった。クロイツマンによれば、こうした人的な繋がりはすべての加盟邦において形成されたわけではなく、特定の官僚の間にのみ当てはまる事例である(82頁)。

第III章は、III-1. ドイツ関税同盟官僚の義務、III-2. 関税同盟の危機における官僚の役割、III-3. ネイション形成における役割に関する分析で構成され、関税同盟官僚が個々の諸邦の利害を超えてドイツ関税同盟全体、さらにはドイツ全体の利害を代表した議論を展開するようになる様子が描かれている。

III-1では、プロイセン枢密文書館をはじめとした文書館の史料を用い、関税同盟加盟邦の財務省などでドイツ関税同盟官僚に対して適用された義務や規則に焦点を当てつつ、関税同盟官僚に与えられた裁量の余地を分析している。そして、特に興味深い点は、ドイツ関税同盟官僚がドイツ関税同盟の組織改革案を作成したこともあったという指摘である。クロイツマンによると、プロイセン以外の加盟邦出身の官僚からも関税同盟の中央機関の創設が提案されたのであった。こうした構想はII-4で描かれたような官僚のネットワークを通して、他の官僚の関税同盟認識に影響を与えることがあった。例えば、関税同盟官僚ビアザックの構想は冊子の形で出版されている。クロイツマンは、こうした改革案と、それに対する批判的な意見がプロイセン内部で形成されていたと指摘している(147頁)。同書からプロイセン政府内部や言論空間において、官僚が提示したドイツ関税同盟の改革案が一定の存在感を有していたことがうかがえる。

続くIII-2では、ドイツ関税同盟条約の更新期に生じた関税同盟の危機(Zollvereinskrise)における関税同盟官僚の役割が描かれている。関税同盟の危機とは、年限が定められていたドイツ関税同盟条約の更新をめぐる加盟邦の間で生じた対立のことである。同書は、第一回(1841年)、第二回(1853年)、第三回(1865年)の関税同盟条約の更新期に焦点を当て、関税同盟に関する業務で官僚たちが得た知見や専門知、利害認識、そして他邦への信頼は、条約更新をめぐる加盟邦の間の激しい政治的な対立を緩和することに寄与したことを明らかにしている。

III-3では、19世紀ドイツにおけるネイション形成やナショナリズムの展開における関税同盟官僚の動向が扱われる⁹。クロイツマンは関税同盟官僚が作成した覚書や、友人

や家族に宛てた手紙を分析し、決して関税同盟官僚は小ドイツ・ナショナリズムに基づいて行動していたわけではないことを明らかにしている。1858年以降のプロイセンにおけるいわゆる「新時代 (Neue Ära)」には、特にドイツ国民協会の活動に影響を受け、ドイツ関税同盟はネイションの一体性と関連付けて議論されることが増えた。しかし、関税同盟官僚の多くは、ナショナリズムに基づいたブロックを形成する保護主義から脱却することを支持し、1860年代になるとフランスとの通商条約の締結に通商政策の専門性の観点から賛同するようになった¹⁰。1868年にはドイツ関税同盟に関税議会が設置された。関税同盟官僚の中には関税議会の議員となったものもいた。しかし、統一国家像をめぐる議論においては、関税同盟とドイツ・ネイションの関係については、各議員の間では統一の言説が形成されたわけではなく、性急な国家形成を求める声は比較的乏しかった。むしろ、同書は専門知を用いて通商政策を担う中で、一部の官僚が強いネイションへの帰属意識を持つようになった過程を明らかにしているのである。

2. 同書の位置付け

クロイツマンの研究は確かに関税同盟官僚に概ね対象を絞った研究であるが、多岐にわたる研究分野に対して大きな示唆を有している。本書評では、2 - i : 19世紀ドイツを対象としたアイデンティティ研究、2 - ii : 歴史学におけるナショナリズムの描き方、2 - iii : ドイツ帝国成立史におけるドイツ関税同盟というそれぞれの研究群における同書の位置付けと同書が与えた示唆、そして同書の後の研究の展望を検討したい。

2 - i : 19世紀ドイツを対象としたアイデンティティ研究

19世紀ドイツを対象としたアイデンティティ研究は、個人が持つアイデンティティの多元性や状況依存性を描いてきた。地域と上位の枠組みとしてのドイツやドイツ・ネイションの複層性を指摘する研究はナショナリズム研究にも重要な示唆を与えてきた。地域とドイツ・ネイションという二つの階層のアイデンティティが共存することが可能であることを示した研究に、例えば、アビゲイル・グリーンンの著作『祖国 (Fatherlands)』がある。この著作は、記念碑や博物館、祭典などに着目することで、Fatherlandsと複数形で表記されたタイトルがまさに示すように、ザクセン王国やヴェルテンベルク王国、ハノーファー王国で、ドイツ・ネイションの一員としての意識と、故郷である邦への帰属意識が階層を成して併存していたことや、ドイツ帝国成立後には、後者の地域への帰属意識が強まったことを指摘している¹¹。また、セリア・アップルゲイトは、Heimat (故郷) 概念に着目し、文化的に多様な故郷の集まりとし

てネイションが想像される様子を描いた¹²。アップルゲイトの著作も決してドイツ・ネイションとして一枚岩にはならない19世紀ドイツのアイデンティティや帰属意識の歴史を描いている。本書評で取り上げるクロイツマンの著作は比較的少数のエリート集団である官僚を分析対象に、関税同盟官僚たちがドイツ・ネイションと出身邦という軸に加え、官僚あるいは関税同盟官僚という集団意識を抱いていたことを指摘し、アイデンティティの複層性を描いていると位置付けることができるだろう。同書はドイツの各邦に雇用された官僚でありながら、ドイツ関税同盟に奉職することで、赴任先での職務や他邦出身の官僚との交流の中で、出身邦の境界を超えた集団意識が芽生え、ドイツ全体を射程に入れた利害認識が形成される過程を描いている。いわばベネディクト・アンダーソンが著書『想像の共同体』において、官僚たちが出身地から他の州を順に赴任するという「世俗の巡礼」として描いたように、関税同盟官僚もドイツ各地に赴任することでネイション意識やアイデンティティを抱くようになったのである。ただし、ここで重要な点は、同書が描いた官僚たちのアイデンティティとネイションの枠組みは必ずしも一致しないということである。関税や通商の専門家としての集団意識も、関税同盟官僚たちの出身邦を超えた次元でのアイデンティティの一つとなっていた。専門家としての意識が、ネイション意識とは別の枠組みとして関税同盟官僚の認識や行動に影響を与えていたという同書の指摘は、アイデンティティの側面からドイツナショナリズムを考える上で重要な視座を提示しているだろう。

2 - ii : 歴史学におけるナショナリズムの描き方

ナショナリズムと関税同盟官僚の関係について、同書はIII-3で具体的な分析を行っている。同書のナショナリズム研究に対する貢献は、ドイツ関税同盟官僚全体におけるネイション理解の多様性の分析にある。具体的には、同書は、関税同盟官僚たちは決して小ドイツ的なネイションを共有したわけではなく、ナショナリズムを自身の絶対的な行動の基軸とはせず、関税および通商政策の専門家としての活動を行なったことを描いていた点にある。たしかに、また、1848年革命期や1850年代から60年代初めにかけて、ドイツ関税同盟は小ドイツ・ナショナリズムの担い手と理解され、ドイツの統一国家の成立を求める声がより一層声高に提示され、ドイツ関税同盟の存続を重視する言説が広まった。しかし、関税同盟官僚の多くは、ネイションの統一のためではなく、経済的な知見に基づき、ドイツ関税同盟の存続を重視した。ドイツ関税同盟の存続と国家統一は重なる部分も多いが、目指す将来像や根拠が僅かに異なるのであり、その差異は無視することはできない。同書が描いたのは、多様なネイション理解を共有し、時にはネイ

ションよりも専門知や実務上の原理を優先させて行動する関税同盟官僚の動向である。こうした分析は、行動指針の一つとして、ネイション意識が状況に応じて優先順位を下げるという現象を示しているのではないか。同書の議論はドイツ帝国成立以前のドイツ・ナショナリズムの作用および文脈依存性について重要な示唆をもたらしているだろう。

ネイション形成のプロセスの中に関税同盟官僚の動向を位置付けた際に、同書からは明確に読み取ることが困難なことは、関税同盟官僚自身のネイション理解についての立場表明が、どのように外部すなわち言論空間に発信され、そして受容されたのかということである。クロイツマン自身も、同官僚のネイションをめぐる言説は、ほとんど実質的な影響を及ぼしていないとさえ述べている(234頁)。しかし、彼らが提示した関税や通商政策に関する議論自体は関税同盟官僚だけの間で閲覧されたわけでもなければ、喚起された議論や論争が関税同盟官僚の間に限定されたわけでもない。関税同盟官僚の言説が有力説として同時代の議論に浸透しなかったとしても、ドイツ関税同盟や経済政策が議論可能な対象として認識されたことの意味を問うことが必要であろう。特に、連邦主義や議会主義の具体的なあり方について実務官僚の立場から提言を行ったことが同時代の言説形成にどのような影響を与えたのか問うことも今後求められるだろう¹³。

2 - iii : ドイツ帝国成立史におけるドイツ関税同盟

最後にドイツ帝国成立史の研究の中に同書をどのように位置付けることができるのか検討したい。従来の研究でも、プロイセンがドイツ諸邦との駆け引きにおいてドイツ関税同盟の維持を重視していたことは知られている。ただし、かつてヘルムート・ベームが提示した解釈、すなわちプロイセンが一貫した小ドイツ的な目標のもとドイツ関税同盟政策の舵取りを行なったというドイツ関税政策の理解はこれまでに多くの研究で修正されてきた¹⁴。確かに小ドイツ主義的なプロイセンの歴史観を相対化することは依然として必要である。ただし、同書の分析を踏まえると、官僚とのネットワークがプロイセン官僚を中心に形成されていたことから、やはり実務におけるプロイセンの影響力の大きさが改めて明らかになったと言えるだろう。また、経済史や財政史の研究においても、プロイセンが関税収入の分配においても加盟邦の中小諸邦に配慮した措置をとっていたことが知られていた。具体的にはドイツ関税同盟、すなわち加盟邦と対外諸国の交易の際に生じた関税収入を概ね人口比に応じて加盟邦に分配するというものであった。この措置により輸出入が乏しい中小邦も関税同盟に加盟していることで一定の歳入を見込むことができた。実際に、中小邦の関税収入は関税同盟が成立した後は増加傾向

にある。さらに事務および行政、財政的な負担多くをプロイセンが担ったにもかかわらず、自らの関税収入を低くすることで、中小邦の関税収入を増加させたのであった。このように関税同盟を通じた域内経済の発展というよりも、関税収入の安定および増加が中小邦にとっては魅力的であり、それゆえに歳入に対する関税収入の依存度が高まっていた¹⁵。こうした従来の研究の知見に加える形で、同書はプロイセン官僚を中心に官僚のネットワークが形成されていたことを明らかにしている。私的な交友関係や勤務地での交流に着目することで同書はドイツ帝国成立までの歴史において、プロイセンが他邦に及ぼした影響力の大きさを再確認している。

さらに、クロイツマンの研究により、ドイツ帝国成立以前のドイツ関税同盟を扱う際の視野が拡大された。すなわち、ドイツ関税同盟が経済的な結びつきやネイションの形成という側面で小ドイツ的な統一国家の先駆けとなったか否かを論じる研究や、同時代のナショナリストの言説におけるドイツ関税同盟の表象を扱う研究から、経済統合に関わる知的エリート層の認識や価値観に焦点をあて、ドイツ関税同盟自体を対象とした同時代の議論の影響を検討する研究へと視点が広げられたのである。これによりドイツ関税同盟の改革をめぐる議論に着目することで、イギリスやフランスからの立憲主義や議会制に関する思想が受容され、知的エリートによってドイツに合わせて新たに発展される過程を描く研究の可能性が示唆された。クロイツマンの著作は、関税同盟官僚に関する実証的な研究を通して、ドイツ帝国成立期の政治や思想に対するドイツ関税同盟の位置付けを再検討するものである。同書の画期性はドイツ関税同盟の研究にとどまらず、19世紀ドイツの政治や思想の展開を捉える新しい視点を提示していると言える。

¹ 諸田實(他編)『ドイツ経済の歴史的空間 関税同盟・ライヒ・ブント』昭和堂、1994年。同書は故松田智雄東京大学経済学部教授の下で学んだ研究者を中心に執筆されている。「まえがき」を執筆した渡辺尚はドイツの経済史家ヴォルフラム・フィッシャーが、21世紀のヨーロッパ統合と19世紀のドイツ関税同盟の相似を強調することを厳しく戒めたことを紹介しつつも、渡辺自身はドイツ関税同盟とEECの相似性は強まっていると論じている。

² 同書には既に次の論文の中で紹介されている。鳩澤歩「ドイツ関税同盟に関する経済史研究の現況」『大阪大学経済学』64巻2号、2014年、197-207頁、特に198-199、203頁。

³ ハンス＝ヴェルナー・ハーン(Hans-Werner Hahn) イェナ大学名誉教授は近代ドイツの経済に関する研究の大家である。1984年には、ドイツ関税同盟成立150年に合わせて、ドイツ関税同盟の歴史を経済史としてだけでなく、政治的な側面との関係の中で描いた著作を発表している。Hahn, Hans-Werner: *Geschichte des Deutschen Zollvereins*, Göttingen 1984.

⁴ Hahn, Hans-Werner; Kreutzmann, Marko (Hg.): *Der Deutsche Zollverein. Ökonomie und Nation im 19. Jahrhundert*, Köln 2012.

⁵ 同研究大会の開催報告は HSozKult に掲載されている。https://www.hsozkult.de/conferencereport/id/fdkn-121641 (最終閲覧日: 2023年11月27日)

⁶ Kreutzmann, Marko: Die höheren Beamten des Deutschen Zollvereins. Soziales Profil, Karrierewege und politisch-kulturelle Denk- und Handlungsmuster einer bürokratischen Funktionseleite zwischen einzelstaatlichen Interessen und zwischenstaatlicher Integration in den Jahren 1834 bis 1871, in: Akademie Aktuell. Zeitschrift der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Heft 3 (2011), S. 40–41.

Online unter: https://badw.de/fileadmin/pub/akademieAktuell/2011/38/00_aa_2011_03_gesamt.pdf (最終閲覧日: 2023年11月27日)

⁷ クロイツマンが挙げる例では、クア＝ヘッセン出身の関税同盟全権代表がプロイセン領のヴェストファーレンのミュンスター市で、1832年から1865年の33年間にわたって派遣され続けた。また、継続して関税同盟全権代表として20年以上におよび職務にあたる例も多かった。

⁸ ドイツ関税同盟に関わった官僚に対して適用された規定について、次の史料がある。Verträge und Verhandlungen über die Bildung und Ausführung des deutschen Zoll- und Handelsvereins, unter Aufsicht des Central-Büreaus des Zollvereins nach amtlichen Schriftstücken gedruckt, Bd.1, Berlin 1845, S. 274-275.

⁹ ネイション形成のプロセスにおける関税同盟官僚の動向に関して、クロイツマンは Historische Zeitschrift にも次のような論文を掲載している。Kreutzmann, Marko: Bürokratische Funktionseleiten und politische Integration im Deutschen Zollverein (1834–1871), in: Historische Zeitschrift 288/3, 2009, S. 613–645.

¹⁰ ドイツとアメリカの比較史研究を行ったアンドレアス・エトゲス (Andreas Etges) は19世紀初頭から20世紀初頭までの保護関税政策とナショナリズムの結託を「経済ナショナリズム (Wirtschaftsnationalismus)」と呼んでいる。Etges, Andreas: Wirtschaftsnationalismus, USA und Deutschland im Vergleich (1815-1914), Frankfurt am Main 1999. 1840年代、特に1848年革命前夜における経済および通商政策に関する下からの改革要求の一つの核は、イギリスなどの海外の安い製品からの自邦の産業の保護であったことを指摘している。

¹¹ Green, Abigail: Fatherlands, State-building and nationhood in nineteenth-century Germany, Cambridge 2001.

¹² Applegate, Celia: A Nation of Provincials. The German Idea of Heimat, Los Angeles 1990.

¹³ ドイツ関税同盟の研究動向を紹介した鳩澤歩は、兩名の研究者の指摘、すなわちドイツ関税同盟を、第一に「ドイツ各邦間の調整と統合に果たした機能の面から探る」という関心と、第二に「経済発展のみならず連邦主義や議会主義、さらにはナショナリズムとネーションビルディングにドイツ関税同盟が従来精査されてこなかったいかなる役目を果たしたか」検討する問題関心からドイツ関税同盟を研究するという視角が登場していると紹介している。引用箇所は、鳩澤氏の論文 (註2) 198頁から。また、クロイツマンとハーンの指摘は、次の箇所に掲載されている。Hahn, Hans-Werner; Kreutzmann, Marko (Hg.): Der Deutsche Zollverein. Ökonomie und Nation im 19. Jahrhundert, Köln 2012, S. 1-5. 特に、S.3。

¹⁴ Böhme, Helmut: Deutschlands Weg zur Großmacht. Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründungszeit 1848–1881, Köln 1966. ベーメのプロイセンの関税同盟政策の理解を批判した著作は多数あるが、ハーンの著作 (註3) は関税同盟が決してプロイセン官僚の設計した通りに形成されたわけではないことを明らかにしている。特にハーンは中小邦も関税同盟の維持に対して積極的であったことを指摘している。

¹⁵ 1820年頃から1850年代までに国家の歳入のうち関税収入が占める割合はバイエルン、バーデン、ナッサウにおいて次のように変化している。バイエルンでは8.1% (1819年) から15.8% (1949年)、バーデンでは9.4% (1820年) から19.6% (1850年)、ナッサウでは12.1% (1833年) から22.1% (1849年) に増加している。バイエルンとバーデン: Fischer, Wolfram; Krengel, Jochen: Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch, Bd. 1: Materialien zur Statistik des Deutschen Bundes 1815 - 1870, München 1982, S. 201. ナッサウ: Hahn, Hans-Werner: Wirtschaftliche Integration im 19. Jahrhundert, Die Hessischen Staaten und der Deutsche Zollverein, Göttingen 1982, S. 325.

Ⅳ 『移民のヨーロッパ史

ドイツ・オーストリア・スイス』書評会

Symposium und Buchpräsentation „Enzyklopädie Migration in Europa: Vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart”

開会挨拶：川喜田敦子（東京大学大学院総合文化研究科 教授）

第一部 コメント

衣笠 太朗（神戸大学大学院国際文化学研究所 講師）

北岡 志織（大阪大学大学院人文学研究科 講師）

清水 謙（立教大学法学部政治学科 兼任講師）

第二部 リプライ&ディスカッション

東風谷太一（一橋大学社会科学古典資料センター 助教）

前田 直子（獨協大学大学院外国語学研究所 博士後期課程修了）

藤井 欣子（東京外国語大学世界言語社会教育センター 特任助教）

鈴木 珠美（東京外国語大学海外事情研究所 特別研究員）

穂山 洋子（同志社大学グローバル地域文化学部 准教授）

閉会挨拶：石田勇治（東京大学大学院総合文化研究科 教授）

司会：川喜田敦子

本シンポジウムは、『移民のヨーロッパ史 ドイツ・オーストリア・スイス』（東京外国語大学出版会、2021年）の刊行を記念して、2022年9月23日にオンラインにて、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター（DESK）の主催、東京大学グローバル地域研究機構（IAGS）の共催で開催された。

『移民のヨーロッパ史 ドイツ・オーストリア・スイス』 書評会

開会挨拶

今日は、『移民のヨーロッパ史』というタイトルで2021年に翻訳出版された書籍の書評会を企画いたしました。この本が対象とする「人の移動」というテーマは、以前から、研究上の、そして一般の関心を引いてきたテーマですが、近年、「人の移動」ということをことさらに意識せざるをえない出来事が続いたように思われます。

たとえば、2015年以降のヨーロッパのいわゆる「難民危機」を受けて、難民の受入れが世界的な喫緊の課題として存在すること、その対応という面で日本が大きく立ち遅れていることが強く意識されるようになりました。移民・難民の受入れという課題が全体として意識されるなかで、国内における外国人の扱いが、技能実習生の問題や、入管における人権侵害などを焦点として批判的に顧みられるようにもなってきております。

新型コロナウイルス感染症の影響もまた、「人の移動」に対する関心を高めました。それまで当然であった国際的な移動が——それどころか国内の移動でさえ——大きな制約を受けるといった状況が全世界的に生まれたことが、歴史的に連続と続いてきた「人の移動」という現象を改めて考えようとする動きを呼び起こしましたし、入国制限をめぐる議論は、国家による出入国管理、そしてその根幹にある近代国家における国籍者と非国籍者のあいだの線引き、その正当性と不当性という問題を、われわれに否が応でも意識させずにはおかないものでした。

さらに、今年2月のロシアによるウクライナ侵攻、それによって生み出される大量のウクライナ難民と、彼らの受入れをめぐる全世界的な議論は、難民受入れの実績において大きく立ち遅れる日本にあってすら、これまでにない規模で受入れの体制を整えようとする動きにつながりました。もっとも、それが国境を超えた「人の移動」をめぐる体制をどこまで恒久的に変えるものになるかについては、見えてこないという状況でもあります。

今日は、こうした近年の動きを念頭に、『移民のヨーロッパ史』という本を中心に置きながら、「人の移動」という問題について、歴史と現在を接続させながら考えていこうという企画です。本書評会を主催する東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターは、ドイツ学術交流会（DAAD）

の支援を受けて運営されているドイツ研究センターです。『移民のヨーロッパ史』は、副題に「ドイツ・オーストリア・スイス」とあるように、ヨーロッパのなかでもとくにドイツ語圏の「人の移動」に焦点を合わせており、それが、本センターでぜひこの本を取り上げて議論してみたいと考えた理由です。

さらに申し上げるならば、『移民のヨーロッパ史』は増谷英樹先生が中心になって翻訳・編集を進められた書籍ですが、駒場のとくにドイツ現代史の人脈は「オルタナティブ研究会」という研究会を通して増谷先生とご一緒に議論する機会を何年も前から継続的にもってまいりました。『移民のヨーロッパ史』の翻訳・出版には、増谷先生のほかにも、東京大学駒場キャンパス、とくに本センターと関わり深い方が何人か関わられたことも、この書籍を書評会の対象に選んだ理由のひとつです。

今日の書評会の評者としては、ドイツ・ポーランド史から衣笠太郎さん、ドイツの演劇学がご専門でとくに難民の表象を研究されている北岡志織さん、スウェーデン政治外交史がご専門で移民の問題にも詳しい清水謙さんのお三方をお呼びしました。このお三方はいずれも、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターが運営する教育プログラム——修士課程「欧州研究プログラム」と博士課程「日独共同大学院プログラム」——を履修された方々です。今日は、若手の研究者からの鋭い問題提起を聞くことができるものと期待し、皆さまとともに、しばし楽しい思考と議論の時間をもつことができればと願っております。

* * * * *

中東欧の境界地域の視点から

衣笠太郎

(神戸大学大学院国際文化学研究所)

ここでは『移民のヨーロッパ史』について、中東欧史を専門とする筆者の視点と関心からコメントをしたい。最初に本書の全体像から述べると、これはもともと事典であり、その意味で事実説明的な記述が基本となっている。「移民」という現象に広く光を当て、それを全ヨーロッパ規模で簡潔・概略的に記述しようとする試みである。その

中で主に中欧＝ドイツ語圏に絞った訳出がなされ、問題とする領域を明確化させている。また各章の末尾に配置された「訳者解説」とコラムが事典的・説明的な叙述から外れた面白さを提供してくれている（これを順に並べると以下のようになる：東風谷太一「用語解説」、東風谷太一「ドイツ語圏における移民史研究の歴史」、前田直子「ドイツはなぜ難民を受け入れたのか」、増谷英樹「現代オーストリアの移民・難民問題と国民意識」、穠山洋子「外国人受け入れに揺らぐ永世中立国」、増谷英樹「南ティロール旅行記」）。こうした翻訳版作成にあたってのローカライズと訳者諸氏の多大なる努力に敬意を払いたい。

本書を開いてまず驚かされるのが、「移動する人々」の多様性についての明快な整理である。近世から現代までの移民は多様であるが、動機付け、距離、方向性、滞在期間、社会経済的空間、経済セクターで分類・整理されている。特に50頁の表序1「移民の類型」は今後の移民研究において重宝するものとなるであろう。序章では移民研究の伝統的方法論への疑義についても言及されており、旧来型の手法だけでは不十分なことが示される。「(一般的な概念としての移民は) 移民という行為を、一度きりの、単一の目的地へと向かう移動として単純に捉え、送り出し国においては不十分と感ぜられた生活条件(「押し出し要因」)が、受け入れ国への到着によって改善される(「引き付け要因」とみなす思考モデルである」(31頁)。こうした単純な図式に対して、本書では「行為理論的もしくはプロセス重視的な方法」(32頁)が基礎に据えられているのだという。こうした方法論的な基盤のうえに本書は執筆されていると言えるが、以下では第1章以降の内容を章区分にこだわらず横断的に紹介しながら、筆者が興味を抱いた論点に絞ってコメントをしていきたい。

ドイツとオーストリアに関して興味深いのは、近世・近代における移民(特に海外移民)の送出国から、第二次世界大戦後の受入国へと変貌したことが叙述されている点だろう。例えばドイツにおいては1960年代以降の西ドイツでの労働移民(ガストアルバイター)の大量移住があり、オーストリアでも1960年代以降、東側からの政治難民や労働移民が到来したのである。こうした人々の到来と定住は、彼らの社会統合の複雑さや困難さと表裏一体の出来事だ。特にオーストリアでは、コネのある「身内」が就職や出世で有利になる仕組みがあったために、移民は社会経済的に疎外されがちという問題もあった。

移民という事象を理解するためには、移民自身の希望と現実および受入側の対応を考慮に入れる必要がある。移民たちは、新しい生活と仕事、社会的・経済的上昇の夢という新天地への希望を抱いて居住地から出発したことだろう。基本的に、第二次世界大戦後の中欧では労働移民として一時的な受入のみが容認されてきた。彼らは非熟練/低

熟練で低賃金の労働への従事を余儀なくされ、「景気の調整弁」として景気が下向いて労働需要が低下すると容易に解雇された。こうした受け入れ国側の社会的・経済的な事情もあり、外国人労働者は社会的・職業的に下層に置かれることとなった。

他方でこうした外国人移民に対しては、受け入れ国内で拒否感が広まることも少なくない。具体的な事例としてスイスでの反イタリア系・バルカン系移民への様々な反応、オーストリアでの反移民＝難民の動きが挙げられている。こうした移民排斥やゼノフォビアの動きに関連して、近年の中東欧では「民族自然権」という概念が注目を集めていると中澤達哉は指摘する。民族自然権とは元来はハプスブルク帝国の知識人L・シトゥールが1845年頃に提唱したものであり、彼によれば諸「民族」はそれぞれ人格権、生存権、言語権、教育・文化権、居住権の擁護などの基本的な権利を集団として保持すると主張された。重要なことは、2015年の欧州難民危機に際して再発動されたという事実である。スロヴァキアでは、政治家から以下のような発言が発せられたことはそれを象徴している。「もし独立国に自然権というものが存在するのなら、それは、誰がその国にきて生活できるのか、それを決定する権利のことである」(R・スリーク)。「いかなる人も、客を家にいれるかどうかを決定する自由権をもつ。スロヴァキア民族もまた、ムスリムの移民たちをわれらの領土に入れたくないと主張する自然権を有するのだ」(R・シヴェツ)。受け入れ国では、「民族」をひとつの単位としてその権利を要求し、それによって移民・難民を排除しようという動きがみられるのである。

関連して、19世紀末頃から、移民にとってもナショナル・アイデンティティが重要となってくるという点は本書における重要な指摘だろう。この時期からすでに、受け入れ国の社会において民族文化的、「人種的」、「国民的」な区分が様々な場面で採用されるようになり、移民に対しても排除と包摂の機能を果たすようになる。「ナショナルな成員」であるかどうかということは国民国家における平等性を担保する主要な要素となるのである。とはいえ、こうしたナショナル・アイデンティティやエスニシティに関しては、それを無批判に受け止めてしまうことは避けるべきであろう。本書にも、そうした集団概念の導入により「当該の集団が硬直的に映り、偏見が固定化されてしまう一方で…同化のプロセスが視野の外にこぼれ落ちてしまう」(74頁)という批判があり、「〇〇系」のように一括りにされがちな集団が同質性を持っているように考えるのは人文社会科学においては典型的な誤謬であるとみなされる。主観的な集団的アイデンティティは出生地や出自にかかわらず個人それぞれで異なっていると言え、それを単一の集団の思考や感情としてしまうのは安易である。

さらなる論点としては移動する人々と境界領域との関連がある。ここではそれに関して井上暁子の議論を援用するが、ポーランドの文学研究者チャプリンスキは現代世界の移動のタイプには①間借り人 *lokakizator* ②特定の場所のみに居住を許された人 *zlokalizowani* (=移住を強制された空間の囚人) の二種類がいるとしている。両者の最大の差異は、原住地から移住先への移動に際して①は安全で快適な旅を享受するのに対して、②は非常に危険で複雑で金のかかる旅を冒す必要があるという点である。移住という事象には、移動の時点からすでに国外の空間へのアクセスや情報の面で大きな不平等が横たわっているということである。ここでの井上による議論の主眼は「ドイツ＝ポーランド国境地帯の文学」という移動文学である。その文学的実践を行う作家たちは自らを「移民」「難民」「亡命者」ではなく、世界を舞台に空間を自由に移動する(文化や言語の入り混じる)「雑種性」を有する主体として理解し、移動や境界変動の中でのアイデンティティと記憶の変容と向き合い続けている。こうした取り組みは移民を新しい枠組みへと誘う一つの手がかりとなるかもしれない。

最後にもう一つ指摘しておきたいのは国境変動地域という観点である。「境界変動地域」というのは山口博史の提唱する概念であるが、これには移動を伴わずとも境界(国境、行政的境界)の変動によって特定の地域や住民の立場からはアイデンティティや地域生活に影響が及ぼされるような事象が念頭に置かれている。境界変動は何も稀で特殊な出来事ではなく、国際機構の変容、国家の解体、地方分権の再編など歴史的にも現代でもありふれた出来事である。山口は、域内定住者であっても、「境界変動がもたらす越境」も人の移動に関する研究の範疇に含めるべきではないかと提唱している。

全体を踏まえて、討論に向けて意見と質問をいくつか投げかけたい。第一に、前近代の移民と近代の移民の差異である。とりわけ19世紀後半以降にナショナリズムが台頭していく過程で移民・難民に対しては異質な他者というカテゴリーがなされるようになった。現代の民主主義を基調とした社会においては、こうした立場を乗り越えてゼノフォビアとポピュリズムの台頭を防ぎつつ、彼らもまた包摂する手段を考える必要があるのではないだろうか。

第二に、「移民という行為を、一度きりの、単一の目的地へと向かう移動として単純に捉え」られないという本書の前提に関するものである。個別具体的な事象や人間を分析対象とすることの多い歴史研究者として気になるのは、移住や移動が生活の一部をなしている人々をどのように記述するのか、また国内外の非常に多様・大量の「移民」をどのように選別し記述するのかという問題が浮上するだろう。

第三に、移動しなくても居住地の変容を経験する人々の

存在があるだろう。山口の提唱する国境変動地域も「移民」研究の枠組みに入れても良いのではと考えるが、それは本書ではどのように活かされているのだろうか。以上のコメントおよび質問により、本書の打ち出す移民研究をめぐる議論がより一層活発化することを期待する。

参考文献

- 井上暁子 2022.『語りの断層——ドイツ＝ポーランド国境地帯の文学』九州大学出版会
 中澤達哉 2021.「寛容か排除か?——スロヴァキアのシリア難民問題と民族自然権」羽場久美子編『移民・難民・マイノリティ——欧州ポピュリズムの根源』彩流社、255-268
 山口博史 2022.「境界変動地域の社会学に向けて」『地域社会学年報』34集、135-149

* * * * *

マジョリティ読者のための『移民のヨーロッパ史』

北岡志織

(大阪大学大学院人文学研究科講師)

本日は書評会にお招きいただき、まことにありがとうございます。大阪大学人文学研究科の北岡志織と申します。博士課程在籍時に大変お世話になった DESK に再び関わる機会を頂戴し、とても嬉しく思います。

私の専門は現代ドイツ文学・演劇であり、主にドイツ語圏の戯劇中心の公共劇場が難民や移民の問題をいかに捉え、どのように表象しているのか、というテーマについて研究しております。世界的に大きく報じられたのは2015年夏以降のシリア難民の大規模な流入ですが、2012年頃からリビアやアフガニスタン等中東地域やアフリカから多くの難民が地中海を渡り、ドイツ語圏の国々に到着しました。2014年9月初演のハンブルクタリア劇場『庇護に委ねられた者たち』(*Die Schutzbefohlenen*、ニコラス・シュテーマン演出)以降、公共劇場が難民支援に乗り出し、難民問題を主題とする作品をたくさん制作するようになりました。これまでヨーロッパ文学中心であった公共劇場にとってこれは大きな変化です。さらに演劇的には素人の難民が「自分自身」として舞台に立ち、悲惨な逃避の経験を語るというドキュメンタリー的な作品も増えました。難民の流入はドイツ語圏の国々に政治・社会的な変化だけでなく、芸術的な変化ももたらしました。

私は歴史や政治については門外漢ですが、読者の一人として、この本を読んで私自身が学んだことや気になったことについてお話しさせていただければと思います。私の関心はとりわけ以下の点にあります。このもともとドイツ語で書かれた研究が、マジョリティであるドイツ語話者の読

者に対し、マイノリティである移民の歴史についていかに伝えるものであるか、という点です。書評会という場において本来は不適切かもしれませんが、私の専門である演劇の話も交えてお話しさせていただきたく存じます。何卒よろしく願いいたします。

まず、本書において目を引くのは、訳者の方々による充実した解説とコラムです。これらはドイツ語圏3か国における人々の移動の歴史と現在の難民・移民問題とを接続し、読者にアクチュアルな問題の要因を歴史から捉えることを促します。また、慎重な翻訳と、その訳語選定のプロセスまで書かれていることも本書の大きな特徴です。例えば、ビザを持たない移民について、「不法滞在者」ではなく、「記録のない者/証明書を持たぬ者」等、法的なジャッジの付随しないような訳語を慎重にあてられたということが書かれています(28頁)。移動する人々を表す言葉が、その移動の「自発性」(しかも自発性かどうかを判断するのは受け入れるヨーロッパ側)という恣意的な判断基準で使い分けられてきたことも強調されており、マジョリティ側の呼称がマイノリティのイメージの固定化を生む危険性について読者に注意を促しています。

次に興味深かったのは従来の移民史研究に対する批判と、それをいかに乗り越えるべきか、という課題についての記述です。例えば以下のような先行研究の問題点が挙げられています。

移民をある国民国家から他の国民国家に移動するエスニック集団として捉えてきたこと(32頁)/長期移民を重視し、一時滞在の移民についての研究はなおざりになってきたこと。また移民の結果を重視し、計画や意図の変化については十分に検討されてこなかったこと(54頁)/個別の移民集団の歴史に注目し、異文化との接触による文化変容プロセスの包括的検討が不十分であったこと。また移民第1、第2世代のみまでが研究の対象とされてきたこと(73頁)。

それらに対し解決策として以下のようなアプローチが挙げられています。移住のプロセスを細分化し考察する必要がある/計画の変更の可能性も検討する必要がある(54頁)。「統合」を長期にわたる漸進的・日常的な適応過程として見なす必要がある(73頁)/そして集団を硬直的に捉えて偏見を固定化することを防ぎ(74頁)、受け入れ側の国民国家の均質性の否定する必要がある(79頁)。

このように先行研究の問題点とそれを乗り越えるためのアプローチが示されますが、様々なケースに細分化して行う移民研究の難しさも示されます。例えば、移民過程を実証したり、再構成したりするためには、「利用しうるもの」といえば、しばしば匿名か集団的な統計資料に限られてしまう」「仮に個人のレベルで移民プロセスの情報を関連づけることができたとしても、その解釈は必然的に難しくな

る。年齢、性別、階級に特有の差異や人生の展望が存在し、異なる移民集団間の比較を困難にさせるからである」(54-55頁)という問題が指摘されます。このような移民史研究における資料と記述における難しさについては、東風谷さんによる解説部分でさらに「こうした限界を乗り越える資料としては、公的ないしは学術的な聞き取り調査や日記、手紙、自伝といった「エゴ・ドキュメント」を指摘しうる。(…)ただし、そこで語られる「自己」をめぐる語りを無批判に「事実」として扱うことができないのはいうまでもない」(94頁)と補足されています。

マジョリティによるマイノリティについての情報の収集と記述の難しさというのは、演劇においても見られます。これまでヨーロッパ文学中心であったドイツ演劇が、難民という「他者」を作品の主題として取り入れ始めたこと自体は意義があるものの、既存の他者表象では難民を硬直したイメージに押し込めてしまうのではないかという批判が数多くありました。その解決のために演劇界が利用した手段というのがまさに「エゴ・ドキュメント」の使用でした。先ほど紹介した『庇護に委ねられた者たち』以降、難民本人が舞台で逃避の経験を語る作品が流行しました。その際、俳優が難民を「演じること」はプレヒト的な意味で異化されました。難民自身の語りはオーセンティシティ(真正性)を生むとされ、俳優が難民を演じることの演劇性・人工性が強調されたのです。

当事者以外による代理表象についてはすでにアウシュビッツの表象で多く議論され、その結果当事者による「証言文学」や、裁判記録を用いた「ドキュメンタリー(記録)演劇」が生み出されました。ともに当事者性が重視され、代理表象が否定されたわけですが、このアウシュビッツの表象と難民の表象の議論で異なる点は、前者は当事者側から代理表象についての規制がかけられたのに対し、後者は主にマジョリティ側の芸術家たちが自ら規制をかけたという点です。このように難民という他者について知らせるための演劇でも、マジョリティ側によるマイノリティの硬直した集合的なイメージの生成回避のために、当事者の証言というエゴ・ドキュメントが用いられました。

さて、本書のタイトルに「移民のヨーロッパ史」とありますが、全体的にドイツ語圏における「マジョリティによる移民の搾取の歴史」に多くの記述が割かれていると感じました。例えばドイツでは領主たちによる人口増加政策として(106頁)、また東プロイセンなどの入植政策のため(109-110頁)に移民を積極的に迎えたのですが、受け入れ国の都合で数十年住んだ移民を突如強制送還し、第一次世界大戦中には彼らを帰国禁止にしてほぼ強制労働させるなどしてきた(122頁)ことが書かれています。オーストリアとスイスについても移民の待遇に差をつけて管理し、自国の利益のために都合よく利用していた歴史がそれぞれ丁

寧に記述されています。

また、排外主義・外国人嫌悪の歴史についての記述も注目すべき点でしょう。例えばドイツではナチ下での外国人雇用は、「外国人過多」の危険およびドイツ人民の純血への脅威と結びついていたこと（125頁）、DPsは戦後も「劣等人種」というナチの蔑称が引き継がれ、差別の対象となり、彼らによる暴力・掠奪の噂が一般化していたこと（135頁）、スイスでは19世紀の遍歴職人へのステレオタイプの偏見（230頁）やイタリア人移民に対する嫌悪（239-240頁）等、さまざまなマイノリティに対する差別の歴史が細かく書かれています。最近ではAfDが選挙用のプラカードにムスリム男性が白人女性を凌辱するイメージを用い、「異教」の他者に対する偏見と恐怖を煽ろうとしたことは広く知られていますが、本書ではこのような排外主義が何世紀にもわたり作り出され続けているものであり、決してナチが例外であったわけではないこと、幾度も政治的にも利用されてきたことが強調されます。

マジョリティ側の観客に、マイノリティに対する自らの加害の可能性や潜在的な差別意識と向き合わせようとする試みは演劇でも行われています。2015年12月に初演された、ドイツ劇場ハンブルクの『夢の船』(Schiff der Träume、カリン・バイアー演出)では、アフリカ系の人々が難民として舞台上に登場しますが、この演出における難民のキャラクターは、他の演劇におけるそれとは大きく異なります。ここでは難民はドイツ人女性に性的にアピールし、ドイツの支援を「うまく利用するよ」とにやりと微笑み、観客を挑発します。これまでドイツ語圏の演劇で様々な難民の当事者が出演しましたが、ほとんどの場合悲惨な経験を語りました。そのためこのような挑発的な難民の表象は観客に対して大きなショックを与え、この演出は多く批判されました。しかしここでの難民の言動はどれもマジョリティ側による偏見をなぞったものであり、観客は寛容な受け入れ国の一員というよりもむしろ、差別に満ちたマジョリティ社会の一員として難民問題と向き合うことを迫られるのです。

本書でさらに注目すべき点は、移民送り出し国としてのドイツ語圏3カ国の歴史についても記述されていることです。移民を送り出してきた歴史と移民を迎え入れる歴史について併せて記述している研究というのは大変珍しいはずですが、これは演劇でも用いられているアプローチで、ドイツ劇場ハンブルクで2014年に上演された『砂糖の国の大商人 & 光放つ迫害者』(Pfeffersäcke im Zuckerland & Strahlende Verfolger、カリン・バイアー演出)は、ドイツ系ブラジル人について扱っています。演出家のカリン・バイアーと俳優・スタッフのチームはブラジルに長期滞在し、第一世代から最新の第六世代までのドイツ系移民について調査し、集めたインタビューや資料の情報を凝縮させ、第一世

代から第六世代の架空のキャラクターを作り出しました。当時多くの劇場がヨーロッパ外から来た難民を取り上げ、その苦しみを描いていたのに対し、こちらではドイツから去った人々、ドイツ系ブラジル人の数世代にわたるアイデンティティの葛藤が描かれました。かつての同胞の同化への苦しみ・葛藤を描くことにより、観客の難民や移民に対する理解をより深めようとしたのではないかと考えられます。

このように本書は「移民史」として単にこれまでの移民の出身国やルート、定着状況のみに言及するだけではなく、マジョリティによるマイノリティに対する差別や迫害の歴史も丁寧に記述し、また移住という行為が決して一方的なものではなかったことを示すことにより、現代の難民・移民に対するマジョリティ読者の向き合い方にも働きかけるのです。本書では均質な国民文化という概念が繰り返し否定されますが、今まさに右派によって国民文化の保護が叫ばれています。演劇をはじめとする芸術界は2015年以降、一斉に難民問題に関与し始めますが、それに対して右派からの攻撃が相次ぎます。AfDは移民・難民を主題とした作品や移民の背景を持つアーティストの雇用についてしばしば議会で疑問を投げかけ、それらを理由として芸術施設への補助金カットや総監督の交代を提案し、さらには芸術の「ドイツ化」を要求しました。

例えば、2016年に発表されたAfDの基本綱領では、「AfDは、ドイツの主導文化 (deutsche Leitkultur) の側に立つ。AfDは多文化主義 (Multikulturalismus) というイデオロギーが社会的な平和と統一体としての国家の持続にとって深刻な脅威であるとみなす。これに対し、国家と市民社会は、ドイツの文化的アイデンティティを守らねばならない」と書かれています。このような時代であるからこそ、ますます「移民史」として「マジョリティによるマイノリティに対する差別や迫害の歴史」から、マジョリティやマイノリティを集合的に捉えることの危険性を学ぶ必要があります。

私のコメントの最後になりますが、増谷先生によるわれわれ日本読者へ向けられた言葉から、本書が日本語に訳された意義を確認したいと思います。

「こうした歴史を振り返ることは、極東アジアの島国に暮らす私たちにとってもけっして無関係ではない。本書の描き出す移動する人々の経験は、海に囲まれた「日本」ないし「日本人」の移民概念、移動する人々に対する意識、あるいは「日本人」の「国民意識」にも大きな刺激を与えるだろう。現に私たちも、戦争による国境の変化を経験してきたうえに、マジョリティによるマイノリティの生成、その「よそ者」呼ばわりも現実に行われているからである」(10頁)。

最後に質問と補足が3点ございます。まずは質問ですが、序章に「長期にわたる斬新的・日常的な適応過程としての統合」(73頁)、「緩やかつ徐々に遂行される同化のプロセス」(74頁)「同化をプロセスとして捉える長期的視座」(79頁)とあります。この書き手のいうところの「統合」「同化」の概念を理解することが難しかったので、もし可能であればご説明いただければ幸いです。

2点目は補足です。庇護権はドイツの過去への反省と深く結びついており、主に外国人のための権利である、というのがバーデの立場だと思いますが、例えば DESK 修了生の安齋耀太さんによる研究『ドイツの庇護権と難民問題』(三重大学出版会、2021年)は、そもそも庇護権が東方から帰還するドイツ人を守るためのものとして存在していたと論じており、この本に補足できるものかと思えます。

3点目はまた質問です。前田さんの解説では、職業訓練を受け、仕事を得的難民がかなり多いとのことですが、おそらくこれは2015年以降にやって来たシリア難民だと思います。その前にやって来たアフリカ出身者についてはどうでしょうか。もしご存じでしたら、お教えいただければありがたいです。

私からの質問は以上になります。ご清聴どうもありがとうございました。

* * * * *

移民のヨーロッパ史：国境、第一次世界大戦、そして「外国人過多」からの考察

清水 謙

(立教大学法学部兼任講師)

1. 本書の位置づけと意義

移民研究は、ヨーロッパの地域研究において、もはや基幹分野と言ってよい研究領域である。ヨーロッパ地域を対象とした移民研究は、ヨーロッパ域外からの移民に焦点が当てられることが多いが、本書は「大陸ヨーロッパ」における「移動する人々」を三十年戦争にまで(あるいはそれ以前にも言及している)遡って分析した重厚な研究書である。本書は歴史学の方法論を採りながら、史料から統計を導き出し、詳細な移民に関する叙述をしている。本来、政治学、社会学などの社会科学の理論は、人文科学である歴史学の解釈を基に理論の抽出を図るのが本筋であるが、本書は人文科学と社会科学の両面に大きな知見を与えている。史料を緻密に検討して読み取った上で、立体的なヨーロッパ理解を提供している点で非常に興味深い内容となっており、移民研究にとって必携の著作といえる。同時に、

現在ヨーロッパで「移民問題」が重要課題になっているからこそ、まさに深く掘り下げた「移民史」の検討と見直しが求められているといえる。本書を読み解くにあたって、評者は三つのキーワードを示したい。すなわち、①国境、②第一次世界大戦、③「外国人過多」(Überfremdung)である。

2. 国境の移動と人の移動

本書でまず注目するのは、国境を越えて人が移動するだけでなく、国境がそこに住む人たちを超えて移動することもあるという点である¹。とすれば、「移民のヨーロッパ史」と捉えるべきなのか、それとも「国境のヨーロッパ史」と捉えるかによって、仮に結論は同じになったとしても、分析の切り口は変わっていくのではないかと考えられる。第二次世界大戦の終結から、冷戦期に至るまで力による国境の変動はもはや主流の現象ではないことから、国境とは人が越えるものという認識が定着してきた。しかし、これまで国境の変動もしばしば見られることであった。最近の例として、ドイツ統一やチェコとスロヴァキアの分離が挙げられるが、ヨーロッパに衝撃を与えた事例として旧ユーゴスラヴィア紛争、そしてロシアによるクリミア併合とウクライナ侵攻がある。

ヨーロッパではたしかに、三十年戦争で大きな打撃を受けた地域において、「人口増加」を図ることが中心的な政策になり、特権や好条件を保障することで人口増加を促進した。他方、移住者(来住者)にとっても、そうした政策は社会的上昇の触媒であったことが指摘される²。領邦国家であれば、諸侯の支配領域の境界は意識されても「国境」は特に問われることもないままに、ヨーロッパ大陸での連続性による人の移動が生じたことは自然である一方で、もともと現地に暮らしていた、あるいは移住してきた民族集団の特殊な法的・文化的地位をめぐるやりとりは国民国家の誕生によって終わりを告げたという筆者の指摘は重要である³。

16世紀から19世紀までの「移民」は、本書が扱うドイツでもオーストリアでもスイスでも、官吏、聖職者、船員、工芸家、芸人、行商、修道士などと多岐にわたるが、基本的には特殊な技能を身につけた者、あるいは教養層のエリートたちが多くを占めてきたことが本書の分析から知ることができる。

ドイツでは重商主義的な就業と納税が可能な「臣民」の獲得が目指され⁴、オーストリアではヨーロッパ各地から移入してきた専門家集団の移住と定住が支援・促進され⁵、経済的かつ文化的な視点を軸にすると、宮廷、貴族官吏の労働移動も伴っていた⁶。スイスでは外国人は教育制度の発展に重要な役割を果たしており、外国人教授の割合は過半数にのぼり、21世紀まで高水準となっていたことが指摘され

ている。本書の呈示する「移民のヨーロッパ史」の中心を成した要素は、こうした移民の持つ高い社会経済的ステータスといってもよいだろう。20世紀には「国民労働市場」が謳われるようになるが、人の移動こそがヨーロッパの発展を支え、かつてのヨーロッパは越境によって労働市場が栄えてきたといえる。これは陸続きの「大陸ヨーロッパ」では自然な現象であり、それを「移民」と表現することができるのかどうか、とりわけ国民国家成立以前の人の移動を単に「移民」で括れるかどうかはさらなる検討の余地があると思われる。

3. 国境と国民国家

前節では、人が国境を越えて移動することだけでなく、国境がそこに住む人たちを超えて移動することもあったと指摘した。領邦国家では、支配領域によって境が変わり、民の頭上を国境が変動するようなことは繰り返されてきた。本書では、19世紀末頃になるとナショナル・アイデンティティの観念が、地域的・局地的な帰属性よりも大きな意義を持つようになったと指摘する。すなわち、「より高等な」もしくは「より下等な」民族、場合によっては「人種」という概念が文化的帰属による区別にとって代わった。その結果、労働力の輸入を望む国家と社会が、民族文化的、「人種的」もしくは「国民的（ナショナル）」に好ましくないとされた人々を排除しはじめるようになった⁸。ここに、ナショナルで正統な成員にのみ平等が保障される一方で、国家内部では「国民（ネーション）」に帰属しないとみなされた文化集団は「マイノリティ」として劣位に位置づけられた。こうしたナショナリズムやマイノリティの自決権をめぐる問題の中で二つの世界大戦が勃発した。

第一次世界大戦は、古い帝国の解体に帰結したといえよう。しかし、これによってすべての人々に国家が与えられたわけではない。バルカン史の泰斗マーク・マゾワーによれば、ヴェルサイユ講和条約は6000万の人々に国家を与えた一方で、2500万人をマイノリティにしたと指摘している⁹。国民国家の成立を頂点に迎えようとする中で、大規模な国境の変動があったわけであり、新たな国民国家の成立によってそこに住む人々の頭上で再び領土が拡大、あるいは縮小するなど国境の変動が生じた。これはオーストリア＝ハンガリー帝国にとどまらず、「柔らかな専制」で知られるオスマン帝国でも同様であったが、「古い帝国」の統治原理は「民族」ではなく、帝国の抱える「多民族」ゆえに、忠誠や包摂が支配原理となって、民族横断的な統治機構という装置の中で機能していた。

では、こうした「古い帝国」は第一次世界大戦で完全に消滅してしまったのだろうか。そうではなく、その「古い帝国」であるオーストリア＝ハンガリー帝国は新たに成立したソ連に継承されているという視点を示すことができる

とマゾワーは示唆している。オーストリア＝ハンガリー帝国でもオスマン帝国でも、中央集権的なシステムの中で、民族や出自には関係なく忠誠と包摂によって出世回廊に乗った者が螺旋状に上昇することができたが、第一次世界大戦は「古い帝国」を解体させたとはいえ、新たに誕生したソ連はこうした旧来の統治形態を内包したとされる。もちろん、本書が指摘するようにソ連の行った強制移住や被追放民を忘れてはならないが、スターリンを筆頭とするソ連の指導者たちがさまざまなエスニシティのバックグラウンドを有していたことはこれを裏付けている。マゾワーは、ソ連がエスニシティの複雑さを連邦制という形で解決しようとし、中央集権的な共産党による党支配の中で、政府と行政への参加により政治権力を、社会革命による共通の利益を享受する経済権力を、そして教育を通して文化的権力を人民に付与して非ロシア系住民を取り込んでいったと指摘している¹⁰。その意味で、ソ連はオーストリア＝ハンガリー帝国を継承しているとマゾワーは言う¹¹。また、同じく多民族国家であったユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国もこれに類似するが、ドイツ語圏の研究視点からこうしたマゾワーの見方が妥当なのかどうかは批判も含めて、一考の価値があるかと思われる。また、本書を通して時代の区分／境界を設定するとすれば、それは第一次世界大戦であり、そして大戦そのものよりもその帰結こそがヨーロッパにおける「移民史」の劇的な転換点と捉えられるのではないだろうか。そして、それが転換点だとすれば、それは「国民国家の堅牢化」と、これまでのヨーロッパに見られた国境の安定化によって、「要塞としてのヨーロッパ」を説明できるのかも併せて検討しなければならない。

4. 「外国人過多」と排外主義

本書では、「外国人過多」という表現が登場する¹²。この表現は主にスイスの事例で取り上げられているが、移民研究においては、外国人人口が全人口の2%を超えるとホスト国で「外国人が多い」と意識され、外国人施策が必要になると言われる。本書で登場する統計では、外国人人口が少ないとされるオーストリアでも「2%と安定している」とされるが¹³、19世紀もしくは20世紀初頭までの外国人人口はかなりの割合であったと思われる。旧ハプスブルク帝国領ないしそれ以外の国々からやってきた外国人の扱いはさまざまな形態を取っていた。優遇が認められる一方で弾圧が加えられることもあり、「同胞」外国人と「よそ者」内国人の区別が強化され、人工的・作為的な疎外意識を植え付ける矛盾に満ちたシステムが居住権の厳格化を通じて強化されたことで排外主義が生まれたと本書は指摘する¹⁴。「外国人過多」の問題は、現代ヨーロッパが抱える問題点としても議論されるが、19世紀もしくは20世紀までは

問題にはならなかったのかという疑問が生じる。

本書では、オーストリアは世界的規模の移民に関してはほとんどその影響を受けていないと指摘している¹⁵。それでもなお、1990年代以降、統合推進政策が採られたにもかかわらず、現代的な問題として移民が都市内の安価な居住地区に住むことで隔離が生じて、社会生活の領域においては移民と地元民の接触・交流は限定的であると述べている¹⁶。とすれば、ここでいう「隔離」は現代社会学でいうところの「セグリゲーション」と捉えることもできる。都市社会学においても移民問題は都市部における現象であることを示しており、これは現代のヨーロッパ全体にも符号する問題である。

こうしたセグリゲーションは移民とホスト国民との社会的な分断だけでなく、さまざまな深刻な社会問題をも引き起こしている。たとえば、ヨーロッパで最も治安のよい国のひとつと言われてきたスウェーデンでさえ、いまでは年間300件以上の発砲事件が起り、死者と負傷者数は史上最悪の状況にある。解決の見通しは立っていないが、「セグレートされた地域」をどのように統合していくかが喫緊の課題となっている。スウェーデンの外国人人口の割合（正確には外国のバックグラウンドを有する者の人口割合）は25%超とヨーロッパでも突出している国のひとつであるが、これは戦後から1972年までに招致した外国人労働者と「積極的外交政策」の一環として移民／難民を受け入れたことによるものである。しかし、大規模な移民と難民の流入に反感と危機感を持つ人たちが結集することで、スウェーデン民主党（1988年結党）をはじめとする多くの極右政党・団体が群雄割拠していった。スウェーデン民主党は着実に支持を拡大していき、2010年に議会で初議席を得て、2022年9月の国政選挙で第二党となった。本書が取り上げている国々を見ても、オーストリアでは「自由党」（FLÖ）がイェルグ・ハイダーの登場が追い風となって90年代に右派ポピュリストとなり¹⁷、スイスでは「スイス国民党」（SVP）が反移民・反外国人政策を掲げて既成政党を批判する右派ポピュリスト政党へと急転回して支持を集めていった¹⁸。ドイツでは2013年に「ドイツのための選択肢」（AfD）が結党され、2021年に連邦議会で議席を得た。いずれも移民を脅威と捉えている点で、移民が安全保障上の脅威となる「移民の安全保障化」が背景になっていると考えられる。

5. おわりに

本書では、「移民のヨーロッパ史」として地理的概念の「中欧」のドイツ語圏に焦点を当てて、移民の受け入れ国ばかりでなく、かつては移民送り出し国であったことにも触れながら、ヨーロッパが人の移動によって発展してきたことを論じている。本書で見てきた「移民史」は、過去の

ものとして現代の移民問題とは切り離されるべき「断絶」があるのか、それともその延長上にある「連続性」が見出せるのかという問題も提示しているように思われる。「移民史」から見るヨーロッパ論は、現代のヨーロッパをどのように捉えるのか、そして現在のヨーロッパの「移民／難民問題」について考える際に大きな指針を与える一冊となっている。

¹ クラウス・J・バーデ編（監訳：増谷英樹・穂山洋子、訳：前田直子・藤井欣子・鈴木珠美）『移民のヨーロッパ史 ドイツ・オーストリア・スイス』東京外国語大学出版会、2021年、9頁。

² バーデ、前掲書、106頁。

³ バーデ、前掲書、65頁。

⁴ バーデ、前掲書、106頁。

⁵ バーデ、前掲書、188頁。

⁶ バーデ、前掲書、183頁。

⁷ バーデ、前掲書、232頁。

⁸ バーデ、前掲書、37頁。

⁹ マーク・マゾワー（中田瑞穂・網谷龍介訳）『暗黒の大陸 ヨーロッパの20世紀』未来社、2015年、65-67頁。

¹⁰ マゾワー、前掲書、75頁。

¹¹ マゾワー、前掲書、73頁。

¹² バーデ、前掲書、125, 242, 248, 261頁。

¹³ バーデ、前掲書、191頁。

¹⁴ バーデ、前掲書、195頁。

¹⁵ バーデ、前掲書、208頁。

¹⁶ バーデ、前掲書、209頁。

¹⁷ 水島治郎『ポピュリズムとは何か 民主主義の敵か、希望か』中公新書、2016年、77-79頁。

¹⁸ 水島、前掲書、134頁。

【参考文献】

マーク・マゾワー（中田瑞穂・網谷龍介訳）『暗黒の大陸 ヨーロッパの20世紀』未来社、2015年。

水島治郎『ポピュリズムとは何か 民主主義の敵か、希望か』中公新書、2016年。

* * * * *

リプライ&ディスカッション

川喜田 それでは、時間がまいりましたので、リプライとディスカッションの部に移りたいと思います。今日は本書の翻訳者として、東風谷太一さん、前田直子さん、藤井欣子さん、鈴木珠美さん、穂山洋子さんの5名の方々にお越しいただきました。

本書の成立にあたって中心的な役割を果たされた増谷英樹先生も本日の書評会にお越しくださっていますけれども、評者の挙げてくださった論点、このあと皆さまからお受けすることになるご質問へのリプライについては、直接的には、増谷先生のお弟子さん方の世代にあたる、先ほどお名前を挙げました5名の監訳者・翻訳者の皆さまにお願いできるとかがっております。

それでは、まずは東風谷太一さんから順にリプライをお願いします。東風谷さんは、本書では『用語解説』をお書きになっていて、「移民研究における術語と概念の変遷」と題された序章に対して訳者解説も付けていらっしゃると思います。概念については、北岡さんからもコメントがあったところかと思いますが、それではどうぞよろしくお願いたします。

東風谷 よろしくお願いたします。一橋大学の社会科学古典資料センターで助教を務めております東風谷と申します。本日はこのような非常に貴重な書評会を催していただきまして、川喜田さんをはじめ石田先生、それからコメントをしていただいた3名の先生がたにお礼をまず申し上げたいと思います。実はもう三月に書評会を別の所でやっていたのですが、そのときは全く異なる角度から、歴史学と文学、政治学の立場から非常に鋭いコメントをいただき、今どう答えればいいのか迷っていたところでした。私は本来、19世紀の都市の社会運動とか、ビールを中心にアルコールの文化、飲酒文化、飲食文化について普段勉強していますので、時代的に私がお答えできそうなところを中心に、若干恣意的になってしまっていますが、いくつかコメントに対して簡潔にリプライさせていただきます。

まず、北岡さんと清水さんからいただいた質問の中で、どちらかといえば細かい部分からお答えいたします。まず北岡さんから、本書の74～76ページ辺りに書いた、統合と同化という概念がどう変わったのかが分かりづらいというご指摘をいただきました。結論から申しますと、非常に無責任な発言で申し訳ありませんが、私もこれがどういふふうに変ったのかというのははっきりとは分かっておりません。ただ一つ申し上げられるのは、原著でこの章は3名の共著になっていることから間接的に読み取ると、従来の同化と統合という概念は、どちらかといえば目的論的でした。例えば、選挙権を得ればアメリカの民主主義社会に同化されるというような想定がされてきました。そういった意味で目的論的で単線的であったものを、もうすこし重層的で動態的なプロセスとして捉えようという意味で使っていると私は受け止めております。

それから清水さんからは、航空機による国際移民が何をイメージしているのかということをご質問いただきました。これも私は原著者たちが具体的に何をイメージしていたかということ、はっきりとはお答えしかねます。ただ、どちらかといえば現代の文脈でガストアルバイターなどをイメージしていると思われます。例えばこの本には、今、タイトル忘れちゃったんですが、穂山さんが初学者向けの参考文献をつけてくれました。そのなかに映画の項目も入っているんですが、ガストアルバイターをテーマにしたものも含まれています。そこではドイツの地を踏んだト

ルコからのガストアルバイターは飛行機から降り立つものとして表象されていたと思います。そういった意味で、国際移民が飛行機を使うというイメージには、トルコからのガストアルバイターが第一にあると個人的には考えております。

それから衣笠さんからは、前近代と近代、つまり、国民国家の成立前後での移民には違いがあるのか、国民国家と移動の間に相性の悪さがあるのかについて聞いていただいたと思います。まず、私は18～19世紀の職人の移動なんていうのを勉強してきましたが、その職人を例に取れば、やはり前近代と近現代で差異があるように思います。職人は遍歴の旅、修行の旅に出ますけれども、その後故郷に戻ってきて開業する親方になる、独立するという例が相対的に多いように私は受け止めています。それに対して、今挙げたトルコ系のガストアルバイターを例に取ると、現代のほうが定住し世代をつなぐという傾向が見て取れます。そういった意味で、違いを見いだせるのではないかと思います。

それから同じく衣笠さんから、境界の移動を論点に組み込んだほうが良いのではないかとご指摘がありましたが、これには全面的に同意します。これは本書の訳者解説や、増谷先生による序章で指摘されていますが、境界の移動そのものも非常に重要な論点だと思います。そうした意味で、清水さんからのご質問にも間接的にお答えできると思いますが、第一次世界大戦は移民にとって一つの大きな画期だったと私も思います。

清水さんからは、国民国家の堅硬化というご説明がありましたが、そういった側面ももちろん見いだせます。私からあえて付け加えることがあるとすれば、川喜田さんの『東欧からのドイツ人の「追放」』を念頭に置くと、国民国家イデオロギーの追求が、特に中東欧に関しては、第一次世界大戦後に非常に急進化、先鋭化したと思われます。それに伴う「民族」と「人種」概念および国境変動も先鋭化しました。これらを背景にこの時代は、人の異動や移民にとって大きな転換点になったと言えるかもしれません。そのため第一次世界大戦が、人の移動、移民に対して持ったインパクトは、もう少し広く深く議論されてもよいと個人的には思いました。

それから最後に、清水さんからいただいた、非常に長期的に見て移民という概念でくくってよいのかという質問に入ります。これは視点の取り方次第でそう取ることもできると私は思います。例えば、清水さんご自身からご指摘があったように、労働市場から見ると、職人の遍歴は非常に理解しやすいです。それから19世紀に人口増加を経験したドイツが主に北アメリカへと移民を送り出した現象は、労働力移動として捉えることができます。こういった視角は、現代までも広く包含して考察できるようなものなので

はないかと考えております。

雑ばくですが、ひとまず私からは以上です。

川喜田 東風谷さん、どうもありがとうございました。続きまして、次は前田直子さんにお願いいたします。現在、前田さんはドイツのベルリンにお住まいで、今日は、無理を押し、朝早くからご参加いただいています。本書ではドイツの移民・難民政策の現状について訳者解説をお書きになっています。解説で書かれていた2015年以降のヨーロッパのいわゆる「難民危機」を受けての動向、それに加えて現在のウクライナ難民に関する問題については、評者からのご質問もいくつかありましたし、皆さんのご関心も高いテーマかと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

前田 このたびは本当にありがとうございました。増谷先生からこの本の一部を翻訳するという構想のお話をいただいたのが2013年でした。その後、欧州の難民危機、新型コロナウイルスのパンデミック、ロシア・ウクライナ戦争などを通じて、人の移動が非常に大きなテーマになっている中で出版されたことと、こういった人の移動を議論する土台となるような本が出版できたこと、そこに参加させていただいたことは、本当にありがたいと感じています。

私個人はこの間、研究らしいことは、実はあまりできていない状況にあります。ただドイツに2013年から住んでいる中で、自分がこれまで関わってきた移民というテーマ、排他主義、外国人過多、統合、選別、安全保障といったテーマは、常に意識している問題でもありますので、それらについて簡単にお話しできたらと思っています。

統合、移民難民の選別、安全保障に関しては、2005年の「移民法」が大きいと感じています。というのは、この法によって、これらがシステム化されたからです。例えば、統合コースが導入されたことで、統合のスタイルが形作られました。その対象となる人の基準も定められました。逆に脅威と見なされ、ドイツが望まない人物に対しては、安全保障という観点から早くに国外追放できるようになりました。2015年の欧州難民危機はドイツにとって大きな挑戦ではありましたが、移民法以後の10年間の積み重ねがあったからこそ、苦しいながらもなんとか乗り越えられたのだと思います。その経験は、近年の大量のウクライナ避難民の受け入れにも役立っているはずですよ。

排他主義や外国人過多に関しては、生活レベルでは見えた目の問題が非常に大きいと感じます。現在、ウクライナ避難民たちがドイツに大量にやって来ています。ベルリンにも多くの人たちがとどまっていると聞いていますし、実際、ウクライナナンバーの車をよく見かけるようになりました。けれど、見かけではウクライナ人だと特定できない彼らは、脅威の対象にはなりません。一方、見かけが明らか

かに外国人の私は、何年ドイツに住んでも外国人のままですし、生まれも育ちもドイツ生まれの私の友人は、アフリカ系であるがゆえに何度も嫌な思いをしたそうです。

日本はといえば、新型コロナ対策として外国からの入国制限を非常に厳しくしたことから、また、その政策を多くの人が支持したことから、悪や害は必ず外から持ち込まれる、という考えが根強いという印象を受けました。日本でも多文化共生が謳われて久しいですが、まだまだ人々の中に、外のものを受け入れる素地が出来上がっていない、と感じました。その意味では、日本が今回、ウクライナ避難民を受け入れたことをきっかけに、外から入ってくる人たちに対する耐性ができ、受け入れ態勢全体のレベルアップにつながればいいなと思っています。簡単ですけども、最近、私がドイツにいながら感じていること、この本を通して考えたことをお話しさせていただきました。ありがとうございました。

川喜田 前田さん、どうもありがとうございました。続きまして、藤井欣子さんは、本書第4章「東欧、東中欧、南東欧からのドイツ系避難民および被追放民たち」を訳されました。藤井さんはオーストリアがご専門ですので、そのお立場からもご発言をお願いできるかと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

藤井 ありがとうございます。ご紹介いただきました藤井と申します。東京外国語大学で、現在ダブルディグリープログラム担当の特任助教をしております。パートナー校は、皆さんご存じかもしれませんが、ハンガリーのブダペストとウィーンにキャンパスを持つ中央ヨーロッパ大学(CEU)です。もともとの専門はオーストリア史ですが、とりわけ第一次世界大戦前後のシュタイアーマルクという、オーストリアとスロベニアとの国境地域を主な対象としております。

本日、三名のかたがたから鋭い指摘と、現代的な視点も盛り込んだ面白いお話を聞かせていただき、本当に勉強になります。私はシュタイアーマルクというオーストリアとスロベニアの国境地域の勉強をしておりますが、その地域から定点観測すると、国境というものは、戦争の結果いきなり作られて人々の生活を分断するといった形で、動くものということがよく分かります。ですので、ここに注目するという点には本当に共感いたしました。

私が最後にヨーロッパに行けた2018年には、グラーツというオーストリア第二の都市でありながら人口が25万程度の小さな街の歴史博物館で、三回に分けて、ある展示会が行われていました。展示会のタイトルは「国境100年」というもので、第一次世界大戦の結果として引かれた国境線と、分断された地域住民たちの生活を、写真の展示を中心

に紹介するものでした。この内容を見ると、彼らのローカルな意識の中に、いかに国境があらわれ、生活の中に根付いていったかが示されているように思いました。この展示会の趣旨は「国境100周年を記念して振り返る」というようなことで、おおむね歴史的経緯をずっと追うかたちで写真が並んでいました。写真を補足する文字情報として、国境が引かれる以前はドイツ語系住民やスロベニア語系住民といった言語を核とするアイデンティティーがあったことも記述されていました。ですが当時は、地域住民はこういった言語的・文化的な垣根を越えて買い物をし、学校や職場、教会に通っていました。例えば農作業のときの人手の貸し借りが行われていましたし、その農作業のときのスナップ写真を展示して、誰がドイツ人かスロベニア人か見ただ目で分かるか？みたいな感じですね。そういった生活は国境によりいったんは分断されたのでした。しかし、2018年時点での展示会としてどこにオチを持っていくかという、やはりそういった分断を経ての「共生」にフォーカスしていました。オーストリアもスロベニアもEUに加盟していますから、今国境というのは便宜上あるけれども厳格なものではありません。

ただ、これはあくまでコロナ禍以前の展示会であり、共生という理想のお話でした。先ほど少し出てきた見目の問題と共生とも少し関わるのかもしれませんが、やはりコロナの影響で、国境は簡単に閉まるということを感じています。私はいま日欧にまたがるダブルディグリープログラムの担当をしていますが、学生にビザを取らせ国境を越えて移動させることが、本当に難しくなったと感じています。国境というものが、人の移動に再び重くのしかかっています。一時、緩んでいたものが、ぐっと潮目が変わったと感じています。コロナ禍が終わってこれがどこまで戻るのかは、まだ未知数です。

それから、第一次世界大戦を一つ区切りとするのではないかという指摘にも非常に共感しました。私が専門とする時代でもあるということもありますが、第一次世界大戦はやはり戦争としての呼称がまず国ごとに違うということが指摘されます。英語では、**The Great War** というと、第一次世界大戦を指します。大戦争というようなこの呼称からして、意識の上で一つ、核となる存在になっていると感じています。この時代に、効率を追求してさまざまな規格(列車の線路の幅や紙の大きさ、銃や弾のサイズなど)が決められ、それらが現代の社会にまで使われていることも、時代を画しているといえると思います。

それから *Überfremdung* という言葉についてですが、増谷先生のオーストリアに関する授業で、1990年代にハイダーが自分の政治的勢力をこの語句を使って拡大していったというようなことを習いましたので、皆さんと共有したいと思います。

また後で議論があると聞いておりますので、そちらのほうでいろいろ参加できたらと思っております。ありがとうございます。

川喜田 藤井さん、どうもありがとうございました。続きまして、鈴木珠美さんをお願いしたいと思います。鈴木さんは本書第5章「南ティロールに居住しているイタリア人」に関する部分を訳されました。鈴木さんご自身が、南ティロールのドイツ人マイノリティを対象に研究をされており、マイノリティの側に注目して歴史を見るという視点をお持ちかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木 本日はこのような機会を設けていただきましてありがとうございます。私は南ティロールという、オーストリアとイタリアの国境地域に関心を持っております。このポスターの自己紹介では、オーストリア・イタリア史としていますが、正確にはオーストリアと、イタリアの国境地域の歴史ということになります。私は、ドイツ人マイノリティ集団、ドイツ語集団に着目して、南ティロール地域の歴史を追ってきました。特に関心を持っているのは、本書でも扱われている、主にドイツ語やラディーン語の言語集団を対象として、国籍を選択させ、その国籍に応じたいずれかの領域への移住を選択させるという、1939年から数年にわたって展開された政策です。

本日は三人の評者のかたに、広い視野かつ洞察に富んだご指摘をいただきました。あらためて感謝申し上げます。それぞれの評者の方の論点を私なりに抽出して、順にリプライさせて頂こうと思っております。衣笠さんからは、国境自体が住民の上を移動するとの観点がありうるのではないかとのご指摘でした。そうした視点も必要であることには私も同意します。南ティロールのドイツ語集団に関して言えば、清水さんにキーワードとして出していただいた「第一次世界大戦」によって国境が定まり、ドイツ語話者が、北岡さんのキーワードである「マジョリティ」として、イタリア国内に相当数の言語の異なる集団が存在するようになった地域が南ティロールと認識されるに至った経緯があります。南ティロールという地域設定に立脚し、そこで多数を占めるドイツ語話者集団を主体とする地域史が叙述されてきました。

さらに1939年の国籍選択においては、およそ25万人が選択に参加しました。統計の取り方によって幅はありますが、その内約86%の人々が、ドイツ国籍とそれと組み合わせられていたドイツ領内への移住を選択したとされます。ただし、実際にその選択に従って移住したのは、これも統計によってばらつきがありますが、およそ三分の一である7万5千人程度にとどまりました。残り三分の二の人々は

ドイツ国籍を選択しながらも、その国籍に伴って想定されるドイツ領内への移住を行わずに、そのままイタリアの領域にとどまりました。結果的にこれらの人々は、国境の変更による行政制度や政策の変化、そして社会の変容をイタリアに残って体験した集団となります。

こうした経緯は、私が翻訳を担当した部分でも触れていますが、丁寧に読み取っていただき、ありがとうございます。また、欧州各地をフィールドとした文学、歴史学、社会学の各分野における新しい研究動向にも言及していただきました。複数の言語集団が共存し、国境線の変更を経験し、さらに住民の集団移住が部分的であれ実施されたという、南ティロール地域の20世紀前半の歴史を考察するうえで、重要な示唆を得ることができました。

北岡さんにも多くのご指摘をいただきました。マジョリティ側に属する書き手が、マジョリティとマイノリティが混在する読者に向けて「移動する人々の歴史」をどのように書くのかというところに、私は非常に興味を惹かれました。私が研究対象としているドイツ語集団というのは現在、行政上は県の地位にある南ティロールで、人口構成の上ではマジョリティです。しかし、イタリア全体から見れば、数の上でも、政策決定上も、マイノリティ集団です。国際的には、イタリアが、ドイツ語話者であるマイノリティの権利を国内で保障していくかということが課題となります。マジョリティとマイノリティの在り方が交錯します。

これまで私が南ティロールについて研究してきた点および本書に訳出されている点に加えて、北岡さんのコメントにより視野を広げることができたのは、マジョリティとマイノリティを巡るダイナミズムに関する点です。政策上どちらがマイノリティで、マジョリティなのか、歴史研究のなかでどのように語られていくのかという点もまた、重要であると感じました。北岡さんには、演劇の側でマジョリティの側が描き出す表象がどのように社会に敷衍されていくのかという点を、詳しくお伺いできればありがたいと思います。

清水さんからは第一次世界大戦を画期とした時代区分を移民に設定できるか、言い換えれば戦争の前と後で断絶があるのか、連続しているのかという趣旨のご質問がありました。これも示唆に富む観点だと思います。そのような観点からの移民研究という点が、私の担当個所では読者に十分に伝えられていなかったというのが率直な感想です。今後の課題とさせていただきます。

川喜田 鈴木さん、どうもありがとうございました。北岡さんに対する再質問も出ていましたが、まずはいったん、穂山さんにご発言の機会をお譲りしたいと思います。穂山さんはスイスのユダヤ人問題がご専門で、本書では第Ⅲ部

「スイス」の部分について訳者解説をお書きになっています。増谷先生、東風谷さんとともに、監訳者として本書をまとめる上で大事な役割を果たされたとうかがっております。どうぞよろしくお願いいたします。

穂山 よろしくお祈りします。同志社大学の穂山洋子です。私はスイスの近現代史を研究しております。最近では青少年に対する福祉政策の中で、子どもたちがどう矯正教育されたのかとかいう問題と、戦間期のユダヤ人の問題という二つの軸を中心に研究しています。本日、本当に丁寧に本を読んでいただいて、非常に興味深い重要な論点をたくさん挙げていただいた三人の先生がたに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。全てにお答えするのは非常に難しいので、私の関心に沿っていくつかお話をさせていただきますと思います。

まず、清水さんと衣笠さんからは、国境が動いただけで自らは動いてない人たちも移民の歴史叙述に含めるべきであり、「国境のヨーロッパ史」というものも考えられるのではないかという提言がありました。スイスに関して言えば、他の地域に比べて歴史的に国境はあまり変動していません。ただし、国境が重要な意味を持つときと、持たないときがありました。第一次世界大戦がその転換期です。

スイスは、国境はあるものの、清水さんもおっしゃっていたように陸続きですので、近隣国と簡単に行き来できます。歴史的にみても、例えばバーゼルは、ドイツとフランスと一つの経済圏を形成してきました。またザンクトガレンという地域は、隣接するオーストリアと密接につながっていました。例えば、19世紀のザンクトガレンのユダヤ人解放問題には、オーストリアのホーエネムスのユダヤ人たちが尽力したということもあります。このように国境がそれほど意味を持たないときもあります。

しかし、国境が非常に重要な境界線になるのが、やはり戦争と、今回、私が強く感じたのはパンデミックの時です。コロナ禍でスイスでも国境管理が厳しくなり、越境労働者の人たちが簡単に入国できなくなりました。それが国内経済、特に病院で人手が足りなくなり、医療体制に大きな影響を与えました。このように移動するといってもさまざまな種類があります。この本でも指摘されていますが、単線的ではなく、越境労働者のような一日単位の短期的な往来をする人たちにも注目する必要があると思います。

こうしたことから、国境が非常に重要な境界線になるときに、ならないときがあることに注視することが必要になってくると思います。

二点目として、第一次世界大戦が移民の転換点かという清水さんからのご指摘についてです。スイスの場合、まさしく第一次世界大戦は大きな画期です。19世紀後半に都市

を中心に非常に工業が発達したスイスでは、外国人労働者を受け入れたことで、外国人が急増します。1850年には2.9パーセントだった外国人の割合が、1910年には14.7パーセントまで増える中で、第一次世界大戦以前は市民権を付与して外国人をスイス人にするという対応が検討され始めます。外国人を政治的なネーションに包摂させ、その数を減らそうとするのです。

しかし、第一次世界大戦勃発以降、外国人に対する警戒心が高まり、スイス人になれる人と出来ない人の線引きが行われるようになりました。1917年に連邦外国人警察が設置されて、外国人管理が強化されました。この管理の対象になったのが、東欧ユダヤ人、脱走兵、兵役拒否者、ポリシェヴィキでした。これ以降、スイスは外国人を管理するという方針をとるようになり、第二次世界大戦中にはユダヤ人を政治難民として受け入れず、二万人以上のユダヤ難民を国境で追い返しました。こうしたことから第一次世界大戦が移民の転換点になったという清水さんのご指摘とおりのと思います。

三点目に「外国人過多 (Überfremdung)」という概念についてご指摘いただき、ありがとうございます。これは私の研究の出発点でもあります。外国人過多という訳語は、増谷先生と相談して決めました。この語は「外国人過剰」と訳されることもありますし、「外国人からの過度の影響」と訳されることもあります。

皆さんもご存知かもしれませんが、この言葉は1993年にドイツで粗悪語にも選ばれています。スイスでは、1900年頃にこの概念が使われ始めたと言われています。この背景には、先ほどお話ししたように、外国人に関する議論で数が増えているから減らそうという上層の人たちの議論がありました。うまく行きませんでした。その理由は、市民権が *Heimatrecht* (居住権) と関わっているということがありました。市民権と一緒に「居住権」は救貧と関係していました。居住権を持つ人が窮地に陥ったときには経済的な支援が必要になりますが、支援の権限を持つ地方自治体はお荷物になるような外国人の大量受け入れに反対してうまくいきませんでした。

第一次世界大戦後に行われた「外国人過多」の議論では、スイスに受け入れられる者と受け入れられない者の線引きが焦点になりました。この概念は非常に伸縮性があるため、何が外国人過多の状態、よそのもの (*Fremd*) とはだれなのかということは議論されないまま使われていきました。その後、1960年代と70年代にイタリアから労働者が来たときに再び外国人過多に関する議論がありました。

最近粗悪語に選ばれたためか、この言葉は使われず、代わりに「*Massenmigration*」や「*Masseneinwanderung*」、つまり「大量の移民」という言葉で語られることが多くなりました。ただ、スイスの場合は、ほとんどの外国人が

EU か EFTA 加盟国から来ているため、いわゆる非常に異質なものを持っている人は少ないと言えますが、そのような人たちが現れた場合、攻撃の対象になります。

そして、北岡さんからは、その外国人労働者の歴史における移民の利用という鋭いご指摘がありました。本書はやはりマジョリティーがマジョリティーに向けた歴史叙述なので、反省すべき点が含まれていると私は思います。当時は当然のことのように行われていたことが、現代的な視点からみれば外国人の排除と搾取であることが、おのずと含まれている叙述になっていると思います。

それと併せて、送り出し国でもあったという視点も必要だというご指摘がありました。送り出された人たちが移民先でどう扱われたかまでは本書で叙述されていません。例えば、スイスで最近話題にされるのは、ウクライナにワイン農家として移住した人たちについてです。その人たちはとうの昔にソ連軍によって追放されてしまい、他の場所に移住しているにもかかわらず、ウクライナには実はスイスの農民たちがつくった素晴らしいワイン農家の文化が根付いており、そこが今や侵害されそうになっているといった語りがなされることがあります。非常にポジティブに語られていますが、実はワイン農家の人たちも移民先で外国人排除などを経験しているかもしれないため、そうした両面を並列して語らないと、なかなかバランスのいい語りにならないと、先ほどの北岡さんのお話を聞いていて思いました。以上、取りあえずお返しいたします。ありがとうございます。

川喜田 穂山さん、ありがとうございます。論点をつなぎながら析出していただいたことで、だんだんに議論の焦点が見えてきたように感じます。今日は、多くの方が議論をここまでお聞きくださっています。評者、訳者のどちらに対してでもかまいませんので、何かご質問やコメントなどのご発言の希望がある方は挙手をお願いいたします。今、北岡さんから手が挙がりましたのでよろしくお祈いします。

北岡 先ほど鈴木さんからご質問いただきましたので簡単にお答えいたします。鈴木さんからいただいた質問は、ドイツのマジョリティー側がマイノリティーの表象をこれから劇場でどう敷衍させていくかというものだったでしょうか。

鈴木 ありがとうございます。趣旨はそうですが、北岡さんが報告で取り上げてくださった、作品、演劇がどのように受容されているのか、どう社会に影響を与えているのかについてもう少し詳しく伺いたいと思いました。

北岡 ありがとうございます、最初にお見せしたハンプルク版『庇護に委ねられた者たち』という俳優と難民が同じステージに立つ演出は、非常に高く評価されました。その理由は、このような作品が公共劇場で上演されたということにあります。公共劇場は収入の八〜九割程度を税金が占めており、そこで働く人は基本的に公務員扱いです。演目はヨーロッパ文学、とくにドイツ文学中心であり、外見が「ヨーロッパ的」であるドイツ語母語話者を専属俳優として多く雇用する傾向があります。その中で演劇的に素人のアフリカ系難民を舞台に上げ、彼らに自身の逃避経験を語らせたことで、彼らの「生の声を伝えた」として非常に高く評価されました。

しかし、この演劇があまりにも話題になり過ぎたために、その後ドイツ演劇界では、難民問題を扱う際には必ず難民を舞台に上げるべきではないか、難民と経験を共有していない俳優が難民を代理して演じることは難民の仕事と立場を奪ってしまうのではないかと、といった議論がなされました。そしてさらに時間が経つと今度は、難民を正規に雇用せず上演の間のみ雇うことは当事者性・他者性の一時的な「利用」ではないかという議論も起こるようになります。

『庇護に委ねられた者たち』の一年後に上演されたのが次にお見せしたハンプルク版『夢の船』ですね。この作品でもアフリカ系の人々が難民として舞台に上がりましたが、この演出で難民は、ドイツ人を脅かす存在として表されました。「こんなふうには難民を描くことは許せない」ということでたくさん批判された上演です。しかしよく見てみると、悲惨な境遇について難民が語ることを無意識的にいつも期待するようになってしまった観客を、敢えて挑発的な難民のイメージで裏切り、ドイツ演劇界の難民との向き合い方を自己批判するような作品でした。残念ながら難民表象が差別的であるということであり学術的に研究されませんでした。とても重要な作品だと思います。

それ以降、公民館やカフェといった劇場の外で難民が自分たちで組織して行うような演劇、あるいは劇場や俳優と一緒にやるのではなく、一般市民と協力しながら行う演劇実践が数多く登場しました。

これは先ほどの「統合」と「同化」の話と関係します。最近ではインターカルチュラル（interkulturell）ではなく、トランスカルチュラル（transkulturell）な演劇実践が求められるようになってきています。インターカルチャーというのは、もともと「ドイツ的なもの」とか、「ドイツの主導文化（Leitkultur）」とか、「均質な文化」が存在するとした上で、それらに対して「異質なものを」接続し、対話や交流による歩み寄りを期待するものです。インターカルチュラルな実践は、長らくドイツの移民教育や演劇教育が目指してきたものであり、移民のドイツ社会・文化への

「統合」や「同化」を期待したものでした。しかし、最近では、「均質な文化」なるものがそもそも存在しないとした上で、一人一人が個別の特性を持つことを認め、個人同士が交流してその多様性を認め合う、よりトランスカルチュラルなパフォーマンスを作ろう、といったことが演劇では目指されるようになっていきます。

こうしたトランスカルチュラルな試みは、本来「均質なドイツ文化」を呈示する場である伝統的な劇場では不可能である、というような議論もあります。そのため最近では難民と一緒に演劇、あるいは難民が自ら実践する演劇は、常設の劇場からは遠ざかっています。

先ほど東風谷さんからリプライをいただきましたが、本書で使用されている「同化」とか「統合」という言葉が、そもそも国民国家を均質なものとして捉えずにいたいとするバーデの主張とあまり合っていないのではないかと思います。「同化」や「統合」は「プロセス」であるとは書かれているけれども、そもそも「同化」と「統合」というものは、受け入れ側が均質であるという前提の上で成り立つ言葉だと思います。まあこのコメントはバーデに言うべきかもしれません。

まとめてリプライさせていただきました。皆さん、いろいろコメントいただきましてありがとうございます。

川喜田 北岡さん、どうもありがとうございました。今、北岡さんに、リプライから得た刺激について語っていただきました。同じような形で、例えば、転換点としての第一次世界大戦という論点は、リプライの中でも出てきましたが、清水さんとしてはいかがでしょうか？本日のリプライと議論全体をお聞きになって、最後に何かこの場に提起しておきたいメッセージがありましたら、ぜひご発言いただきたいと思います。

清水 ありがとうございます。第一次世界大戦と国境の変動も、かなり連動する問題かと思いました。書評会ということで私もいろいろ疑問を投げようということだったのですが、たくさんのご意見くださり本当にありがとうございます。私もやはり第一次世界大戦を一つの転換点と見て間違いなかったということで、少し安心しております。それから東風谷さんからリプライでもいただきましたが、国民国家というイデオロギーが急進化したという視点が非常に重要だと思います。国民国家を現象としてではなくて、イデオロギーとして捉えようとするれば、ヨーロッパ史全体についても、移民／難民についても、見直しする余地がかなり出てくると思います。

国境変動のないスイスにとっても、第一次世界大戦は一つの転換点でしたが、これはスウェーデンにも当てはまります。スウェーデンは1914年に「国外退去法」を作ったこ

とで、中立国でありながらも第一次世界大戦のあおりを受けています。それならば鈴木さんにコメントいただいたように、共通項としての第一次世界大戦も移民史のコンテクストに、十分導入され得ると思います。

そのためヨーロッパ史を第一次世界大戦から見直してみると、全ての根拠やはり第一次世界大戦ではないかと思えます。今回の書評会も踏まえて、もし別の所で、「あなたは国際政治学者として、世界史およびヨーロッパ史の転換点と、現在のさまざまな国際問題の出発点はどこだと思えますか」と聞かれたら、私は躊躇せずに第一次世界大戦とその帰結であると答えると感じています。

次にヨーロッパ内の移民とヨーロッパ外の移民についてですが、どこから来たかだけでなく、最近ではヨーロッパをどのように表象するかという問題もあります。この辺の社会現象をもう一度見直すにあたって、あるいはこれから新しく近現代ヨーロッパ政治史もしくは移民を研究したい人にも、本書を間違いなくお薦めしなければいけないと感じました。この度は、大変興味深い本を読ませていただきました。貴重な機会いただきまして、ありがとうございました。

川喜田 清水さん、どうもありがとうございました。衣笠さんにコメントの最後で提起していただいた、国境自体が人の頭を越えていくという現象には、かなりの方が関心を持っていることが分かりました。私も非常に面白いと思ったのですが、その点も含めて、本日の全体の議論をお聞きになっていかがでしょうか。

衣笠 ありがとうございます。まず、第一次世界大戦が画期だという点について、付け加えさせてください。僕もそうした議論に全く異論ありません。もう少し細かく言うと、僕の研究は第一次世界大戦後の話で、特に博士論文で第一次世界大戦後の混乱期について扱っています。この意味で言うと、画期になったのは第一次世界大戦そのものではなくて、第一次世界大戦直後の時代ではないかと思えます。それはなぜかという、最近翻訳されたローヴェルト・ゲルヴァルトの著書『敗北者たち』でも書かれているように、やはり1917年のロシア革命から相対的安定期の始まる24年までの時代は非常に重要です。こうした文脈の中で戦間期の枠組みは設定されていくことになりました。先ほど The Great War という話が出ました。実は僕は博論の中でこの The Great War の後の時代をポスト大戦期と呼んで、その時代こそが現代の画期だと主張しているのです。

清水さんの議論の中で国民国家も出てきたので、付け加えたいのですが、国民国家はイデオロギーだというのはまさにそのとおりです。特に戦間期においては、実態というよりは、イデオロギーでした。その時期について藤井さん

は僕よりよくご存じだと思うのですが、ピーター・ジャドソンなどの議論を篠原琢さんが紹介されていますけど、スモール・エンパイア（小さな帝国）論が最近では日本でも導入されてきています。

つまり帝国が崩壊した後に東欧と中欧に出現した国民国家は、実は国民国家ではなくて、実態としては帝国だったとみなされるのです。それらは小さな帝国であり、その中でマイノリティを抱えながら、どう運営していくかが問題だったという新しい議論が登場してきています。だからこそ実態とイデオロギーを分けて考えなくてはならないということに強く同意します。そのため国民国家イデオロギーに移行していく画期が第一次世界大戦、もしくはポスト大戦期であって、第二次世界大戦もしくはその後の住民移動などによって、強制的に国民国家に実体が伴ってくるということになると考えています。

もう一点は、今のウクライナの戦争についてです。ここでもやはりポーランドがかなり重要で、実はちょうど一年前のポーランドは難民を歓迎していませんでした。まさにウクライナの戦争の直前でしたが、中東からの難民問題が発生したときに、ポーランドは基本的に受け入れを拒否する姿勢を取ったわけです。ベラルーシとの国境で放水したりして難民の入国を拒否しました。それが、ウクライナ戦争が起こると一気に70万から100万人くらいの難民をポーランドは受け入れています。

これが何を意味するのかについての現代的な観点は大切だと思います。既に議論になっていますが、何を基準にして包摂し、何を基準にして排除していくのかということが一つの論点になってきます。それに対してドイツは2015年の難民が来たときから「歓迎の文化（Willkommenskultur）」と言って歓迎してきました。これは佐藤成基さんの言うホロコースト・アイデンティティが関わっているのかもしれませんが、そういう過去の経験からそれを生かしていこうというドイツの姿勢があり、メルケル政権時代には相当程度排除に反対していたということは本の中で書かれています。

とはいえやはりドイツを見ることによって中東欧の国々とドイツの間での難民に対するアンビバレントな姿勢が際立ってくるような気がします。この辺りは、特に民主主義を考える上で重要なポイントだと思います。少し長くなりましたが、以上です。

川喜田 どうもありがとうございました。評者の皆さんから、本日の大事な論点についてのコメントを改めて伺いました。訳者の皆さんから何かまた付け加えたいことがあるようでしたら、ぜひ伺っておきたいと思っておりますけれども、大丈夫でしょうか。よろしいようでしたら、そろそろ会としてはまとめる方向に向かっていきたいと思っております。

本日は、コメントをしてくださった評者の方々も、訳者としてご参加いただいた方々も、どちらかといえば若いほうの世代に属されます。いろいろな分野からお呼びしたということもあって、なかなか面白い議論ができたと思っております。もう少し時間があれば、私も参戦したいところでした。

例えば、北岡さんからご指摘のあった、誰が語るのかという視点の問題、清水さんが提起された第一次世界大戦とその後の時期がもつ大きな意味という問題、衣笠さんらご指摘のあった国境の問題、そして、われわれがこうした問題を考える上で、今、大きくのしかかっているウクライナという問題。いずれもそれぞれに学びを得ることのできる内容だと私は思いました。

それでは最後にこの書評会を主催したドイツ・ヨーロッパ研究センターの元センター長であり、現・副センター長でいらっしゃる石田勇治先生より、閉会のごあいさつをいただきます。石田先生、どうぞよろしく願いいたします。

* * * * *

【閉会挨拶】

こんにちは。皆さんの素晴らしい議論を画面越しに嬉しく拝見・拝聴しておりました。登壇者の皆さんはどなたもよく練り上げられた、そして的を射たお話をして下さり、感謝に堪えません。

クラウス・J・バーデの著作を何らかの形で出版したいという増谷先生の思いはかなり前からあったように思います。私の記憶では、1990年代の半ば、外語大がまだ北区西ヶ原にあった頃ですが、増谷先生の研究室のテーブルにバーデ編による „Deutsche im Ausland“ という大部の論文集が置いてあったことを覚えています。

あの頃も、今とは少々異なる文脈ですが、難民問題が喫緊の政治的課題になっていました。ドイツ統一の直後でしたが、冷戦構造の崩壊とともに流入する難民に対する住民の不安や反発が、暴力の発露という形で現れたのです。ゾーリンゲンやロストックなどで難民が襲われ、その住まいに火が放たれ、難民の命が絶たれるという痛ましい事件が起きました。この文脈で、戦後ドイツが大切にしてきた庇護権（基本法16条）のあり方をめぐる議論が高まり、最終的にその制限へ繋がったことを覚えています。

それから30年近くたちましたが、「人の移動」に伴う難問は現代ドイツの政治、社会、文化の様々な側面に影を落としています。実は、「人の移動」をテーマにした当研究センターのイベントは、今回が初めてではありません。一昨年秋に、川喜田さんが編者の一人を務められた論文集

『引揚・追放・残留：戦後国際民族移動の比較研究』（名古屋大学出版会）の刊行記念シンポジウムを開催いたしました。この本は、日本、アジア・太平洋、ヨーロッパにおける第二次世界大戦後の国際的人口移動の研究という非常に大きな射程をもつものでした。本日のイベントはこれに連なるものです。

今回、当研究センターが、ヨーロッパを対象に「人の移動」関連のシンポジウムを開催できたことは、今後につながる貴重な経験になったと思います。ドイツ、オーストリア、スイスなどドイツ語圏といっても、共通点だけでなく、国民国家形成の過程でそれぞれの特性が生じ、その特性に応じた政策論争があることも比較を通して分かってきました。当研究センターは、ドイツ一国だけでなく、ヨーロッパ近隣諸国との学術交流、研究対象の広がりを追求するべきでしょうが、同時にドイツ語圏というまとまりも強く意識しなければならないと思います。

幸い当研究センター関係者の中に、穂山さんや鈴木さんのように、まさにドイツ語圏の研究を専門にされている方がいらっしゃいますので、引き続き、いろいろなところで、研究成果を結び付けてくださればありがたいと思います。

さて、本日のお話で多くの皆さんが指摘されていましたが、第一次世界大戦が重要な転換点という点、私もその通りだと思います。第一次世界大戦とその戦後処理の中から、次の時代の形が出てきました。これが種々の問題を孕んでいたことが、次の戦争を招来したわけですが、同時に、現在の世界の難民問題やロシアのウクライナ侵攻を考える際のひとつの原点として、第一次世界大戦とその直後の時期は非常に重要だと思います。

最後に、移民に関してオーストリアの国民的作家シュテファン・ツヴァイク（1881～1942）を引き合いに出してお話を終えたいと思います。北岡さんもよくご存知だと思いますが、彼は『昨日の世界』という本を書いています。この本については、第一次世界大戦の前の時代を懐かしく描いているという誤解がありますが、そうではありません。ウィーン生まれのユダヤ人であるシュテファン・ツヴァイクは、ユダヤ人としてのアイデンティティーを持ち、よく知られているようにコスモポリタンで平和主義者でもありました。そのためナチに迫害されるわけですが、同時にオーストリア人という自覚を強くもつようになります。そういう意味で、彼は戦後のオーストリアのアイデンティティーにつながるような人物です。

ツヴァイクの『昨日の世界』には、パスポートに纏わる話がでてきます。ツヴァイクは、パスポートが制度として導入されたのは、第一次世界大戦の後だと主張しています。彼は大战前に世界中のあちこちへ出かけた人ですが、パスポートのような代物は見たことがなかったと言ってい

ます。このことを後に若い人たちに話しても信じてもらえなかったとも書いています。パスポートが入国管理強化の道具になってしまったというわけです。

ツヴァイクは、オーストリア社会民主党の共和国防衛同盟の「二月蜂起」(1934年2月)に関連して弾圧され、イギリス、その後アメリカに亡命。そしてブラジルで再婚相手の妻とともに自殺を遂げるという波乱万丈の人生を送りました。大変な人気作家で大きな影響力を持つ文学者ツヴァイクが、亡命を強いられ、その体験を踏まえて描いたものが『昨日の世界』という回想文学でした。亡くなる前にこれだけは書きとめたいという意味によって書かれたもので、データも乏しい中で執筆されたために史実に合っていない記述もありますが、同時代人の目を通してこの時代を考えることができる、歴史家にとっても興味深い作品です。

本筋から離れた話をしてしまいましたが、最後に登壇者の方々をはじめ、さまざまな形で参加してくださった皆さんに心より感謝を申し上げます。

川喜田 石田先生、どうもありがとうございました。最後にまた新たな燃料が投下されたのでいろいろと刺激されて、言いたいことが出てきてしまいました。今日は第一次世界大戦とその転換点としての重要性が話の焦点になりました。逆にあまり議論されなかったのは、とくに19世紀以降、近代国家による国民の管理がイデオロギー的にも制度的にも整っていく道筋における連続の側面だと思います。

穂山さんがおっしゃっていた救貧、すなわち誰が貧者を救う義務があるのかという問題、「庇護権」という考え方の登場、19世紀後半以降のナショナリズムの強まりがマイノリティに対する扱いと人の移動に与えた影響、加えて今、石田先生がおっしゃった入国管理とパスポートの問題などは、いずれも19世紀以降の展開を長い連続性の中で捉えていくうえで重要な鍵を提供してくれるものと思います。

懐かしい顔が多いので、だんだんにゼミで議論をしているような気分になってきました。名残は尽きませんが、以上をもちまして本日の書評会は閉会となります。本日は、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターの催しにご参加いただきまして、誠にありがとうございました。次の催しでまたお目に掛かれますことを楽しみにしております。どうもありがとうございました。

(了)

執筆者紹介／Contributors

松本尚子 東京工科大学メディア学部 兼任講師

Naoko MATSUMOTO, Lecturer, School of Media Science, Tokyo University of Technology

狐塚祐矢 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 博士課程

Yuya KOZUKA, Doctoral Student, Department of Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

福原優策 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 博士課程

Yusaku FUKUHARA, Doctoral Student, Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

速水淑子 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 准教授

Assoc. Prof. Dr. Yoshiko HAYAMI, Area Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

峯沙智也 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター 特任助教

Project Asst. Prof. Dr. Sachiya MINE, Center for German and European Studies, Institute for Advanced Global Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

鶴田奈月 東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻 博士課程

Natsuki TSURUTA, Doctoral Student, Interdisciplinary Cultural Studies, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

中村美里 東京大学附属図書館情報サービス課資料整備チーム係長

Misa NAKAMURA, Assistant Manager, Material Maintenance Team, Information Service Section, The University of Tokyo Library System

石原あえか 東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻 教授

Prof. Dr. Aeka ISHIHARA, Language and Information Sciences, Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

衣笠太郎 神戸大学大学院国際文化学研究所 講師

Dr. Taro KINUGASA, Lecturer, Graduate School of Intercultural Studies, Kobe University

北岡志織 大阪大学大学院人文学研究科 講師

Shiori KITAOKA, Lecturer, Graduate School of Humanities, Osaka University

清水謙 立教大学法学部政治学科 兼任講師

Ken SHIMIZU, Part-time lecturer, Department of Politics, College of Law and Politics, Rikkyo University

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター 『ヨーロッパ研究 (European Studies)』論文・研究ノート募集

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センターの研究紀要『ヨーロッパ研究 (European Studies)』(電子ジャーナル)の2025年1月刊行予定号に掲載する電子ジャーナル論文、研究ノート、その他(翻訳・史料紹介・書評等)を以下の要領で募集します。

『ヨーロッパ研究 (電子ジャーナル)』募集要領

1. 執筆資格

- 1) 東京大学大学院に籍を置く学生ならびに教員。
- 2) その他、ドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会が適当と認めた者。

2. 投稿論文等の提出

- 1) 投稿希望者は2024年7月19日(金)15時までに journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp 宛にデータを Microsoft の Word 形式で送付すること。
- 2) 7月22日(月)夕方までに受領確認のメールが届かない場合には、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで問い合わせること。
- 3) 匿名査読のため、論文等の表紙は本体とは別にし、題目(日本語と英語の題目は必須、ドイツ語、フランス語で本文もしくは要旨が書かれている場合には該当言語でも明記すること)、氏名、所属、指導教員名(学生の場合)、住所、電話番号、メール・アドレス、欧文(日本語)校閲者、文字数(脚注、文末脚注、図表およびスペースを含める)を明記すること。論文本体には、以上のうち題目のみを記載すること。
- 4) 論文・研究ノートには必ず要旨を付ける。要旨は論文・研究ノートの本体が日本語の場合には英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語で、論文・研究ノートが上記のヨーロッパ言語の場合には日本語で書くものとする。要旨にも該当言語での題目をつけること。
- 5) 欧文で執筆する論文等並びに要旨は必ず然るべきネイティブ・スピーカーの校閲を経ること。欧文校閲者の名前と身分を必ず表紙に明記すること。なお、日本語が母語でないものが日本語の論文等並びに要旨を執筆するさいも、表紙に日本語校閲者を明記すること。

3. 論文の条件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 論文の長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合、20,000字以上28,000字以内、欧文の場合、6,000ワード以上8,000ワード以内とする。特に、上限字数については厳守すること。上限字数を越える原稿は審査の対象外となることがある。また、匿名査読のため、論文本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 論文要旨の長さは、邦文については1,600字、欧文については800ワード以内とする。

-
4. 研究ノートの条件
 - 1) 未発表のものに限る。
 - 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
 - 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
 - 4) 研究ノートの長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合16,000字以内、欧文の場合には4,500ワード以内とする。字数を厳守すること。また、匿名査読のため、研究ノート本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
 - 5) 研究ノートの要旨の長さは、邦文については800字、欧文については400ワード以内とする。

 5. その他（翻訳・史料紹介・書評等）の条件
 - 1) 未発表のものに限る（ただし既発表の論考を翻訳掲載することは妨げない）。
 - 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
 - 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。

 6. 論文等の審査
 - 1) 論文等の採否はドイツ・ヨーロッパ研究センターが決定し、審査結果は9月下旬までに連絡する予定である。
 - 2) 審査の結果、書き直しを求める場合がある。
 - 3) ドイツ語、英語で執筆された論文、ドイツ研究、ドイツに関連したヨーロッパ研究、ヨーロッパ全体にかかわる研究にかんする論文が、掲載にあたって優先される。
 - 4) 論文等が採用された場合、10月から12月にかけて校正を行う必要があるので、留意すること。掲載が認められても校正時に連絡が取れない場合、不掲載となることもある。

 7. 問い合わせ先および原稿送付先
東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター
153-8902
東京都目黒区駒場3-8-1 9号館3階313号室
TEL/FAX 03-5454-6112
E-Mail: journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp

*補足

1. 東京大学学術機関リポジトリ（UTokyo Repository）での公開
本誌に投稿された論文は、東京大学学術機関リポジトリ（UTokyo Repository）での公開を原則とします。掲載された論文のインターネット上での公開を望まない場合、事前に編集委員会までお申し出ください。

ヨーロッパ研究 第23号
European Studies Vol.23
ドイツ・ヨーロッパ研究センター

GEFÖRDERT DURCH



Auswärtiges Amt



Deutscher Akademischer Austauschdienst
German Academic Exchange Service

2024年1月31日 発行

発行 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構
ドイツ・ヨーロッパ研究センター
東京都目黒区駒場3-8-1

製作 株式会社 白峰社
東京都豊島区東池袋5-49-6

ヨーロッパ研究 23

DESK

Zentrum für Deutschland- und Europastudien, Universität Tokyo, Komaba
Center for German and European Studies
Institute for Advanced Global Studies
Graduate School of Arts and Sciences
The University of Tokyo